

第一部
知多市地域防災計画

地震・津波災害対策計画

目次

<第一編 総則>

第1章 計画の目的と構成等	1
第1節 計画の目的と理念	1
第2節 計画の性格及び基本方針	3
第1 国、県の防災計画及び防災業務計画との関係	3
第2 知多市地域強靱化計画との関係	3
第3 他の計画との関係	3
第3節 計画の構成	4
第1 計画の構成	4
第2 計画の修正	5
第3 計画に関する周知と習熟	5
第2章 本市の特質と災害要因	6
第1節 自然的条件	6
第1 本市の地形	6
第2 本市の地質	6
第2節 社会的条件	9
第1 建物	9
第2 人口	9
第3 危険物及び危険箇所	9
第3節 過去の災害と被害予測等	10
第1 水害	11
第2 液状化災害	11
第3 地震動災害	11
第4 各コミュニティごとの防災上の留意点	11
第5 活断層での被害予測	19
第6 南海トラフ地震の被害予測	19
第7 想定地震	22
第8 減災効果	22
第4節 本市での基本理念及び重点を置くべき事項	29
第1 防災の基本理念	29
第2 重点を置くべき事項	30

第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	32
第1節 実施責任	32
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	33
第1 市	33
第2 愛知県	34
第3 愛知県知多警察署	35
第4 指定地方行政機関	36
第5 自衛隊	37
第6 指定公共機関	37
第7 指定地方公共機関	39
第8 一部事務組合等	39
第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	39
第3節 組織	41
第1 防災会議	41
第2 災害対策本部	41
第3 現地災害対策本部	41

<第二編 災害予防計画>

第1章 防災協働社会の形成推進	43
第1節 災害に強い地域・体制づくり	43
第1 災害に備え冷静に対処できる市民・地域・企業づくり	43
第2 災害発生後の迅速な応急対策活動を展開できる体制づくり	43
第3 消火・救助・救援体制の充実と市民の助け合い	44
第2節 防災協働社会の形成推進	45
第1 地域における防災活動の継続的な推進の枠組みづくり	45
第2 災害被害の軽減に向けた取組	45
第3節 防災生活圏	46
第1 防災生活圏	46
第2 地区防災生活圏	46
第3 市民等の基本的責務	46
第4 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進	47
第4節 自主防災組織の育成及びボランティアへの支援計画	48
第1 自主防災組織	48

第2 企業	49
第3 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進	49
第4 防災リーダー	49
第5 ボランティア	49
第5節 企業防災の促進	51
第1 企業の取組	51
第2 企業防災の促進のための取組	52
第2章 建築物等の安全化	53
第1節 建築物耐震推進計画	53
第1 公共建築物の耐震性の確保・向上	54
第2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行	54
第3 建築物耐震改修促進計画	54
第4 一般建築物の耐震性の向上・確保	55
第5 都市建築物の防災対策	56
第6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備	56
第2節 公共施設安全確保整備計画	57
第1 道路施設	57
第2 海岸・河川・港湾	59
第3 上水道	60
第4 下水道	61
第5 農業用施設	62
第6 電力・ガス施設	62
第7 通信施設	64
第8 鉄道・バス	67
第9 教育施設、保育園等社会福祉施設及び文化財等	68
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	69
第4節 地震防災緊急事業五箇年計画等	72
第1 地震防災緊急事業五箇年計画等	72
第2 その他の事業	72
第3章 都市の防災性の向上	73
第1節 災害に強い都市づくり	73
第1 災害による被害を発生させない都市づくり	73
第2 安全ゾーンを持つ都市づくり	73
第3 防災施設・設備等の整備・強化	74

第4 要配慮者に配慮した都市づくり	74
第2節 都市防災化計画	75
第1 防災生活圏を軸としたまちづくりのイメージ	75
第2 燃えにくい市街地の整備	76
第3 オープンスペースの確保	77
第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	78
第1節 地盤災害予防計画	78
第1 土地利用の適正誘導及び宅地造成の規制誘導	78
第2 宅地造成地における工作物の安全性確保	78
第3 液状化対策の推進	79
第4 土砂災害の防止	79
第5 地震発生時の防災パトロール	81
第6 被災宅地危険度判定の体制整備	81
第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	82
第1節 避難に関する計画	82
第1 緊急避難場所、避難所の位置付けの概要	82
第2 緊急避難場所の確保	83
第3 避難所の整備	84
第4 避難道路の確保と交通規制	88
第5 避難誘導體制の整備	88
第6 避難に関する意識啓発	89
第7 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	90
第8 情報伝達体制の整備	91
第9 職員の派遣（派遣職員）	91
第10 学校等における対策	91
第11 その他の公共施設等における対策	93
第12 その他	93
第2節 要配慮者の支援対策に関する計画	94
第1 要配慮者の避難行動円滑化のための取組	94
第2 避難行動要支援者データベースの作成及び活用	94
第3 地域ぐるみ応援体制の構築	98
第4 避難所における要配慮者との円滑なコミュニケーションの確保	98
第5 安否確認のためのシステムの確立	98
第6 社会福祉施設等の建築物の耐震性強化等	98

第7 社会福祉施設等における行動マニュアルの整備と備蓄の推進	98
第8 社会福祉施設入所者のための近隣市町との相互応援協定の締結	99
第9 外国人等に対する防災対策	99
第10 子育て支援の拠点整備	99
第11 帰宅困難者対策	99
第6章 火災予防・危険性物質の防災対策	101
第1節 火災予防対策計画	101
第1 火災予防の徹底	101
第2 消防力の整備強化	102
第2節 危険物質・有毒物等対策計画	104
第1 危険物施設防災対策計画	104
第2 高圧ガス大量貯蔵所防災計画（県）	105
第3 毒物劇物取扱施設防災計画（県）	105
第7章 津波予防対策	106
第1節 津波対策計画	106
第1 津波の想定	106
第2 津波に関する情報の収集、伝達	106
第3 事前対策	107
第2節 津波からの防護のための施設の整備等	109
第1 公共施設（海岸・河川・港湾）の安全確保	109
第2 津波防災事業の推進	109
第3節 避難対策等	111
第1 津波危険地域の指定	111
第2 関係地区住民への周知	111
第3 津波防災体制の充実	112
第4 避難受入活動	112
第5 県への連絡	112
第6 津波対策の啓発	113
第7 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者の措置	113
第8 津波災害警戒区域の指定に係る事項	113
第8章 広域応援・受援体制の整備	114
第1節 広域的な相互応援体制づくり	114
第1 広域的相互応援体制の形成	114

第2 ボランティアへの支援とボランティア組織との連携強化	114
第2節 広域応援	115
第3節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	117
第4節 救援・救助活動を円滑に行うための施策	119
第1 輸送	119
第2 給水	119
第3 救助・救急活動対策	120
第4 医療対策	120
第5 ごみ・瓦礫 ^{がれき} 処理対策	121
第6 し尿処理対策	122
第7 公衆衛生対策	122
第8 住宅対策	122
第9 教育対策	124
第10 その他	124
第9章 防災訓練及び防災意識の向上	125
第1節 防災訓練	125
第1 総合防災訓練	125
第2 図上訓練等	126
第3 通信連絡訓練	126
第4 津波訓練	126
第5 参集訓練	126
第6 広域応援訓練	127
第7 防災訓練の指導協力	127
第8 防災訓練に伴う交通規制	127
第9 訓練の検証	127
第10 防災生活圏等における取組	127
第2節 大規模な地震に係る防災訓練計画	128
第3節 南海トラフ地震に係る防災訓練計画	130
第4節 防災思想・防災知識の普及計画	132
第1 市民に対する普及計画	132
第2 児童・生徒・PTAに対する普及計画	133
第3 市民に対する地震教育	134
第4 自動車運転者に対する地震教育	135
第5 家庭内備蓄等の推進	136

第6 地震保険の加入促進	136
第7 職員に対する防災教育	136
第8 防災意識調査及び地震相談の実施	137
第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	138
第6節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	141
第1 災害対策本部用物資の備蓄	141
第2 災害対策活動用物資・機材の備蓄	141
第3 防災施設等の整備	141
第4 公的機関の業務継続性の確保	141
第5 応急活動のためのマニュアルの作成等	142
第6 人材の育成等	142
第7 報道用スペースの設置	142
第8 職員の迅速な参集体制の整備	142
第9 防災用拠点施設の整備	143
第10 情報の収集・連絡体制の整備	143
第11 救助・救急に係る施設・設備等	143
第12 被災者への的確な情報伝達体制の整備	143
第13 物資の備蓄、調達供給体制の確保	144
第14 罹災証明書の発行体制の整備	144
第7節 復興活動のための取組	145
第1 各種データの蓄積・保全と効率的活用	145
第2 復興対策の研究	145
第10章 震災に関する調査研究の推進	146
第1 調査研究体制の整備	146
第2 防災に関する資料の収集及び分析	146
第3 調査研究の対象となる事項	146
＜第三編 災害応急対策計画＞	
第1章 初動体制の確立	149
第1節 活動の時間的な流れ	149
第1 活動の内容と体制	149
第2 活動の時間的な流れ	150
第3 活動に当たっての留意点	153
第2節 地震発生直後の役割と行動	155

第1 役割分担	155
第2 非常配備	156
第3 非常参集	157
第3節 災害対策本部の設置	159
第1 役割分担	159
第2 災害対策本部	159
第3 部別事務分掌	163
第4 派遣職員	167
第5 現地災害対策本部の設置	167
第2章 通信の運用	169
第1節 通信手段の確保	169
第1 役割分担	169
第2 災害発生時における通信連絡手段	169
第3 通信手段の運用	170
第4 その他の通信連絡手段	172
第5 通信連絡の原則	172
第6 通信時の留意事項	172
第3章 情報の収集・伝達・広報	173
第1節 情報伝達に関する計画	173
第1 地震情報等の情報伝達系統	173
第2 情報伝達体制	175
第2節 被害情報等の収集・伝達活動	178
第1 役割分担	179
第2 初期被害情報の収集・伝達活動	180
第3 一次被害情報の収集・伝達活動	183
第4 二次被害情報の収集・伝達活動	184
第5 住家等被害認定調査	185
第6 被災者への情報伝達活動計画	190
第7 市民等からの問い合わせに対する対応計画	193
第8 被災者台帳の整備	194
第4章 応援協力・派遣要請	195
第1節 防災関係機関の連携	195
第1 役割分担	195

第2 連絡先	195
第3 市内各機関との連携	196
第4 広域的な応援体制	197
第5 自衛隊の派遣要求	199
第6 海上保安庁の応援要請の依頼	202
第7 ヘリコプター応援要請計画	202
第8 災害放送の要請	203
第9 海外支援の受入れ	204
第10 災害救助法及び激甚災害法の適用	205
第11 他の市町村への職員派遣	209
第2節 義援金・救援物資等の募集配分計画	211
第1 役割分担	211
第2 義援金の募集及び配分	211
第3 救援物資の募集及び配分	212
第3節 ボランティアの受入計画	214
第1 役割分担	214
第2 ボランティア班及び災害ボランティアセンター	214
第3 ボランティアの受入れ	215
第4 ボランティア活動への支援	215
第4節 受援体制の整備に関する計画	217
第1 受援体制の整備	218
第2 南海トラフ地震等発生時の受援計画	218
第3 訓練、検証等	218
第4 受援活動の実施	219
第5 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	219
第5章 救助・救急活動	220
第1 役割分担	220
第2 救助・救急活動の実施	220
第6章 消防活動	223
第1節 消火活動	223
第1 役割分担	223
第2 初期消火活動体制の確立	224
第3 消防活動の基本方針	224
第4 初動活動	225

第5 火災防御活動の基本方針	226
第6 避難誘導要領	227
第7 応援協力	228
第8 消防用資機材	228
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	229
第1節 医療活動	229
第1 役割分担	229
第2 災害発生時救急医療の全体システム	230
第3 初期救急医療体制	231
第4 救急搬送システム	232
第5 医療ボランティアの受入れ	233
第2節 防疫活動計画	234
第1 役割分担	234
第2 防疫活動	234
第3 食品衛生監視	235
第3節 保健衛生計画	236
第1 役割分担	236
第2 健康相談等	236
第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策	238
第1節 社会秩序維持のための対策	238
第1 役割分担	238
第2 正確な情報の入手	238
第2節 物価の安定・物資の安定供給計画	239
第1 役割分担	239
第2 市内の販売業者等の営業状況調査等の実施	239
第3 営業努力の要請	239
第4 物価の監視	239
第3節 緊急輸送のための交通の確保	241
第1 役割分担	241
第2 被災地情報及び交通手段に関する情報の収集	242
第3 交通規制等の実施	242
第4 災害対策本部による調整	245
第5 道路の応急復旧等	245
第6 鉄道施設	246

第4節 緊急輸送活動	247
第1 役割分担	247
第2 緊急輸送システム	248
第3 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	248
第4 緊急輸送の実施	249
第5 緊急輸送の要請	250
第6 ヘリコプターの利用	250
第9章 津波対策	252
第1節 津波に関する情報の伝達等	252
第2節 消防機関等の活動	252
第3節 施設、設備及びライフラインの応急復旧計画	253
第1 上水道	253
第2 その他のライフライン	253
第4節 交通対策	253
第1 道路	253
第2 海上	253
第3 鉄道	253
第5節 市が管理又は運営する施設に関する対策	254
第10章 避難者・帰宅困難者対策	256
第1節 避難誘導計画	256
第1 役割分担	256
第2 避難のための立退きの指示	257
第3 警戒区域の設定	259
第4 避難システム	259
第5 帰宅困難者に対する対策	262
第6 津波警報等発表時の対応	262
第7 不特定多数の市民が出入りする施設等における避難誘導及び安全確保	266
第8 文化財の退避	267
第2節 避難所計画	268
第1 役割分担	268
第2 避難所の開設	269
第3 避難所の運営管理	270
第4 避難所の環境保護の方針	271
第5 愛がん動物収容対策	274

第3節 要配慮者への配慮計画	275
第1 役割分担	275
第2 要配慮者への配慮の基本方針	275
第3 地震直後の要配慮者への配慮	276
第4 避難行動要支援者の避難支援	276
第5 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保	276
第6 福祉避難所の設置等	277
第7 福祉サービスの継続支援	277
第8 県に対する広域的な応援要請	277
第9 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握	277
第11章 水・食品・生活必需品等の供給	278
第1節 飲料水の供給計画	278
第1 役割分担	278
第2 地震発生直後の応急給水の実施	278
第3 応急給水のシステム	279
第4 市民への広報	279
第2節 食糧の供給計画	280
第1 役割分担	280
第2 備蓄食糧の供給	280
第3 食糧供給の方針	280
第4 食糧の調達及び搬送	281
第5 食糧の配給	283
第6 炊き出し	283
第3節 生活必需品の供給計画	284
第1 役割分担	284
第2 備蓄されている生活必需品の供給	284
第3 生活必需品供給の方針	284
第4 生活必需品の調達・搬送	285
第5 生活必需品の配給	285
第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策	286
第1節 環境汚染防止計画	286
第1 役割分担	286
第2 大規模災害が発生した場合の対策	286
第2節 廃棄物処理計画	287

第1 役割分担	287
第2 災害発生時のごみ処理計画	287
第3 一般ごみの処理	288
第4 災害廃棄物の処理	288
第5 仮設トイレ	289
第6 死亡獣畜の処理	290
第13章 遺体の取扱い	291
第1節 遺体対応計画	291
第1 役割分担	291
第2 遺体を発見した場合の措置	292
第3 遺体の取扱い	292
第14章 施設、設備及びライフラインの応急復旧計画	294
第1節 施設、設備の応急復旧活動	294
第1 役割分担	294
第2 対策	294
第2節 ライフライン応急復旧活動	295
第1 役割分担	295
第2 ライフライン応急復旧の調整	295
第3 水道施設の復旧計画	296
第4 下水道施設の復旧計画	296
第5 ガス施設の復旧計画	297
第6 電力施設の復旧計画	298
第7 電気通信の復旧計画	298
第15章 住宅対策	300
第1節 応急住宅対策計画	300
第1 役割分担	300
第2 住宅対策の種類と順序	300
第3 応急仮設住宅の供与	301
第4 空き家住宅の確保	302
第5 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	303
第6 住宅の応急修理	303
第7 障害物の除去	303
第16章 学校等における対策	305

第1節 応急教育対策計画	305
第1 役割分担	305
第2 応急教育計画	305
第3 学校関係防災計画	306
第17章 二次災害の防止活動	308
第1節 水害・土砂災害対策計画	308
第1 役割分担	308
第2 対策	308
第2節 建築物の倒壊対策計画	309
第1 役割分担	309
第2 被災建築物応急危険度判定調査の実施	309
第3節 高潮、波浪等の対策計画	310
第1 役割分担	310
第2 対策	310
第4節 危険物による二次災害対策計画	311
第5節 複合災害の対策	311
＜第四編 災害復旧・復興計画＞	
第1章 復旧・復興への取組	313
第1節 復旧・復興の基本方向	313
第2節 迅速な現状復旧	313
第3節 災害に強いまちへの復興	314
第1 復興計画の作成	314
第2 防災まちづくりの推進	314
第3 職員の派遣要請	314
第2章 被災者等の生活再建等に関する支援	315
第1節 被災者の生活再建	315
第1 罹災台帳の作成	315
第2 罹災証明書の交付	315
第3 被災者台帳の作成	316
第4 災害弔慰金の支給等	316
第5 生活福祉資金	317
第6 被災者生活再建支援金	317

第7 災害見舞金	317
第8 労働者対策	317
第2節 被災中小企業等の復旧・復興支援	318
第1 農林水産業の再建支援	318
第2 商工業の再建支援	318
第3節 住宅確保の支援	319
第1 応急仮設住宅の建設	319
第2 公営住宅法による公営住宅の建設	319
第3 公営住宅法による既設公営住宅の復旧	320
第4 災害復興住宅に対する融資	320
第5 住宅相談窓口の設置	320
第4節 税の減免その他の支援	321
第1 市税等の減免等	321
第2 自立支援	321
第5節 暴力団等への対策	321
第1 県、市の措置	321
第2 知多警察署の措置	321
第3章 災害復旧事業に伴う財政援助	323
第1節 法律により一部負担又は補助されるもの	323
第2節 激甚災害の指定	324
第1 激甚災害に関する調査	324
第2 特別財政援助の交付手続	324
第3節 激甚災害法による援助の内容等	325
<第五編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応>	
第1章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	327
第1節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の体制	327
第1 非常配備	327
第2 参集場所	327
第2節 南海トラフ地震臨時情報の内容等	327
第1 南海トラフ地震臨時情報の内容と発表フロー	328
第3節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	331
第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	331

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応・・・	331
第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応・・・	334

<別紙 東海地震に対する事前対策>

第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	337
第1節 地震防災強化計画の目的・・・・・・・・	337
第2節 東海地震注意情報に基づく対応方針・・	337
第3節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱・・	337
第1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・	337
第2章 地震災害警戒本部の設置等・・・・・・・・	340
第1節 地震災害警戒本部の設置・・・・・・・・	340
第2節 警戒本部の組織及び運営・・・・・・・・	340
第3章 地震防災応急対策要員の参集・・・・・・・・	346
第4章 発災に備えた直前対策・・・・・・・・	348
第1節 東海地震に関連する情報等の内容等・・	348
第1 警戒宣言の伝達系統・・・・・・・・	348
第2 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））の伝達系統と内容・・・・・・・・	349
第3 居住者等に対する伝達手段・・・・・・・・	351
第2節 警戒宣言前の情報に基づく防災対応・・	352
第3節 警戒宣言時等の広報・・・・・・・・	353
第1 広報内容・・・・・・・・	353
第2 広報文例・・・・・・・・	354
第3 広報手段等・・・・・・・・	355
第4 問い合わせ窓口・・・・・・・・	355
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等・・	356
第5節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配・・	358
第1 食料品、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保・・・・・・・・	358
第2 災害応急対策等に必要の資機材及び人員の配備・・・・・・・・	358
第6節 避難対策・・・・・・・・	361
第1 警戒宣言時に避難の指示の対象となる地区・・・・・・・・	361
第2 事前周知及び警戒宣言発令時の対応に関する事項・・・・・・・・	361
第7節 消防、水防対策・・・・・・・・	364

第8節 避難・社会秩序維持対策	365
第1 警戒警備本部の設置	365
第2 警察活動の重点	365
第9節 交通対策	367
第1 道路	367
第2 海上	368
第3 鉄道	368
第4 バス	369
第10節 飲料水、通信、ガス、電気、放送関係	370
第1 飲料水	370
第2 通信	370
第3 ガス	372
第4 電気	373
第5 放送	376
第11節 生活必需品の確保等	376
第12節 病院、診療所	377
第13節 小売店舗等	377
第14節 緊急輸送	377
第15節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置	379
第16節 市が管理又は運営する施設に関する対策	380
第1 道路	380
第2 河川	380
第3 不特定かつ多数の者が出入する施設	381
第4 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	382
第5 工事中の建築物等に対する措置	382
第17節 他機関に対する応援要請	383
第18節 市民のとりべき措置	385

地震・津波災害対策計画
目次

概要

本編は、本市で発生すると想定される災害に対処するに当たって、活動や取組の基本的な考え方や組織のあり方について整理している。

第一編 総 則

第1章 計画の目的と構成等

第1節 計画の目的と理念

「知多市地域防災計画」は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて知多市防災会議（「本編 第3章 第3節 第1 防災会議」を参照）が作成するものである。

災害とは	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。 災害対策基本法 第2条第1号
市町村地域防災計画とは	市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するものをいう。 災害対策基本法 第2条第10号
災害対策の基本理念とは	我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

	災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。 災害対策基本法 第2条の2
市町村の責務とは	市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。 災害対策基本法 第5条第1項

「知多市地域防災計画」は、法律に基づいて地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉を確保するための計画である。

このような計画の意義に照らして、災害発生時に市民の生命と財産を守る防災対策の推進を本計画が目指す理念として定める。

第2節 計画の性格及び基本方針

第1 国、県の防災計画及び防災業務計画との関係

国の定める「防災基本計画」及び「防災業務計画」、更に、県の定める「愛知県地域防災計画」は、本計画と同様、災害対策基本法に基づくものであり、団体としての性格の違いはあれ、基本的な趣旨を同じくしている。

また、本市における災害に際しては、国及び県とともに事業に当たる必要がある。

そのため、国及び県の計画と本計画とは、相互に補い合うべきものであり、国及び県の計画の見直しが行われた際には、本計画の見直しも併せて行うものとする。

第2 知多市地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、市町村が策定した国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、知多市地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- 1 人命の保護を最大限図ることができる。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

第3 他の計画との関係

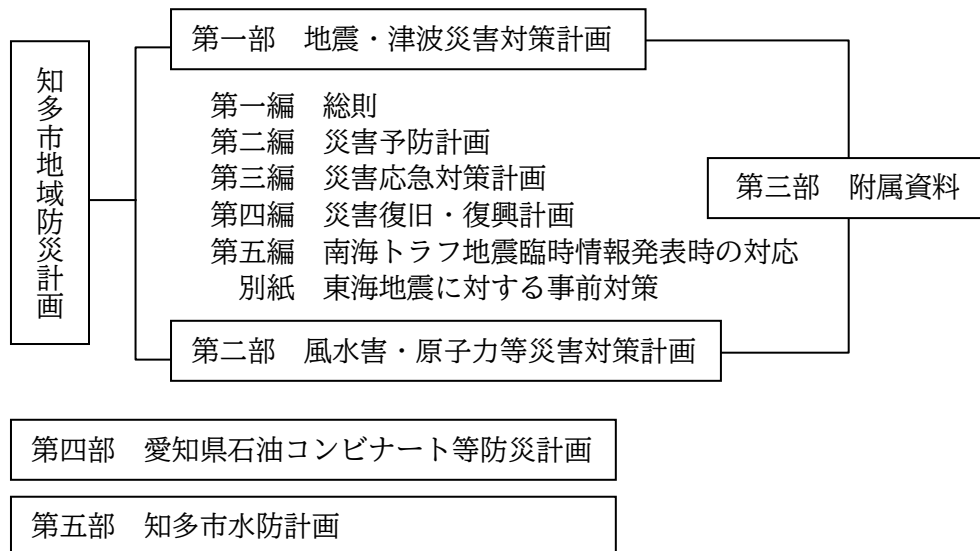
水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「知多市水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

- 1 本計画に基づく防災事業の実施に当たっては、総合計画に基づく組織別計画において長期的な観点からその実現を検討していく。
- 2 本計画は、防災に関する計画であり、都市基盤整備等の分野に関する事業に関しては、都市計画法等に基づく各種の計画においてこれを具体化していく。
- 3 その他、道路や河川の整備に関する事項、高齢者や障がい者及び外国人等の要配慮者への対策に関する事項等、本計画と重大な関連がある事業分野についても、関連各種事業において具体化していく。
- 4 本計画に直接に関係しない事業については、関連計画において検討し推進すべきとの立場から、詳細を述べてはいない。

第3節 計画の構成

第1 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」「ことに臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の柱でこの計画を構成する。



なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる本市は、地域防災計画において、

- 1 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- 2 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- 3 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- 4 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- 5 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、本計画においては第一部 第二編 災害予防計画と第三編 災害応急対策計画及び第五編 南海トラフ地震臨時情報等に対する防災対応で定めるものとする。

また、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域の地方公共団体は、地域防災計画において、

- 1 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- 2 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

3 東海地震に係る防災訓練に関する事項

4 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

第2 計画の修正

本計画は、災害対策基本法に定められているとおり毎年検討を加えるが、その他にも次の時期に見直しを行い、修正する。なお、修正に当たっては、「知多市みんなで支え合う防災減災推進基本条例」（平成30年知多市条例第26号）第4条の規定により、同条例の基本理念を尊重し、及び反映するものとする。

- 1 国及び県における各種の計画が修正又は変更されたとき。
- 2 本市に災害が発生し、計画の修正が必要と認められたとき。
- 3 各種事業が進行し、新たな目標を定める必要が生じたとき。

第3 計画に関する周知と習熟

防災に係る本計画は、周知と熟知が必要である。

災害に対処するに当たっての基本的な考え方、組織体制のあり方、災害を予防するに当たっての取組のあり方、災害発生時の対策の内容、災害復旧に当たって行われる各種事業等は、防災に係る機関・職員のみでなく、市民・地域・企業等も含めて、できる限り広く周知を図らなければならない。そのため、市においては、多様な機会を活用して、定められた内容の周知に努めなければならない。

第2章 本市の特質と災害要因

防災に関する計画は、本市の地域特性や危険性を踏まえたものでなければならない。

阪神・淡路大震災の教訓と防災アセスメント調査結果等から、本市の防災にかかわる特性と留意すべき点を整理する。

第1節 自然的条件

第1 本市の地形

市域は標高90m以下の小起伏の丘陵帯からなっており、新第三紀中新世ちゅうしんせい～鮮新世せんしんせいの東海層群及び第四紀更新世前期～中期の加木屋層、武豊層によって構成されている。これらの地層は、固結度の低い砂、シルト及び粘土層から構成されているため、開析が進み、幅の狭い谷底平野こくていが樹枝状に密に発達している、といった地勢を呈している。

一方、低地は丘陵を開析する小河川沿いの谷底平野などの河成低地と、海岸付近では海岸平野、干拓地などの海岸低地からなる。また、本市はなだらかな丘陵地域であるため、丘陵地を切盛り、田畑や住宅地に造成しているところが多い。一方、伊勢湾沿岸では、名古屋南部臨海工業地帯として大規模な埋め立てが行われ、大小の企業が立地している。

図1に本市の造成地域図を示した。

第2 本市の地質

本市の地質は、丘陵地の主部を占める東海層群と、海岸沿いの埋立地を含む沖積層が主なものであり、北部と南部の一部で段丘堆積物が分布する。

東海層群は、中新世末ちゅうしんせいから更新世前期こうしんせいにかけてあった東海湖盆を埋積した、河成～湖成堆積物である。常滑累層上半部からなり、火山灰、亜炭の薄層を挟む砂、シルト、粘土層の互層からなり、一部の層準に砂礫層れき、まれに礫層れきを挟む程度である。

段丘層は更新世中期から完新世かんしんせいにかけて4段の段丘が形成され、上位から亀崎、半田、岩滑、緒川段丘と呼ばれている。

沖積層は完新世かんしんせいに泥、砂、礫れきが堆積したもので、海岸沿い及び信濃川、美濃川、日長川、鍛冶屋川、矢田川沿い等に谷底平野こくていを形成している。このうち谷底、氾濫平野堆積物の層厚は極めて薄く、規模の小さい開析谷では東海層群、武豊層がそのまま地表面に露出している。また、海岸部には縄文海進によって砂洲、砂堆堆積物が堆積し、谷底、氾濫平野を閉塞している。一般に、周辺の沖積面から比高1～5mの高まりを持ち、構成堆積物は淘汰の良い灰白色細粒の海浜砂からなる。



図1 本市の造成地域図

図2に本市に分布する地質を示した。

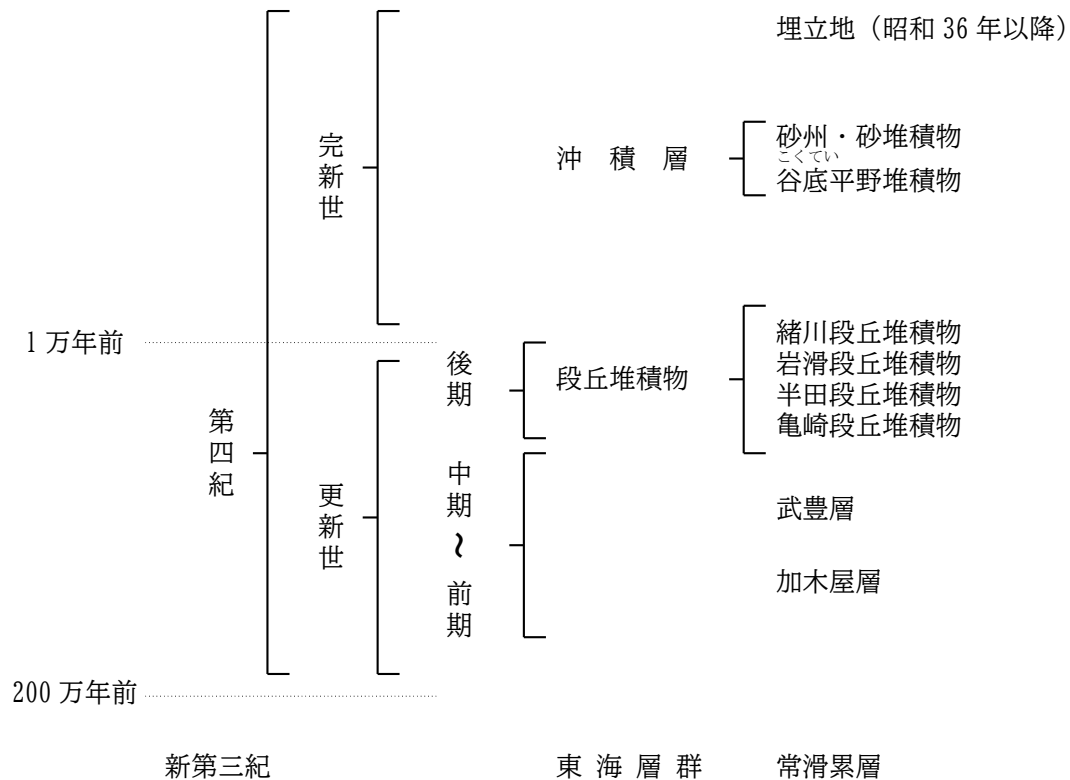


図2 本市に分布する地質

一方、地震動による被害が問題になりやすいのは、一般には未固結層の分布する地域であり、特に軟弱な地層が厚いほど、振幅が増幅されて被害が大きくなりやすいという過去の事例がある。本市内での内陸部の沖積層厚は、ほとんどが10m前後となっているが、沖積層と埋立地盤を合わせた未固結層厚は、20mを超える地域がある。海岸沿いの埋立地においては、内陸から海岸に向かうほど未固結層厚は厚くなり、40mに達するところもある。

第2節 社会的条件

地震災害では、自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によっても災害の種類や被害量が異なってくる。

社会的条件から見た、本市の各地域の特徴を整理すると次のようになる。

第1 建物

阪神・淡路大震災の被害状況をみると、木造家屋の全壊率が約10%にも及んだ。また、昭和56年以前に建築された木造の古い建物ほど大きな被害を受けた。

本市では昭和30年代後半から大きく開発されており、この頃造成された住宅地や、古くから存在する旧市街地は、地震発生時に被害を受けやすいと考えられる。更に、旧市街地においては、狭小道路が多く、避難、消防活動等に支障をきたすと考えられる。

第2 人口

本市の人口は、市制施行以来、一貫して増え続けてきたが、平成22年の国勢調査において初めて減少が確認され、将来的にも大幅な減少が見込まれている。

高齢化率は平成15年に14.4%、平成20年に18.2%、平成30年には26.7%であり、今後、更に上昇するものと推測される。一方、核家族化も進行しており、災害発生時の高齢者や障がい者等の要配慮者の救出活動が、今後重要になると考えられる。

昼間の流動人口は、流出人口が一貫して流入人口を上回っており、流出先としては名古屋市、東海市への流出が顕著である。なかでも名古屋市への流出が増加しており、名古屋市のベッドタウンとしての性質が強まっている。この流出超過は、今後も続くものと予測される。

コミュニティごとの幼齢人口、高齢人口の占める割合等を、附属資料「2-10 地区別要配慮者の状況」に示した。高齢化率の高い地区等での避難体制は、要配慮者の避難ということを念頭において整備していく必要がある。

第3 危険物及び危険箇所

本市には、大規模な危険物取扱施設を含むコンビナート施設が臨海部の埋立地にあるため、陸上を輸送する危険物積載車両も多く、事故や災害が発生した場合はその影響があると推定される。また、ガソリンスタンド等の小規模な施設については、市内に散在している。これらの危険物保有施設については、附属資料「2 注意すべき社会的条件」に示した。

一方、国や県で定められている土砂崩れ、水害、その他の各種危険箇所については、附属資料「1 注意すべき自然的条件」に箇所名、位置等を示した。

危険箇所に指定されているところでは、順次整備をしていくことが望まれる。

第3節 過去の災害と被害予測等

平成8年度に実施した防災アセスメント調査及び平成26年5月に愛知県より公表された被害予測調査を基に、過去の災害及び災害要因別に想定される危険度の高い地域や被害予測等について整理した。

表1及び表2に本市における主要な過去の災害を示した。

表1 本市における主要な過去の地震災害

発生年（元号）月日	主要災害	発生年（元号）月日	主要災害
1854年(安政1)11月4日	安政東海地震	1945年(昭和20)1月13日	三河地震
1944年(昭和19)12月7日	東南海地震	1946年(昭和21)12月21日	南海地震

表2 本市における主要な過去の風水害等

発生年（元号）月日	主要災害	発生年（元号）月日	主要災害
1734年(享保19)6月15日	大雨	1978年(昭和53)4月～10月	渇水
1836年(天保7)8月13日	大風	1979年(昭和54)4月～12月	渇水
1853年(嘉永6)2月	大かんばつ	1979年(昭和54)10月18日～19日	台風20号
1860年(万延1)5月11日	大風	1980年(昭和55)7月11日～16日	長雨
1892年(明治25)3月26日	強風	1981年(昭和56)8月22日～23日	台風15号
1896年(明治29)9月4日～11日	大雨	1982年(昭和57)6月～7月	渇水
1912年(明治45)4月19日	ひょう	1982年(昭和57)8月1日～3日	台風10号
1912年(明治45)9月22日～23日	大正台風	1982年(昭和57)9月11日～12日	台風18号
1915年(大正4)1月12日	強風	1983年(昭和58)9月28日	台風10号
1932年(昭和7)7月1日～2日	大雨・洪水	1984年(昭和59)～1985年(昭和60)	渇水
1938年(昭和13)7月3日～5日	大雨・洪水	1985年(昭和60)5月25日	大雨
1938年(昭和13)9月5日	風水害	1985年(昭和60)7月1日	台風6号
1950年(昭和25)9月3日	ジェーン台風	1986年(昭和61)1月～12月	渇水
1952年(昭和27)6月23日	ダイナ台風	1987年(昭和62)9月25日	大雨
1953年(昭和28)8月14日～15日	大雨	1988年(昭和63)6月9日	大雨
1953年(昭和28)9月25日	台風13号	1988年(昭和63)8月24日	大雨
1958年(昭和33)12月26日	強風雨	1988年(昭和63)9月24日～25日	大雨
1959年(昭和34)9月14日	雷害	1989年(平成1)6月28日	大雨
1959年(昭和34)9月26日	伊勢湾台風	1990年(平成2)9月13日～20日	秋雨前線及び台風19号
1961年(昭和36)6月24日～27日	大雨	1991年(平成3)8月29日～31日	台風14号
1966年(昭和41)6月28日	台風4号	1991年(平成3)9月18日～19日	台風18号
1971年(昭和46)8月30日～31日	台風23号	1994年(平成6)6月1日～10月7日	渇水
1972年(昭和47)7月10日～15日	台風6号	1994年(平成6)9月17日	台風14号
1972年(昭和47)9月16日～17日	台風20号	1994年(平成6)9月29日～30日	台風18号
1974年(昭和49)6月5日	大雨	1998年(平成10)9月21日～22日	台風7.8号
1974年(昭和49)7月24日～25日	大雨	2000年(平成12)9月11日～12日	大雨
1975年(昭和50)8月23日～24日	台風6号	2009年(平成21)10月7日～8日	台風18号
1976年(昭和51)9月8日～14日	台風17号		

第1 水害

本市では、過去に繰り返し高潮災害を受けている。また、各河川とも下流部ほど排水不良のため、浸水履歴が多くなっている。近年は、中小河川の排水不良による内水氾濫が主なものとなっている。

また、干拓地及び埋立地における地盤沈下により高潮災害の可能性も考えられるが、現在は、海岸沿いに埋立地ができ、更に、高潮防潮堤防等も設置されたため、比較的危険度は少なくなったと考えられる。

図3に水害危険区域予測図を示した（平成8年度の防災アセスメント調査結果）。

第2 液状化災害

本市では、既存文献により判明している範囲では液状化災害は発生していない。

しかし、北浜町、南浜町、緑町、緑浜町付近では広範囲にわたり埋立等の開発が進み、液状化しやすい地盤が増加してきた。

また、本市南部に散在するため池の堤防については、沖積層上に高盛土してあるため、液状化しやすいと推定される。

図4-1～2に地震災害（液状化）危険区域予測図を示した（平成26年5月公表の愛知県地震被害予測調査結果）。

第3 地震動災害

本市では、丘陵地の大半を東海層群が占め、丘陵地を刻む^{こくでい}谷底平野は東海層群の上位に沖積層が堆積しており、造成地では、更にその上に盛土されている。また、海岸沿いの埋立地の沖積層及び埋立層は、東部から西部に向かうほど厚くなっている。これらのことより、つつじが丘周辺、大興寺一帯、野崎川両岸に広く分布する造成地等の盛土部は、地震動が増幅しやすいと考えられる。また、海岸沿いの埋立地においては、内陸から海岸に向かうほど増幅されやすいと推定される。

図5-1～2に愛知県が行った調査に基づき作成した想定地震の震度分布図を示した。また、図5-3に津波による浸水想定区域図、図5-4に浸水深30cmの到達時間予測図を示した（ともに平成26年5月公表の愛知県地震被害予測調査結果）。

第4 各コミュニティごとの防災上の留意点

本市の各地区の概況及び防災上の留意点については、コミュニティごとにそれぞれまとめ、附属資料「2-9 コミュニティごとの防災上の留意点」に示した。



※平成8年度の防災アセスメント調査結果

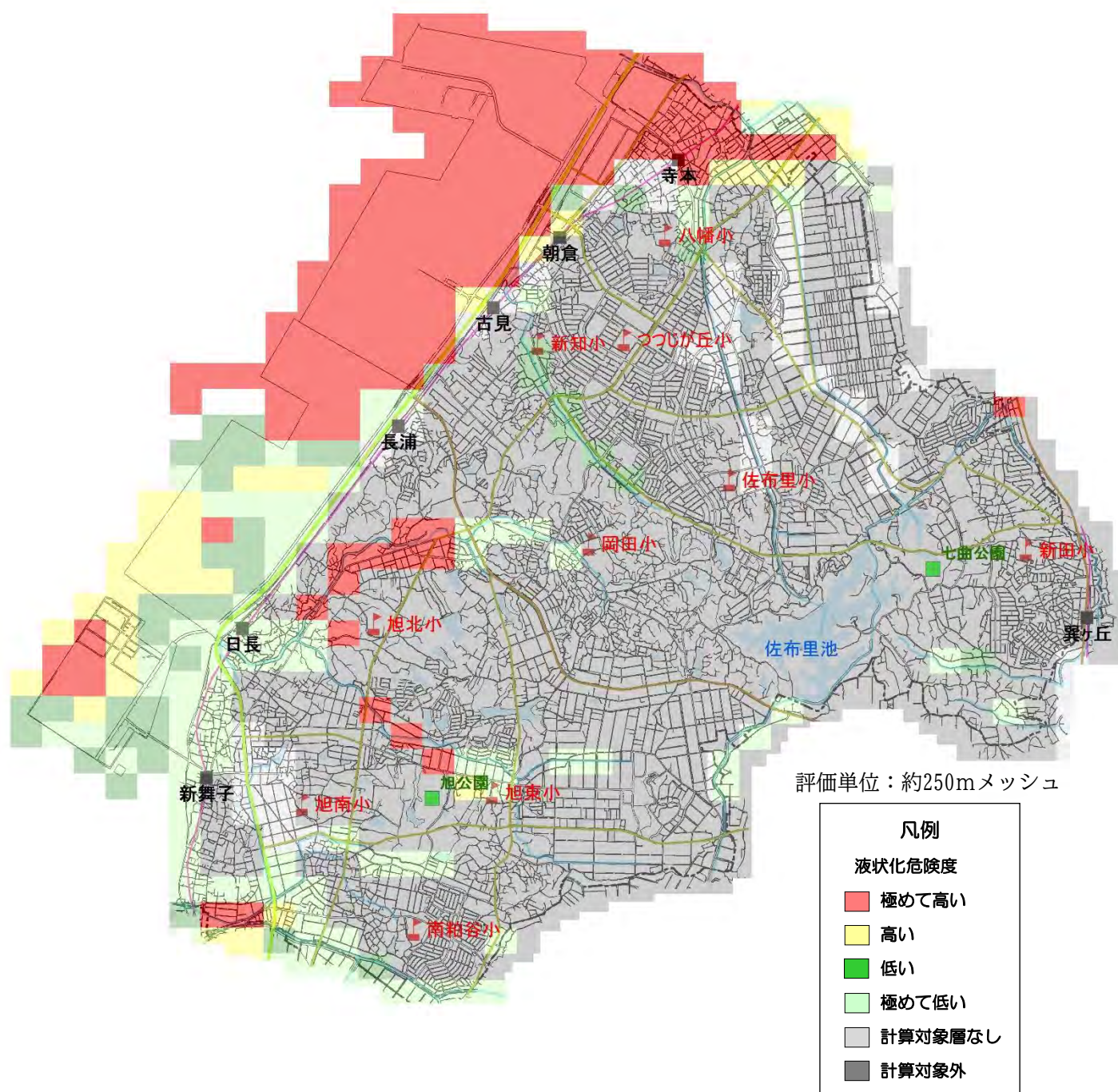


図4-1 南海トラフ地震による液状化危険度予測図（過去地震最大モデル）

※平成26年5月公表の愛知県地震被害予測調査結果

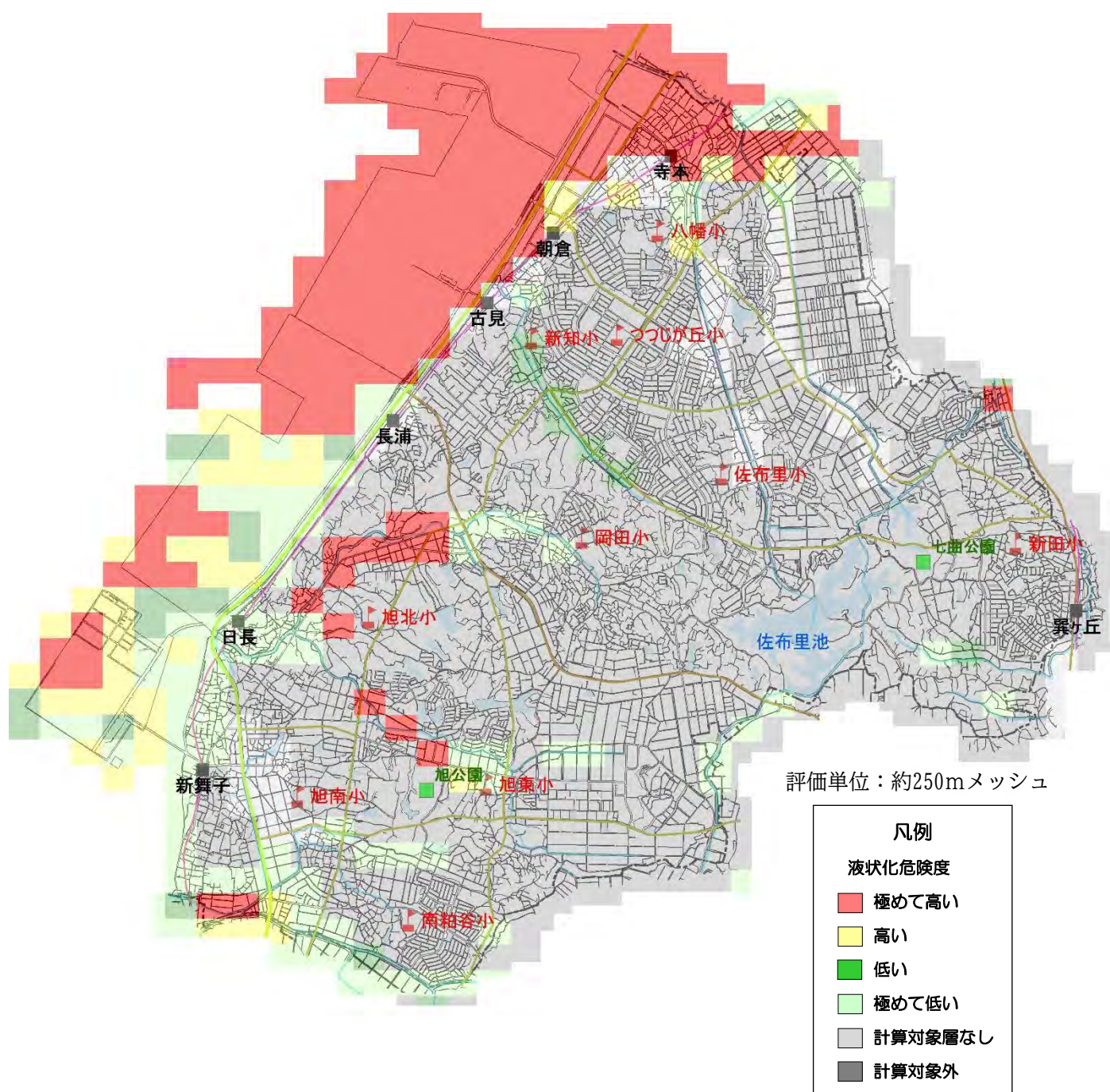


図4-2 南海トラフ地震による液状化危険度予測図（理論上最大想定モデル）

※平成26年5月公表の愛知県地震被害予測調査結果

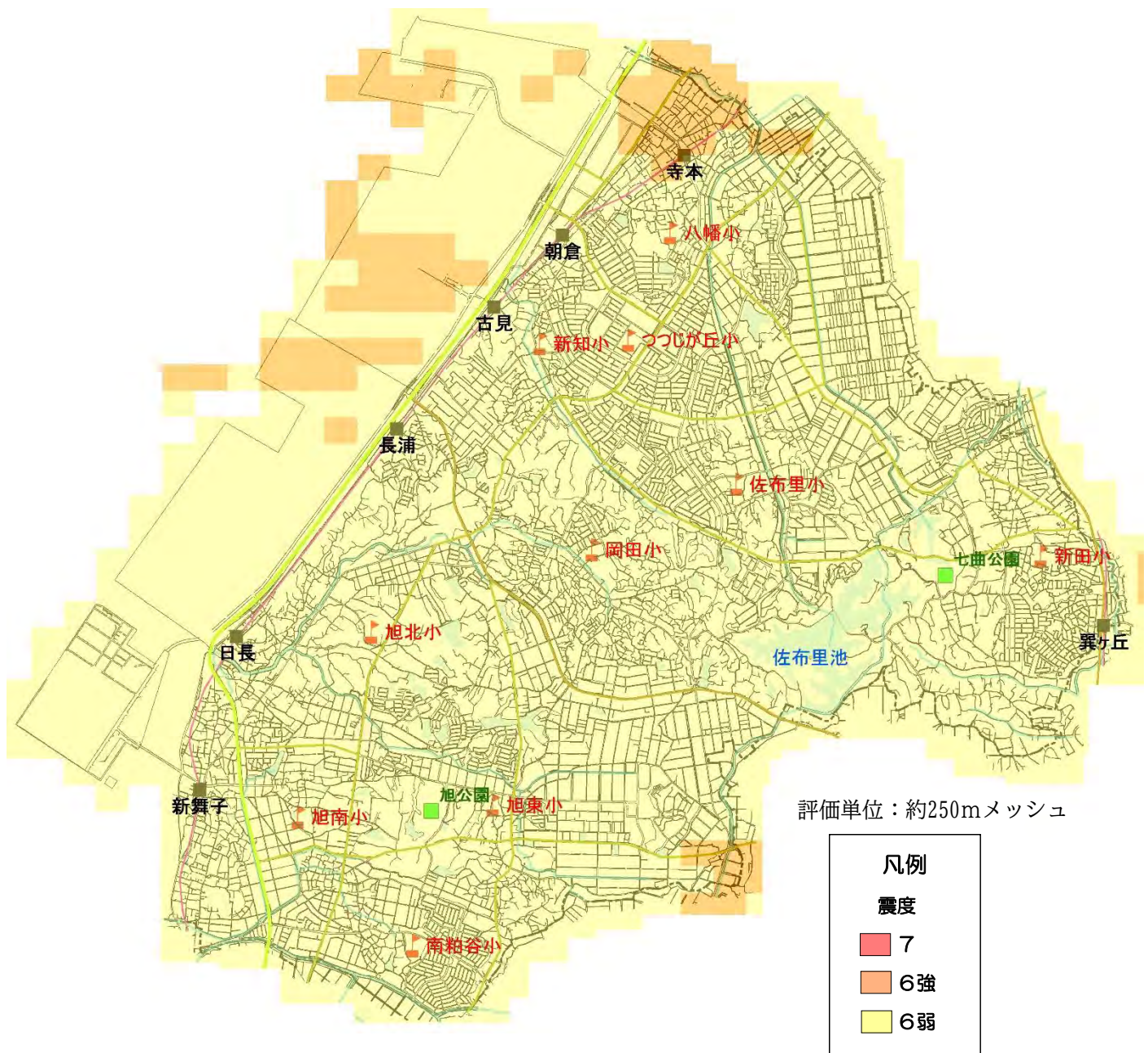


図5-1 南海トラフ地震による震度分布図（過去地震最大モデル）

※平成26年5月公表の愛知県地震被害予測調査結果

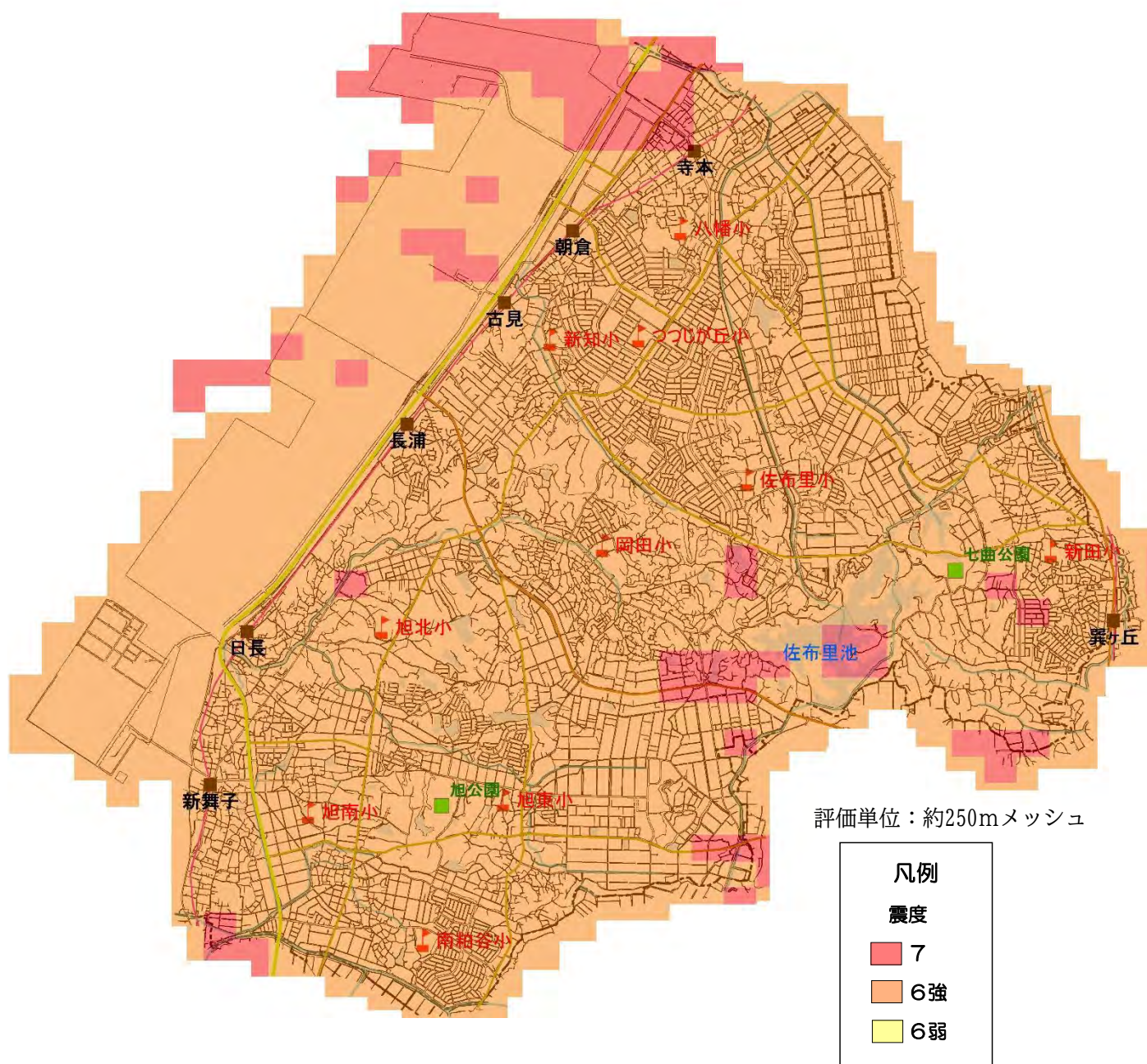
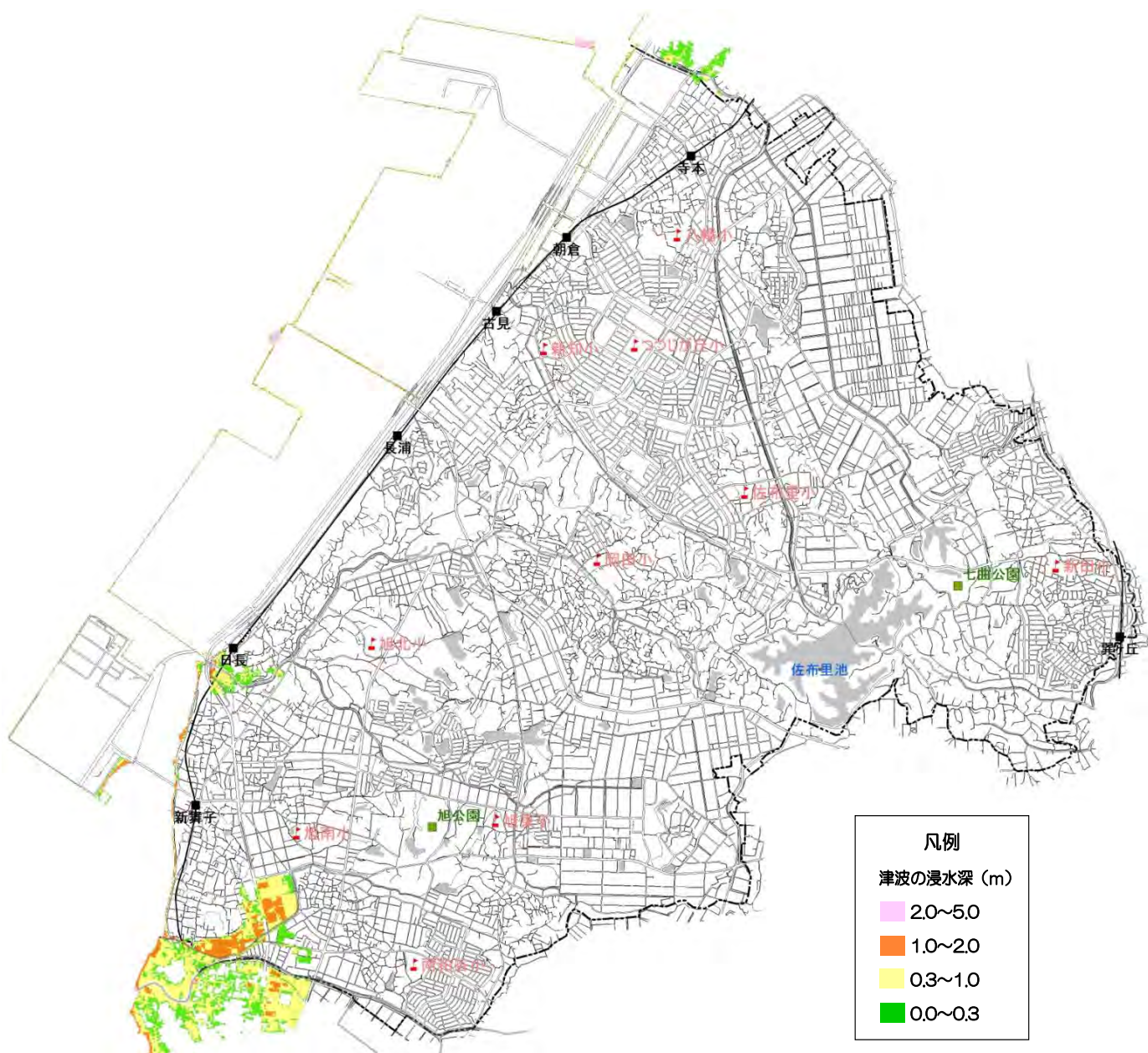


図5-2 南海トラフ地震による震度分布図（理論上最大想定モデル）

※平成26年5月公表の愛知県地震被害予測調査結果



※浸水深1cm以上の浸水面積58ha

図5-3 南海トラフ地震による津波浸水想定区域図（理論上最大想定モデル）

※平成26年5月公表の愛知県地震被害予測調査結果

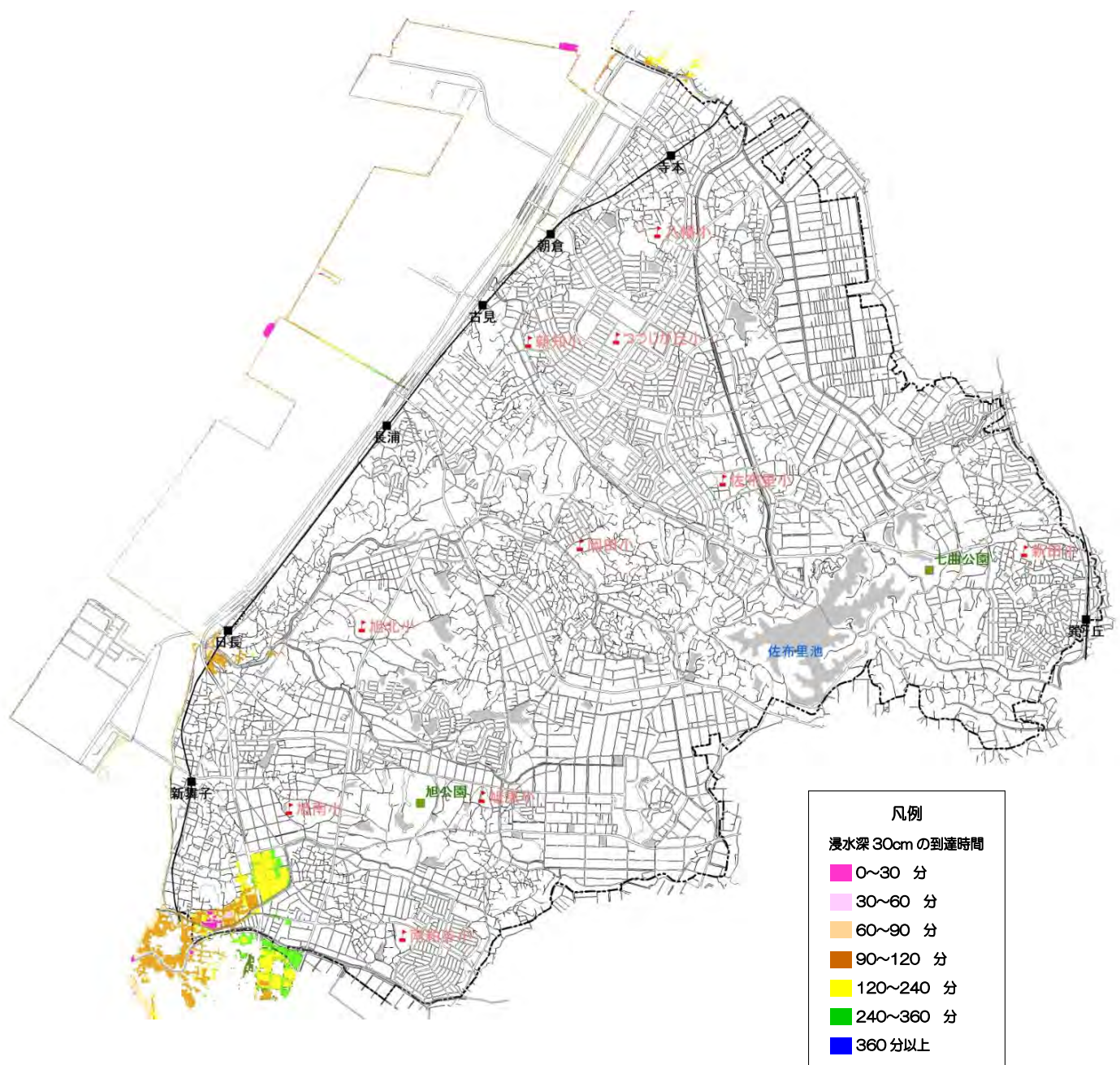


図5-4 南海トラフ地震による浸水深30cmの到達時間予測図（理論上最大想定モデル）

※平成26年5月公表の愛知県地震被害予測調査結果

第5 活断層での被害予測

断層とは、地層のある面を境に両側の地面のずれ（食い違い）の見られる地質現象をいい、そのうち、地質年代の第四紀（約200万年前から現在の間）に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

本市に対して影響の大きい活断層は、“加木屋一成岩断層”である。“加木屋一成岩断層”は、本市東部をかすめるように南北方向に延び、確実度Ⅰで、延長(30km)からも周辺活断層の中では、本市に影響を与える可能性が高いと推定されるものである。

しかし、近年の研究によれば、“加木屋一成岩断層”の活動度は高くないため、地震発生の可能性は一般的には高くないと考えられている。

図6に本市周辺の活断層分布図を示した。

第6 南海トラフ地震の被害予測

南海トラフでは約100～200年の間隔で大地震が発生しており、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）が起きてから約70年が経過し、次の大地震発生の可能性が高まっている。ここで発生する地震には多様性があり、予測困難な側面があるが、効果的な防災・減災対策を実施するため、愛知県防災会議地震部会は平成26年5月、既往最大と言われる1707年の「宝永地震」（M8.6）クラスの地震をベースに、1854年安政東海（M8.4）、1854年安政南海（M8.4）、1944年昭和東南海（M7.9）、1946年昭和南海（M8.0）の揺れを網羅した「過去地震最大モデル」による被害予測結果を公表した。その結果を次に示す。

また、「命を守る」という観点から、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震「理論上最大想定モデル」（1000年に一度あるいはそれより発生頻度が低いとされるもの）による補足結果も併記する。なお、掲載したデータは、被害が最大になる時季・時間帯及び想定ケースのものである。

「過去地震最大モデル」と「理論上最大想定モデル」の被害想定

	最大震度	最大津波高 (m)	最短津波到達時間津 波高30cmの到達時間 (分)	浸水面積 浸水深1cm以上 (ha)
「過去地震最大モデル」	6強	T.P.3.1	76	47
「理論上最大想定モデル」 陸側ケース	7	T.P.3.6 (津波ケース⑨)	74 (津波ケース⑨)	58 (津波ケース⑨)

注)「理論上最大想定モデル」陸側ケースについては、浸水面積が最大となる津波ケース⑨のデータを掲載した。なお、最大津波高だけを見ると津波ケース①の3.7mが最高、津波高30cmの最短津波到達時間は津波ケース⑦の73分が最速である。

なお、T.P.(東京湾平均海面)とは、東京湾の潮の満ち引きを平均した海面の位置であり、標高の基準として国内で広く用いられる。

	全壊・焼失棟数(冬夕18時発災)					合計
	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	
「過去地震最大モデル」	約500棟	約20棟	*	約10棟	約200棟	約700棟
「理論上最大想定モデル」 陸側ケース	約5,200棟	約20棟	*	約20棟	約2,000棟	約7,200棟

*:被害わずか(5未満)

なお、次の(ア)～(ウ)にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

(ア)5未満→「*」、(イ)5以上100未満→「一の位を四捨五入」、(ウ)100以上1万未満→「十の位を四捨五入」

	半壊棟数(冬夕18時発災)				合計
	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	
「過去地震最大モデル」	約2,300棟	約100棟	約40棟	約20棟	約2,500棟
「理論上最大想定モデル」 陸側ケース	約6,200棟	約90棟	約30棟	約40棟	約6,400棟

	死者数（冬深夜5時発災、早期避難率低の場合）							合計	
	建物倒壊		浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災		ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物
	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）		（うち自力脱出困難）	（うち逃げ遅れ）					
「過去地震最大モデル」	約20人	*	*	*	*	*	*	*	約30人
「理論上最大想定モデル」陸側ケース（津波ケース⑨）	約300人	約20人	約10人	約10人	約10人	*	約60人	*	約400人

*:被害わずか(5未満)

	区分	負傷者数（冬深夜5時発災、早期避難率低の場合）						合計
		建物倒壊		浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	
		（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）						
「過去地震最大モデル」	重傷	約60人	約10人	*	*	*	*	約60人
	軽傷	約400人	約50人	*	*	*	*	約400人
「理論上最大想定モデル」陸側ケース（津波ケース⑨）	重傷	約500人	約90人	*	*	約10人	*	約500人
	軽傷	約1,500人	約300人	*	*	約30人	*	約1,500人

*：被害わずか（5未満）

「過去地震最大モデル」の被害想定

ライフライン機能支障（発災1日後：冬夕18時発災）						
上水道	下水道	電力	固定電話	携帯電話	都市ガス	LPガス
断水人口（人）	機能支障人口（人）	停電軒数（軒）	不通回線数（回線）	停波基地局率（％）	復旧対象戸数（戸）	機能支障世帯数（世帯）
約82,000	約2,700	約36,000	約4,200	81%	約3,700	約800

避難者数（人）（冬夕18時発災）			帰宅困難者（人） （昼12時発災）	災害廃棄物等 （千トン） （冬夕18時発災）
1 日後	1 週間後	1 ヶ月後		
約3,500	約15,000	約10,000	約4,100～ 約4,500	約130
上記のうち、避難所生活者数※				
約2,100	約7,500	約3,000		

※県報告書をもとに避難所へ避難する避難所避難比率を「1日後0.6、1週間後0.5、1ヶ月後0.3」として計算

第7 想定地震

本地域防災計画において想定とする地震は、南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」による震度6弱～震度6強を基本にするとともに、津波対策等において「命を守る」観点から理論上最大想定モデルによる結果を活用する。

表3に気象庁の震度階級関連解説表（平成21年3月）を示したが、震度5弱以上の地震から耐震性の低い建築物、地盤等で被害が発生しはじめ、震度6弱、6強、7とあがるにつれ、被害量は急激に増大している。本地域防災計画において想定する地震は、南海トラフ地震の震度6弱～震度6強とする。

なお、愛知県防災会議地震部会が平成15年3月に公表した被害予測の結果は附属資料において掲載し、平成26年5月の被害予測の結果と整合を図りつつ活用するものとする。

第8 減災効果

「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化（耐震化率100%）により揺れに伴う全壊棟数は約6割減少し、家具等の転倒・落下防止対策実施（実施率100%）による死者数は約6割、重傷者数は約5割減少すると想定される。

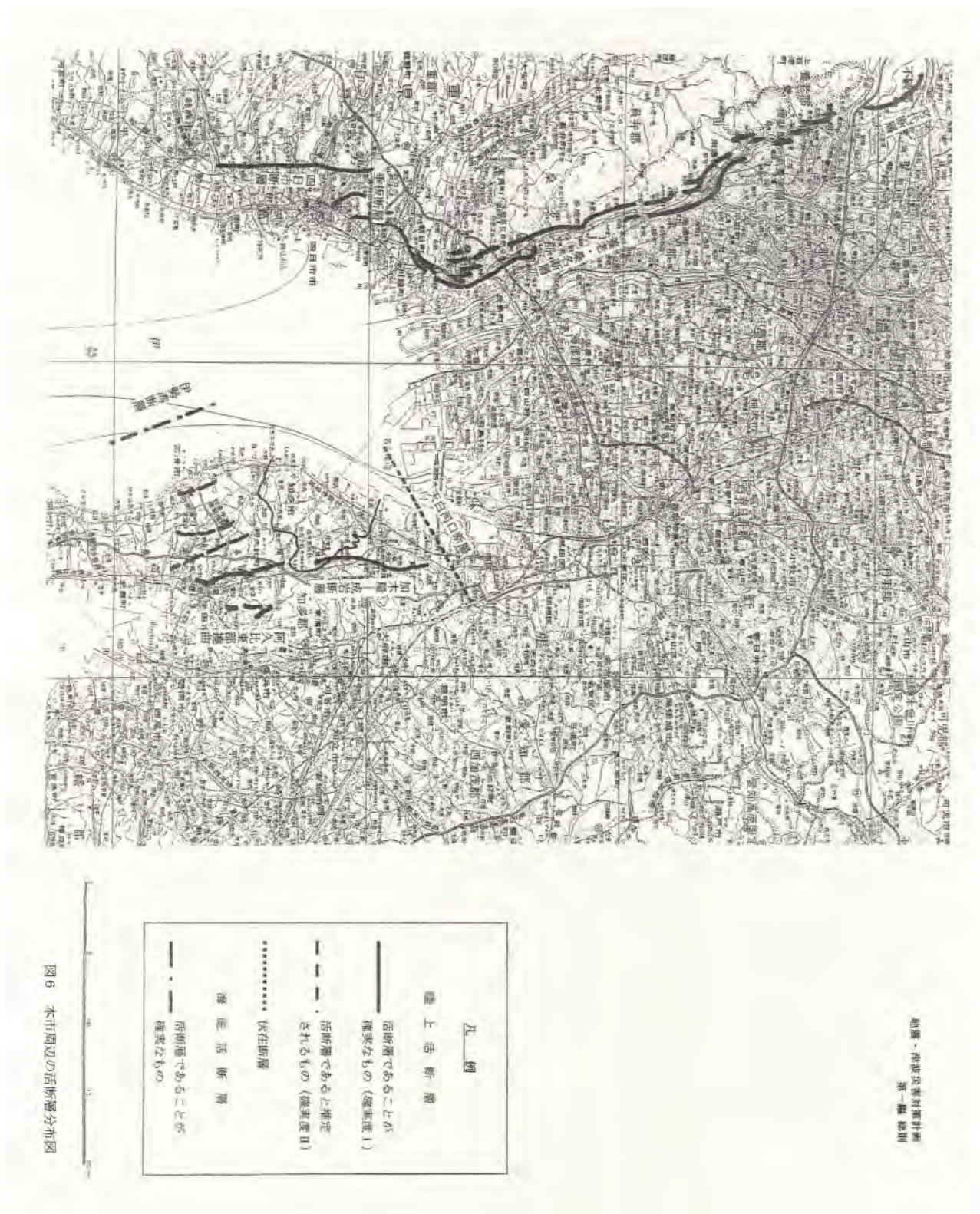


図6 本市周辺の活断層分布図

表3 気象庁震度階級関連解説表

使用に当たっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返すときの1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実情と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいもののほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂（※1）や液状化（※2）が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。（※3）
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂と表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつろい、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出したり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

第4節 本市での基本理念及び重点を置くべき事項

第1 防災の基本理念

南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、この地域は巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備える。

市を始めとする各防災関係機関は、地震の被害想定及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進める。また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2 重点を置くべき事項

防災基本計画及び地震の被害想定を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に係る事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進する。

また、上下水道、道路、鉄道、港湾、河川、海岸、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図る。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシー（一部区間が途絶しても全体の機能不全にはならないよう交通ネットワークの多重化を行なうこと）を確保する観点から整備を促進する。

2 津波及び浸水対策の充実に係る事項

津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民等の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員する「多重防御」による地域づくりを推進する。

3 大規模広域災害への即応力の強化に係る事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努める。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。また、企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める。

4 物資の円滑な供給に係る事項

物資の円滑な供給のため、ニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、救援物資を確実に供給する仕組みを構築する。

5 住民等の円滑かつ安全な避難に係る事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図る。

6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に係る事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対

する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、本計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。

8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する。

第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

防 災 機 関	実 施 責 任
市	市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関係機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市民の防災事業への関心を喚起し、知識の普及・啓発に努めるとともに、防災に対応できる人づくり、地域づくりへの取組を市民とともに進める。
県	県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適當と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。 また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。
指定地方行政機関	指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導及び助言等の措置をとる。
指定公共機関及び指定地方公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性を考慮して、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、市長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。
一部事務組合等	一部事務組合等は、その業務の公共性を考慮して、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には、応急措置を実施する。また、県、市及びその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

公共的団体及び 防災上重要な 施設の管理者	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には、応急措置を実施する。また、県、市及びその他の防災関係機関の防災活動に協力する。
-----------------------------	--

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

本市の防災活動に関連する機関及び団体の業務の大綱を次に定める。

なお、本計画において特に定めていない機関及び団体にあつては、「愛知県地域防災計画」における規定に基づくものとする。

第1 市

- 1 知多市防災会議、知多市災害対策本部及び知多市地震災害警戒本部に関する業務を行う。
- 2 災害予警報を始めとする地震に関する情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。
- 3 避難地、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- 4 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- 5 災害広報(南海トラフ地震に関する情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)等を含む。)を行う。
- 6 避難の指示等を行う。
- 7 被災者への援助、給水、救助物資の供給及び調達並びに斡旋^{あつせん}を行う。
- 8 被災者の心身の健康管理や相談等を行う。
- 9 災害発生時の医療、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- 10 消防活動及び浸水対策活動を行う。
- 11 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- 12 市有施設、公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置を行う。
- 13 農作物、家畜及び林産物に対する応急措置を行う。
- 14 消防、浸水対策、救助及びその他防災に関する施設、設備の整備を行うとともに応急対策用資機材、応急復旧用資機材の備蓄を行う。
- 15 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良、防災対策及び災害復旧を行う。
- 16 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- 17 地階等の保安確保に必要な指導、助言を行う。

- 18 交通規制、警戒区域の設定及びその他社会秩序の維持を行う。
- 19 自主防災組織の育成・指導、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- 20 防災上必要な教育、訓練及び防災思想の普及を行う。
- 21 被災建築物・宅地の危険度判定を行う。
- 22 被害の調査及び罹災証明書の交付を行うとともに、関係機関への伝達を行う。
- 23 防災に関する調査研究を行う。
- 24 災害対策に関する相互応援協定の締結及び応援協力を行う。
- 25 南海トラフ地震に関する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- 26 防災活動推進のための公共用地の有効活用を行う。
- 27 災害発生時の廃棄物処理を行う。
- 28 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置を行う。

第2 愛知県

- 1 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- 2 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- 3 避難地、避難路その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- 4 地震防災応急対策について、市長に指示し、又は他の市町村長に応援の指示を行う。
- 5 避難の指示等を代行することができる。
- 6 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- 7 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- 8 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- 9 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
- 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- 11 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良、防災対策及び災害復旧を行う。
- 12 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- 13 緊急通行車両等の確認証明書を発行する。
- 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備を行う。
- 15 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくは斡旋^{あつせん}を行う。
- 16 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- 17 地下街等の保安確保に必要な消防設備の指導、助言を行う。
- 18 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 19 有毒ガスの発生、危険物等の漏洩^{ろうえい}（流出）による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- 20 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。

- 21 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- 22 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬式衛星通信局、無人航空機を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害情報の収集を行う。
- 23 市の実施する被災建築物・宅地の応急危険度判定活動に対する支援・調整を行う。
また、応急仮設住宅の設置を行う。
- 24 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支援金の支給に関する事務を行う。
- 25 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- 26 実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。
- 27 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。
- 28 人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際、市町村、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。

第3 愛知県知多警察署

- 1 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関するを行う。
- 2 災害警備に関する災害非常物資及び装備資機材の整備を行う。
- 3 津波に関する予警報の伝達に対して協力する。
- 4 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。
- 5 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- 6 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- 7 人命救助を行う。
- 8 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- 9 災害時等における交通秩序の保持を行う。
- 10 警察広報を行う。
- 11 災害時における犯罪の取締りを行う。
- 12 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
- 13 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- 14 「災害対策基本法施行令」（昭和37年政令第288号）第33条の規定による緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

第4 指定地方行政機関

1 名古屋地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (3) 気象情報に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

2 中部地方整備局

(1) 災害予防

ア 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性の確保に努める。

イ 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために、災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。

ウ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。

エ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。

オ 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

カ 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

キ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

(2) 初動対応

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

ウ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。
なお、道路啓開とは、緊急車両等の通行のため、1車線でも通れるよう（迂回路も含めて）がれき処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることである。

(3) 応急復旧

ア 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合は、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え、所掌業務を実施する。

- イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
- ウ 航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保を実施する。
- エ 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
- オ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。
- カ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。
- キ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、各災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。

3 第四管区海上保安本部

- (1) 船舶・臨海施設・遊泳者等に対し、地震等に関する情報の周知を図る。
- (2) 海難の救助、排出油の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。
- (3) 海上における船舶交通の安全確保のため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。
- (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等（港則法・海上交通安全法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。
- (5) 海上における治安を維持する。

第5 自衛隊

1 災害派遣の準備

- (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
- (2) 災害派遣計画を作成する。
- (3) 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

2 災害発生後の対処

- (1) 即時救援活動：人命救助を最優先して救援活動を実施する。
- (2) 応急救援活動：方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。
- (3) 方面隊等による本格対処：方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動等を実施する。

第6 指定公共機関

1 西日本電信電話株式会社

- (1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (2) 災害発生後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- (3) 災害発生時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。

- (4) 気象等予警報を市へ連絡する。
- (5) 電話サービス契約約款に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

2 東邦ガス株式会社※

- (1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。
- (2) 災害発生後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

※東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)

3 中部電力株式会社※、株式会社 J E R A

- (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には、電力施設の応急安全措施等災害予防に必要な応急対策を実施する。
- (2) 災害発生後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

※中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む（以降同じ。）。)

4 日本郵便株式会社

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

5 独立行政法人都市再生機構

- (1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。
- (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

第7 指定地方公共機関

1 名古屋港管理組合

港湾施設等（水門、こう門、護岸、堤防、防潮壁、貯木場等）の維持管理を行うとともに災害予防・応急復旧のための措置を行う。

2 鉄道事業会社（名古屋鉄道株式会社、名古屋臨海鉄道株式会社）

（1）線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。

（2）旅客の避難、救護を実施する。

（3）列車の運転規制を行う。

（4）災害発生後の早期復旧のため、その準備体制をとる。

（5）災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送又は連絡社線による振替輸送等を行う。

（6）死傷者の救護及び処置を行う。

（7）対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗組員の手配等を円滑に行う。

3 一般社団法人愛知県L Pガス協会

（1）L Pガス設備の災害予防措置を講ずる。

（2）発災後は、L Pガス設備の災害復旧をする。

第8 一部事務組合等

1 西知多医療厚生組合

（1）公立西知多総合病院において、救急医療活動を行う。

（2）その他西知多医療厚生組合所掌の事務に関する災害予防及び応急対策を行う。

2 知多市土地改良区

土地改良区が管理する土地改良施設の整備、点検及び災害復旧対策を行う。

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 自主防災組織

（1）異常現象及び災害危険箇所を発見した場合の災害対策本部への通報に対する協力を行う。

（2）気象予警報、その他災害情報の収集、伝達に対する協力を行う。

（3）出火の防止及び初期消火活動を行う。

（4）避難住民の誘導、受入れ等住民の避難に対する協力を行う。

（5）炊き出し、給水及びその他救援物資に対する協力を行う。

（6）医療救護活動に対する協力を行う。

（7）被害調査に対する協力を行う。

- (8) 応急復旧活動に対する協力を行う。
- (9) 救出救護活動への協力を行う。
- (10) 避難所の運営に関する協力を行う。
- (11) その他災害応急対策に対する協力を行う。
- 2 知多郡医師会知多市医師団
 - (1) 医療活動及び助産活動に協力する。
 - (2) 愛知県医師会及び各医療機関との連絡調整を行う。
- 3 知多市歯科医師会
 - (1) 歯科保健医療活動に協力する。
 - (2) 身元確認活動に協力する。
 - (3) 愛知県歯科医師会並びに各医療機関との連絡調整を行う。
- 4 知多市薬剤師会
 - (1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
- 5 知多市社会福祉協議会及び社会福祉団体
 - (1) 炊き出し、給水及びその他救援物資の配布等に対する協力を行う。
 - (2) 災害ボランティアへの応援要請及び受入れに関する協力を行う。
- 6 知多市赤十字奉仕団
 - (1) 炊き出し、給水及びその他救援物資の配布等に対する協力を行う。
 - (2) 救護活動に対する協力を行う。
 - (3) 会員間の連絡調整を行う。
- 7 農業協同組合、商工会等産業経済団体
 - (1) 生活必需品、生活機器等の調達、配分に対する協力を行う。
 - (2) 産業に関する被害調査、災害復旧及び営業再開に関する協力を行う。
 - (3) 農産物に対する災害応急対策の指導を行う。
 - (4) 被災農家に対する融資及び斡旋^{あつせん}を行う。
 - (5) 加盟事業者間の連絡調整を行う。
- 8 知多市建設業協力会
 - (1) 浸水災害対策活動に対する協力を行う。
 - (2) 公共土木施設、公園、農地、農業用施設及び上下水道施設等の応急対策に対する協力を行う。
 - (3) 倒壊住宅等の撤去活動への協力を行う。
 - (4) 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理等への協力を行う。
 - (5) 加盟各事業者間の連絡調整を行う。
- 9 指定給水装置工事事業者及び知多市排水設備指定工事人
 - 上下水道施設の応急対策に対する協力を行う。

- 10 知多市危険物安全協会、知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会
災害の予防と拡大防止に対する協力を行う。
- 11 アマチュア無線クラブ
 - (1) 気象予警報その他災害情報の収集、伝達に対する協力を行う。
 - (2) 避難場所等と災害対策本部との間の情報連絡に対する協力を行う。
 - (3) 被害調査に対する協力を行う。

第3節 組織

第1 防災会議

防災会議は、市の地域に係る防災に関し、市の事務又は業務を中心に、市内の公共団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法及び「知多市防災会議条例」（昭和45年知多市条例第10号）の規定に基づき、市長が設置する附属機関である。

防災会議委員は、市長を会長として、県職員、市職員、市教育委員会教育長、市消防長、自主防災組織、学識経験者、指定公共機関及び市長が特に必要と認めて委嘱した者25名以内をもって構成する。

会議は、必要に応じ適宜開催するものとする。

第2 災害対策本部

災害対策本部は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合で市長が必要と認めたとき、災害対策基本法及び「知多市災害対策本部条例」（昭和45年知多市条例第11号）の規定に基づき設置される機関である。通常、本部長は市長が務める。

また、市長は、災害発生のおそれが解消し、又は応急対策が概ね完了したと認めたときは、これを廃止する。

第3 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、市内に災害が発生した場合で市長が必要と認めたとき、災害対策基本法及び知多市災害対策本部条例の規定に基づいて災害現場の近くに設置される機関である。

現地災害対策本部における活動体制は、原則として、災害対策本部に準ずるものとする。

概要

地震の発生そのものを防止することは不可能であるとしても、地震発生時の被害を軽減することは可能である。

災害予防計画は、地震発生時に被害を最小限に抑え、二次災害の発生を防止するとともに、応急対策活動への備えを行うための計画である。

第二編 災害予防計画

第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 災害に強い地域・体制づくり

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個々の対応が大きなウェイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、行政のみならず、市民、事業者、NPO等の様々な主体が防災対策に参加し、自分たちの地域の問題として取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

第1 災害に備え冷静に対処できる市民・地域・企業づくり

大規模災害発生時には、防災機関が実施する避難・救援活動にも限界があり、市民一人ひとりの力や、地域の力、更に、企業の力が、人の生命や身体を守るための重要な資源となる。

阪神・淡路大震災においても、町内会や地域の自主防災組織等の活動が十分に行われていた地域では、人的な被害が少なかった。

そのため、災害に備え、冷静に対処できるよう、市民・地域・企業に啓発活動を行うとともに、相互に助け合う体制づくりを進める。

- 1 市民への啓発活動の充実
- 2 市民の防災訓練等への参加の促進
- 3 自主防災組織等の地域における防災のための取組の推進
- 4 火災予防の徹底
- 5 地域ぐるみの要配慮者支援方策の実現

第2 災害発生後の迅速な応急対策活動を展開できる体制づくり

市における応急対策活動の中核は、災害対策本部であり、災害発生直後から迅速に活動に取り組むことのできる体制づくりを進める。

そのため、想定される災害に備えた緻密なイメージトレーニング、さまざまなケースを想定した訓練の実施、マニュアルの整備、更には、各種施設や設備の利用方法の修得等を平常時から実施する。

- 1 職員による迅速な初動体制の構築と災害発生時の非常連絡系統の充実
- 2 マニュアルの作成を通じたイメージトレーニングの実施と職員の役割分担の明確化

- 3 広域的な防災訓練の実施による関係機関との役割分担の明確化や、活動種別・事業種別ごとの責任部署の明確化
- 4 人的な被害を軽減するという観点から要請される、各種活動（消火、救助・救急、医療、避難所開設と運営体制、保健衛生活動等）の重点的な点検、マニュアル化及び資機材の備蓄等の推進
- 5 救助・救出用資機材の備蓄と使用方法の修得
- 6 避難所の早期開設

第3 消火・救助・救援体制の充実と市民の助け合い

多様な応急対策活動の中でも、人命の尊重という観点からは、消火、救助・救急及び医療等の活動、避難所の開設と運営などの避難所活動、飲料水や食糧の供給等の救援活動、被災者の心身の健康を維持するための保健活動等は、特に優先順位が高い活動項目であり、何よりも重視して実行する。同時に、こうした活動において活用する資機材の備蓄・整備に努める。

また、消火・救助・救援体制を充実させていくためには、市民の相互の助け合いが重要な役割を果たすため、消火・救助・救出用資機材の各地区への配備などを推進する。

- 1 消火・救助・救急、医療活動、避難所活動、救援活動及び保健活動などに関する防災訓練の実施
- 2 救助・救出用資機材の各地区への配備
- 3 消防水利を含む消火用資機材、医薬品及び食糧等の備蓄の推進
- 4 緊急輸送を円滑にするための取組の推進
- 5 給水体制の整備
- 6 医療の充実
- 7 ごみ・瓦礫^{がれき}処理対策の充実
- 8 し尿処理対策の充実
- 9 遺体対応の充実
- 10 災害発生時の住宅対策の充実
- 11 災害発生時の教育対策の充実

第2節 防災協働社会の形成推進

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

特に、大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

第1 地域における防災活動の継続的な推進の枠組みづくり

県及び市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組みづくりに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

第2 災害被害の軽減に向けた取組

県及び市は、様々な主体を通じた防災意識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

第3節 防災生活圏

本計画では、市民生活においてまとまりをもつ範囲としてコミュニティ（小学校区）を中心とした防災生活圏を設定するとともに、地区防災生活圏（行政区）も併せて設定する。

この防災生活圏は、今後、自主防災活動、災害発生時の初期消火活動、被害情報の収集などの基礎的な単位となる地区防災生活圏を包括するものであり、相互の連絡・調整のための役割を果たすとともに、市との連絡調整の単位となるものである。

また、防災生活圏を単位とした防災訓練等の実施をし、通信手段の整備や各種の備蓄等の取組についても、防災生活圏ごとに進めていく。なお、住民等から地区防災計画の提案があった場合には、その必要性を踏まえ、市の地域防災計画に定めるものとする。

第1 防災生活圏

コミュニティ（小学校区）を中心とした範囲とする。

このレベルの活動を行うための組織、設備は、地域防災拠点（主として小学校）を中心とし、市民の身近な防災活動を視野に入れた整備を検討していく。

第2 地区防災生活圏

駐在員区を範囲とする。

このレベルの活動を行うための組織、設備は、地区防災拠点（主として集会所）を中心とし、近隣関係が比較的明確である範囲における防災活動を視野に入れた整備を検討していく。

第3 市民等の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、全ての市民、事業者、団体が防災に関するこの基本的責務を有する。

1 市民

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚をもち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した場合は、遅滞なく、その旨を市町村長、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者

事業者は、災害時の企業の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）の策定・運用に努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど、防災活動の推進に努めなければならない。

第4 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市の防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4節 自主防災組織の育成及びボランティアへの支援計画

地震災害が発生した場合には、広い範囲で被害が発生するため、交通手段や通信手段の途絶が想定される。

このような状況においては、市民一人ひとりの自覚とともに、地域における相互の助け合いが被害の軽減につながる。

自主防災組織は、市民が地域において災害発生時の対策を行うための基礎的な単位であり、県及び市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等においては、組織されたボランティア以外にも、全国から個人ボランティアが駆けつけ、活動に当たった。しかし、これらのボランティアが個人であったことと、受入体制が十分でなかったことから、その限界が指摘されている。

そのため県及び市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

実施担当部署	総務部、福祉子ども部、健康文化部、消防部
防災関係機関	県、社会福祉協議会、ボランティア団体

第1 自主防災組織

自主防災組織とは、市民の日常生活上、一体性を有し、市民相互の連帯感が必要とされる地域における防災上の組織であり、防災生活圏及び地区防災生活圏に組織されている。

市は、自主防災組織に対して、本計画に基づく組織化の推進、防災活動実施のための教育等に取り組むとともに、地区防災生活圏ごとに活動用の資機材の備蓄を進める。また、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。

自主防災組織の活動内容は、概ね次のとおりである。

1 防災組織の編成及び任務分担に関すること。

- 2 防災知識の普及に関すること。
- 3 防災訓練の実施に関すること。
- 4 情報の収集、伝達に関すること。
- 5 地域内の要配慮者の把握に関すること。
- 6 出火防止、初期消火活動に関すること。
- 7 救出・救護活動に関すること。
- 8 避難誘導に関すること。
- 9 給食、給水に関すること。
- 10 防災資機材の整備に関すること。

第2 企業

各企業においては、災害発生時を想定した防災マニュアルを作成するとともに、各企業の防災組織間での相互応援、地域の自主防災組織との連携等について事前に定めるものとする。

第3 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校など防災関係機関同士とネットワークを構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

なお、県は、市が実施するネットワーク化の取組に対し必要な支援を行うものとする。

第4 防災リーダー

県及び市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的な防災リーダーを養成する。

また、防災リーダーが各地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県及び市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

県は、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

第5 ボランティア

市は、ボランティア受入体制整備のためのマニュアルを作成するとともに、ボランティアへの支援のため、市内でボランティアとして活動する市民を、県の開催する講習会等に派遣し、資質の向上を図る。また、若年層の活動がとりわけ期待されていること

から、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるよう努める。

また、災害時の避難所などの現場で、専門的な知識を生かしたボランティア活動を行う専門職の募集をする。

なお、通常時に活動を行っている福祉ボランティア等の団体・個人に対しては、災害発生時における協力を要請する。

災害発生時には、市は、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会に開設を要請する。また、市社会福祉協議会と連携し、関係団体へのコーディネーター派遣要請を行う。このような活動を円滑に進めるため、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について市社会福祉協議会等との意見交換に努めるとともに、次の取組を行う。

- 1 災害ボランティアセンター設置のための資機材等の備蓄
- 2 市社会福祉協議会と連携した、コーディネーター確保に対する支援
- 3 県の開催するボランティアコーディネーター養成講座（レベルアップ講座等）への参加者の推薦
- 4 災害発生時の対応や連絡体制等についてNPO・ボランティア関係団体等との定期的な意見交換
- 5 市社会福祉協議会等の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施
- 6 ボランティア活動の普及・啓発の実施
- 7 ボランティア活動での安全確保や被災者ニーズ等の情報提供方策等に関する整備
- 8 NPO・ボランティア関係団体等と連携し、受援体制の構築・強化

第5節 企業防災の促進

企業の事業継続・早期再建は市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

県、市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

実施担当部署	環境経済部
--------	-------

第1 企業の取組

1 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時に企業が果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体等が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

2 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

3 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

4 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

5 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源（飲料水等）・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

第2 企業防災の促進のための取組

県、市及び商工団体等は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定・運用を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

1 事業継続計画（BCP）等の策定促進

(1) 普及啓発活動

県、市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(2) 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには、想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

2 相談体制等の整備

県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、県及び市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 建築物等の安全化

現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。

地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保に努める。

大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

交通・ライフライン関係施設等は、市民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、日頃から事前の予防措置に努める。

第1節 建築物耐震推進計画

昭和56年には大規模な耐震基準の改正が行われているが、阪神・淡路大震災においては、この改正以前に建てられた建築物と、それ以後に建てられた建築物とでは、地震動による被害に大きな違いがあったことが報告されている。

同時に、十分な耐震性を確保したはずの建築物においても、被災した例があり、建築物の耐震性が非常に複雑であることを教えている。

建築物の耐震性を確保していくためには、地震発生時に避難、救護、応急対策活動の拠点となる建築物、不特定多数の市民が利用する建築物、一般民間建築物とに区分して対策を立案し、総合的な建築物の耐震性向上に努める。

特に、地震で建築物が倒壊することによる緊急輸送道路の閉塞を防ぐために、その沿道建築物の耐震診断の結果報告について義務付け化を検討することや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

また、近年、市街地においては、建築物の中・高層化が進んでおり、落下物等の対策などを指導する。

実施担当部署	総務部、都市整備部、消防部
防災関係機関	県、建築関係団体、愛知県建築物地震対策推進協議会

第1 公共建築物の耐震性の確保・向上

災害対策活動を円滑に実施するため、防災業務の中心となる施設の耐震性の確保を図る必要がある。そのため、次の施設を防災上重要な建築物として各施設の耐震性の確保について、計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。

また、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するとともに、防災拠点等の施設については、早急に復旧できるよう強化するものとする。特に、災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の耐震強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるよう努めるものとする。

1 防災上重要な建築物

- (1) 災害対策活動の中核となる市の施設
- (2) ライフライン施設等の復旧活動の中心となる市の施設及び市の関連施設
- (3) 無線通信用の建築物
- (4) 医療、保健、避難、教育等の活動において利用する施設

2 防災上重要な建築物に対する対応

防災上重要な建築物については、激甚な災害が発生しても利用することができるよう、十分な耐震性を確保する。

- (1) 新設建築物の耐震設計・施工の確保
- (2) 既存建築物の耐震診断
- (3) 公共施設等耐震計画に基づく耐震改修の促進

3 その他の市有建築物の耐震性の確認

防災上重要な建築物ほどではないが、市民の生命、財産に大きな影響を与える建築物については、昭和56年制定の新耐震設計基準を踏まえ、防災上重要な建築物に準じて施策を実施する。

第2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務づけることを検討する。

第3 建築物耐震改修促進計画

- 1 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努める。

- 2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「建築物耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していく。

また、「建築物耐震改修促進計画」において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を必要に応じて指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることも検討する。

- 3 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、所管行政庁である県と協力してパンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

第4 一般建築物の耐震性の向上・確保

一般建築物については、建築基準法及び「建築基準法施行令」（昭和25年政令第338号）により種々の構造基準が規定されている。昭和56年法改正以前の早急な補強が必要な老朽化した建築物も残されている。

これら一般建築物の耐震性に関する意識を高めるため、耐震工法や補強方法等の技術知識等を広く市民に普及・啓発するとともに、住宅地震相談コーナーの設置や耐震診断員の養成等の体制整備に努める。

1 住宅地震相談・一般建築物相談の体制の整備

県においては、地震相談コーナーを開設し、個人住宅を対象とした相談を実施している。また、住宅フェア等の住宅展に相談要員を派遣し、広く相談に応じている。

このような県による事業を広く普及させ、有効に活用するとともに、本市においても、建築士会等との協力により、相談体制を整備していく。

2 個人住宅の耐震性能診断強化

県においては、木造の個人住宅を対象とした耐震性能診断を実施しているほか、個人で診断を行う手法の普及・啓発事業を行っている。

市においては、昭和56年6月1日の新耐震設計基準施行前の既存住宅の耐震改修を促進するため、木造住宅においては無料の耐震診断事業及び耐震改修費補助事業を行っている。非木造住宅においては、耐震診断費補助事業を行っている。

このような事業の効率的な活用を図るとともに、普及・啓発のための取組を進める。

3 応急危険度判定士の養成等

県及び県内各市町村によって、応急危険度判定士講習会が、地方公共団体職員と建築士を対象に実施されており、今後も推進する。

また、災害発生時の応急危険度判定士の活用方法等について、検討を進める。

4 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進

鉄筋コンクリート造等の建築物は、一般的に耐震性に富んだものとされてきたが、最近の被害例にみられるように、必ずしも安全とはいきれず、既存建築物の中には、

耐震性に問題のある建築物もあるので、県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等を行い、その対策を講じるよう普及・啓発に努める。

なお、県は、耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める緊急輸送道路、避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成するとともに、民間の特定既存耐震不適格建築物及び防災上重要な建築物に対する市町村の耐震診断費補助事業に助成することにより、耐震診断の促進を図るものとする。「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物に対する市の耐震改修費・除却費補助事業に助成し、耐震改修等の促進を図る。

また、県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努め、県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及するものとする。

5 住宅等地震対策普及啓発の推進

住宅等の地震対策に関する知識を広めるため、建築物の分りやすい補強方法、室内における落下物等の防止対策をまとめ、啓発活動を行う。

6 その他の安全対策

住宅・建築物に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を強化するだけでは十分とはいえない。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死のほか、窓ガラス・天井の破壊、落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策を推進する。

第5 都市建築物の防災対策

近年、本市においても「消防法」（昭和23年法律第86号）第8条の2でいう高さ31mをこえる高層建築物が増加している。

これらの建築物については、災害発生時における危険性が極めて高いので、消防機関として、立入検査の強化、消防用設備等の設置及び適正な運用のため、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について、指導の強化に努めるものとする。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

第6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

県、市及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、平成10年に設置した愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努める。

第2節 公共施設安全確保整備計画

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

第1 道路施設

地震により、道路、橋りょう等が被災すると、市民の避難、消防活動、救助・救急活動及び物資の輸送活動等に大きな支障をもたらす。

そのため、道路、橋りょうの耐震性を向上させるよう、各道路管理者に要請するとともに、本市管理の道路についても、耐震性の向上に努める。

また、災害発生時に被災した道路、橋りょうの応急復旧活動のための資機材の備蓄や、被災状況の早期把握のための調査体制の構築にも取り組む。

実施担当部署	環境経済部、都市整備部
防災関係機関	道路管理者（県）

1 道路、橋りょうの整備

(1) 既設の道路、橋りょう

地震により発生が予想される道路の被害としては、高架橋の倒壊、高盛土箇所の崩壊、沖積層地帯や埋立地内等の軟弱地盤にある道路の亀裂沈下以外にも、地下埋設物の破損に伴う道路、橋りょうの被害が想定される。

このため、これら被害の想定される箇所の把握、点検の実施を行うとともに、順次対策工事を実施する。

また、県の管理する道路、橋りょうにあっては、これらへの対策を要請する。

(2) ライフライン共同収容施設の整備

災害発生時に電気、ガス、上下水道、電話等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るとともに、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の

円滑な実施を図るため、ライフライン共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を検討するとともに、関係各方面に要望する。

(3) 応急復旧作業のための事前措置

災害発生後、緊急輸送のための道路交通を確保するため、次の事前措置に取り組む。

ア 被害状況把握体制の確立と復旧用資機材の調達体制づくり

(ア) 災害発生後、道路、橋りょう等の被害状況の把握を行うため、都市整備部において公共土木施設被害調査マニュアルを策定する。

(イ) 応急復旧用資機材の調達のため、知多市建設業協力会等に応援要請を行える体制を確立しておく。

イ 応急復旧作業担当者との事前協議

災害発生後の復旧作業担当者を事前に指定し、迅速な復旧体制を構築する。担当者の選定に当たっては、知多市建設業協力会等との事前協議による。

ウ 道路啓開計画の検討・共有

津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版 くしの歯作戦）」について、関係機関との情報共有を図る。

(4) 道路、橋りょうの新設

道路、橋りょうの新設時には、耐震性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(5) 避難行動要支援者に配慮した道路、橋りょうの整備

災害発生時にも高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が安心して避難行動が行えるよう、道路、橋りょうについては、緊急性の高いものから歩道の拡幅、段差の解消を行うとともに、標識類については、高齢者、障がい者、外国人等に配慮したものとする。

2 緊急輸送道路の指定

災害発生時における緊急輸送を円滑に行うため、県により緊急輸送道路及びくしの歯ルートが指定されている（附属資料「3-13 緊急輸送路図」）。

これらの道路においては、災害発生時に緊急輸送を優先するための交通規制が行われるほか、道路施設が被害を受けた場合には、重点的な応急復旧対策が行われるものであり、次のような種別に基づいて指定されている。

第一次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第二次緊急輸送道路	第一次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

第三次緊急輸送道路	その他の道路（愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市町村の防災計画で定めた緊急輸送道路で、第一次、第二次緊急輸送道路以外の道路）
くしの齒ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路（第一次及び第二次緊急輸送道路から選定する）

緊急輸送道路については、災害発生時に交通規制される場合があるため、広報や防災マップ等を通じて市民に広く周知していく。

また、市内における緊急輸送を確保するため、本市独自の緊急輸送路の指定について、県と調整するとともに、その整備の方策を検討していく。

3 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

第2 海岸・河川・港湾

海岸、河川、港湾については、それぞれの整備を国及び県に要請するとともに、気象状況等に応じてパトロールを実施する体制を確立する。

実施担当部署	企画部、都市整備部
防災関係機関	海岸管理者（県）、河川管理者（県）

1 海岸

伊勢湾に面する海岸は、昭和28年の台風13号及び昭和34年の伊勢湾台風を契機として、高潮に耐える堤防が整備されているほか、臨海部の埋立てにより地震発生時の津波による被害は、大幅に軽減されている。

今後は、施設の機能低下に留意し、必要があれば、整備を県に要望していく。

2 河川

地震による堤防の損壊に対処するため、水害の危険性の高い河川から耐震性の調査点検を進めると同時に、県にも要望する。

3 港湾

本市の港湾施設は、名古屋港港湾区域に含まれており、区域の安全性確保のため耐震整備計画が策定されており、これに基づく整備の早期実施を要望する。

また、大規模な太陽光発電所（メガソーラー）を港湾区域の埋立地等に設置することにより、災害時に無償で電力供給できるよう整備を働きかけるものとする。

4 パトロールと警戒体制

海岸、河川等については、気象状況に応じ、あらかじめ定められた危険箇所の点検パトロールを実施し、警戒体制をとる。

第3 上水道

震災による断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間を短縮するよう、施設の耐震性の強化に努めることが課題である。

また、被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を行う。

実施担当部署	都市整備部
--------	-------

1 施設の耐震性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良時に十分な耐震設計及び耐震施工を考慮して確保していく。特に、災害時に重要な給水拠点となる指定避難所、福祉・医療施設については、これらの施設へ配水する管路の耐震化を優先して進めるものとする。

配水池等における緊急遮断弁により、二次災害の防止と応急給水用水源を確保する。

なお、これらの施工に当たっては、「水道施設耐震工法指針・解説」（2009年 日本水道協会編）及び「水道施設設計指針・解説」（2009年 日本水道協会編）に基づいて行うものとする。

2 応急復旧体制の整備

水道施設の被災に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急復旧用資機材の備蓄及び応援体制の確立を図る。

また、被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うことができるよう、施設管理用図書の整備と保管を行う。

更に、被災を想定し、復旧に要する目標（4週間以内など）を定め、市民の不安を解消するための取組みを進める。

3 応急給水体制

水道施設被災時にも飲料水の供給を継続するため、応急給水用資機材の整備、応急給水体制の確立を図る。

4 被災時の協力体制の確立

飲料水の供給、水道施設の復旧のための広域的な応援体制を確立するため、相互応援協定の締結を行う。

第4 下水道

災害発生時における下水道施設の機能は、市民の安全で衛生的な生活環境確保のために不可欠のものである。そのため、地震による破損が想定される箇所及び老朽化の著しい施設の補強、整備に努めるとともに、今後新設する施設については、地質、構造等に配慮して耐震性の強化に努める。

県及び市は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（2014年 公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（2014年 公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

また、被災時における復旧作業を円滑に実施するため、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保及び復旧体制の確立を図る。

実施担当部署	都市整備部
--------	-------

1 管渠施設に関する対策

地盤の軟弱な地区又は不均衡な地区に敷設されている下水管渠のうち、老朽化の著しいものから順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等を総合的な見地から検討し計画する。なお、地盤の悪い箇所や液状化のおそれのある箇所に敷設する場合には、最新の工法を導入するとともに、地盤改良等の対策を実施する。

2 終末処理施設、ポンプ場に関する対策

本市には、終末処理施設として2施設、ポンプ場として9施設が整備されているが、これらの耐震対策を行うとともに、各施設と下水管渠との連結部は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設から順次補強を実施する。

3 応急復旧体制の整備

下水道施設の被災に備え、下水道施設の点検整備を行うとともに、応急復旧用資機材の備蓄及び応援復旧体制の確立を図り、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。また、被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うことができるよう、職員の初動体制を明確にし、休日や勤務時間外の発災に備えるとともに応急対策活動の内容を検討する。更に、復旧のため、施設管理用図書の整備と保管を行う。

4 被災時の協力体制の確立

下水道施設の復旧のための相互支援に関するルールに基づき、広域的な応援体制を確立する。

市は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

5 下水道資源の多目的利用

緊急時における処理水や貯留水等を防火用水、トイレ等の雑用水として利用できる
よう検討し、下水道資源の多目的な有効利用を図る。

第5 農業用施設

市内には、ため池、排水路、排水機等の農業用施設があり、気象状況等に応じてパト
ロールを実施する体制を確立する。これらのうち、ため池は地震発生により堤体が決壊
すると下流域に多大な被害をもたらすことから、ソフト・ハード一体となった防災・減
災対策を行う。

実施担当部署	環境経済部
--------	-------

ため池について、その下流域にある人家、鉄道や主要道路、公共施設の被害を想定し、
計画的に耐震診断を行い、耐震基準に基づき順次、耐震対策工事を進める。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、
人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザー
ドマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

第6 電力・ガス施設

中部電力株式会社、東邦ガス株式会社、その他事業者に対して、施設に関する耐震性
の強化、被災時の供給体制と応急復旧体制の確立を行うよう要望する。

実施担当部署	総務部（各事業者への要望等）
防災関係機関	中部電力株式会社、東邦ガス株式会社

1 電力施設の対策

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

主要設備及び主要機器は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がさ
れているが、過去に発生した災害やこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の
被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる軟弱地盤にある設備については、基
礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は
極力避ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食糧その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に一時的に供給力が不足することもあると考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

2 ガス施設の対策

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(2) 津波浸水対策

津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。

(3) 緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球型ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧B導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備するとともに、さらにきめ細かな対応が可能となるよう、細分化を検討する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、SI値、加速度値等を収集できるよう整備する。

オ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(4) 応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

イ 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化を図る。

ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

エ 復旧用資機材、飲料水、食料等次に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。

・非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他

オ 教育・訓練の充実を図る。

カ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

ケ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。

コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

第7 通信施設

災害発生時における通信手段の確保は、災害応急対策の適切かつ迅速な実施、情報の適切な収集と発信の観点から極めて重要な課題であり、電気通信、専用通信、放送等の通信施設の安全性確保のために、全力をあげて取り組む必要がある。

通信手段の確保のためには、通信施設の耐震性確保は当然のことながら、複数の通信手段の構築による通信の多重性を確保することも課題である。

そのため、一般回線に関しては、通信施設の耐震対策を要望するとともに、その他の通信手段の確保のための取組を進める。

実施担当部署	総務部
防災関係機関	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフ

	トバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本放送協会、民間放送局、ケーブルテレビ局、知多メディアスネットワーク株式会社
--	---

1 電気通信（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

- (1) 設備の耐震対策
- (2) 防火・防水対策
- (3) 通信網の整備
- (4) 各種災害対策機器の整備
- (5) 防災に関する訓練
- (6) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し

2 電気通信（KDD I 株式会社）

KDD I 株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

- (1) 設備の耐震対策
- (2) 防火対策
- (3) 通信網の整備
- (4) 防災に関する訓練
- (5) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
- (6) 緊急連絡手段確保対策
- (7) 緊急輸送対策

3 電気通信（株式会社NTTドコモ）

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

- (1) 設備の耐震対策
- (2) 防火・防水対策
- (3) 通信網の整備
- (4) 各種災害対策機器の配備
- (5) 防災に関する訓練
- (6) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策
- (7) 被災地域への通信の疎通確保対策

4 電気通信（ソフトバンク株式会社）

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

- (1) 設備の耐震対策
- (2) 防火・防潮対策
- (3) 通信網の整備
- (4) 防災に関する訓練
- (5) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
- (6) 緊急輸送対策

5 電気通信（楽天モバイル株式会社）

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

- (1) 設備の耐震対策
- (2) 防火対策
- (3) 通信網の整備
- (4) 防災に関する訓練
- (5) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
- (6) 緊急連絡手段確保対策
- (7) 緊急輸送対策

6 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に、災害発生時における通信手段としては、最も重要な役割を果たしている。

県及び市で高度情報通信ネットワークによる通信手段の多重化が図られている。

7 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する防災関係機関が連携して、有効適切な防災活動を実施するための手段として、各防災機関が開設する防災相互通信用無線局があり、各機関と調整しつつ、この整備に取り組む。

8 放送（日本放送協会、民間放送局、ケーブルテレビ局）

放送は、大規模な災害の発生時には、適切な情報を広範に伝達するための手段として極めて有効であり、放送を通じた情報の伝達を有効に活用する。

9 防災行政無線

非常災害時における住民への情報の伝達手段として極めて有効であるため、大地震の発生等に際して、その機能を確保できるよう保守管理を行う。

10 災害発生時市内情報通信ネットワークの構築

災害発生時における、情報の収集・伝達行動の重要性は非常に高く、防災関係機関相互はもとより、市の機関、避難所等との間で情報通信ネットワークを確保し、被害状況の早期把握、応急対策活動の実施状況の把握等が強く求められる。

このため、防災生活圏を含めた情報通信ネットワークを構築し、大規模災害に備える。

拠 点	整備すべき情報通信ネットワークの内容
防 災 中 枢 拠 点	国、県及びその他の防災関係機関との情報通信施設（専用通信等） 市内各地域防災拠点との情報通信施設（地域系防災無線）
防 災 生 活 圏	防災中枢拠点との情報通信施設（地域系防災無線）

また、これらの情報通信施設のほかに、アマチュア無線、徒歩や自転車による連絡体制等を地域防災拠点ごとに設定し、災害発生時の孤立化や、情報通信の途絶に対処する。

11 その他の広報対策

報道機関に対する報道依頼のほか、知多市ホームページ、知多市公式SNS、広報ちた、広報車、メールマガジン配信など適切な周知活動を実施する。

第8 鉄道・バス

鉄道・バスの災害予防に関しては、それぞれの運行主体に事前の対策を要望していく。

実施担当部署	企画部
防災関係機関	名古屋鉄道株式会社、知多乗合株式会社

市内を通過している旅客鉄道は、名古屋鉄道株式会社の常滑線と河和線であり本市における交通手段として利用されている。

これらの路線に関しては、新しく建設されたものは、十分耐震性があるが、旧来のものは、補修、改良による耐震性の強化や整備に努めるよう要望するほか、運転規制、巡回、点検等による予防対策の実施を要望する。

他方、バスに関しては、知多乗合株式会社による4路線が市内を走っており、災害発生時における復旧体制の整備や、災害に備えた情報連絡体制の整備を要望する。また、コミュニティ交通による北部・東部・南部の3路線についても、同様の整備を図るものとする。

第9 教育施設、保育園等社会福祉施設及び文化財等

教育施設、保育園等社会福祉施設及び文化財等に関しては、施設の安全性確保等を行う。

実施担当部署	福祉子ども部、健康文化部、教育部
--------	------------------

1 教育施設及び保育園等の社会福祉施設の整備

教育施設及び保育園等の社会福祉施設を災害から保護し、園児、児童・生徒等の安全を図るため、これらの施設の安全性を確保できるよう推進する。

また、定期的に点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害に備えて施設、設備等の補強し、防災活動に必要な器具、資機材等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行う。

2 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い、適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

3 文化財保護

文化財の保護のため、文化財を収蔵する施設、設備等の整備に取り組むほか、周辺環境の整備を促進し、次の対策を講ずる。

(1) 市内の文化財収蔵施設における防災設備等の点検に努める。

(2) 文化財の管理者に対して、必要に応じ適切な整備を指導する。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

実施担当部署	総務部、企画部、都市整備部、消防部
防災関係機関	知多警察署、西日本電信電話株式会社東海支店、ＫＤＤＩ株式会社、報道機関（ＮＨＫ、民間放送局、知多メディアネットワーク株式会社）

地震防災上緊急に整備すべき施設等は、5箇年を目途として整備するものとする。

1 避難地の整備

避難地の整備事業計画	
避難場所・避難所の整備	(1) 避難所等受入設備の目安を想定し施設の整備を図る。 (2) 避難場所・避難所に備えるべき設備や物資の整備を推進する。 (3) 避難場所への誘導標識の整備をする。 (4) 要配慮者に配慮した施設の整備をする。

2 避難路の整備

避難路の整備事業計画	
既設の道路、橋りょうの整備	(1) 被害が想定される箇所の把握、点検を行い、順次対策工事を実施する。 (2) 避難行動要支援者に配慮した道路、橋りょうの整備をする。 (3) 国及び県の管理する道路、橋りょう対策を要請する。
応急復旧作業のための事前措置	(1) 公共土木施設被害調査マニュアルを策定する。 (2) 応急復旧用資機材の調達のために、知多市建設業協力会等に応援要請を行う体制を確立する。 (3) 応急復旧作業担当業者と協議する。
新設の道路、橋りょうの整備	(1) 耐震性に配慮した道路施設の建設を推進する。 (2) 避難行動要支援者に配慮した道路、橋りょうの整備をする。

3 消防施設等の整備

市は、次のとおり消防施設等の整備を行うものとする。

消防施設等の整備事業計画	
消防施設等の整備強化	(1) 消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等整備を行う。 (2) 施設等強化のための年次計画を作成する。
消防力の整備強化	(1) 消防組織の拡充を図る。 (2) 消防団員を確保する。 (3) 広域消防体制の整備を行う。

4 緊急輸送路等の整備

市は、次のとおり緊急輸送路等の整備を行うものとする。

緊急輸送路等の整備計画	
緊急輸送路等の整備	市内における緊急輸送を実施するため、道路の整備、橋りょうの耐震化を図る。
救援物資の集積拠点施設の選定と整備	市外からの広域的な救援物資の受入れ、保管、仕分け、配送作業を円滑に実施するため、広域的な救援物資の集積拠点施設を選定する。
トラック協会等との応援協力	災害発生時の輸送に関する人員や資機材を確保するため、トラック協会等と応援協力を明確にし、作業の効率化を図る。
海、空からの輸送	着岸施設の利用について検討するとともに、臨時ヘリポート用地等の確保に努める。
緊急通行車両の事前登録	緊急車両に関しては、事前に県公安委員会に対して緊急通行車両の事前申請を行っておくものとする。

5 通信施設の整備

市その他防災関係機関は、第三編第3章第1節「情報伝達に関する計画」に従い、地震防災応急対策を実施するために必要な通信施設を整備するものとする。

通信施設の整備計画は、次のとおりとする。

通信施設の整備計画	
専用通信	県及び本市では高度情報通信ネットワークの整備を進め、通信手段の多重化（地上系・衛星系）を図る。

インターネット及び 携帯電話	災害時において市民が迅速な情報を取得し、的確な対応ができるよう、携帯電話でも利用可能なインターネットによる情報の伝達手法の充実を図る。また、迅速かつ的確な応急対策活動の実施のため、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）の有効活用を図る。
災害発生時市内情報通信ネットワークの構築 （市防災行政無線）	災害発生時における、情報の収集・伝達行動の重要性は非常に高く、防災関係機関相互はもとより、市の機関、避難所等との間で情報通信ネットワークを確保し、被害状況の早期把握、応急対策活動の実施状況の把握等が必要なため、デジタル対応に順次整備を行っていく。

6 緑地等の整備

石油コンビナート等特別防災区域にある県、市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

緑地等の整備計画は、次のとおりとする。

緑地等の整備計画	
市の事業	(1) 災害発生時に安全ゾーンとなる公園、広場及び広幅員の道路の整備に努める。 (2) 植樹帯を有する延焼遮断機能を再評価し、これの整備に努める。
特定事業所の事業	上記市の事業に準ずる。

第4節 地震防災緊急事業五箇年計画等

第1 地震防災緊急事業五箇年計画等

県の作成する地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画に基づき、県及び市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。

第2 その他の事業

県及び市は、地震防災対策事業の推進を図るため、単独事業等を実施する。

1 防災対策事業

県及び市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

2 補助事業

県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市に対して県費補助金を交付し、市は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。

第3章 都市の防災性の向上

第1節 災害に強い都市づくり

第1 災害による被害を発生させない都市づくり

地震や風水害などの、自然災害それ自体の原因を除去することは困難であるが、自然災害が発生した際に、災害による被害を発生させない都市づくりに取り組む必要がある。そのため、本市の特性を考慮し、次のような施策に取り組む。

- 1 治水対策
- 2 土砂災害及び地盤災害対策
- 3 ため池、河川堤防及び道路等の盛土構造物における耐震対策
- 4 建築物の耐震対策、不燃化の推進
- 5 危険物取扱施設及びコンビナート等における予防対策
- 6 市街地における秩序あるまちづくりの推進（土地区画整理事業、都市再生区画整理事業）

第2 安全ゾーンを持つ都市づくり

本市の旧市街地においては、木造家屋が密集しており、火災の危険性や延焼による被害拡大の可能性が高い。また、道路の幅員が狭く屈曲しているために、消防活動に支障をきたすばかりでなく、地震発生時の建物の倒壊による被害の危険性も高い。

更に、新しく整備された住宅地においては、谷地を盛土した構造になっているところもあり、地震動に弱く土砂災害等に結びつく可能性も否定できない。

広い道路や公園は、平常時には、輸送手段やうるおい空間として機能するが、災害発生時には、避難、救援、救護活動や消防活動等のためのルートや拠点となるほか、火災に対する延焼防止帯としても機能し、更に、一時的な避難のための安全ゾーンとして機能する。

同様に、避難所や防災拠点の整備を地域ごとに整備することで、災害に対する安全性は更に高まる。

このような安全ゾーンを豊富に持つ都市づくりに取り組む。

- 1 市街地や住宅地における安全ゾーン（広い道路、公園等）の整備
- 2 市街地や住宅地における防災施設の整備
- 3 農地などの保全

第3 防災施設・設備等の整備・強化

災害発生時の応急対策の拠点となる、市役所等の耐震性の強化や災害発生時を想定した整備を行う。

また、市内各地域で防災活動を行う基礎的な単位を防災生活圏と位置づけ、防災生活圏に地域防災拠点の整備を進める。この地域防災拠点には、救助・救急用の資機材の備蓄や飲料水、食糧の備蓄を行うとともに、無線機等も整備する。さらに、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

道路、橋りょう等の公共土木施設及び電気、ガス、上下水道、電話等のライフラインは、災害発生時にも生活や応急対策活動に不可欠な資源であるため、これらの耐震対策に取り組む。

- 1 市役所等の災害対策拠点における耐震性強化
- 2 公共土木施設の耐震性強化
- 3 ライフラインの耐震対策
- 4 地域ごとの災害対策の拠点となる防災施設・設備や避難所等の整備
- 5 無線通信施設、備蓄倉庫及び自家発電設備等の充実

第4 要配慮者に配慮した都市づくり

災害発生時に、自衛行動等に支障のある高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦、日本語がわからない外国人等は要配慮者と言われている。

これらの要配慮者には、障がいを持たない市民にとっては支障とならないちょっとした段差や言葉の違いが、自衛行動を妨げる大きなバリアとなる。

そのため、これら要配慮者を犠牲にしない都市づくりが必要であり、すべての市民が支障なく避難したり自衛行動が取れるよう、バリアフリーのまちづくり（障壁のないまちづくり）を進める。

- 1 避難路、避難場所及び避難所における要配慮者へのわかりやすさや、使いやすさを配慮したまちづくりの推進
- 2 段差の解消や各種施設における高齢者、障がい者への配慮の推進
- 3 コミュニケーションの円滑化のための取組の推進

第2節 都市防災化計画

大規模な地震災害に対処するためには、地震発生時に適切な対応を行うための予防的な対策を充実すると同時に、地震発生時に被害が少ない都市づくりを進めることが大きな課題である。

しかし、本市においては、宅地開発による市街化の進行や臨海部への石油コンビナート等事業所の立地などを背景とした都市化・工業化の進行、自動車の増加など、地震発生時に被害を増大させる社会的要因が増加している。

こうした変化に対応するため、都市自体の防災化を図る。

また、各種のまちづくりの施策や防災施設の整備に当たっての基本的な考え方となる防災生活圏を設定し、これに基づくまちづくりの方向を検討する。

実施担当部署	総務部、企画部、都市整備部、消防部、教育部
--------	-----------------------

第1 防災生活圏を軸としたまちづくりのイメージ

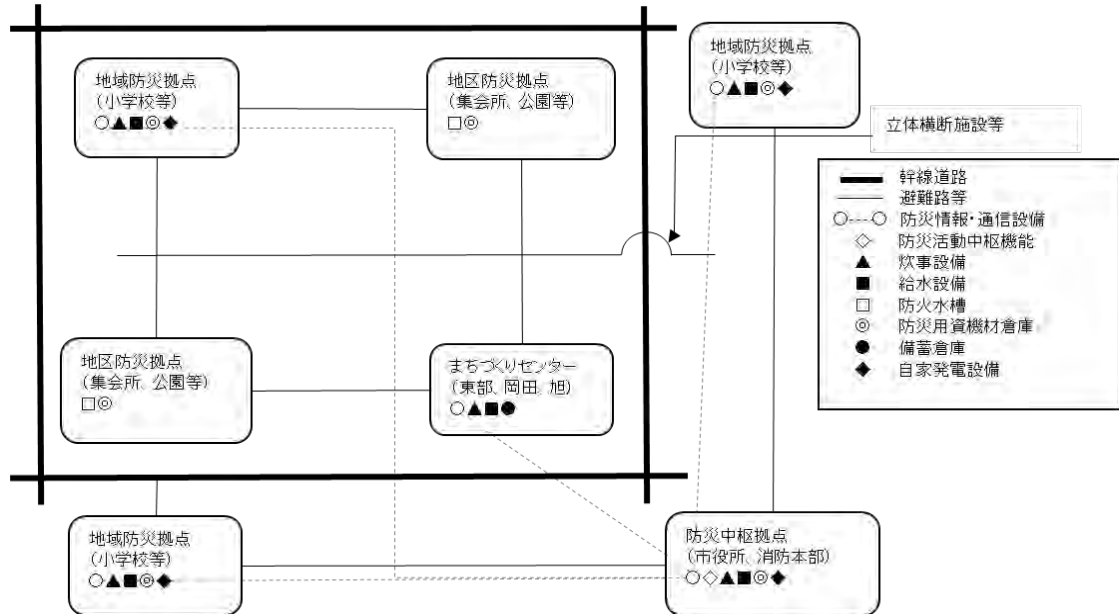
防災生活圏とは、市民の生活に直結する防災活動を行う単位であり、まちづくりにおいても、これをもとに各種の施設、設備の整備を行う。

1 防災拠点

防災生活圏の設定に応じて、次のような防災拠点を整備していく。

防災拠点の次別	設定する場所	対応する区域	設置すべき施設の例
防災中樞拠点 (全市)	市役所 及び 消防本部	全市	防災情報・通信設備 災害対策本部等防災活動中樞機能 炊事設備、給水設備 防災用資機材倉庫、自家発電設備
	まちづくりセンター (東部、岡田、旭)		防災情報・通信設備、備蓄倉庫 炊事設備、給水設備
地域防災拠点 (防災生活圏) (コミュニティ)	各小学校	各コミュニティ	防災情報・通信設備 炊事設備、給水設備 防災用資機材倉庫 (自家発電設備)
地区防災拠点 (地区防災生活圏) (各行政区)	集会所、公園等	各駐在員区	防火水槽 防災用資機材倉庫 (防災情報・通信設備)

2 各種施設の整備イメージ



第2 燃えにくい市街地の整備

1 市街地の整備

旧市街地など、市街地整備が十分に行われていない地域では、木造の老朽住宅が密集しており、地震発生時の二次災害としての火災による被害が大きくなることが予想される。このような密集市街地では、火災危険度が高いばかりでなく、道路の幅員も狭く、公園等の空地も少なく、火災発生時の消防自動車の進入や救助・救急活動の障害も予想される。

このような地域においては、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、道路・公園・広場等の防災空間の確保に取り組むと同時に、建築物の不燃化、土地利用の高度化に取り組む。

2 建築物の防火規制

市街地の基盤整備を推進していくことと併せ、現に密集している市街地では、建物更新時における建物用途の混在や建て詰まりの防止、不燃化の誘導が必要である。

火災発生時に、他の建物への延焼を防止するために、都市計画法及び「建築基準法」(昭和25年法律第210号)に基づく防火地域約2.1ha、準防火地域約1,154haが指定されている。防火地域及び準防火地域では、建築規制により新たに建てられる大・中規模の建物は耐火建築物又は準耐火建築物に、小規模な木造建物も延焼のおそれのある部分は不燃化が図られる。

今後も、都市計画法等による建物の混在防止を誘導する用途地域等の適正な配置、防火地域及び準防火地域等による建築規制等により、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る。

3 建築物の不燃化の推進

建築物の耐火・防火については、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生時にも火災が拡大しないための措置がとられている。これらに関する適切な指導を強化する。

また、不特定多数の市民が利用する施設やこれに準ずる大規模な施設に関しては、防火、避難に関して、各種措置の徹底を図る。

第3 オープンスペースの確保

公園、広場及び広幅員の道路等は、地震発生時には、防災空間として機能する。

しかし、近年の都市化の進行は、旧来からあった自然的オープンスペースを減少させつつあるばかりでなく、延焼遮断機能を持った屋敷林や農地等の減少を招いている。

そのため、災害発生時に安全ゾーンとなる公園、広場及び広幅員の道路の計画的な整備に取り組むとともに、植樹帯を有する延焼遮断機能を再評価し、これの整備に努める必要がある。

また、広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、あらかじめオープンスペースの活用方法について調整しておく。

県及び市は、「県広域緑地計画」及び「緑の基本計画」に基づき、緑地保全地区の指定や都市公園の整備を積極的に進めていく。

第4章 液状化対策・土砂災害等の予防

第1節 地盤災害予防計画

本市においては、宅地開発時に造成された地域が各所に存在するほか、臨海部の埋立地が存在する。これらの地域のうち、宅地開発等で谷部を高盛土した箇所については、地震発生時の危険性が高いことが知られており、防災上必要な施設の整備等を進めるとともに、埋立地等においては、液状化現象の危険性があるため、対策に取り組む。

更に、山崩れ、がけ崩れ注意箇所、急傾斜地危険区域、山腹崩壊危険箇所等に指定されている地域に関しては、防災上必要な対策を講じていく。

実施担当部署	都市整備部、消防部
防災関係機関	県、愛知県建築物地震対策推進協議会

第1 土地利用の適正誘導及び宅地造成の規制誘導

土地利用の適正化を図るため、災害危険度の把握を的確に行い、危険性について、市民、事業所に周知すると同時に、以上の把握に基づいて安全性の確保という観点から土地利用の誘導を行う。

宅地造成が一定規模以上の場合は、宅地の安全確保のため許可制度となっており、実施主体は、県である。また、本市においても、宅地開発指導要綱を定め、開発行為の事前審査を行っている。

市内における安全な宅地の創出のためには、県と適切な情報交換を行い、規制誘導に努める。

第2 宅地造成地における工作物の安全性確保

1 工作物の耐震設計

宅地造成工事には、擁壁、斜面等が含まれる。これらは、地震によって崩壊するおそれのある工作物であり、施工に当たっては、宅地造成関係法令の基準に適合するよう指導を徹底する。

2 監督体制の強化

造成工事中の監督業務の標準化と合理化を進め、適正な監督体制の整備に努めるとともに、許可にかかわる行為で是正を要する場合は、監督権、命令権に基づいて速やかに処理するよう努める。

3 防災パトロール

造成工事に対するパトロールを強化し、無許可工事や危険な宅地の発見に努め、是正を勧告する。

4 宅地危険箇所の耐震化

県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表し、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

5 その他

その他のがけ地や擁壁、塀に関しては、建築基準法に基づく安全上の指導を行うものとするが、実態調査を進め、危険度の高い箇所に関しては、所有者の注意を喚起するとともに、市民にも知らせ、改善等を指導していく。

第3 液状化対策の推進

本市において液状化の危険性のある地域としては、北浜町、南浜町、緑町、緑浜町付近の埋立地がある。これらの地域は、「愛知県石油コンビナート等防災計画 地域編ー知多市域」において施設や設備の安全性の確保のための取組が進められている臨海工業地帯となっているが、ひとたび災害が発生し被災した場合には、非常に大規模な被害が発生する可能性があるため、監視体制の強化に取り組む。

また、市は、以下の液状化対策の推進に努める。

1 液状化危険度の周知

液状化の可能性を予測した液状化マップを作成し、市民や建築物の施工主等に周知を図る。また、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知するよう努めるものとする。

2 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第4 土砂災害の防止

市は、土砂災害に対する予報又は警報の発令及び伝達、避難、その他警戒避難体制の確立に努める。

1 急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）に基づいて知事によって指定されるものである。これらの地域においては、次の対策を行っており、今後ともこうした取組を進めていく。

(1) がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制

(2) 標識等による住民への周知

- (3) 防災パトロールによるがけ地の保全や管理についての住民指導
- (4) 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- (5) 住民自身が施工することの困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

また、急傾斜地崩壊危険箇所は、未指定ではあるが急傾斜地崩壊危険区域と同様の危険性のある箇所である。これらの箇所では、県及び関係住民と調整を図りながら、指定の促進を図り、がけ崩れ災害の防止に努める。

2 山地災害危険地区

県は、山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区について、災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

3 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

- (1) 県は、土砂災害から県民の生命及び身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進している。

また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内では、

- ① 特定の開発行為の制限
- ② 建築物の構造規制による安全確保
- ③ 建築物に対する移転等の勧告

等を行っており、今後もその促進を図っていく必要がある。

なお、未指定の箇所については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら土砂災害防止法に基づく基礎調査を踏まえ、順次指定する。

- (2) 市は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を本計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

また、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図っていくものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エに掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円

滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

(3) 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合に、直ちに避難指示を発令することを基本とした、具体的な避難指示の発令基準を設定する。

(4) ハザードマップの作成及び周知

市は、ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

県が行う基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、市のWebサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知を図る。

(5) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

本計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに本計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

第5 地震発生時の防災パトロール

これらの急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区等においては、二次災害のおそれがあり、地震発生後、防災パトロールを実施し、市民の安全確保に努める。

第6 被災宅地危険度判定の体制整備

県及び市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の設置を行い、体制整備を図る。

第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第1節 避難に関する計画

大地震発生時には、二次災害のおそれのある区域内の市民は、速やかに安全な場所に避難することが重要である。

また、大規模な地震が発生した場合には、家屋の倒壊、火災の同時多発及び延焼などによって、避難生活の長期化が予想される。

そのため、指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備を行うとともに、避難に関する計画を作成し広く市民に周知して、安全の確保に努める。

なお、計画作成の際には、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

実施担当部署	総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、消防部、教育部
防災関係機関	県、近隣市町、教育委員会、知多警察署、県知多建設事務所、名古屋地方気象台、学校・幼稚園・保育園等の施設 不特定多数の市民が利用する公共施設及び民間の施設

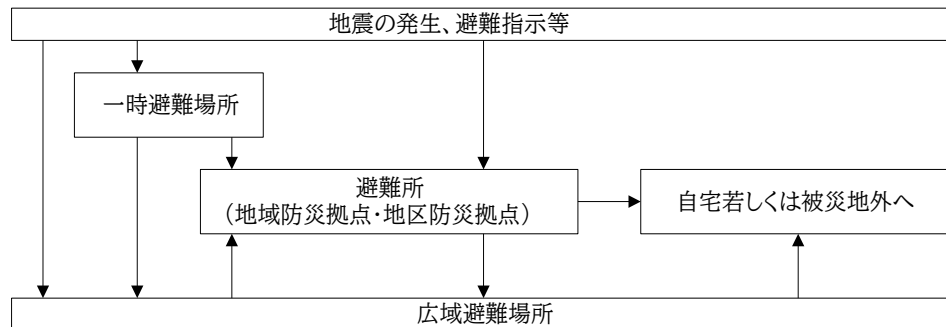
第1 緊急避難場所、避難所の位置付けの概要

緊急避難場所、避難所は、災害の種類や発生後の時間経過に応じて区分されており、本市においては、次のように指定されている。

緊急 避難場所	避難のための場所であり、オープンスペースである。 避難生活を長期にわたって行うための施設、設備も一般には整えられていない。 規模や安全性によって、広域避難場所、一時避難場所に区分され、広域避難場所は、大地震発生時、大震災、津波等からの避難を目的とし、一時避難場所は、これへの中継点となる。	広域避難場所 若しくは 一時避難場所
避難所	建築物の被災によって住宅を失った市民が一時的に生活の拠点とすることのできる施設。	避難所

	基本的には、屋内を前提とするが、場合によっては、仮設テント等によって代替することもできる。	
--	---	--

附属資料3-16に「指定避難所・指定緊急避難場所」を示す。



緊急避難場所については、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保するものとする。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

なお、指定管理施設を指定緊急避難場所とする場合も同様とする。

第2 緊急避難場所の確保

1 広域避難場所の選定

大規模な地震災害の場合は、消火活動に支障をきたすことが考えられる密集市街地では、火災の延焼が想定されるため、市民の生命、身体の安全を確保するため必要に応じ次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。

- (1) 広域避難場所は、大震火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等が適当と考えられる。
- (2) 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、概ね2m²以上とする。
- (3) 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
- (4) 広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- (5) 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところ及び危険物等が貯蔵されていないところとする。

(6) 広域避難場所は、輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。

(7) 地区分けをする場合は、小学校区単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできる限り避ける。

2 広域避難場所標識の設置等

広域避難場所の設置に当たっては、標識等を整備し、市民が安全に避難できるような環境づくりに取り組んでいるが、今後とも充実させるとともに、高齢者、視覚障がい者、外国人等に配慮した標識等の設置に取り組む。

3 一時避難場所の選定

一時避難場所は、避難者が災害直後、一時的に集合し、より安全な避難所等に移動するための場所であり、地区ごとに位置付けていく。

一時避難場所の選定に当たっては、次の基準により選定し、確保しておくものとする。

(1) 学校のグラウンド、公園、緑地等で、集合する避難者の安全が確保されるスペースを有すること。

(2) 地域単位に臨時応急的に集団を形成することとなるので、市民の生活圏を考慮した場所とすること。

4 一時避難場所標識の設置等

一時避難場所の設置に当たっては、標識等を整備し、市民が安全に避難できるような環境づくりに取り組んでいるが、今後とも充実させるとともに、高齢者、視覚障がい者、外国人等に配慮した標識等の設置に取り組む。

第3 避難所の整備

1 避難所等の目安

避難所は、大規模な災害が発生し、多くの市民が住宅を失う事態を想定して整備するもので、市民が生活を再建することのできるまでの期間、一時的な居住施設の役割を果たすものである。

地域の実情に応じて避難者数を想定し、更に近隣市町の相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、避難所等の施設の整備を図る。

なお、避難所は、小中学校を中心として、防災生活圏ごとに整備していく。

2 避難所等の配置

避難所等の配置は、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や、当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

3 指定避難所の指定

避難所は、被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

また、指定避難所となる施設においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

なお、指定においては、あらかじめ災害対策基本法施行令に基づいて避難所を指定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。その際、次の事項を十分に勘案することとする。

- (1) 被害者に対する救援・救護活動を実施することが可能な地域で、耐震・耐火の建築物があるか、又は仮設住宅、幕舎等を設置することが可能な規模を有するものとする。
- (2) 周囲にがけ崩れのおそれのあるがけ、石垣等がないものとする。
- (3) 地割れ、崩落等が予想されない地盤地質地域にあるものとする。
- (4) 周囲に多量の可燃物資の貯蔵施設がないところとする。
- (5) 津波による被害がないと見込まれる地域にあるものとする。
- (6) 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められるところとする。
- (7) その他、被災者が生活する上で、当該市町村が適すると認める場所であるものとする。

上記(1)～(6)の事項に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

なお、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート及び物資集積拠点などの災害対策に必要な施設は、避難所として原則使用しないものとする。

避難所に指定された施設においては、次の点に留意する。

- (1) 避難所となる施設の鍵は、災害が発生後、早期に活用が行えるよう配慮する。
- (2) 大規模災害等、交通手段が途絶した場合に備え、職員等の出勤方法・出勤時間を確認しておく。
- (3) 地域住民に避難所として開放する施設の使用順位を全職員が確認しておく。
- (4) 避難所開設に向けての職員の体制を組織しておく。
- (5) 緊急物資を保管するスペースを事前に確保する。
- (6) 「知多市職員用防災マニュアル」について、全職員への周知を図る。
- (7) 災害時の職員における避難所活動のあり方については、市作成のマニュアルに基づいて実施する。

4 避難所標識の設置等

避難所の設置に当たっては、標識等を整備し、市民が安全に避難できるよう環境づくりに取り組んでいるが、今後とも充実させるとともに、高齢者、視覚障がい者、外国人等に配慮した標識等の設置に取り組む。

5 避難所における必要面積の確保

避難所の避難状況に即した最小限のスペースを次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保も不可欠である。

1 m ² /人	災害発生直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積

<新型コロナウイルス感染症対応時の必要専有面積>

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

6 避難所が備えるべき設備等

避難所は、防災生活圏における中心的な防災拠点としての役割を担っている。

そのため、避難者の一時的な生活を確保するための設備だけでなく、情報通信機器も含めた地域防災拠点にふさわしい整備を推進する。

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備に努める。

(1) 避難所開設のために必要な備品類

仮設テント、緊急炊き出し用品等

(2) 飲料水、食糧及び生活必需品

広域的な応援によって供給されるようになるまでの期間（1週間程度を目安とする）、避難者の当面の生活を支えるための飲料水、食糧及び生活必需品を備蓄する。

ア 食糧

アルファ米、乾パン、粉ミルク等

イ 生活必需品

毛布、防水シート、ほ乳瓶、下着、作業衣、タオル、耐寒用衣類、照明装置、燃料、生理用品、紙おむつ（大人用、小児用）、トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、乾電池等

ウ 飲料水

(3) 初期消火、救助活動用資機材

地区防災生活圈での初期消火、救助活動に貢献するための資機材等を備蓄する。

ア 消火活動用資機材

消火器、バケツ等

イ 救助活動用資機材

ジャッキ、シャベル、てこ、バール、のこぎり等

(4) 情報受発信手段の整備

防災行政無線、携帯電話、FAX、拡声器、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

(5) 運営事務機能整備

コピー機、パソコン等

(6) バックアップ設備の整備

投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

7 大規模広域な災害時等への対応

市は、あらかじめ避難者等の発生規模と避難所の収容力等に関して評価するとともに、避難所の収容力等が不足している場合には、避難者数の低減、公的施設や民間施設の避難所としての利用の拡大等について検討するものとする。

8 避難所の運営体制の整備

(1) 市は「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを活用し、地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。

(2) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

(3) 避難所の運営に当たっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、自宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

(4) 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(5) 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

(6) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- (7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当と保健福祉担当が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (8) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第4 避難道路の確保と交通規制

市職員、警察官、消防職員その他避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるものとする。

また、大地震の発生に備え交通規制計画を定めるものとする。

1 避難道路の選定

指定した広域避難場所は、市街地の状況に応じ次の基準により避難道路を選定し、確保しておくものとする。

なお、長期的な観点から、これらの避難道路は、サイクリングロードや緑道として整備に取り組み、地域の潤いを高める役割を持たせる。

- (1) 避難道路は概ね8～10mを有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

2 広域避難場所の周辺道路等における交通規制

地震発生時における混乱を防止し、避難を容易にするため、知多警察署は次により広域避難場所の周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。

- (1) 広域避難場所周辺の幅員3.5m以上の道路は、広域避難場所から200m以内を駐車規制する。
- (2) 広域避難場所周辺の幅員3.5m未満の道路は、原則として車両通行禁止とする。
- (3) 広域避難場所周辺以外の道路は、広域避難場所から流出方向への一方通行、指定方向外進行禁止及び歩行者用道路等により車両の通行を抑制する。

第5 避難誘導体制の整備

高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者を、適切に避難誘導するため、コミュニティ、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関わる避難誘導及び避

難介護体制の整備に努める。特に、社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

第6 避難に関する意識啓発

市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、避難場所、避難所及び災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。

1 緊急避難場所等の広報

指定した緊急避難場所及び避難所について、次の事項を地域住民に周知徹底するものとする。

- (1) 緊急避難場所、避難所の名称
- (2) 緊急避難場所、避難所の所在位置
- (3) 緊急避難場所、避難所の地区分け
- (4) 緊急避難場所、避難所への経路
- (5) 緊急避難場所、避難所の区分
- (6) その他必要な事項

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

2 避難のための知識の普及

市民に対して必要に応じて、次の事項について知識の普及のための措置をとる。

- (1) 平常時における避難のための知識
- (2) 避難時における知識

ア 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とし、あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと

イ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）

ウ 津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること

- (3) 避難後の心得

3 その他

- (1) 防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (3) 県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第7 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- (1) 津波災害事象の特性に留意すること
- (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること
大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報
- (3) 避難情報の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること
- (4) 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること
- (5) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること
ア 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災局公表）の浸水想定区域
イ 津波浸水想定（平成26年11月26日愛知県建設部公表）における浸水想定区域
ウ 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県建設局指定）における浸水想定区域
- (6) 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること
- (7) 国外で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること

2 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

3 事前準備

市は、避難情報を発令する際（土砂災害については、それらを解除する際も含む。）に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第8 情報伝達体制の整備

県、市及びライフライン事業者は、災害時情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

また、市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

なお、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

第9 職員の派遣（派遣職員）

避難所には、避難所活動の円滑な実施と、市内各地域との円滑な情報通信体制の確保、市内各地域における円滑な応急対策活動の実施を目的として、職員を派遣する。

派遣職員は、災害発生後、市役所等に参集した職員から迅速に選任する。特に、震度6弱以上の地震が発生した場合、事前に選任した避難所派遣職員を自宅等から直接避難所に派遣する。

第10 学校等における対策

1 防災上必要な組織の整備

学校、幼稚園、保育園等の施設においては、災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、平素から災害に備えて職員の任務分担、相互の連携について組織を整備する。

2 防災上必要な計画

園児、児童・生徒及び職員が災害発生時に適切な行動を取ることができるよう、必要な計画を立案しておく。

計画の策定に当たっては、災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、園児、児童・生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法に関する計画をあらかじめ定め、周知徹底を図る。また、関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

なお、市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

3 登下校（登降園）の安全確保

園児、児童・生徒等の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校、幼稚園、保育園ごとに定め、平素から園児、児童・生徒及び保護者への徹底を図る。

園児、児童・生徒及び保護者には、次のように指導する。

災害発生の時期	園児、児童・生徒の対応
園児、児童・生徒が在宅中のとき	学校、幼稚園等からの指示があるまで各家庭で待機する。
園児、児童・生徒が登校中のとき	学校と自宅とを比べて原則として近い方に向かうよう事前に園児、児童・生徒に指導を行う。
園児、児童・生徒が下校中のとき	ただし、進む方向の危険が高い場合はその限りではない。

4 通学路の選定

(1) 教育委員会は、通学路について、市、知多警察署、県知多建設事務所等、関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して選定する。

(2) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定する。

5 登下校（登降園）の安全指導

(1) 異常気象時の園児、児童・生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(2) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

(3) 園児、児童・生徒の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

(4) 通学路における危険箇所については、園児、児童・生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(5) 登下校時に危険を回避できるよう、園児、児童・生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

第 1 1 その他の公共施設等における対策

その他の不特定多数の市民が利用する公共施設及び民間の施設にあっては、事前計画を作成し、災害発生時の避難行動の円滑化に努める。

第 1 2 その他

1 市民による食糧等の備蓄と持ち出し体制の構築

市民による日常からの非常持ち出し品の常備と、災害発生時の持ち出しを啓発する。

2 井戸水等の利用

利用可能な井戸水は、災害発生時に洗濯、入浴、トイレ等の生活用水に利用する。

第2節 要配慮者の支援対策に関する計画

高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者は、行動の障害やコミュニケーションの障害などによって避難行動が困難となり、被害にあう確率が高くなる。また、避難所等においても十分な情報が伝達されず、精神的、物質的な支援が不足する状況におかれる可能性がある。

そのため、避難行動と避難所等でのコミュニケーションを柱として要配慮者の安全対策に取り組む。

特に、要配慮者についての平常時からの所在情報の把握及び管理並びに安否確認及び避難誘導體制の整備等の際には、県が作成した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」に沿って、マニュアル策定に努める。

実施担当部署	総務部、福祉子ども部、健康文化部
防災関係機関	社会福祉施設

第1 要配慮者の避難行動円滑化のための取組

要配慮者の安全を確保するためには、行動に支障のある避難行動要支援者に対して、適切な誘導を行い、避難行動要支援者本人が自力で避難できる体制を構築することが大きな課題である。

そのため、避難行動要支援者の避難訓練等への積極的な参加を促すとともに、避難所、避難経路等に関する事前の確認を行う。

また、視覚障がい者や外国人等を対象として、円滑な避難行動を行うことができるように、誘導ブロックの整備やサイン類の整備に取り組むとともに、対象箇所の重要性に応じて、バリアフリーのまちづくりや、人にやさしいまちづくりなどの取組も併せて行う。

第2 避難行動要支援者データベースの作成及び活用

避難行動要支援者を応援するためには、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の実態把握を行い、避難行動要支援者の所在を明確にする必要がある。

避難行動要支援者に対する対策は、高齢者、障がい者、外国人等に応じてそれぞれ所管課が異なっているため、各所管課での実態把握を行うと同時に、このような情報をデータベースとして各所管課間、防災関係機関等と共有し、災害発生時に的確な避難行動に対する応援を行えるよう、取組を進める。

なお、障がい児の場合、支援区分はないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障がい児や医療的ケア児は、障がい児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

避難行動要支援者データベースの作成及び活用は、以下により進めていくこととする。

1 避難支援体制の整備

市関係課、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等、消防署、警察署、消防団、自治会、自主防災組織を「避難支援等関係者」とし、安否確認、情報伝達、避難誘導、救助等の避難支援体制の整備に努める。

2 避難行動要支援者情報の収集・更新

避難行動要支援者情報の開示に同意する避難行動要支援者は、本市の避難行動要支援者登録申請書に必要事項を記載し、市長へ提出する。避難行動要支援者名簿は、本人の異動（死亡、転出入等）が確認された場合、最新の状態に更新するよう努める。

3 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応する。

なお、本市では従来から作成していた「災害時要援護者名簿」について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10に基づく、「避難行動要支援者名簿」として位置づけ、引き続き使用するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ・身体障がい者のうち、その障がいの程度が1級若しくは2級（ただし、内部障がいは除く。）又は下肢、体幹機能に係る障がいの程度が3級の者若しくは
- ・知的障がい者のうち、その障がいの程度がA判定の者又はB判定の者で災害時に自ら避難することが困難で支援が必要であると認められる者
- ・精神障がい者のうち、その障がいの程度が1級の者
- ・民生委員が行う生活状況調査により、75歳以上（要支援、要介護認定を受けている65歳以上を含む。）のひとり暮らし高齢者又は75歳以上（要支援、要介護認定を受けている65歳以上を含む。）の方のみで構成される高齢者世帯として把握されている者

なお、上記以外で重度の要介護認定を受けている者がいる世帯や、地域において支援が必要と認めた者を含むことがある。

(2) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手は、「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき登録された者に対して定められた手続きに従うものとする。

4 避難支援等関係者への名簿情報等の提供

市は、「災害対策基本法」を踏まえ、個人情報開示同意のある要支援者情報に限り、避難支援等関係者に対し、該当地区の名簿情報等を提供するものとする。情報提供に際しては、守秘義務や必要以上に情報を複製しないことなどを指導する。

情報の提供後は、提供先に対して名簿等の取扱い状況を確認するとともに、災害現場での避難支援者自身の安全確保について万全を期すよう指導する。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

5 高齢者等避難等の情報伝達

高齢者等避難等が発令された場合、市は防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、コミュニティFM放送、携帯電話へのメール配信、市のWebサイト、テレビ放送、SNSなどでも情報配信を行う。また、避難支援等関係者は、避難行動要支援者への情報伝達から避難のための立退きまでの避難支援体制の整備を図るものとする。

6 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。避難行動要支援者が重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関し同意により生ずる結果を判断できない場合は、親権者や法定代理人等から同意を得られれば、その者が同意したものとみなす。避難支援等関係者に情報提供を行う場合は、個人情報適切に取り扱われるよう指導し、必要に応じて報告させるものとする。

7 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難指示を行った場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市のWebサイトやSNSなどのソーシャルメディアに加え、電話、FAXによる情報伝達に努めるものとする。

8 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供する事に同意した避難行動要支援者の避難支援を、避難情報に基づき行う。

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

9 個別避難計画の作成等

(1) 個別避難計画の作成

避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。作成に当たっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

なお、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努める。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意する。

(2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(3) 個別避難計画と地区防災計画の整合

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(4) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台

は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

第3 地域ぐるみ応援体制の構築

各地域に所在する要配慮者の避難や避難所生活を応援するため、地域の民生委員・児童委員、コミュニティや自主防災組織のリーダーの協力を得て、地域ぐるみでの避難応援体制づくりに取り組む。

また、福祉ボランティア等との連携も強化し、要配慮者の安全を確保するための取組を進める。

第4 避難所における要配慮者との円滑なコミュニケーションの確保

聴覚障がい者との円滑なコミュニケーションを図るための手話通訳、外国人との円滑なコミュニケーションを図るための通訳などのボランティアの事前登録制度を確立し、災害発生時には、コミュニティごとに通訳ボランティアを配置することで、円滑なコミュニケーションを行うための取組を進める。

第5 安否確認のためのシステムの確立

高齢者や障がい者に関しては、緊急通報システム等を活用した安否確認のための取組を進める。

また、激甚な災害が発生した場合には、高齢者、障がい者の安否を確認するとともに、保健師を中心とした個別訪問により、心身の健康を確保できるよう、相談事業等を実施する。

第6 社会福祉施設等の建築物の耐震性強化等

社会福祉施設等の被災は、入所者の生命を脅かすものとなるばかりでなく、被災後の入所者の処遇に当たっても困難な問題を引き起こすこととなるため、これら社会福祉施設等の耐震性の確保や、室内の安全性の確保については、重点的な取組を進める。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第7 社会福祉施設等における行動マニュアルの整備と備蓄の推進

災害発生時に、社会福祉施設等において取り組むべき各種の活動について、職員が十分に対応できるよう、職員用マニュアルを作成する。

また、大規模な災害が発生した場合には、食糧、生活必需品の供給が十分に行われなくなる可能性があるため、これらの備蓄に取り組む。

第8 社会福祉施設入所者のための近隣市町との相互応援協定の締結

社会福祉施設が被災した場合に、入所者の処遇に困難をきたすことのないよう、近隣市町等と相互応援協定を締結する。

第9 外国人等に対する防災対策

市は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者とでは、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- 1 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- 2 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- 3 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- 4 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

第10 子育て支援の拠点整備

市は、災害時においても、乳幼児や妊婦を抱える家族が安心して子育てできるよう、子育て支援の拠点施設等の整備に努めるものとする。

第11 帰宅困難者対策

人口約8万3千人の本市において、流出人口は約2万8千人、流入人口は約1万人である。流出人口の流出先の上位5市は、名古屋市、東海市、常滑市、半田市、大府市、流入人口の流入元の上位5市町は東海市、名古屋市、常滑市、半田市、阿久比町となっている。これを踏まえると、昼間に地震が発生して交通インフラが寸断された場合などでは、名古屋市方面での就業者や学生による本市への帰宅困難者、及び名古屋市方面への帰宅困難者が多くなると予想される。

市は、公共交通機関が運行を停止した場合には、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

- 1 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報
「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。
- 2 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

3 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

4 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第12 災害ケースマネジメント

県及び市は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援体制の整備等に努めるものとする。

第6章 火災予防・危険性物質の防災対策

第1節 火災予防対策計画

市街地における住宅の密集、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う大規模火災の発生が想定される。このため、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

実施担当部署	消防部
防災関係機関	県

第1 火災予防の徹底

1 一般家庭に対する指導

(1) 火気使用設備・器具の安全化

一般家庭において使用する火気使用設備・器具の安全化（耐震安全装置付き石油ストーブ、ガス遮断装置付きガス器具等）を推進するとともに、適正使用のための普及・啓発に努める。

(2) 初期消火活動の徹底

一般家庭における住宅用火災警報器及び消火器具の設置を促進するとともに、消火器具の取扱方法等について指導を行い、初期消火活動を効率的に実施できるための取組を進める。

また、初期消火活動の重要性に関する普及・啓発を推進する。

(3) 出火防止知識の普及

一般家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりに出火防止に関する知識（地震後にはプラグを抜くこと、避難をする場合にはブレーカーを落とすことなど）及び地震に対する備えなどの防災教育を行い、自主防災意識の高揚を図る。

2 防火対象物の防火体制の推進

多数の市民が利用する防火対象物において火災が発生した場合は、その危険性は大きい。

そのため、これらの施設においては、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。同時に、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の安全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図る。

3 立入検査の強化

消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途に応じ計画的に実施し、防火対象物の状況を把握する。

また、火災発生の危険の排除に努め、万全な予防対策を推進する。

4 危険物等の保安確保の指導

県及び市は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導する。また、これら施設等について必要なときには、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

なお、「知多市火災予防条例」（昭和45年知多市条例第83号）に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

5 震災時の出火防止対策の推進

県及び市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等とともに、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

6 危険物取扱者に対する保安教育の徹底

消防法に基づく危険物取扱者に対する取扱作業の保安に関する講習は、県が実施しており、これの適正な運用による取扱者の資質の向上を図るよう努める。

7 消防設備士に対する教育の徹底

県は、常に新しい知識、技術を習得し技術の向上を図るため、消防設備士の講習を行っている。

これの適正な運用による設備士の資質の向上を図るよう努める。

8 建築同意制度の活用

消防法第7条に基づいて、建築物の新築、増築計画の段階で防火の観点から安全性確保ができるよう、建築同意制度の効果的な活用を図る。

第2 消防力の整備強化

消防力の整備強化に当たっては、次の考え方に基づいて取組を進める。

1 消防力の整備強化

「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充及び消防団員の確保に努めるとともに、広域的な消防体制の整備を図る。

2 消防施設等の整備強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設及び緊急通信指令施設等の整備に努めるとともに、年次計画を立て、その強化を図る。

第2節 危険物質・有毒物等対策計画

市内の石油類大量保有事業所、毒物、劇物保有事業所、一般高圧ガス大量保有事業所、液化石油ガス大量保有事業所、ガス施設、放射性物質保有事業所等は、ほとんどが臨海部に所在している。

これらの施設が被災し、火災、爆発、損傷及び危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大な被害が生じるおそれがある。市や関係事業者は、地震・津波に伴う石油コンビナートの被災による周辺への影響評価に努めるとともに、港湾施設等の耐震・耐津波性能の強化を図る。また、危険度に関する情報開示や、危険が察知された場合の施設関係者、周辺市街地の居住者、及び鉄道・自動車による移動者等に対する避難指示や誘導等が的確に行われる体制を整備するものとする。

石油コンビナートに関しては、「石油コンビナート等災害防止法」（昭和50年法律第84号）に基づく対策を実施しており、その充実、強化について国、県及び各事業所に要望していく。

実施担当部署	消防部
防災関係機関	国、県、危険物・高圧ガス・毒物劇物取扱事業所

第1 危険物施設防災対策計画

危険物施設の防災対策に当たっては、次の取組を進める。

1 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に取り組む。

2 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500キロリットル以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

3 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合には、事業所の管理者等に対し、災害防止上の助言又は指導を行う。

4 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱いに従事する危険物取扱者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施している。

これらの活用による取扱者の資質の向上を図るよう、各事業所に指導する。

5 自主防災体制の確立

事業所の所有者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第2 高圧ガス大量貯蔵所防災計画（県）

高圧ガス製造施設は、「高圧ガス保安法」（昭和26年法律第204号）に定める耐震構造とするほか、過去の震災例に基づき、補強対策を実施することが定められており、「高圧ガス大量貯蔵所防災計画」が県により定められている。

また、大規模災害発生時の安全を考慮し、高圧ガス製造設備の緊急停止や地震発生時の円滑な防災活動に必要な対策を要望する。

第3 毒物劇物取扱施設防災計画（県）

毒物劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するため、県が「毒物及び劇物取締法」（昭和25年法律第303号）に基づいて監視指導を行っている。

更に県は、次の事項を重点として、立入指導等の強化に取り組んでいる。

- 1 毒物劇物屋外貯蔵タンクにおける事故時の流出防止のための防液堤あるいは貯留槽等の設置
- 2 毒物劇物の貯蔵施設について、可能な限り耐火構造の専用施設とすること。
また、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は防火区画とすること。
- 3 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設における表示等の実施（保管管理責任者氏名、電話番号等連絡方法、医薬用外・毒物・劇物等の標示）
- 4 毒物劇物の大量保有施設における毒物劇物に応じた危害防止対策の確立
- 5 毒物劇物の保有施設における応急措置に必要な設備器材等の配備促進

第7章 津波予防対策

津波災害対策については、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波と最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波を想定することを基本として検討を進めていくものとする。

また、最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。

さらに比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第1節 津波対策計画

この計画は、知多市地域防災計画で規定する南海トラフ地震等の海溝型大地震における津波に対し、本市、関係機関、その他防災上重要な施設の管理者が、防災に関して処理すべき事務等について定めるものとし、津波防災活動に努めるものとする。

実施担当部署	総務部、企画部、環境経済部、都市整備部、消防部
--------	-------------------------

第1 津波の想定

1 津波の高さ

南海トラフ地震発生時における知多市内の最大津波高はT.P. 3.7m（理論上最大想定モデル）の見込みである。

2 沿岸への津波高30cmの到達時間（理論上最大想定モデル）

南海トラフ地震発生時における沿岸への津波高30cmの到達時間は、最も早い所で73分の見込みである。

第2 津波に関する情報の収集、伝達

大津波警報及び津波警報の発表は、地震発生後、少なくとも数分を要し、震源地が近い場合は、警報が津波の来襲に間に合わない場合も考えられるので、次の措置をとる。

- 1 市長（本部長）は、平時から本市における津波の災害特性を把握するとともに、地震情報（震度、震源、マグニチュード等）を踏まえ、海浜にいる者や海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう、指示等を行う。
- 2 大津波警報及び津波警報に関する情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し、聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行う。

第3 事前対策

1 避難誘導計画の策定

避難誘導計画の策定に当たっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水予測図」や、「市町村津波避難計画策定の手引き」、内閣府が発表した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」等をもとに、避難対象地区を明示するとともに、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。場合によっては、耐震性を有する建物を避難場所として指定する。

津波発生時の避難は、徒歩によることを原則とする。ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう、各地域で合意形成を図る。また、避難先での駐車場使用や避難者の受入れ等について、避難所等の所管部署と調整を行うものとする。なお、避難手段として、自転車の活用も検討する。

2 避難場所の指定

津波による被害が予想される沿岸部の住民の避難場所・避難所は、附属資料「3-16 指定避難所・指定緊急避難場所」に示す。

市は、避難対象人口の規模に応じた避難場所や避難路の整備を図るほか、沿岸地域の老朽建築物の改修、建て替えや重要施設の高地移転などによる津波に強いまちづくりの推進にも努めるものとする。

3 防災知識の普及、防災訓練

(1) 防災知識の普及

津波による被害を防止するため、住民等が適切に対応できるよう、必要な知識の普及、啓発を行う。

ア 対象

- (ア) 市民
- (イ) 自主防災組織構成員
- (ウ) 園児、児童・生徒、学校関係

イ 内容

(ア) 津波に関する知識

津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもある。第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。また、強い揺れを伴わず、危険を体感

しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生可能性がある。

外からの観光客等も想定し、津波危険地域等の周知にも努める。

(イ) 避難行動に関する知識

地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら、速やかに避難する。標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難し、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難に当たっては徒歩によることを原則とする。

「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要がある。

沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。

(ウ) 地震発生時の情報の伝達

(エ) 地震発生時の市の実施する対策

(オ) 地震発生時の自主防災組織等の実施する対策

(カ) 地震発生時等の住民等の実施する措置

地震発生時には、テレビ、ラジオ等により正確な情報の収集に努めるとともに、市から避難指示の伝達があったときは、直ちに避難する。

自主防災組織等は、避難の誘導を行う。

(2) 防災訓練の実施

市、コミュニティ（小学校区）、自主防災組織、住民等がこの津波対策計画に従って情報伝達、避難等緊急応急対策についての訓練を実施し、海溝型地震に対する対応の習熟を図る。

第2節 津波からの防護のための施設の整備等

津波からの防護のための施設については、常に現況把握に努め、その津波対策を確立するものとする。

各施設の管理者は、予想される危険の防止、軽減等、当該施設の保全に努めなければならない。また、地震が発生した場合は直ちに、水門、こう門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

実施担当部署	環境経済部、都市整備部
防災関係機関	知多建設事務所、名古屋港管理組合

第1 公共施設（海岸・河川・港湾）の安全確保

河川、海岸及び港湾の管理者は、老朽化により機能低下している水門及び陸こう等の改築、補修を行う。また、必要に応じ、開閉操作の電動化、遠隔操作化等を図るものとする。

第2 津波防災事業の推進

1 県、市の措置

- (1) 市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- (3) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

2 河川、海岸及び港湾の管理者

- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の策定

- (2) 防潮堤、堤防等の補強、水門、陸こう等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備の方針・計画の策定
- (3) 水門、陸こう等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法の策定

第3節 避難対策等

地震発生後、大津波警報及び津波警報が発表された場合、市長は、津波危険区域の住民等に対し、原則として安全な場所への避難指示を行う。

実施担当部署	総務部、消防部
防災関係機関	知多警察署

第1 津波危険地域の指定

本市は、平成26年度に愛知県防災会議地震部会が公表した「東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」において、海岸線又は津波が河川遡上の可能性がある地域を有している。本調査結果の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域を「津波危険地域」として指定する。

本市における「津波危険地域」（「避難対象地域」）は次のとおりである。

八幡	字荒井、字浦浜（市道大田朝倉線の東）
日長	字森下（名鉄常滑線から西側の区域に限る）、字神山畔、字江口、字城見坂、字前田口、字汐田、字浦畑口
新舞子	字浜田、字郷戸、字西畑ケ、字竜、字大瀬、字神田
緑浜町	（人工海岸の区域に限る）
大草	字大瀬、字四方田、字南田面、字江端、字牟山堂、字ハリマ
金沢	字前田
旭南	4丁目、5丁目、6丁目
南粕谷新海	1丁目、3丁目、4丁目

第2 関係地区住民への周知

市は、第1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係住民にあらかじめ十分周知を図る。

- 1 地区の範囲
- 2 想定される危険の範囲
- 3 避難場所（屋内、屋外の種別）
- 4 避難場所に至る経路
- 5 避難指示の伝達方法
- 6 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- 7 その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

第3 津波防災体制の充実

本市は、想定される津波に対して、別に「津波避難計画」を策定する。

この津波避難計画では、津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域等における住民、観光客、漁船等の安全を確保するための津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域・津波災害警戒区域の監視、巡回体制、さらには避難誘導などを具体的に定めておくものとする。

特に、避難誘導に当たっては、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定する等の避難方法を具体的に示すとともに避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示して、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する民間建物を避難場所として指定する。

また、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令するものとし、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

特に市内外から多くの観光客が集まる沿岸部の公共公益的な施設管理者に対しては、避難対策等の充実を求めるとともに、迅速・的確な災害情報の伝達等について市と協働して取組を進めるよう働きかけるものとする。

さらに、消防職員、消防団員(水防団員)、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

なお、この計画を策定するに当たり、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水想定区域図」や、「愛知県 市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。

第4 避難受入活動

「第一部 第三編 第10章 避難者・帰宅困難者対策」を参照。

第5 県への連絡

市は、津波からの避難について住民に対し広報を行うとともに、県に対し状況を連絡する。

第6 津波対策の啓発

南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識を住民に啓発する。

特に、本市における南海トラフ地震の被害想定（津波到達時間、津波高、地形、標高等）を踏まえ、津波避難は自転車や徒歩で陸側のより高い場所へ落ち着いて移動することを原則とし、その普及啓発に努める。

第7 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者の措置

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第8 津波災害警戒区域の指定に係る事項

- 1 津波災害警戒区域の指定に伴い、次の事項を本計画に定めるものとする。また、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。
 - (1) 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項
 - (2) 本計画に定める津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- 2 避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市長に報告する。
- 3 市長は、本計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第8章 広域応援・受援体制の整備

第1節 広域的な相互応援体制づくり

第1 広域的相互応援体制の形成

大規模な災害が発生した場合は、市の保有する能力だけでは対処することのできない課題が発生することが予想される。消火活動、救援活動、廃棄物対策活動など、それぞれの分野において近隣市町や民間団体等との連携を密接にとり、相互的な応援体制を形成するとともに、より広い範囲でも、同様の取組を進める。

- 1 応援協定の締結等（災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等）
- 2 広域的な防災訓練の実施

第2 ボランティアへの支援とボランティア組織との連携強化

行政の活動は、平等を基調としたものであり、災害発生時の被災者一人ひとりにきめ細かく対処するためには限界がある。そうした際に大きな力を発揮するのが、ボランティアの活動であり、善意に基づくボランティアを円滑に受け入れる体制づくりを進めるとともに、ボランティアとなる市民への支援に関する取組を進める。

- 1 ボランティア受入体制の充実
- 2 ボランティアへの支援と環境整備
- 3 ボランティア組織のネットワーク化と活動への応援

地震の発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、県、市等の各関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等平常時から広域的な応援体制の整備を図るとともに国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第2節 広域応援

大規模な災害が発生した場合には、被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合がある。このため、市は、国の機関、県、被災していない他の市町村等の協力を得て、応急活動を実施する必要がある。

市は、平常時から、関係機関と十分協議の上、災害発生時の円滑な相互応援体制を整える。

実施担当部署	総務部
防災関係機関	県、関連市町村

- 1 県及び市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。
- 2 県及び市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。
 なお、県は、次の協定を締結している。
 - (1) 災害時等の応援に関する協定（中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）
 - (2) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
- 3 県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。
- 4 県及び市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。また、民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
- 5 市は、当該市域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村に対して応援を求める場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくように努める。
- 6 市は、平常時から協定締結機関と締結内容について協議し、応援協定内容の維持に努める。
- 7 市は、総合防災訓練等の機会を活用し、県、市その他の防災関係機関相互の応援体制の形成に努めるものとする。

- 8 県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- 9 県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合がある。

各防災関係機関は、災害時の円滑な相互応援体制の整備を推進するものとする。

実施担当部署	消防部
防災関係機関	県警察、県

1 警察災害派遣隊等の応援を受けた場合の措置

知多警察署は、警察法第60条の規定に基づき警察災害派遣隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

2 緊急消防援助隊

県及び市は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

3 広域航空消防応援

県及び市は、大規模特殊災害が発生した場合において「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

4 愛知県内の消防相互応援

市は、愛知県内に大規模災害等が発生した場合において「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速かつ的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

5 医療救護活動の広域応援

県は、中部9県1市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及び^{あつせん}幹旋並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入について相互に応援することを定めている。

県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知DMA T設置運営要領」及び「愛知DMA Tに関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう災害派遣医療チーム（DMA T）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

また、県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の整備に努めるものとする。

6 自衛隊

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。

また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図りつつ、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

第4節 救援・救助活動を円滑に行うための施策

救援・救助活動を実施するに当たって、予備的な対策を行う必要のあるものについて、ここに整理する。

実施担当部署	総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、環境経済部、都市整備部、消防部、教育部
防災関係機関	県、近隣市町、県公安委員会（県警察本部）、西知多医療厚生組合（公立西知多総合病院）、消防団、トラック協会、知多市建設業協会、知多郡医師会知多市医師団、知多市歯科医師会、知多市薬剤師会

第1 輸送

企画部は、円滑な輸送体制を確保するため、県により緊急輸送道路の指定が行われているが、その他にも、次のような施策に取り組む。

1 広域的な救援物資の集積拠点施設の指定と整備

市外からの広域的な救援物資の受入れ、保管、仕分け、配送作業を円滑に実施するため、広域的な救援物資の集積拠点施設を選定する。

2 集積拠点施設周辺環境の整備

広域的な集積拠点施設周辺においては、案内標識、施設内作業のための区画指定などの環境整備を行う。

3 トラック協会等との応援協力関係

災害発生時の輸送に関する人員や資機材を確保するため、トラック協会等と連携・応援関係を明確にし、作業の効率化を図る。

4 海、空からの輸送

阪神・淡路大震災においては、陸上交通が途絶し応急対策活動に大きな障害となった。そのため、災害発生時における海、空からの輸送を可能とさせるため、着岸施設の利用について検討するとともに、臨時ヘリポート用地等の確保に努める。

第2 給水

都市整備部は、応急給水体制を確立するため、要綱等の整備や資機材の備蓄を推進する。

環境経済部は、井戸水の活用等の取組を進める。

1 応急給水体制の確立

都市整備部は、水道施設が被災した場合は、知多市水道事業地震防災応急対策要綱に基づき応急給水活動を実施する。

2 応急給水用資機材の確保

水道施設が被災した場合は、水源より給水車によって飲料水を搬送することとなるが、この作業のため、都市整備部は、応急給水用資機材の備蓄を行う。

不足分については、民間業者と緊急時の資機材供給について、協力体制を確立する。

3 緊急水源の確保

水道施設が被災した場合は、水源の被災も予想される。このような場合に備えて、飲料水兼用耐震性貯水槽による緊急水源の確保に努める。

また、環境経済部は、井戸水の活用等の取組を進める。

第3 救助・救急活動対策

消防部は、災害発生時に備え、必要な資機材の備蓄、救急救護活動訓練の実施及び他機関への応援要請体制の確立を推進する。

1 救出用資機材の備蓄

木造家屋の倒壊等によって救出活動を行わなければならないときのために必要な資機材を、消防団詰所、自主防災組織等に備蓄する。

2 救急救命士の養成

災害発生時における救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士を養成するとともに、訓練を充実する。

3 知多市建設業協力会への応援要請体制の確立

救助用資機材及び重機等の確保のため、知多市建設業協力会等への応援要請体制を確立しておく。

4 県防災ヘリコプターの活用（委託先：名古屋市消防航空隊）

県が名古屋市消防航空隊へ運航を委託している防災ヘリコプターの活用を図る。

第4 医療対策

健康文化部は、災害発生時マニュアルの作成や訓練、西知多医療厚生組合（公立西知多総合病院）、医師会等との連携体制の整備に努め、医療救護活動体制を構築しておくものとする。

1 災害発生時の医療活動体制の円滑化

災害発生直後の医療救護活動の担い手となる西知多医療厚生組合（公立西知多総合病院）、知多郡医師会知多市医師団との連携を強化し、災害発生時マニュアルの作成やマニュアルに基づく訓練を行う。この訓練は、トリアージ（傷病者の選別）技術の研修なども含め、災害発生時の迅速かつ的確な医療救護体制の構築を図るものとする。

また、知多市歯科医師会、知多市薬剤師会等との連携も強化し、災害発生時の緊急医療の円滑化に努める。

2 広域的な医療救護活動体制の構築

市内の医療機関だけでは対処できない場合を想定して、国、県を通じて派遣される保健医療活動チーム等の活用も想定した広域的な医療ネットワークを構築する。

3 患者等搬送体制の構築

市内の医療機関だけでは対処できず、遠隔地の病院等への患者の搬送が必要となる場合には、県防災ヘリコプター等の活用を行うことができるよう体制づくりに取り組む。

4 医薬品等の確保

医薬品等が不足する場合には、県等に要請することとなるため、要請方法等についての確認を行っておくものとする。

第5 がいしきごみ・瓦礫処理対策

環境経済部は、大規模な地震発生時に排出されるごみや瓦礫の処理を円滑に実施するため、次の取組を進める。

1 大規模災害を想定した処理・処分計画の作成

大規模地震発生時には、建物の倒壊や焼失によって災害廃棄物が膨大に発生するほか、通常の炊事が行えなくなるため、生活ごみも大量に発生するものと考えられる。

そうした事態に対処するため、災害発生時の廃棄物対策について計画を立案し、搬送方法、仮置場の確保等を明確にする。

2 近隣市町、民間事業所との応援・協力体制の確立

平常時を上回る大量の災害廃棄物を合理的に処理するため、近隣市町との相互応援協定等を締結しているが、今後は更に、民間事業所と連携・応援体制を構築し、災害に備える。

また、市は十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について、災害廃棄物への対応として、計画的に一定程度の余裕を持たせることや、処理施設の能力の維持を図るものとする。

3 有害ごみ・危険ごみの分別の徹底等事前PRの実施

産業廃棄物は、県の所轄に属する事項であるが、災害発生時には、産業廃棄物の処理に支障が生じることが予想されるほか、緊急事態の中で分別作業が十分に行われなくなる可能性がある。

そのため、分別の徹底について市民・事業所に指導するとともに、各事業所における災害発生時の廃棄物対策について事前に計画を立案するよう指導する。

4 社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等との連携

災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

第6 し尿処理対策

環境経済部は、災害発生時にも円滑に、し尿処理を行う体制を構築できるよう連携・応援体制の確立及び仮設トイレの備蓄等を推進する。

1 大規模災害を想定したし尿処理・処分計画の作成

大規模地震発生時には、多くの市民が住宅を失い、避難所に避難することが考えられ、その際、大量のし尿が避難所等で発生する。

他方、通常のし尿処理能力は、設備の被災などによる低下が予想され、衛生上の重大問題が発生する。

そのため、災害発生時にも円滑にし尿処理を行う体制を構築できるよう、事前に計画を立案し、取組を進めるものとする。

2 近隣市町、民間事業所との連携・応援体制の確立

大規模地震発生時のし尿処理を円滑に進めるため、近隣市町等との相互応援協定を締結しているが今後は、民間事業所と連携・応援体制を構築し、災害に備える。

3 仮設トイレの備蓄

避難所を中心とした人口の集中に伴って、し尿処理の必要が高まるため、仮設トイレの備蓄を進める。

第7 公衆衛生対策

環境経済部は、大規模災害発生時に想定される遺体の処理に対応するため、次の取組を推進する。

1 大規模災害を想定した公衆衛生対策活動実施計画の作成

大規模災害発生時における公衆衛生を確保するための計画を立案し、災害発生時に備える。

2 遺体の処理

大規模災害発生時に想定される遺体の処理に対応するため、次の取組を進める。

(1) 一時安置場所等の整備を進めるとともに、墓園等の整備を行う。

(2) 棺、納骨壺、ドライアイス等の調達体制を確保する。

(3) 検視を実施するための体制を確立する。

3 近隣市町、民間事業所との連携・応援体制の確立

市の施設、設備のみによっては対処できない場合を想定し、近隣市町や民間事業所と連携・応援体制を構築する。

第8 住宅対策

都市整備部は、災害発生時の住宅対策について、応急危険度判定活動実施のための備品類の整備や近隣市町、民間事業所との連携・応援体制の確立を推進する。

1 応急危険度判定活動実施のための備品類の整備

地震発生後の住宅の安全性を判定する応急危険度判定士は、県によって養成されており、地震発生時には、この派遣を要請し、活動を実施する。この活動に当たって必要となる備品類は、事前に備蓄を進める。

2 近隣市町、民間事業所との連携・応援体制の確立

災害発生時の住宅対策について、本市のみでは対策が十分に行えない場合を想定し、近隣市町、民間事業所と連携・応援体制を構築する。

3 住宅供給計画の立案

大規模災害発生時の大量の住宅需要を想定し、県、近隣市町と連携しつつ、住宅の建設方法、供給方法を事前に検討していく。

4 広域的な応援協定の締結

大規模災害発生時には、近隣市町の被災も想定されるほか、近隣市町では避難者の受入れを行うことができない可能性もある。

そのため、避難者の生活を確保するため、広域的な相互応援協定等の締結に努め、避難者、特に、医療や援護の必要な高齢者や障がい者を、相互に受け入れる体制づくりを進める。

5 応急仮設住宅

応急仮設住宅を速やかに供給するため、県等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅が建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ調達、供給体制を整備しておく。

その他、災害発生時に住宅の応急修理や障害物の除去等が速やかに実施できるよう、調査、実施体制を整備しておく。

第9 教育対策

教育委員会は、災害発生時の学校施設の役割及び児童・生徒の安全確保に関する活動を推進する。

1 学校教職員の避難所運営マニュアルの作成

学校は、災害発生時の避難所としての役割を果たすべき施設であり、学校教職員は、児童・生徒の安全確保を図るとともに、避難所の運営活動に協力する。

そのため、市が中心となって学校における避難所運営マニュアルを作成し、教職員への周知と徹底を図る。

2 被災児童に関するケアの充実

大規模災害による大量の犠牲者の発生は、児童・生徒の心身に大きな影響を及ぼす。そのため、児童・生徒の心のケアを含めたカウンセリング活動を行う。

第10 その他

総務部、企画部、環境経済部は、災害発生時の地域の安全や物価の安定に関する活動を推進する。

1 社会秩序の維持（地域安全運動の推進）

警察による防犯パトロールだけでなく、地域の安全を目指す運動づくりに取り組むため、自主防災組織等の整備に努める。

2 物価の安定

災害発生直後の食料品、生活必需品の調達及びその後の物価の安定等に関して、市内の販売業者に事前に協力を求めている。

第9章 防災訓練及び防災意識の向上

第1節 防災訓練

地震災害による被害を最小限に食い止めるためには、防災関係機関の実施する災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりの地震災害に関する認識や災害発生時の行動、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深めることが重要となってくる。また、防災関係機関にあっては、災害発生時の応急対策活動を想定してマニュアル等の作成に取り組んでいるが、これらの検証を行う必要がある。

防災訓練はこうした目的から実施する。特にまれにしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。

防災訓練の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

防災訓練は、積極的かつ継続的に実施するものとする。

実施担当部署	総務部、消防部
防災関係機関	県、県公安委員会等防災関係機関

第1 総合防災訓練

総合防災訓練は、大規模な地震災害に備えて、県、市その他の防災関係機関並びに市民、企業が参加して行うものである。

訓練では、地震規模や被害の想定を明確にして、夜間訓練なども織り混ぜながら、できる限り災害発生時を想定した取組を行う。

なお、実施する訓練の種別は、次のとおりである。

- 1 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、災害対策本部訓練、広域消防応援体制訓練、更には避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練などを実施する。
- 2 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や、津波警報等の伝達など、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。

- 3 災害応援に関する協定や相互応援体制に基づいた訓練の相互参加に努める。なお、市や各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、関係機関が相互に連携して行うものとする。

第2 図上訓練等

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施する。

また、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努めるものとする。

第3 通信連絡訓練

災害発生時における円滑な通信・伝達体制を確保するため、通信施設・設備の利用方法の習熟を行う必要がある。

また、地震発生時においては、有線設備（特に地下ケーブル、架空ケーブル等）が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を受けることが考えられ、通信途絶の事態が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、情報の収集及び伝達方法や、収集した情報の整理・分析方法、更に、通信設備の応急復旧活動などに関する訓練を行う必要があるため、通信連絡訓練を実施する。

第4 津波訓練

市は、東海・東南海・南海連動地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸こう等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波防災訓練を次のとおり実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

- 1 津波警報等の情報伝達訓練
- 2 津波避難訓練
- 3 水門、陸こう等の操作訓練

第5 参集訓練

地震発生時において災害応急対策を迅速に開始することができるよう、職員の参集訓練を実施する。

第6 広域応援訓練

県及び市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

第7 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関する助言を行うものとする。

第8 防災訓練に伴う交通規制

県公安委員会は、災害対策基本法又は「大規模地震対策特別措置法」（昭和53年法律第73号）の定めるところにより防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

第9 訓練の検証

各防災機関においては、訓練実施後、訓練の検証を行う。また、必要があれば、訓練計画等の見直しを行う。

第10 防災生活圏等における取組

防災生活圏及び地区防災生活圏においては、コミュニティや自主防災組織等を中心として、以上の防災訓練に積極的に参加し、その中で、各防災生活圏における状況の把握、災害発生時の対処方法等を想定した訓練を行う。

第2節 大規模な地震に係る防災訓練計画

実施担当部署	総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、環境経済部、都市整備部、消防部、教育部、議会部
防災関係機関	知多警察署、指定地方行政機関、指定地方公共機関等

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災強化計画に基づき、自主防災組織との協力体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した総合防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の総合防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとし、大規模な地震災害に備えて、県、市その他の防災関係機関並びに市民が参加し、地震規模や被害の想定を明確にして、実施するものとする。
- 3 1の総合防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含むものとする。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のとおり具体的かつ実践的な訓練を行う。

(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練

地震発生時において災害応急対策を迅速に開始することができるよう、職員の参集訓練を実施する。

(2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

(3) 津波警報等情報伝達訓練

(4) 避難所運営訓練

(5) 通信連絡訓練

災害発生時における円滑な通信・伝達体制を確保するため、通信施設・設備の利用方法の習熟を行う必要がある。

また、地震発生時においては、有線設備（特に地下ケーブル、架空ケーブル等）が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず、被害を受けることが考えられ、通信途絶の事態が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、情報の収集及び伝達方法や、収集した情報の整理・分析方法、更に、通信設備の応急復旧活動などに関する訓練を行う必要があるため、通信連絡訓練を実施する。

(6) 防災訓練に伴う交通規制

県公安委員会は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）又は大震法の定めるところにより防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

(7) 訓練の検証

各防災機関においては、訓練実施後、訓練の検証を行う。また、必要に応じて、関連計画等の見直しを行う。

6 防災生活圏等における取組

防災生活圏及び地区防災生活圏においては、コミュニティや自主防災組織等を中心にした、防災訓練を実施し、その中で、各防災生活圏における状況の把握、災害発生時の対処方法等各地区の特徴を生かした訓練を行う。

第3節 南海トラフ地震に係る防災訓練計画

実施担当部署	総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、環境経済部、都市整備部、消防部、教育部、議会部
防災関係機関	知多警察署、指定地方行政機関、指定地方公共機関等

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び自主防災組織との協力体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した総合防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の総合防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとし、大規模な地震災害に備えて、県、市その他の防災関係機関並びに市民が参加し、地震規模や被害の想定を明確にして、実施するものとする。
- 3 1の総合防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を含むものとする。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のとおり具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練

地震発生時において災害応急対策を迅速に開始することができるよう、職員の参集訓練を実施する。
 - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者は、行動の障害やコミュニケーションの障害などによって避難行動が困難となるため、自主防災組織等と連携して避難誘導訓練を実施する。また、災害の発生により交通機関が停止等の措置をとった場合、滞留旅客が相当数生じることが見込まれるため、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への避難誘導訓練を実施する。
 - (3) 津波警報等情報伝達訓練

津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客等を避難させることが重要となるため情報伝達訓練を実施する。
 - (4) 通信連絡訓練

災害発生時における円滑な通信・伝達体制を確保するため、通信施設・設備の利用方法の習熟を行う必要がある。

また、地震発生時においては、有線設備（特に地下ケーブル、架空ケーブル等）が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず、被害を受けることが考えられ、通信途絶の事態が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、情報の収集及び伝達方法や、収集した情報の整理・分析方法、更に、通信設備の応急復旧活動等に関する訓練を行う必要があるため、通信連絡訓練を実施する。

第4節 防災思想・防災知識の普及計画

地震災害においては、市等の防災機関が防災対策を推進するのは当然のことながら、市民一人ひとりが自らの身は自らが守るという自覚の下に、災害に対処するための活動を行い、地域での助け合いを進めることが被害の軽減のためには不可欠である。

そのため、防災訓練や広報、学校での教育等を通じて、防災思想、防災知識の普及を図る。

特に、南海トラフ地震については、南海トラフ地震臨時情報発表等から短い時間を有効に活用して地震防災応急対策を実施するため、また誤情報・混乱を防止するため、防災担当者はもとより市民が正しい知識を持っていることが不可欠であり、広報・教育がとりわけ重要である。

実施担当部署	総務部、企画部、都市整備部、消防部、教育部
防災関係機関	学校、県

第1 市民に対する普及計画

災害発生時に、市民一人ひとりが適切に行動できるよう、ケーブルテレビ、防災マップ、パンフレット、チラシ、広報、市のWebサイト等を活用した防災知識の普及活動に取り組む。この際、市消防署八幡出張所等の活用を図るものとする。

このような防災知識の普及活動において広報すべき事項は、次のとおりである。

1 平常時の心得	(1) 家族と避難先や連絡先を相談しておくこと。 (2) 防災訓練に進んで参加すること。 (3) 自主防災組織に参加すること。 (4) 非常持ち出し用品をまとめておくこと。 (5) 建物の補強、家具の固定を行うこと。 (6) 飲料水、食糧、物資や消火器の準備をすること。 (7) 避難場所、避難所、避難路を確認しておくこと。 (8) 要配慮者に配慮すること。
----------	--

2 南海トラフ地震臨時情報発表時の心得	(1) 情報を正確に把握すること。 (2) すぐ家族で話し合うこと。 (3) 家の中でつぶされないよう、身を置く場所を確かめること。 (4) 危険物などの安全に注意すること。 (5) 水や消火器を用意すること。 (6) 非常持ち出し品を確かめること。 (7) 隣近所で声を掛け合い助け合うこと。
3 地震発生時の心得	(1) 自分の身の安全を確保すること。 (2) すばやく火の始末をすること。 (3) 火が出たら、すぐ消火すること。 (4) 窓や戸を開けて出口を確保すること。 (5) 慌てて戸外に飛び出さないこと。 (6) 狭い路地、塀ぎわ、がけや川辺に近寄らないこと。 (7) がけ崩れ、津波に注意すること。 (8) 避難は徒歩で行い、持ち物は最小限にすること。 (9) みんなで協力し合って応急救護を行うこと。 (10) 正しい情報をつかみ、「地震活動」等をおそれないこと。

第2 児童・生徒・PTAに対する普及計画

1 地震防災教育の推進、強化

学校教育の場では、児童・生徒の発達段階に応じて、地震に関する科学的知識、避難の方法及び平常時の備え等の理解を促し、地震防災教育の徹底を図る。また、各教育施設において、地震災害に対応した防災計画を作成する。

なお、防災対応能力の向上を図るため、次に掲げる内容を目標とする。

- (1) 地震発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどの理解を深める。
- (2) 地震発生時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの身の安全を確保するための行動を迅速にとれる能力を身に付ける。
- (3) 地震発生時に、児童・生徒が進んで他の人や集団、地域の安全に役立つことができるような態度、能力を養う。

2 PTA活動の充実

児童・生徒の安全を確保するため、PTA組織と学校との相互協力体制を強化する。

3 避難訓練計画の立案と訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

(1) 地震に対する指導

地震に関する知識の指導は、学校における教育課程に位置付けて実施する。

特に、特別活動時を中心に、避難訓練、消防訓練等を実施し、不測の事態に備えて、事前の指導に努める。

(2) 地震に対する訓練

訓練は、学校行事等に位置付けて計画し、全教職員の協力と児童・生徒の自主的活動と相まって十分な効果を収めるように努める。

訓練は毎年1回以上実施し、学校種別、学校規模、施設整備の状況及び児童・生徒の発達段階等それぞれの実状に応じて、具体的かつ適切なものとする。

訓練に当たっては、事前に施設整備の状況及び器具用具等について安全点検し、常に使用できるようチェックするとともに、訓練による事故防止に努める。

平素から災害発生時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童・生徒が組織的に活動できるように、各自の任務を確認する。

訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

(3) 学校行事における指導

地震に対する訓練を実施したり、防災関係機関、防災施設及び地震展等の見学会を行い、学校、家庭、地域における地震発生時の実践活動、避難行動等について修得させる。

第3 市民に対する地震教育

地震防災に関する広報、教育を実施するに当たっては、次の事項に留意する。

- 1 地震展、講演会などを開催し、地震防災に関する正しい知識の普及と防災思想の高揚を図る。
- 2 防災訓練実施時には、消火、救助、救護等の訓練を併せて行い、災害時に備える。
- 3 県の地震体験車を活用し、市民の地震教育に活用する。
- 4 過去の災害から得られた教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や映像・パネル等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。

また、県と協力して次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。その際、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するように努める。

- 1 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- 2 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- 3 警報等や避難情報等の意味と内容
- 4 正確な情報の入手

- 5 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- 6 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- 7 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示等の発令時に取るべき行動
- 8 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時に取るべき行動
- 9 避難生活に関する知識
- 10 家庭における防災の話し合い（災害発生時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め、災害用伝言ダイヤルの活用等）について、あらかじめ決めておくこと。）
- 11 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食糧その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- 12 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- 13 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- 14 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上取るべき行動に関する知識
- 15 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 16 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づき取られる措置の内容
- 17 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上取るべき行動に関する知識

第4 自動車運転者に対する地震教育

地震が発生した場合には、運転者として適切な行動が取れるよう、次の要領により教育、広報を徹底するとともに、関係機関に要請する。

1 講習会等を媒体とした教育 （警察等における地震教育）	(1) 運転免許更新時講習 (2) 運転免許処分者講習 (3) 安全運転管理者講習 (4) 指定自動車教習所における初心者教育 (5) その他一般法令講習
2 広報紙を媒体とした広報	(1) 市広報紙 (2) 防災マップ等 (3) 市のWebサイト
3 教育、広報の内容	(1) 地震発生時における交通規制の内容 (2) 津波来襲のおそれのあるところでの交通規制、津波避難路についての交通規制の内容

	(3) 地震発生時における運転者のとるべき措置
--	-------------------------

第5 家庭内備蓄等の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、1週間分以上（最低でも3日間分）の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

第6 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、市は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

第7 職員に対する防災教育

防災関係機関は、職員の地震発生時における適切な判断力、活動力を養い、職場内における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して、地震教育の徹底を図る。教育方法並びにその内容は、次のとおりとする。

1 講習会

学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、地震の原因、対策等の科学的、専門的知識の向上を図る。

2 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係条項の説明、研究を行い、趣旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、土木、建築その他の地震対策に必要な技術の習得を図る。

3 検討会

防災訓練と併せて検討会を開催し、地震発生時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

4 見学・現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

5 防災訓練等

防災関係機関においては、職員の参集訓練等を実施し、災害時に備える。

第8 防災意識調査及び地震相談の実施

県・市は、市民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と連携のもとに実施するものとする。

1 防災意識調査の実施

市民の地震・津波災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じ実施する。

2 住民の耐震相談

地震が起きたとき、果たして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、無料で耐震相談を実施する。

3 地震に関する相談

地震についての不安を持っている市民のために、県及び市並びに防災関係機関は相談に応ずるものとする。

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な広報及び教育を推進するものとする。

実施担当部署	総務部、企画部、都市整備部、消防部、教育部
防災関係機関	知多警察署、指定地方行政機関、指定地方公共機関

1 市職員に対する教育

市は、職員の地震発生時における適切な判断力、活動力を養い、職場内における防災体制を確立するため、地震防災上の教育に努める。教育方法並びにその内容は、次のとおりとする。

- (1) 予想される地震及び津波に関する知識
- (2) 職員等が果たすべき役割
- (3) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される震度及び津波に関する知識
- (6) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づき取られる措置の内容
- (7) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合に取るべき行動に関する知識
- (8) 今後地震防災対策として取組む必要のある課題

2 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、市民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の事情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される震度及び津波に関する知識
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識

- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活の運営に関する知識
- (9) 平素市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (11) 県の起震車の活用

3 児童・生徒に対する教育

(1) 地震防災教育の推進、強化

学校教育の場では、児童・生徒の発達段階に応じて、地震に関する科学的知識、避難の方法及び平常時の備え等の理解を促し、地震防災教育の推進を図る。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて地震防災教育を実施し、その他の学校においても地震防災教育を充実し、児童・生徒に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

防災訓練等の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 地震に対する指導	地震に関する知識の指導は、学校における教育課程に位置付けて実施する。 特に、特別活動時を中心に、避難訓練、消防訓練等を実施し、不測の事態に備えて、事前の指導に努める。
イ 地震に対する訓練	学校行事等に位置付けて計画し、全職員の協力と児童・生徒の自主的活動と相まって十分な効果を収めるように努める。 毎年1回以上実施し、学校種別、学校規模、施設整備の状況及び児童・生徒の発達段階等それぞれの実状に応じて、具体的かつ適切なものとする。 訓練に当たっては、防災関係機関の指導を得るとともに、事前に施設整備の状況及び器具用具等について常に使用できるように点検し、訓練による事故防止にも努める。
	平素から災害発生時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童・生徒が組織的に活動できるように、各自の任務を確認する。 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

ウ 学校行事 における指 導	地震に対する訓練を実施したり、防災関係機関、防災施設及び地震展等の見学会を行い、学校、家庭、地域における地震発生時の実践活動、避難行動等について修得させる。
----------------------	--

4 施設管理者等に対する教育

市は、地震が発生した場合や警戒宣言が発せられた場合に、危険物を取り扱う施設や、不特定多数の者が出入りする施設等の施設管理者に対しては、適正な行動がとれるよう、事前に管理講習会等を通じて、防災教育を図るものとする。

5 自動車運転者に対する教育

県公安委員会は、地震が発生した場合には、運転者として適切な行動が取れるよう事前に必要な広報を行うこととする。

(1) 講習会等を媒体とした教育

(2) 広報紙を媒体とした広報

ア 市広報紙

イ 防災マップ等

ウ 市のWebサイト

(3) 教育、広報の内容

ア 地震発生時における交通規制の内容

イ 地震発生時における運転者のとるべき措置

6 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置し、その旨の周知を図るものとする。

相談窓口 ： 総務部、消防本部

第6節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

災害対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部の施設、設備の充実が不可欠である。特に、大規模な地震災害に対処するためには、災害対策本部の設置される市役所等における耐震性の確保を図るとともに、災害発生時の活動を支える資機材の整備や物資の備蓄を行う。

また、県及び市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

なお、災害対策本部活動に関連する各種の計画は、全市的な視野で取組を進める。

実施担当部署	総務部
--------	-----

第1 災害対策本部用物資の備蓄

大規模な災害が発生した場合には、1週間分程度は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難となった状況下で、災害対策本部の職員は活動を行わなければならない事態が想定される。

このため、飲料水、食糧、仮設トイレ、衣類、燃料、生活必需品等を備蓄する必要がある。

第2 災害対策活動用物資・機材の備蓄

救助・救急活動における資機材の不足は、被害の規模を直接に左右するものである。

そのため、応急対策において必要となる資機材の備蓄を推進する。

備蓄の対象となる資機材は、情報伝達用機器、消火用品、救助・救出用資機材、工具、避難用品等である。

第3 防災施設等の整備

大規模な地震災害が発生した場合には、市役所が被災し、使用不能になることも想定される。

そのため、災害対策本部を設置することのできる防災拠点を市役所以外に検討する。

第4 公的機関の業務継続性の確保

県、市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

県及び市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- 1 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3 電気・水・食料等の確保
- 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5 重要な行政データのバックアップ
- 6 非常時優先業務の整理

第5 応急活動のためのマニュアルの作成等

県、市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、県及び市は、平常時及び災害時における男女共同参画の体制について、防災担当と男女共同参画担当が連携し明確化しておくよう努める。

第6 人材の育成等

県及び市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を習得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

このほか、県及び市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、県、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第7 報道用スペースの設置

市民に適切な情報を迅速に提供するため、報道用スペースを設置する。

第8 職員の迅速な参集体制の整備

災害発生時の迅速な参集体制を確保するため、携帯電話の活用、マニュアルの整備等を行う。

第9 防災用拠点施設の整備

地域防災拠点（主として小学校）は、市内の各地域をカバーする防災拠点としての性格を持っている。そのため、地域防災拠点には、無線通信設備や情報通信機器を整備し、災害対策本部との円滑な情報通信体制を構築するとともに、災害発生直後から職員を派遣し（派遣職員）地域における応急対策活動を実施するものとする。

なお、県においては、県内市町村役場の屋上に番号をつけ、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図っているが、各避難所にも同様の標示をするよう努める。

第10 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

また、県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

第11 救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救助機材、救助用ボート、救命胴衣、担架等及び救急資器材について、有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう、整備改善又は点検をする。

また県及び市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第12 被災者への的確な情報伝達体制の整備

大規模な地震が発生した後には、大量の被災者が発生するだけでなく、「地震活動」等の発生など社会的な不安を募らせるケースが多い。

そのため、次の体制を整備し、被災者に的確な情報を伝達する。

- 1 迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。
- 2 情報発信の一元化を図り、発信情報に混乱のない体制づくりを進める。
- 3 災害発生後の経過に応じて被災者に提供すべき情報内容を整理しておく。
- 4 緊急の問い合わせ、相談、市民からの情報収集及び広聴活動等、総合的な情報提供・収集システムを構築する。また、窓口の一本化を進める。
- 5 災害発生直後の緊急放送文案及び広報素案を作成しておく。

6 殺到する市民からの問い合わせに対応するため、問い合わせ内容を想定したマニュアルを作成しておく。

7 臨時総合相談所の設置及び運営に関するマニュアルを作成しておく。

また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとし、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第13 物資の備蓄、調達供給体制の確保

県及び市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど、地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

さらに、災害時に迅速に物資等を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

第14 罹災証明書等の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第7節 復興活動のための取組

市は、復旧・復興活動を円滑に実施するため、平常時から、各種データの整備・保全に努めるものとする。大規模な地震災害が発生した場合には、復興のための計画を立案するに当たり様々な課題が想定されるため、重要となる事項に関する調査研究を行うものとする。

実施担当部署	総務部、都市整備部
防災関係機関	公共土木施設管理者

第1 各種データの蓄積・保全と効率的活用

復旧・復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておく。

- 1 各種データの整備保全
 - (1) 地籍、建物、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータを整備保存するための取組を行う。
 - (2) 地図情報システム等により、前記のデータを一元的に管理するための体制について検討する。
 - (3) 被害調査結果と、罹災証明書交付体制とを連動させるシステムについて検討する。
- 2 公共土木施設管理者の資料保全

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2 復興対策の研究

大規模な地震災害後、復興のための計画を立案するに当たって重要となる次の事項に関する調査研究を行う。

- 1 復興計画に関する市民のコンセンサスの形成手法
- 2 企業の自立復興支援方策
- 3 復興過程における市民の精神保健衛生
- 4 復興資金の負担のあり方等

第10章 震災に関する調査研究の推進

震災によって発生する被害は、複雑多様で、被害が同時に発生するところに特徴があるとともに、広い範囲にわたって大規模な被害が発生する。

近年の都市部への人口集中、ビルの高層化、丘陵部の切土・盛土による大規模開発、ライフライン施設等の高度集積化等により、その危険性は、更に増加しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急復旧対策について科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結びつけていくことが重要である。

特に様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

また、地域の危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメント調査結果を積極的に活用するとともに、それに基づいて地域住民への防災広報活動の充実を図る。

実施担当部署	総務部
--------	-----

第1 調査研究体制の整備

災害は、地域的特性を有しており、自然的、社会的特性が相互に作用して広範な分野にわたって複雑で多様な現象を示す。

このため、災害現象を科学的に分析、検討する調査研究体制の整備に努め、地域の特性に応じた総合的かつ一体的な防災活動の充実を図る。

第2 防災に関する資料の収集及び分析

防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料及びその他各種災害に関する資料を収集し、これらを十分に検討・分析して、必要に応じて利用できるシステムの確立に努める。

第3 調査研究の対象となる事項

次のような調査に取り組んでいくとともに、調査結果に関しては、積極的に公開し、災害対策に活用する。

- 1 被害の想定に関すること。
- 2 地域防災計画の周知に関すること。
- 3 災害についての市民意識に関すること。

- 4 防災緑地の整備に関すること。
- 5 防災生活圏及び地区防災生活圏における拠点の整備に関すること。
- 6 都市防災構造化対策に関すること。
- 7 災害危険地区の実態把握と対策に関すること。
- 8 安全なライフライン整備に関すること。
- 9 総合的な情報・通信システムに関すること。
- 10 総合的な避難システムに関すること。
- 11 オープンスペースの利用計画に関すること。
- 12 地盤の液状化対策に関すること。
- 13 災害発生時の消火活動に関すること。
- 14 災害発生時の救急医療に関すること。
- 15 要配慮者対策に関すること。
- 16 災害発生時の海上輸送に関すること。
- 17 災害発生時の航空輸送に関すること。
- 18 食糧、生活必需品等の確保に関すること。
- 19 生活用水の確保対策に関すること。
- 20 遺体の安置及び火葬に関すること。
- 21 防疫に関すること。
- 22 トイレ対策に関すること。
- 23 被災者の心のケアに関すること。
- 24 自主防災組織の育成に関すること。
- 25 ボランティア活動への支援に関すること。
- 26 「災害救助法」（昭和22年法律第118号）の解釈に関すること。
- 27 罹災証明書の交付に関すること。
- 28 各種データの管理と活用の方策に関すること。
- 29 ごみ、瓦礫^{がれき}対策に関すること。
- 30 防災先進地の調査に関すること。
- 31 地籍調査に関すること。

概要

災害応急対策計画は、地震発生時の活動体制や活動の内容についての計画である。

第三編 災害応急対策計画

第1章 初動体制の確立

第1節 活動の時間的な流れ

大規模な地震災害が発生した場合には、情報伝達活動が十分に行えない可能性があるほか、職員の参集に時間を要することが想定される。

その際には、次のような体制によって災害対策本部が設置されるまでの活動を行うものとする。

第1 活動の内容と体制

地震発生直後の人員が十分でない体制においては、市長又は市長に代わる者（副市長、教育長）が次の活動を指示する。

総 務 活 動	1 総務部及び企画部に属する職員が取り組む。 2 情報の収集・伝達活動を優先した活動を行う。
人 命 救 助 活 動	1 消防部及び都市整備部に属する職員が取り組む。 2 人命救助を優先した活動を行う。
医 療 活 動	1 健康文化部に属する職員が取り組む。 2 医療活動への応援を行う。
給 水 活 動	1 都市整備部に属する職員が取り組む。 2 応急給水活動を行う。
避 難 所 活 動	1 企画部、福祉子ども部、健康文化部、教育部に属する職員及び派遣職員が取り組む。 2 避難所における活動を行う。
広 報 活 動	1 企画部及び議会部に属する職員が取り組む。 2 広報活動並びに金融機関及び議会への連絡を行う。
調 査 活 動	1 総務部に属する職員及び派遣職員が取り組む。 2 派遣職員は、各地域の被害状況を総務部に報告する。
遺 体 処 理 活 動	1 環境経済部に属する職員が取り組む。 2 遺体の処理に関する活動を行う（安置場所の確保、棺・ドライアイスの調達等）。
消 火・救 急 活 動	1 消防部に属する職員が取り組む。 2 消火・救急に関する活動を行う。
救 援 準 備 活 動	1 企画部及び環境経済部に属する職員が取り組む。 2 食糧、生活必需品の調達に関する活動を行う。

第2 活動の時間的な流れ

この時期の人員の確保状況は、流動的であり、前記の部別の区分は、目安に過ぎず、柔軟に必要な人員を配置するが、災害対策本部設置後の各班における活動がスムーズに移行できるよう配慮する。

また、被災現場での救出活動も重要であるが、全職員が現場対応に追われ、活動体制を充実させる取組が遅れてしまうマイナス面も大きく、前記の体制に基づいて、自己の任務の重要性を確認して活動を行う。

なお、次に、応急災害対策活動として取り組む活動の主な内容と時間的な対応関係を整理する。

時 期	主 な 応 急 対 策 活 動
1 初動対応期 ～地震発生後 24時間以内	1 活動体制の確立・重要事項の決定 (1) 災害対策本部の設置に関する決定 (2) 避難の指示に関する決定 (3) 広域応援要請及び自衛隊への応援要請に関する決定 (4) 災害救助法適用の申請 2 情報収集・伝達及び市民への情報伝達 (1) 被害状況及び活動状況等情報の収集と伝達 (2) 被害全体状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 (3) 安否確認（職員等） (4) 市民からの問い合わせへの対応 3 消火、救助・救急及び医療 (1) 生き埋め者等の救出活動 (2) 傷病者、病人等の救急医療活動 (3) 救護所の設置 (4) 消火活動の実施 (5) 消防応援の要請 4 緊急輸送 (1) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (2) 交通規制の実施及び緊急輸送路の確保 (3) 道路における障害物の除去 (4) ヘリポートの被害状況の把握及び設置 (5) 周辺部での交通状況の把握 (6) 人員、物資、傷病者等の輸送 5 避難 (1) 避難所開設状況の把握 (2) 避難場所・避難所の開設 (3) 避難所の運営 6 要配慮者対策 (1) 安否確認及び緊急介護 (2) 要介護者の被災状況等の把握 (3) 避難所での要配慮者ケア 7 生活安定 飲料水、食糧及び生活必需品の確保と供給 8 遺体対応

時 期	主 な 応 急 対 策 活 動
	(1) 火葬場等施設の被害状況の把握 (2) 棺、ドライアイスの確保 (3) 遺体安置場所の確保 9 防疫、清掃及び保健衛生 (1) 避難所等への仮設トイレの設置 (2) ごみ処理場等の被害状況の把握 (3) 廃棄物処理計画の立案と仮置場の選定 10 ライフライン等の応急復旧 - 各ライフライン被害状況の把握 11 二次災害防止及び被災地における安全確保 - 県へ建築物応急危険度判定士の派遣要請 12 ボランティア活動への支援 (1) 災害ボランティアセンターの設置及びボランティアの募集 (2) 活動拠点の提供
2 地震発生後 24時間～ 72時間以内	1 活動体制の確立・重要事項の決定 (1) 災害対策本部活動状況の把握と調整 (2) 広域応援の受入れ (3) 応急対策実施のための関係機関との調整等 2 情報収集・伝達及び市民への情報伝達 (1) 被害状況及び活動状況等情報の収集と伝達 (2) 被災者の生活情報の収集と伝達 (3) 広報紙の発行及び配布 (4) 要配慮者への広報活動 (5) 市民からの問い合わせへの対応 3 消火、救助・救急及び医療 (1) 生き埋め者等の救出活動 (2) 傷病者、病人等の救急医療活動 (3) 高度医療機関への搬送 (4) メンタルケア (5) 被災者の診療及び健康管理 (6) 消火活動の実施 4 緊急輸送 (1) 交通規制の実施及び緊急輸送路の確保 (2) 道路における障害物の除去 (3) 周辺部での交通状況の把握 (4) 人員、物資、傷病者等の輸送 (5) 食糧、飲料水等の輸送 5 避難 (1) 避難所の運営 (2) 避難所の衛生管理、食中毒対策・指導 (3) 避難所への医薬品、生活必需品の供給 (4) 被災者への避難所運営の協力要請 6 要配慮者対策 (1) 安否確認及び緊急介護

時 期	主 な 応 急 対 策 活 動
	(2) 要介護者の施設への受入れ (3) 避難所での要配慮者ケア 7 生活安定 (1) 飲料水、食糧及び生活必需品の確保と供給 (2) 炊き出し実施の検討 8 遺体対応 (1) 遺体の搬送 (2) 火葬場の確保 9 防疫、清掃及び保健衛生 (1) 避難所以外への仮設トイレの設置 (2) し尿及びごみ収集処理 10 ライフライン等の応急復旧 (1) ライフライン復旧のための調整 (2) 各ライフライン復旧情報の把握 11 二次災害防止及び被災地における安全確保 被災建築物応急危険度判定調査の実施 12 ボランティア活動への支援 (1) ボランティアへの情報提供 (2) 市社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの運営
3 地震発生後 1週間以内	1 活動体制の確立・重要事項の決定 (1) 災害対策本部活動状況の把握と調整 (2) 広域応援の受入れ (3) 応急対策実施のための関係機関との調整等 (4) 海外支援受入れの判断 2 情報収集・伝達及び市民への情報伝達 (1) 被害状況及び活動状況等情報の収集と伝達 (2) 被災者の生活情報の収集と伝達 (3) 広報紙の発行及び配布 (4) 要配慮者への広報活動 (5) 市民からの問い合わせへの対応 (6) 市外避難者への情報提供 (7) ライフライン復旧情報等の収集と伝達 3 消火、救助・救急及び医療 (1) 生き埋め者等の救出活動 (2) 傷病者、病人等の救急医療活動 (3) 高度医療機関への搬送 (4) メンタルケア (5) 被災者の診療及び健康管理 (6) 消火活動の実施 4 緊急輸送 (1) 緊急輸送路の確保 (2) 道路における障害物の除去 (3) 交通規制に関する関係機関との調整 (4) 人員、物資、傷病者等の輸送

時 期	主 な 応 急 対 策 活 動
	(5) 食糧、飲料水等の輸送 5 避難 (1) 避難所の運営 (2) 避難所の衛生管理、食中毒対策・指導 (3) 避難所への医薬品、生活必需品の供給 (4) 被災者への避難所運営への協力要請 (5) 避難所における風呂、洗濯等の対策 (6) 避難者の実態把握 6 要配慮者対策 (1) 要介護者への福祉サービスの提供 (2) 避難所での要配慮者ケア (3) 通訳（外国語、手話等）等の派遣 7 生活安定 (1) 飲料水、食糧及び生活必需品の確保と供給 (2) 応急復旧した水道による生活用水の供給 (3) 炊き出し実施 (4) 救援物資の配給 (5) 罹災証明書の交付の準備 (6) 応急仮設住宅建設の準備 (7) 被災地住宅応急修理対策の準備 (8) 住宅障害物の除去の準備 (9) 災害公営住宅建設の準備 (10) 住家等被害認定調査の準備 8 遺体対応 - 遺体の引き渡しその他の対策等 9 防疫、清掃及び保健衛生 (1) 仮設トイレの管理 (2) し尿及びごみ収集処理 10 ライフライン等の応急復旧 - ライフライン復旧活動 11 二次災害防止及び被災地における安全確保 - 被災建築物応急危険度判定調査の実施 12 ボランティア活動への支援 (1) ボランティアへの情報提供 (2) ボランティアニーズの把握 (3) 市社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの運営

第 3 活動に当たっての留意点

災害発生直後における活動を実施するに当たっての留意事項を整理する。

1 災害対策本部の機能強化

応急対策活動の初期には、地震直後に参集した職員によって災害対策本部機能を維持するが、その後の職員の参集によって、災害対策本部の機能強化を図る。

2 応援体制の確立

被害状況や災害の発生状況を的確に把握し、重点対策を行う部署や多くのマンパワーが必要な部署へ、参集職員を適正配備する応援体制の確立を図る。

応援体制の全体調整は、災害対策本部事務局において素案を作成し、本部員会議において検討するものとする。

3 災害対策要員のローテーション

災害対策が長期化する大規模災害の場合は、職員の健康管理に留意し、災害対策要員のローテーションについては、総務部が基本方針を示し、職務内容を考慮して各部長が決めるものとする。

ただし、全国からの応援部隊が活動している場合は、応援部隊のローテーションに支障がないよう市職員のローテーションを考慮する。

4 災害ボランティア活動の受入体制

初動活動の目途がついた段階で、状況に応じて「第一部 第三編 第4章 第3節 ボランティアの受入計画」で定めたボランティア活動の受入体制の整備を図る。

必要に応じて、報道機関に対してボランティア活動の要請、必要なボランティアの種類・内容、受付方法等、災害ボランティア受入れに関する情報の提供を行う。

5 ストレス対策

捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等のストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

6 災害救助法の適用

被害調査結果を踏まえ、応急対策期のできるだけ早期に災害救助法の適用を検討する。

第2節 地震発生直後の役割と行動

市域において地震による災害が発生した場合、次に示す役割に応じて活動を開始する。この役割は、災害対策本部が設置され、活動体制が整うまで継続する。

全職員は、地震に関する情報を知り得た場合は、非常配備基準に照らし合わせ、自主的に参集するとともに、非常配備体制により災害応急対策に取り組むものとする。

実施担当部署	全職員
防災関係機関	防災関係機関

第1 役割分担

役職・組織等	活 動 の 内 容
市長 ¹	1 指揮命令系統の最高責任者として、応急対策活動の指揮をとる。 2 地震発生時には、まず、地震の規模に応じて配備体制の種別を命じ、必要であれば、災害対策本部を設置する。
副市長 ² 教育長	1 市長不在時又は何らかの理由で市長が発令することのできない場合は、市長に代わって配備体制の決定、災害対策本部の設置を命ずる。 2 代理の順序は、左記の順とする。
総務部	地震発生後は、直ちに市長又は市長に代わる権限を有する者に、配備体制及び災害対策本部の設置についての指示を仰ぎ、活動体制構築のための取組を行う。
消防部	1 地震情報等の初期情報収集活動を行い、災害対策本部設置以前であれば総務部へ、設置後であれば災害対策本部へ連絡を行う。 2 緊急通報による消火、救急及び救助活動を行う。
各部	1 配備体制に応じて応急対策活動に取り組む。 2 各部・班の所掌事務に応じた情報収集活動を行い、必要な活動のための準備を行う。
職員	(勤務時間外の場合)地震の規模に応じて勤務場所等に参集する。
防災関係機関	各機関の所管に属する事務に関して、被害情報を収集するとともに、各機関において定められた防災計画に応じて活動を実施する。
市民 事業所	1 テレビ、ラジオ等により地震情報を収集する。 2 初期消火活動、救援・救出活動を行う。必要であれば避難する。
コミュニティ 自主防災組織	1 テレビ、ラジオ等により地震情報を収集する。 2 初期消火活動、救援・救出活動を行う。

¹ 災害対策本部設置後は、「本部長」。

² 災害対策本部設置後は、「副本部長」。代理の順序は、知多市副市長事務分担等規則（平成31年知多市規則第10号）第5条による。

第2 非常配備

1 非常配備基準

本市における非常配備体制については、次のとおりとする。

表4 非常配備基準

種 別	配備時期（風水害等）	配備時期（地震）	配備内容
警戒配備	警戒配備（準備体制） 1 次の注意報の1以上が知多市に発表され、市長が必要であると認めたとき。 (1)大雨 (2)洪水 (3)高潮 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	【配備基準】 いずれも、次の課の職員のうち課長の判断により指名する者 防災危機管理課・秘書広報課 【災害対策本部員会議】 開催せず、情報収集及び情報伝達を行う。
	警戒配備 1 次の警報の1以上が知多市に発表され、市長が必要であると認めたとき。 (1)大雨 (2)洪水 (3)高潮 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	【配備基準】 風水害：次の課の職員のうち課長の判断により指名する者 防災危機管理課・秘書広報課・農業振興課・土木課（緑と花の推進課含む）・水道課・下水道課 地震：地震時の配備基準による。 【災害対策本部本部員会議】 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときに開催し、第1非常配備に移行できる体制として、情報収集、伝達を行う。
第1非常配備	1 暴風警報が発表されたとき、または次の(2)～(4)の警報が知多市に発表され、本市に災害が発生するおそれのあるとき。 (1)暴風 (2)大雨 (3)洪水 (4)高潮 2 原子力規制委員会及び県から警戒事象の発生通知を受けたとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 2 震度4以下の地震において、市域で被害が発生したとき。 3 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。 4 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	【配備基準】 それぞれの配備基準による。 【避難所】 風水害：公共施設を閉め、自主避難所（青少年会館、岡田・旭・東部まちづくりセンター）を開設 地震：津波に係る避難所を開設 【災害対策本部員会議】 必要に応じて開催し、災害調査を行い、必要に応じて災害対応を行う。
第2非常配備	1 次の特別警報の1以上が知多市に発表されたとき。 (1)暴風 (2)大雨 (3)高潮 (4)波浪 2 避難情報の発令が必要などとき。 3 原子力防災管理者から特定事象の発生通報を受けたとき。 4 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市域に震度5強の地震が発生したとき。 2 伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	【配備基準】 それぞれの配備基準による。 【避難所】 風水害：自主避難所に加え、避難情報を発令する地域で決められた避難所を開設 地震：津波及び土砂災害に係る避難所を開設 【災害対策本部本部員会議】 開催し、災害対応に当たる。
第3非常配備	1 市の全域又は相当の地域に被害が発生し、又は発生すると予想され、市長が必要であると認めるとき。 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 人的被害が発生し、救出救護が必要などとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	【配備基準】 全職員により当たる。 【避難所】 風水害：自主避難所に加え、避難情報を発令する地域で決められた避難所を開設 地震：全ての指定避難所を開設 【災害対策本部本部員会議】 開催し、災害対応に当たる。

第3 非常参集

1 参集基準

職員は、非常配備基準に基づいて災害応急対策活動を行う。

参集の基準は、以下による。

地震発生時点	参 集 の あ り 方	連 絡 体 制
勤 務 時 間 内	通常の勤務場所において勤務している場合は、上司の指示に従う。	庁内放送又は上司の指示による。
	上司の指示を受けることができない場合は、非常配備基準に照らして相当の参集行動を行う。	上司への連絡活動を行う。
勤 務 時 間 外	非常配備基準に照らして市役所等に参集する。	各部にて電話等により非常連絡を行う。

2 職員の責務

職員は、災害発生時には、災害応急対策を実施しなければならない。

この活動は、通常は、災害対策本部が設置され、職員への非常連絡が行われる。

しかし、災害の規模が大きくなると、通信の輻輳等により非常連絡が不可能となる可能性もある。

このため職員は、大規模な災害が発生した場合には、連絡がなくても災害応急対策活動に参加するため、自主的に参集するものとする。

また、職員は、事前に定められた配備体制、参集場所及び自己の任務を習熟しておくものとする。

3 参集時の留意事項

(1) 参集場所

職員の参集場所は、市役所等とする。

ただし、消防署所、保健センター等に勤務する職員は、それぞれの勤務場所に参集する。

なお、参集した職員は、災害対策本部と連絡をとり、災害対策本部の指示に従う。

(2) 地震情報の収集

職員は、地震が発生したときは、ラジオ・テレビの視聴等により自ら工夫して災害の状況、配備体制を知るよう努める。この時、電話による確認は行わない。

(3) 参集経路の確認

職員は、被災により交通機関が途絶した場合に備えて、オートバイ、自転車、徒歩等により参集するための経路を普段から検討し、訓練時等に確認しておく。

(4) 服装及び携行品

参集する際は、応急活動に便利で安全な服装とし、タオル、水筒、食糧、携帯ラジオ及び懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。

(5) 参集途上の措置

参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関に通報するとともに、直ちに可能な限り適切な措置をとる。

(6) 被害状況の報告

職員は、参集途上に知り得た状況又は災害情報を参集場所の責任者に報告し、責任者は危機管理班に報告する。

第3節 災害対策本部の設置

大規模な地震・津波が発生又は発生することが予想される段階において、市、防災関係機関及び市民は、一致協力して被害の発生防止、拡大防止、被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめる必要がある。このため、市及び防災関係機関は、組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

実施担当部署	市長、副市長、教育長、各部長、総務部、消防部、各部（連絡員）
防災関係機関	県、消防団、報道機関

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
本部長	災害対策本部設置及び廃止の決定に関する事。
副本部長	本部長不在時の本部長に代わる活動の実施に関する事（副市長※、教育長の順）。
各部長	各部における応急対策活動の指揮及び災害対策本部員としての活動に関する事。
危機管理班	災害対策本部事務局としての活動に関する事。
連絡員	災害対策本部と各部との連絡に関する事。

第2 災害対策本部

1 設置の時期

「第三編 第1章 第2節 第2 非常配備」に定める非常配備体制をとった際に設置する。

2 廃止の時期

災害に対する応急措置が概ね完了したと認められるとき又は災害発生の危険が解消したと認められるとき。

3 設置及び廃止の通知、公表

災害対策本部を設置したときは、直ちにこの旨を次の区分により通知、公表する。廃止したときも同様とする。

通知・公表先	担当	通知・公表の手段
県	危機管理班	高度情報通信ネットワーク、電話等
消防団	指揮班	簡易無線、電話等
報道機関	広報班	電話、FAX、記者発表等
市民		災害広報、マスメディア等

なお、各班への伝達は、部長を通じて行う。

※ 代理の順序は、知多市副市長事務分担等規則第5条による。

4 災害対策本部の設置場所

危機管理班は、災害対策本部設置の決定が行われ次第、次の順位に基づいて建物の安全性を確認のうえ、必要な機器を配置する。

災害対策本部を設置する場所は、次に掲げた優先順位をもって行う。

第	一	順	位	市 役 所
第	二	順	位	知多市民体育館
第	三	順	位	消防本部

5 本部員会議

本部員会議は、災害対策本部にかかる災害対策の基本的な事項及び重要かつ緊急の防災措置について協議する機関であり、災害対策本部が開設された後開催される。

極めて緊急を要し本部員会議を招集する時間がない場合は、本部長は、副本部長又は関係部長との協議をもってこれに代えることができる。

この会議の組織、招集、協議事項等は、次のとおりとする。

(1) 会議は、災害対策本部における部長職以上の者をもって組織する。

(2) 会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(3) 会議は、本部長が総理する。

(4) 会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。

ア 災害対策本部の配備体制の変更及び廃止に関すること。

イ 災害情報及び被害状況の分析、並びにそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 被害の調査方法及び判定基準に関すること。

エ 救援物資等の供与の基準に関すること。

オ 避難の指示に関すること。

カ 自衛隊に対する災害派遣要請依頼に関すること。

キ 国及び県の機関、他の市町村、その他の機関及び団体に対する協力要請に関すること。

ク 各部・班間の調整事項に関すること。

ケ 警戒区域の設定に関すること。

コ 災害救助法の適用の要請に関すること。

サ 激甚災害の指定の要請に関すること。

シ その他災害対策に関する重要なこと。

6 災害対策本部事務局

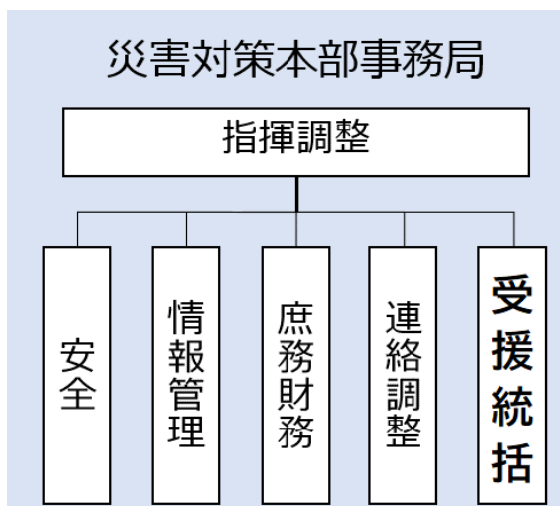
災害対策本部の事務局には、次の担当をおく。

各担当は、当該の応急対策活動の実施状況等について詳細に把握するとともに、災害対策本部あての情報連絡を担当し、記録するとともに、本部員会議に報告する。

事務局を構成する担当人数

機能区分	担当各部班（人数：人）	役 割
指揮調整	危機管理班（2）	情報分析・対策立案・本部長の補佐
受援統括	企画情報班（1）、職員班（1）、危機管理班（1）	各班の応援ニーズの把握・とりまとめ 外部への応援要請 外部の人的・物的応援の受入調整他
連絡調整	福祉子ども部（1）、健康文化部（1）、教育部（1）、議会部（1）、危機管理班（1）	関係機関等との連絡
庶務財務	総務部（1）、会計班（1）、危機管理班（1）	費用・庶務に関すること。
情報管理	安全班（1）、環境経済部（1）、都市整備部（1）、危機管理班（1）	情報収集・集約・分析・伝達に関する こと。
安全	消防部（1）、危機管理班（1）	職員の安全に関すること。

災害対策本部事務局の機能別業務構成



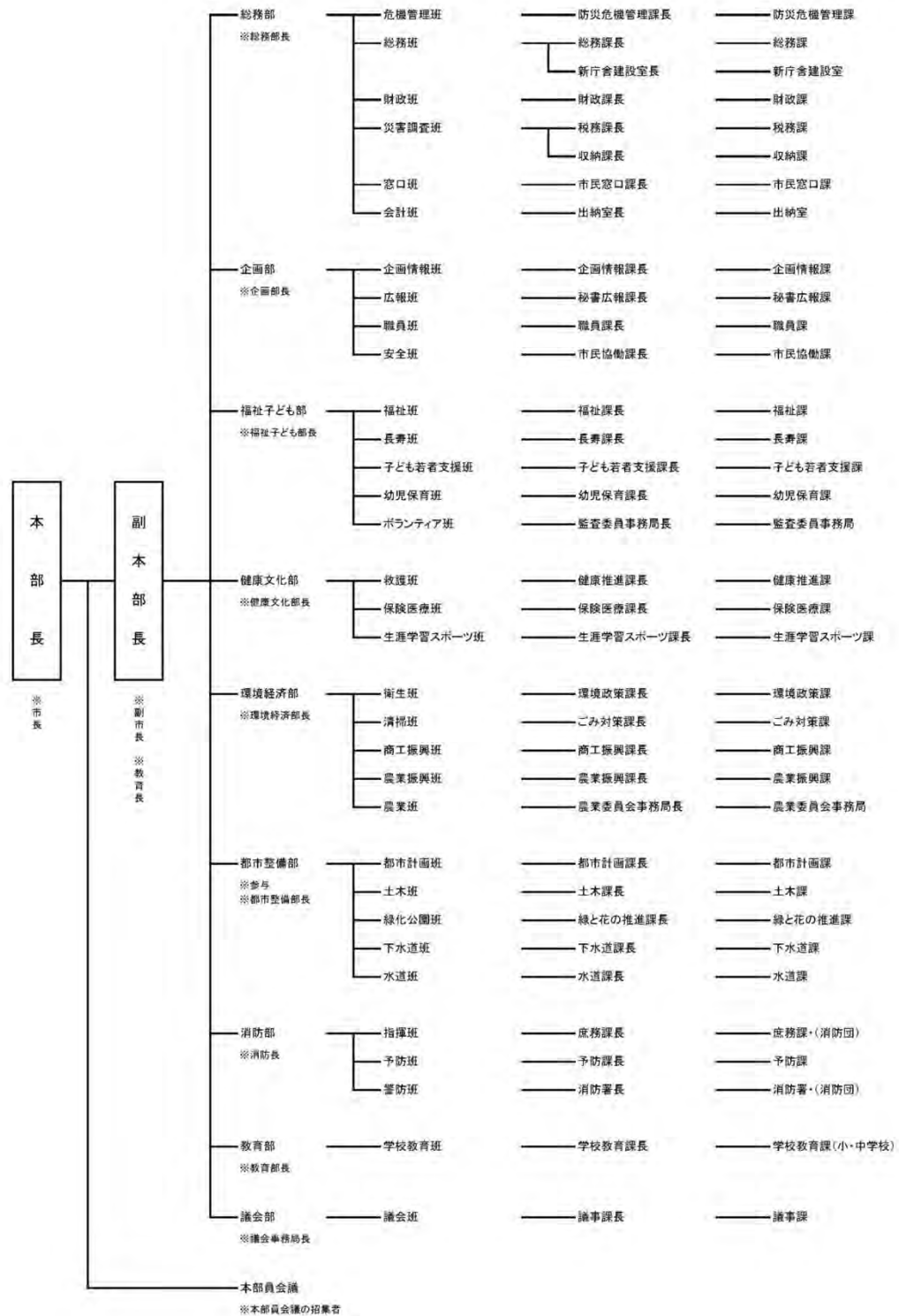
7 本部連絡員

災害時に即座に対応できるよう、各部において本部連絡員（主）及び本部連絡員（副）をあらかじめ指名する。本部連絡員（主）及び本部連絡員（副）は、各部と災害対策本部との連絡を密接に行うとともに、災害対策本部事務局各担当を担う。

8 災害対策本部の編成

災害対策本部は、次の組織により編成する。

地震・津波災害対策計画
第三編 災害応急対策計画



第3 部別事務分掌

部別の事務を示す。

なお、以下にあげた1～5の事務分掌は、複数の部に共通する活動であり、総括する部を責任部としてあげた。

- 1 各部所管施設の整備、被害調査及び復旧に関すること。
- 2 各部所管施設の避難所としての運営に関すること（各部所管施設の避難所としての運営は、各部において実施し、福祉子ども部が総括することとなる。）。
- 3 活動人員・活動状況の把握に関すること。
- 4 防災関係機関との相互協力に関すること。
- 5 各部所管施設との情報伝達に関すること。

各事務の詳細は、「各班所管行動マニュアル」に基づく。

数字は部として主な実施責任を有する活動とし、()は部として関連する活動を示す。

部 名	活 動 項 目
総 務 部	1 防災会議及び防災計画に関すること。 2 災害対策本部及び本部員会議に関すること。 3 防災思想・防災知識の普及、計画の周知に関すること。 4 避難所の指定及び避難所・防災施設の整備に関すること。 5 備蓄の総括に関すること。 6 通信に関すること。 7 災害に係る調査研究に関すること。 8 各種資料の整備及び保管に関すること。 9 情報の総括に関すること。 10 防災関係機関等との相互応援の総括及び応援職員の派遣に関すること。 11 避難指示等及び警戒区域の設定に関すること。 12 災害救助法等、法の適用に関すること。 13 避難誘導に関すること。 14 義援金の受入れに関すること。 15 市有施設の被害調査及び復旧活動の総括に関すること。 16 市の所管に属さない施設の被害調査及び復旧に関すること。 17 住家等被害認定調査に関すること。 18 罹災証明書等文書の作成、交付に関すること。 19 金融機関との連絡調整に関すること。 20 出納に関すること。

	(1) 交通に関すること。 (2) 社会秩序の維持に関すること。 (3) 罹災証明書等文書の作成、交付に関すること。 (4) 人員・活動状況の把握の総括に関すること。 (5) 避難所の開設、運営及び福祉子ども部以外が所管する市有施設における避難所活動の総括に関すること。 (6) 食糧、生活必需品、その他物資の調達に関すること。 (7) 二次災害の防止に関すること。 (8) 広報に関すること。 (9) 広聴に関すること。 (10) 遺体に関すること。 (11) 市有施設の被害調査及び復旧活動の総括に関すること。 (12) 防災関係機関等との相互応援の総括及び応援職員の派遣に関すること。 (13) 避難誘導に関すること。 (14) 義援金の受入れに関すること。
企 画 部	1 人員・活動状況の把握の総括に関すること。 2 輸送に関すること。 3 救助物資の整理・保管に関すること。 4 広報に関すること。 5 広聴に関すること。 6 交通に関すること。 7 社会秩序の維持に関すること。 (1) 市有施設の被害調査及び復旧活動の総括に関すること。 (2) 防災関係機関等との相互応援の総括及び応援職員の派遣に関すること。 (3) 備蓄の総括に関すること。 (4) 食糧、生活必需品、その他金品の配布に関すること。 (5) 情報の総括に関すること。 (6) 人員・活動状況の把握の総括に関すること。 (7) 避難所の開設、運営及び福祉子ども部以外が所管する市有施設における避難所活動の総括に関すること。

福祉子ども部	1 要配慮者に関すること。 2 避難所の開設、運営及び福祉子ども部以外が所管する市有施設における避難所活動の総括に関すること。 3 食糧、生活必需品、その他金品の配布に関すること。 4 社会福祉施設における安全確保に関すること。 5 保育所等児童福祉施設及び幼稚園における安全確保に関すること。 6 ボランティアの受入れに関すること。 (1) 備蓄の総括に関すること。 (2) 市有施設の被害調査及び復旧活動の総括に関すること。 (3) 防災関係機関等との相互応援の総括及び応援職員の派遣に関すること。 (4) 避難誘導に関すること。 (5) 広聴に関すること。 (6) 人員・活動状況の把握の総括に関すること。 (7) 防疫その他に関すること。 (8) 遺体に関すること。 (9) 食糧、生活必需品、その他物資の調達に関すること。
健康文化部	1 救護所の開設及び医療活動、並びに感染症予防活動、二次的健康被害の予防など市民の健康管理に関すること。 2 文化財に関すること。 (1) 市有施設の被害調査及び復旧活動の総括に関すること。 (2) 防災関係機関等との相互応援の総括及び応援職員の派遣に関すること。 (3) 避難所の開設、運営及び福祉子ども部以外が所管する市有施設における避難所活動の総括に関すること。
環境経済部	1 遺体に関すること。 2 防疫その他に関すること。 3 廃棄物処理場、斎場等の整備、被害調査及び復旧に関すること。 4 廃棄物（し尿含む）の処理に関すること。 5 ため池等農業用施設における二次災害の防止に関すること。 6 食糧、生活必需品、その他物資の調達に関すること。 (1) 市有施設の被害調査及び復旧活動の総括に関すること。 (2) 防災関係機関等との相互応援の総括及び応援職員の派遣に関すること。 (3) 人員・活動状況の把握の総括に関すること。 (4) 避難所の開設、運営及び福祉子ども部以外が所管する市有施設における避難所活動の総括に関すること。 (5) 二次災害の防止に関すること。
都市整備部	1 住宅対策に関すること。 2 建築物の復旧対策に関すること。 3 建築物の応急危険度判定に関すること。 4 防災都市づくりに関すること。

	5 公共土木施設等の整備、被害調査及び復旧に関すること。 6 重機等建設資機材の調達に関すること。 7 公共土木施設等における二次災害の防止に関すること。 8 上水道、下水道施設の整備、被害調査及び復旧に関すること。 9 給水に関すること。 (1) 備蓄の総括に関すること。 (2) 市有施設の被害調査及び復旧活動の総括に関すること。 (3) 防災関係機関等との相互応援の総括及び応援職員の派遣に関すること。 (4) 避難指示及び警戒区域の設定に関すること。 (5) 交通に関すること。 (6) 人員・活動状況の把握の総括に関すること。 (7) ため池等農業用施設における二次災害の防止に関すること。 (8) 二次災害の防止に関すること。
消 防 部	1 火災予防及び消火活動に関すること。 2 救助救急活動に関すること。 3 消防施設等の整備、被害調査及び復旧に関すること。 4 二次災害の防止に関すること。 (1) 防災思想・防災知識の普及、計画の周知に関すること。 (2) 備蓄の総括に関すること。 (3) 通信に関すること。 (4) 市有施設の被害調査及び復旧活動の総括に関すること。 (5) 防災関係機関等との相互応援の総括及び応援職員の派遣に関すること。 (6) 避難指示及び警戒区域の設定に関すること。 (7) 社会秩序の維持に関すること。 (8) 罹災証明書等文書の作成・交付に関すること。 (9) 人員・活動状況の把握の総括に関すること。 (10) 広報に関すること。 (11) 遺体に関すること。 (12) ため池等農業用施設における二次災害の防止に関すること。 (13) 給水に関すること。
教 育 部	1 児童・生徒への防災教育に関すること。 2 応急教育の実施に関すること。 3 被災した児童・生徒への対策に関すること。 (1) 市有施設の被害調査及び復旧活動の総括に関すること。 (2) 防災関係機関等との相互応援の総括及び応援職員の派遣に関すること。 (3) 人員・活動状況の把握の総括に関すること。 (4) 避難所の開設、運営及び福祉子ども部以外が所管する市有施設における避難所活動の総括に関すること。 (5) 救援物資の整理・保管に関すること。
議 会 部	1 議会との連絡調整に関すること。 (1) 市有施設の被害調査及び復旧活動の総括に関すること。

	(2) 防災関係機関等との相互応援の総括及び応援職員の派遣に関すること。 (3) 人員・活動状況の把握の総括に関すること。
派遣職員	(1) 市有施設の被害調査及び復旧活動の総括に関すること。 (2) 人員・活動状況の把握の総括に関すること。 (3) 避難所の開設・運営の協力に関すること。 (4) 被害状況の収集と連絡に関すること。 (5) その他、災害対策本部より指示された事項に関すること。 (6) 各部所管施設の整備、被害調査及び復旧に関すること。 (7) 各部所管施設の避難所としての運営に関すること。

第4 派遣職員

災害直後の防災生活圏を単位とした諸活動を円滑に実施するため、市役所等に参集した職員から派遣職員を定め、地域防災拠点等に派遣する。

第3非常配備に相当する災害が発生した場合には、直ちに職員の派遣を行うものとする。

1 派遣職員の選任

派遣職員は、災害の規模に応じて必要人数を各地域防災拠点等に派遣するものとする。

派遣職員は、特殊な任務を負っていない職員とする。

2 派遣先

派遣先は、地域防災拠点等とする。

3 任務

派遣職員の任務は、多岐にわたり、また、臨機に必要な活動を行わなければならないが、基本的な任務は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の収集と連絡に関すること。
- (2) 避難所の運営の協力に関すること。
- (3) その他災害対策本部から指示された事項に関すること。

第5 現地災害対策本部の設置

本部長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

1 現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部の設置場所は、原則としてまちづくりセンター（東部、岡田、旭）とし、必要に応じてより災害現場に近い公共施設に設置する。

また、避難者の発生等によりこれらの施設が利用できない場合には、備蓄倉庫に備蓄してあるテントにより災害発生場所付近に現地災害対策本部を設置する。

2 現地災害対策本部の活動体制

現地災害対策本部における活動体制は、原則として、災害対策本部に準ずるものとする。

また、現地災害対策本部は、迅速で効率的な応急対策活動を実施するとともに、情報の統一化を図るため、次に掲げる活動を行うとともに、総合的な調整を行う。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 市民への広報活動及び自主防災組織との連携
- (3) 防災関係機関相互の情報伝達、応援要請及び活動の調整
- (4) 負傷者、被災者、避難者等の状況及び避難所等の開設状況の把握
- (5) その他必要な活動

3 現地災害対策本部の閉鎖

現地災害対策本部は、応急活動が終了したときに、本部長の指示により閉鎖する。

第2章 通信の運用

第1節 通信手段の確保

災害発生後は、早急に通信手段の被災状況を確認し、関係機関との連絡体制を確保する必要がある。

実施担当部署	総務部、企画部、消防部
防災関係機関	県、西日本電信電話株式会社、アマチュア無線クラブ その他防災関係機関

第1 役割分担

役職・組織等	活 動 の 内 容
危機管理班	1 通信手段の確保に関すること。 2 災害対策本部への通信機器等の配備に関すること。 3 他機関等に対する通信機器確保のための要請に関すること。 4 災害時優先電話の登録と確保に関すること。 5 高度情報通信ネットワークによる通信に関すること。 6 問い合わせ事務のための加入電話の増設依頼に関すること。
広報班	市民への不要不急電話抑制の広報に関すること。
消防部	無線機器等の点検・確保に関すること。
市民事業所	不要不急電話の抑制に関すること。
防災関係機関	通信確保への協力に関すること。
アマチュア無線クラブ	1 アマチュア無線による災害情報の収集伝達に対する協力に関すること。 2 避難場所・避難所、被災箇所等と災害対策本部との間の情報連絡に対する協力に関すること。

第2 災害発生時における通信連絡手段

災害発生時の通信連絡については、一般加入電話によるほか、知多市防災行政無線、高度情報通信ネットワーク等の無線通信網等を活用する。

これらのうち一般加入電話については、使用可能であれば無線通信に優先して利用されるべきであり、非常通話、緊急通話等により災害への対策を行う機関が優先して利用することは可能であるが、災害発生時には、回線の輻輳や施設の被災による障害が予測される。

これに対して無線通信は、同時に多数の利用が行われる際には、回線の輻輳等が予想されるものの、有線通信の障害時には、極めて重要な通信手段となることから、無線通

信の整備と機能維持については、特に重点を置き、無線通信が被災した際には、この復旧を優先する必要がある。

また、以上のほかにも、アマチュア無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、コンピューター通信等の通信・連絡手段の利用が想定されるが、利用できない場合には、オートバイ、自転車、徒歩等による伝令の利用も検討する必要がある。

なお、一般加入電話による通信時には、文書として記録が残るFAXによる通信が伝達の確実性を高めるうえで有効であるので、これを尊重した伝達活動を行うものとする。

次に、主な通信手段の概要を整理する。

1 電気通信網を利用した通信・連絡手段

通信・連絡手段	備 考
一 般 加 入 電 話	通常の電話及びFAX
携 帯 電 話	携帯電話
災 害 時 優 先 電 話 （非常通話又は緊急通話）	通常の電話回線を利用するが、防災機関が特定の目的で利用する際には、他の通信に優先して接続される。
非 常 電 報	非常通話に準ずる。
緊 急 電 報	緊急通話に準ずる。

2 無線通信網を利用した通信・連絡手段

通信・連絡手段	備 考
愛知県高度情報通信ネットワーク	県及び県内各市町村を結ぶ。
知多市防災行政無線（移動系）	市内の行政機関を結ぶ。
知多市防災行政無線（同報系）	市役所及び市内の拡声子局を結ぶ。
消 防 用 無 線	消防無線
デ ジ タ ル 簡 易 無 線 機	無線従事者免許が不要な簡易無線局

（なお、無線通信には、このほかに、アマチュア無線等がある。）

第3 通信手段の運用

1 無線通信機器の配置

危機管理班及び消防部は、災害対策時に活用する高度情報通信ネットワーク、知多市防災行政無線、消防無線等の無線通信機器等を、市役所及び消防部に配置する。

また、総合的な情報の収集・整理と、これらの系統の異なる無線通信相互の情報交換を可能とさせるため、災害対策本部には、各無線通信局の一つを配置し、すべての無線通信網を災害対策本部の統制下におく。

なお、以上の無線通信によっても通信が十分に行うことができない場合には、他の防災機関、アマチュア無線クラブ等に通信の依頼を行うなどの対策を講ずる。

2 高度情報通信ネットワーク

県から発信される災害に関する情報は、高度情報通信ネットワークにより受信する。

地震情報、津波情報等の情報が高度情報通信ネットワークにより一斉同報されるほか、電話回線に障害が発生した場合における県との通信連絡もこれによる。

ただし、通話対象は、県の機関及び県内市町村に限られ、地震発生時には、輻輳も予測される。

また、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

3 知多市防災行政無線

緊急を要する市内の通信連絡は、知多市防災行政無線を利用して行う。なお、配置場所は、附属資料「3-12 知多市防災行政無線」に示す。

知多市防災行政無線は、災害現場、避難所等からの情報の収集、各部署への指揮命令の伝達、住民への避難指示等の伝達などのために活用される。

4 その他の無線

高度情報通信ネットワークの整備を進めてきたが、更に、衛星通信を利用することで、耐震性等に優れたシステムとなる。

5 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」は、こうした制限を受けずに発信や接続を行うことができるため、有効に活用するものとする。

(1) 非常電報と緊急電報

ア 非常電報

天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防、救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は非常電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。ただし、気象業務法に基づく警報の順位となる。

電報発信に当たっては、電話により非常電報を発信する場合は、市外局番なしの『115番』ヘダイヤルし、下記の事項をオペレータに告げる。

- ・非常電報の申し込みであること。
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

また、電報発信紙による場合は、「非常」と朱書きし、西日本電信電話株式会社半田エリアの営業窓口へ差し出す。

イ 緊急電報

通常電報で発信できるものを除き、公共の利益のために通報することを要し緊急通話に準ずる事項を内容とする電報は緊急電報とし非常電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たっては、電話により緊急電報を発信する場合は、市外局番なしの『115番』へダイヤルし、下記の事項をオペレータに告げる。

- ・緊急電報の申し込みであること。
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

また、電報発信紙による場合は、「緊急」と朱書きし、西日本電信電話株式会社半田エリアの営業窓口へ差し出す。

第4 その他の通信連絡手段

1 消防用無線等

以上の通信手段のほかに、消防部が有する消防無線が整備されている。

これらについては、それぞれの業務目的に応じた利用が行われるものであるが、災害対策本部において必要な通信については、これらの一時的な利用も検討する。

2 デジタル簡易無線機

無線従事者免許が不要な簡易無線局として、不特定の者との通信も可能である。知多市、東海市及び公立西知多総合病院もそれぞれ保有している。

3 アマチュア無線等

本市のアマチュア無線クラブとは、災害発生時を想定した通信訓練等を実施し、災害発生時の協力体制を平常時から構築しておく。

また、市の通信機器等が有効に機能せず、他機関の保有する専用電話等も利用できない場合には、アマチュア無線クラブに通信を依頼する。

第5 通信連絡の原則

通信機器の利用に当たっては、県災害対策本部等、市外関係機関への通信を最優先する。

第6 通信時の留意事項

- 1 地震発生時には多くの通信連絡が発生するため、簡略かつ明瞭に行うことに留意する。
- 2 確実に連絡するためFAXを活用する。
- 3 通信連絡を受けた者は、応対記録表（附属資料「6-2 応対記録票」）により確実に記録し、関係者に報告・伝達する。

第3章 情報の収集・伝達・広報

第1節 情報伝達に関する計画

地震が発生した場合は、迅速で効果的な活動を行うため、地震情報（震度、震源、地震の規模、「地震活動」等の状況等）、津波情報、被害情報及び防災関係機関が実施する災害応急対策活動に関する情報等の迅速な収集・伝達及び市民に対する正確な情報の広報が必要である。そのため、市は、防災関係機関と緊密に連絡を取り合うとともに、情報の収集を中心とした災害応急対策活動と、これに基づく取組や伝達体制の判断を迅速に行える体制の整備を行う。

また、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

実施担当部署	総務部、企画部、消防部
防災関係機関	防災関係機関

第1 地震情報等の情報伝達系統

地震及び津波に関連する情報は、以下のとおり伝達される。

伝達される情報の種類は、①地震情報、大津波警報及び津波警報・注意報、津波情報、②震度情報ネットワークシステムにより県が収集した震度情報等であり、高度情報通信ネットワークにより市総務部において受領し、市長に報告するものとする。

各情報の伝達については、次の伝達系統図のとおりとする。

なお、夜間又は勤務時間外においては、消防部において受領し、総務部に伝達するものとする。

また、市民に対しては、防災行政無線（同報系）、コミュニティＦＭ、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により伝達するものとする。伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

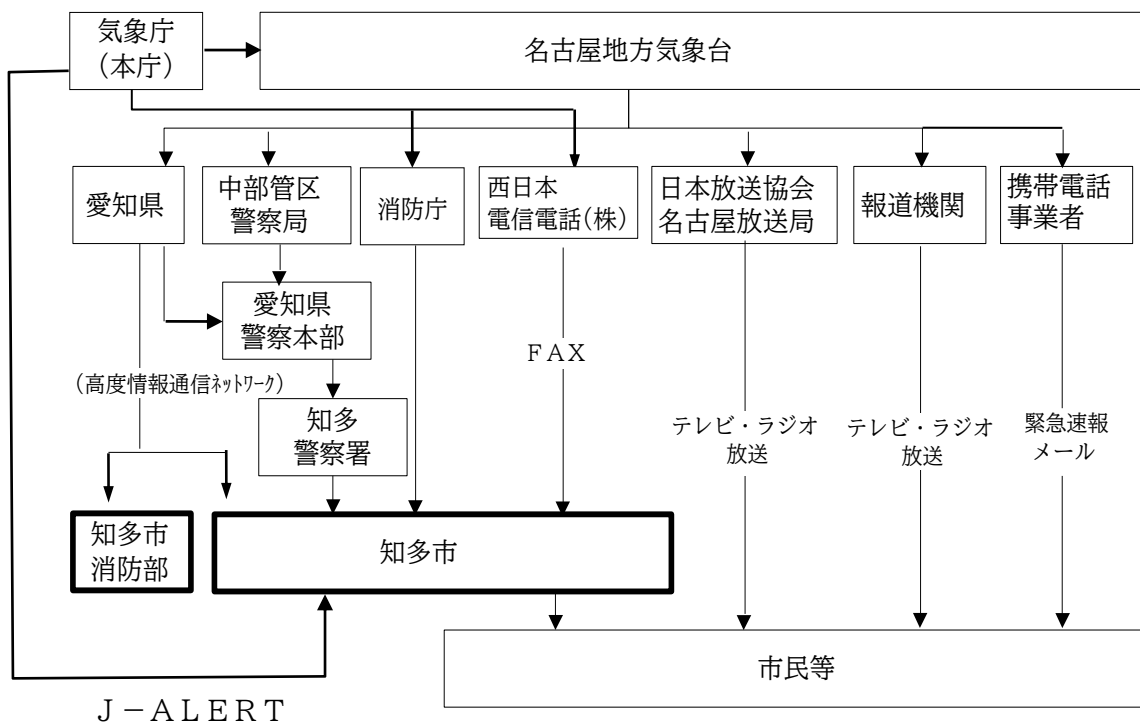


図7 ③地震情報（東海地震関連情報を除く）、大津波警報及び津波警報・注意報等の伝達系統図

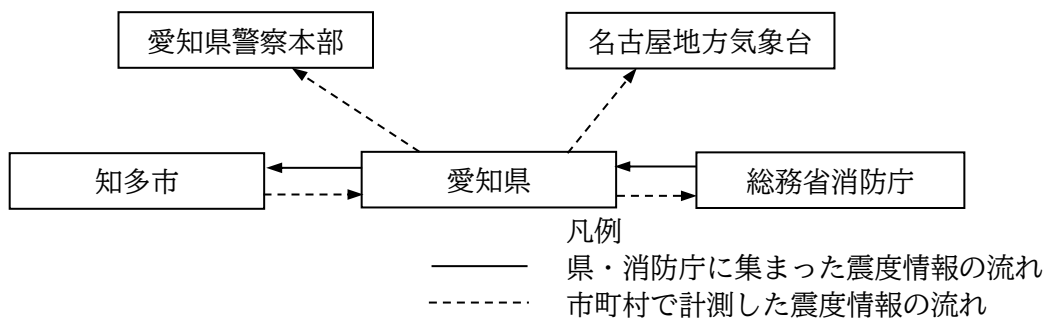


図 8 ④震度情報の伝達系統図

第2 情報伝達体制

1 平常勤務時間内の場合

地震情報等を受領した場合又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知った場合は、総務部防災担当職員は、直ちに総務部長又は防災危機管理課長にこれを報告し、非常配備についての指示を仰ぐ。

非常配備を行う場合は、図11に基づいて、庁内放送、電話、携帯電話又は伝令により、各部長→各班長→各職員の経路により伝達活動を行う。ただし、部長不在の場合には、これに代わる者に対して伝達を行う。

各部・班内における伝達方法は、各部・班において定める。

2 夜間又は勤務時間外の場合

夜間又は勤務時間外に消防部通信担当職員が地震情報等を受領した場合は、防災危機管理課長又は総務部防災担当職員に伝達する。

防災危機管理課長又は総務部防災担当職員は、情報の内容と災害の状況を考慮して、必要であれば各部長若しくはこれに代わる者に対して電話、携帯電話又は伝令により伝達を行う。

各部・班内における伝達方法は、各部・班において定めるものとするが、電話が利用できる状態であれば電話を利用して行う。

なお、各職員は、災害の規模に応じて自主的に参集するものとする。

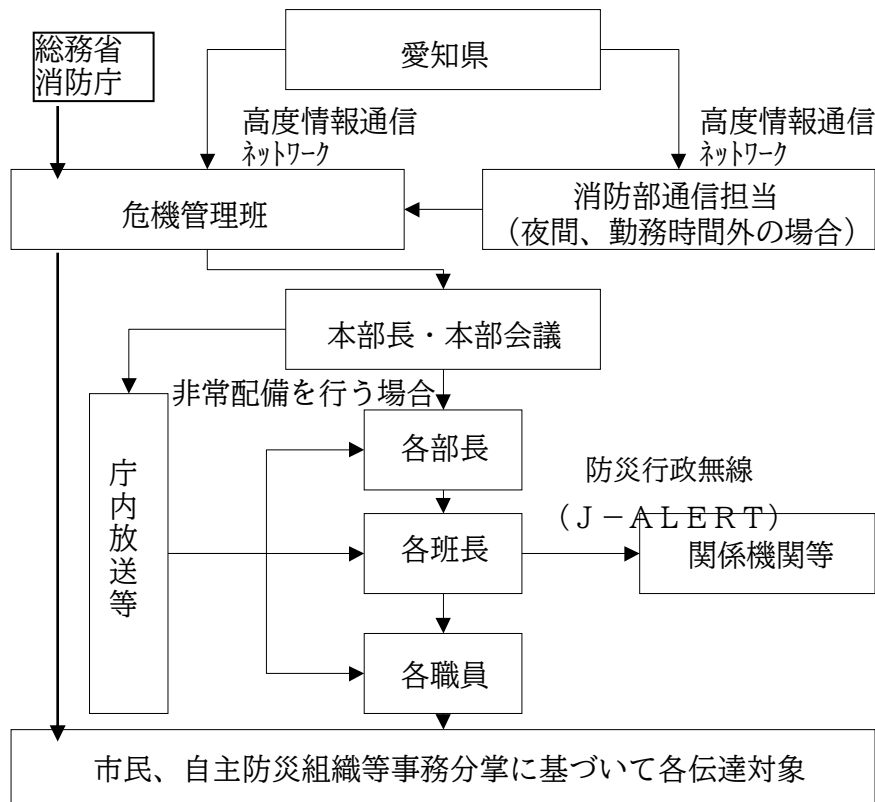


図9 市内の情報伝達系統

3 庁外への伝達活動

(1) 庁外防災機関等

庁外の防災関係機関への情報伝達は総務部が、自主防災組織及び知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会への情報伝達は消防部が行う。

(2) 愛知県

県への通報は、次の災害が発生した場合とする。

ア 災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及び社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害（近隣市町で震度4以上を記録した地震又は市内に被害を生じた地震の場合）

なお、伝達は、高度情報通信ネットワークにより行う。また、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。報告に当たり、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防部への通報が殺到した場合若しくは殺到すると想定される場合は、直ちに次頁に示す県の連絡先（愛知県災害対策本部知多方面本部災害対策センター室）に報告する。

県に報告できない場合は、消防庁に直接報告するものとする。

ウ 震度5弱以上を記録した地震（被害の有無を問わない）は、消防庁に直接報告する。

(3) 市民

市民への広報は、「第一部 第三編 第3章 第2節 第6 被災者への情報伝達活動計画」に定める。

県及び消防庁への連絡先



<県への連絡先>

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		愛知県知多県民事務所 県民防災安全課 (知多総合庁舎2階)			愛知県災害対策本部知多方面本部 災害対策センター室 (知多総合庁舎3階大会議室)	
勤務 時間 内	NTT	0569-21-8111 (代表) 内線 377、201 (防災) 内線 379 (消防) 内線 378 (保安)			0569-21-8111 (代表) 内線 460、461 0569-25-0510 (直通) (FAX兼用)	
	NTTFAX	0569-23-2354			0569-25-0510 (電話兼用)	
	防災行政 無線	*8-604-377、201 (防災) *8-604-379 (消防) *8-604-378 (保安)			*8-604-460 (総括班) *8-604-461 (総務班) *8-604-462、463 (情報班) *8-604-452 (緊急物資班) *8-604-450 (支援班) *8-604-455~458 (県民相談)	
	防災行政 無線(FAX)	*8-604-1151			*8-604-1150	
	NTT	上記勤務時間内の欄に同じ			上記勤務時間内の欄に同じ	
NTTFAX						
勤務 時間 外	防災行政 無線	*8-604-376、377				
	防災行政 無線(FAX)	上記勤務時間内の欄に同じ				
e-mail		chita@pref.aichi.lg.jp				

<消防庁への連絡先>

通常時 (消防庁応急対策室)

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527	92-9043422	9-048-500-9043422
03-5253-7537 (FAX)	92-9049033 (FAX)	9-048-500-9049033 (FAX)

夜間・休日時 (消防庁宿直室)

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7777	92-9049102	9-048-500-9049102
03-5253-7553 (FAX)	92-9049036 (FAX)	9-048-500-9049036 (FAX)

第2節 被害情報等の収集・伝達活動

県及び市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努めるものとする。

災害対策本部は、応急対策体制の確立、各機関の応援体制の判断のために、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関における負傷者等の状況、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。また、必要な場合は、被害情報の伝達を行う。この活動を初期被害情報の収集・伝達活動と呼ぶ。

その後、二次災害の防止、災害救助法の適用判断という観点から人的被害の状況、建築物の被害の状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた部分から県への連絡を行う。これを、一次被害情報の収集・伝達活動と呼ぶ。

さらに、被害情報の確定報告のため数量的把握に努める。確定報告以前においては、把握を行った範囲から順次県への報告を行う。これを、二次被害情報の収集・伝達活動と呼ぶ。

また、災害情報の収集に当たっては、県が必要に応じ派遣する先遣・情報収集チームを受け入れ、派遣された県職員は被災状況等の情報を県及び市へ連絡するものとする。

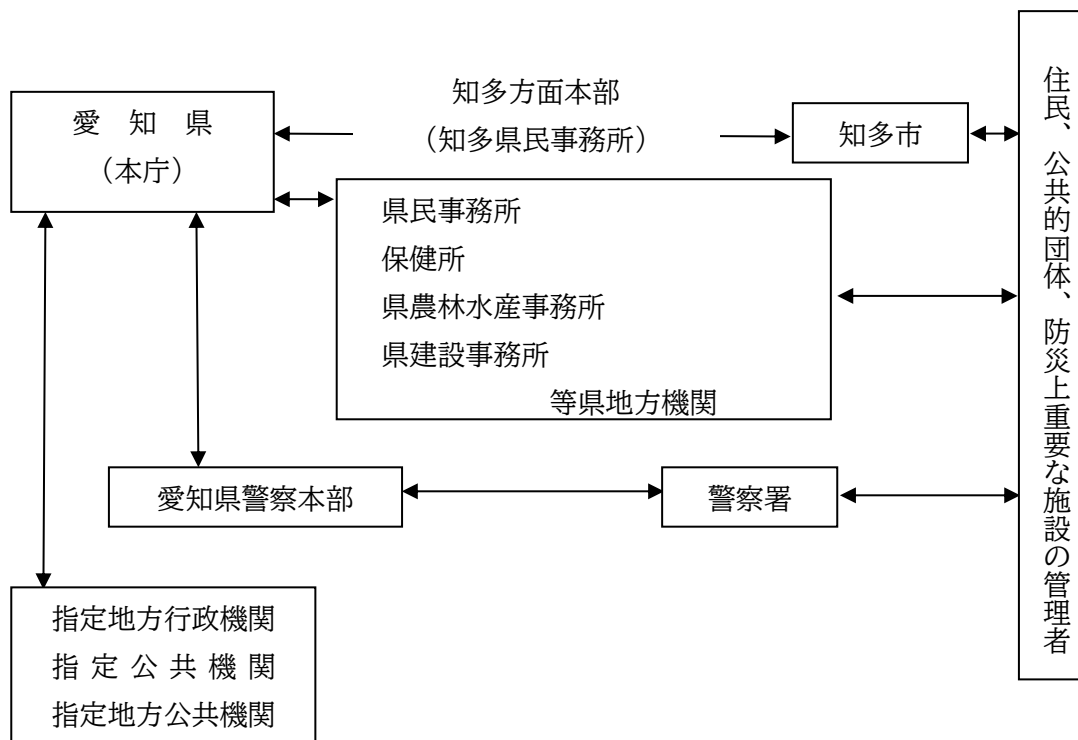


図10 情報の一般的収集伝達系統図

実施担当部署	全職員
防災関係機関	県、近隣市町、協定市町村、自衛隊、消防庁、知多警察署、第四管区海上保安本部、西知多医療厚生組合（公立西知多総合病院）、西日本電信電話株式会社、知多郡医師知多市医師団、市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）、ケーブルテレビ局、記者クラブ、報道機関

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
本部長	県、近隣市町、協定市町村、自衛隊等への応援要請に関する事。
総務部	1 緊急を要する災害情報の通報に関する事（初期被害情報）。 2 市民からの問い合わせに関する事。 3 相談所の開設及び調整に関する事。 4 問い合わせ内容の本部員会議等への報告に関する事。
消防部	緊急を要する災害情報の通報に関する事（初期被害情報）。
危機管理班	1 本部長・副本部長が決定した事項に関する各部長への連絡に関する事。 2 被害情報のとりまとめ、本部員会議への報告に関する事。 3 被害情報の県への通報に関する事。 4 各部・班からの情報の総括及び各部・班への提供に関する事。 5 被災者からの情報収集に関する事。 6 関係機関への広報の協力要請に関する事。
広報班	1 緊急情報及び生活情報の広報に関する事。 2 広報紙の搬送に関する事。 3 相談所の設置状況等の広報に関する事。 4 報道機関への情報提供に関する事。
安全班	交通規制情報等の広報に関する事。
災害調査班	1 概略的被害状況の把握に関する事（初期被害情報）。 2 被害情報の取りまとめ、本部員会議への報告に関する事。 3 本部員会議等で収集した情報の整理及び企画情報班への報告に関する事。 4 住家等被害認定調査に関する事。
福祉班	避難所における広報紙の配布に関する事。
都市計画班	応急危険度判定に関する事。
各部	1 被害情報の収集に関する事。 2 専門的な内容の電話問い合わせへの対応に関する事。 3 専門的相談所の開設に関する事。 4 各部所管施設及び活動場所における市民からの問い合わせ内容の危機管理班への報告に関する事。
連絡員	災害対策本部と各部との連絡に関する事。
自主防災組織ボランティア	広報紙の配布への協力に関する事。

第2 初期被害情報の収集・伝達活動

1 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

2 被害規模早期把握のために収集する情報

災害発生後、災害調査班は、目視により概括的被害状況の把握に努めるほか、次の項目について各部・班及び各機関に被害状況を問い合わせる。

項 目	情 報 内 容	問い合わせ先
(1) 概括的被害情報 ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況 イ 火災、土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性 ウ 市民の動向 エ 道路交通の状況（通行可否等）	派遣職員からの情報 (1) 市内各地区の状況 (2) 土砂災害等の危険箇所の状況	危機管理班
	自主防災組織からの情報	消防部
	職員参集途上の情報	各部
(2) ライフライン被害情報 各ライフライン管理者に問い合わせる。	上水道施設の状況	都市整備部
	下水道施設の状況	都市整備部
	電気通信施設の状況	西日本電信電話株式会社
	都市ガス施設の状況	事業所
	電力施設の状況	事業所
(3) 医療機関情報	市内医療機関の状況	知多郡医師会知多市医師団
	公立西知多総合病院の状況	西知多医療厚生組合（公立西知多総合病院）
(4) 119番、110番通報の状況	119番通報の状況	消防部
	110番通報の状況	知多警察署
	市役所への市民通報の状況	危機管理班
(5) その他の状況	各避難所の避難者の状況	福祉子ども部
	所管施設、設備の損壊状況	各部
	開始した応急対策の内容	危機管理班
	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	各部

3 情報収集・連絡

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(1) 勤務時間内の場合

- ア 災害発生後、各部・班は直ちに被害情報の収集を開始する。
- イ 情報収集の手段は、電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、FAX、無線、オートバイ、自転車、徒歩等による。
- ウ 本部員会議において決定した事項等は、出席した本部員若しくは本部連絡員が所属各班に連絡する。
- エ 本部員会議を行わないで本部長若しくは副本部長が決定した事項は、危機管理班が各部長に連絡し、各部長は、各班に連絡する。
- オ 各部長は、各班において収集した情報を取りまとめ、本部員会議に速やかに報告する。

(2) 勤務時間外の場合

- ア 勤務時間内における情報収集・連絡方法に準ずる。
- イ 各職員は、参集途上の被害状況を確認のうえ、各班及び各避難所において速やかに取りまとめ、災害調査班に報告する。その際、担当にとらわれず、重要な情報については、併せて報告する。

(3) ヘリコプターの応援要請

各部において、ヘリコプター等による被災状況の調査が必要であると認められる場合には、本部長が要請する。

(4) 緊急を要する災害情報の通報

河川の堤防の決壊、石油コンビナートにおける被害等、緊急を要する情報は、総務部又は消防部が直ちに県、近隣市町及び防災関係機関に通報する。

(5) 民間からの発災後の航空写真を活用する。

(6) 安否不明者・行方不明者に関する情報

捜索・救助体制の検討等に活用するため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は、直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

4 情報の整理

(1) 情報の整理・分析

危機管理班及び災害調査班は、前記により報告された被害情報を白地図上に取りまとめ、本部員会議に報告する。

収集した情報及びこれに基づいて決定した対策等は、危機管理班が県に通報する。

(2) 情報の整理

災害調査班は、情報を常に整理し、各部・班からの要請に応じて速やかに報告できるように準備する。

(3) 情報に基づく判断（応援体制の判断）

本部長は、応援体制の必要性を認めた場合は、「第一部 第三編 第1章 第6節 防災関係機関の連携」に基づいて県、近隣市町、協定市町村、自衛隊等への応援要請を行う。

なお、各部において緊急を要すると認められる場合には、各部において実施し、速やかに本部長に報告する。

(4) 市民への連絡

広報班は、市民の安全確保及び応急対策の迅速な実施のために、必要と認められる情報を市民に周知する。なお、詳細は、「本節 第6 被災者への情報伝達活動計画」に基づく。

ア 避難の準備、避難所等に関すること。

イ 被害の状況（火災、ライフライン等）

ウ 行動上の注意事項（道路交通の状況等）

5 重要な災害情報の収集伝達

本部長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

危機管理班は、火災・災害即報要領（昭和59年10月15日制定。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、様式1により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を消防庁に対し、30分以内に報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

第3 一次被害情報の収集・伝達活動

1 収集する情報の種類

初期被害情報の収集・伝達後、各部・班は、広域的な応援要請や災害救助法の適用に関する判断を行うため、防災関係機関と連携して次の調査を行う。

項 目	情 報 内 容	担 当
(1) 人的被害	死者、行方不明者の状況	消防部 災害調査班 (知多警察署)
	負傷者の状況	災害調査班 救護班 (西知多医療厚生組合 公立西知多総合病院)
(2) 住家被害	全壊、大規模半壊、半壊等の状況	災害調査班
	全焼、半焼の状況	災害調査班 消防部
	津波による浸水の状況	災害調査班
	土砂災害警戒区域等の状況	土木班
	応急危険度判定等の調査	都市計画班
(3) 公共土木施設の被害	道路、橋りょう、河川、港湾等の状況	土木班
	交通施設、交通の状況 (1) 公共交通機関 (2) 道路交通	土木班 安全班 (指定地方公共機関)
	ライフライン施設の状況 (1) 上水道 (2) 下水道 (3) 電話、ガス、電気	水道班 下水道班 危機管理班 (指定公共機関)
(4) その他	救助・救急活動の状況	消防部
	医療活動の状況	救護班
	応急給水の状況	水道班
	出火の状況	消防部
	津波による浸水の状況	土木班
	社会的混乱の発生状況	安全班 (知多警察署)
	避難所の状況	福祉子ども部、健康文化部
	避難指示等、警戒区域設定の状況	危機管理班
	非住家（公共施設等）の状況	各部
	応急対策活動の実施状況等	各班

2 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集・連絡方法

ア 被害規模の早期把握のための調査後又は並行して、各班は直ちに前項に示す情報収集を開始する。収集の手段は、電話、FAX、無線等の通信手段を用いるほか、オートバイ、自転車、徒歩等を活用して、速やかな情報収集に努める。

イ 被害の認定基準は、「本節 第5 4 被害判定基準」による。

ウ 各班は、収集した情報を附属資料「6-1-1 世帯別被害等調査票（災害調査班用）」により各部の部長に報告するが、緊急を要する場合には、直接本部員会議へ報告する。

エ 報告を受けた部長は、各班の報告を取りまとめ、本部員会議へ報告する。

オ 災害調査班は、本部員会議に報告された情報を常に整理し、各班からの要請に応じて速やかに報告できるよう準備する。また、県へも附属資料「6-1-2 被害調査票（危機管理班用）」により報告する。

カ 部内における連絡方法は、各部内において定める。

(2) 市民への連絡

広報班は、市民の安全確保及び応急対策の迅速な実施のために、必要と認められる情報を市民に周知する。なお、詳細は、「本節 第6 被災者への情報伝達活動計画」に基づく。

ア 避難所等に関すること。

イ 被害の状況（火災、ライフライン等）

ウ 行動上の注意事項（道路交通の状況等）

(3) 得られた情報による判断

ア 二次災害防止対策の判断

得られた情報に基づいて、本部員会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策及びその実施方針を定める。

勤務時間外等のため、本部員会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。

イ 災害救助法適用の判断

前記に準じて被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあると判断される場合は、県知事に被害状況を報告するとともに、災害救助法の適用を要請する。

第4 二次被害情報の収集・伝達活動

1 収集する情報の種類

一次被害情報の収集により、大まかな被害の情報を把握した後で、より詳細な被害情報の収集を行う。

項 目	情 報 内 容	担 当
(1) 人的被害	死者、行方不明者の状況	消防部 災害調査班・(知多警察署)

項 目	情 報 内 容	担 当
	負傷者の状況	災害調査班・救護班・（西知多医療厚生組合 公立西知多総合病院）
(2) 住家被害	全壊、半壊の状況	災害調査班
	全焼、半焼の状況	消防部
	津波による浸水の状況	災害調査班
(3) 非住家被害	公共建物	都市計画班
	その他	災害調査班
(4) 罹災者	罹災世帯、罹災者数	福祉子ども部、健康文化部、学校教育班
(5) 火 災	火災発生（建物、危険物、その他）	消防部
(6) 被害額	公立文教施設	学校教育班
	その他の公共施設	都市計画班
	農林畜産被害、商工被害	農業振興班、商工振興班
(7) その他	田畑	農業振興班
	ため池	農業振興班
	学校施設	学校教育班
	社会教育施設等	生涯学習スポーツ班
	病院	救護班
	道路	土木班
	橋りょう	土木班
	河川	土木班
	港湾	土木班
	砂防	土木班
	清掃施設	清掃班
	がけ崩れ	土木班
	上水道	水道班
	下水道	下水道班
	鉄道	危機管理班・（指定地方公共機関）
	船舶及び沿岸部	危機管理班・（指定地方公共機関）
	電話	危機管理班・（指定公共機関）
	電気	危機管理班・（指定公共機関）
	ガス	危機管理班・（指定公共機関）
	ブロック塀等	災害調査班

情報の収集・連絡その他については、前項に準ずる。

第5 住家等被害認定調査

住家被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるものであるため、迅速かつ正確に調査、判定する必要がある。

1 現地調査の実施

(1) 第一次調査

被災建築物応急危険度判定調査終了後、市内全域を対象として、調査・判定する。

(2) 第二次調査

第一次調査結果に不服申出のあった住家等及び第一次調査が物理的にできなかった住家等について、再調査を実施する。

2 現地調査の体制

災害調査班は、次の体制により調査を実施する。

(1) 編成

派遣職員を中心として2人1組体制で実施する。

派遣職員で要員が不足するときは、他班からの応援又は他の市町村等へ応援を要請する。

(2) 調査期間

ア 第一次調査

被災建築物応急危険度判定調査終了後直ちに開始し、地震発生後30日以内に完了する。

イ 第二次調査

罹災証明書の交付と併せて再調査の受付を行い、受付開始後2週間以内に完了する。

3 調査方法

附属資料「6－1－1 世帯別被害等調査票（災害調査班用）」の調査票により棟単位で行う。

第一次調査段階から、調査を行う旨（地区、日程）をあらかじめ市民に広報し、外観目視調査を実施する。

第二次調査時は、必ず居住者又は所有者立会のうえで、内部立入調査を実施する。

4 被害判定基準

「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付内閣府政策統括官（防災担当）通知）」、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年3月内閣府（防災担当）」及び「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防第246号消防庁長官）」において示された住家等に関する被害認定の統一基準等は、次表のとおりである。

被害区分		対象とする施設及び判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、トイレ、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。）。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

被害区分		対象とする施設及び判定基準
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊に至らない程度の住家の破損とする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたものののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土の流失又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	「道路法」(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損壊	道路の全部若しくは一部の損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川	「河川法」(昭和39年法律第167号)が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。

被害区分		対象とする施設及び判定基準				
港	湾	「港湾法」(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。				
砂	防	「砂防法」(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。				
が	け	崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊(いわゆるがけ崩れを含む。)による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。			
地	す	べり	地すべりによる被害で、「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。			
土	石	流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。			
清	掃	施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。			
鉄	道	不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。			
船	舶	被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。			
通	信	被害	災害により通話不能となった電話の回線数とする。			
水	道		上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。			
電	気		災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。			
ガ	ス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。			
ブ	ロ	ック	塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		
火	災			地震の場合のみとする。		
	建	物		土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下、若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。		
	危	険	物	消防法に起因する市長が許可した製造所等		
	そ	の	他	建物及び危険物以外のもの		
罹	災	世	帯	災害により全壊、大規模半壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。		
罹	災	者		罹災世帯の構成員とする。		
公	立	文	教	施設	公立の文教施設をいう。	
農	林	水	産	業	施設	「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。

被害区分		対象とする施設及び判定基準
公共土木施設		「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾及び下水道とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林業施設、公共土木施設、その他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ書きするものとする。
公共施設被害 市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設数の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況(経過)要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- (1) 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- (2) 避難の状況
- (3) 主要河川、海岸、ため池、砂防施設、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- (4) 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- (5) 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- (6) 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- (7) 農林水産施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- (8) 応援要請又は職員派遣の状況

第6 被災者への情報伝達活動計画

1 広報の体制

- (1) 広報班は、地震発生後の災害情報のうち、市民の安全に関わる情報(緊急情報)について、広報を実施する。
- (2) 広報班は、その他の情報について総合的な広報を実施する。

- (3) 各部・班は、定期的に危機管理班に対して災害情報、生活情報を報告する。また、これらの情報のリスト化を図る。

2 広報の内容

(1) 緊急情報

災害発生後、緊急に市民に伝達すべき情報の内容は次のとおりとする。

- ア 地震・津波情報（観測情報と今後の見通し）
- イ 災害の発生状況と応急対策の状況
- ウ 二次災害に関する情報（火災、土砂災害、倒壊建物、浸水等の危険性）
- エ 避難指示等の情報
- オ 市民の安否情報
- カ 救急医療情報（応急救護所、医療機関の開設状況）
- キ 緊急道路・交通規制情報
- ク 市民や事業所のとるべき措置（電話、交通機関等の利用規制、ガスの安全使用等）

(2) 生活情報

被災後の生活維持のために市民に提供すべき情報の内容は、次のとおりとする。

- ア ライフライン（電気、ガス、上下水道、電話等の被害状況と復旧見込み）情報
- イ 交通機関復旧情報等
- ウ 食糧・生活必需品等供給情報
- エ 市内の販売業者等営業情報（風呂等を含む。）
- オ 医療機関の活動情報等
- カ 住宅情報（応急仮設住宅、空家^{あっせん}斡旋等）
- キ 各種相談窓口の開設情報等
- ク 罹災証明書の交付情報
- ケ 税・手数料等の減免措置の状況
- コ 災害援護金等の融資情報等

3 広報の方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、被災者等への広報は、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報共有並びに市民への情報提供窓口の設置を図る。その際、市による災害情報の広報は、媒体ごとに以下の担当部署・担当班が中心となって行うものとする。

(1) 防災行政無線（同報系）による広報

総務部は、災害の状況又は復旧状況を必要に応じて同報無線により広報する。

(2) 広報車による広報

各担当部は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。

広報班は、消防部、安全班、知多警察署と協力して、必要な地域へ広報車等による緊急広報を実施する。

(3) 携帯電話メールによる広報

広報班は、災害の状況又は復旧状況を必要に応じて携帯電話メール配信システムにより広報する。

(4) ラジオ・テレビ等による広報

広報班は、必要に応じて各放送機関への放送要請を行う（「第一部 第三編 第3章 第1節 第1 地震情報等の情報伝達系統」による。）。

また、ケーブルテレビ会社に対しては、市の行う広報に関する番組の制作を依頼する。

(5) 報道機関への資料提供による広報

広報班は、定期的に市政記者クラブ及びその他の報道機関に対して資料提供を行う。特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

また、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も併せて行う。

(6) 広報紙等印刷物の発行による広報

ア 各部は、広報紙に掲載する広報内容を災害対策本部に提出する。

イ 広報班は、市内印刷業者の被災状況を考慮して、事前に登録された印刷業者の中から業者を選定し、印刷を発注する。

ウ 広報班は、印刷された広報紙を避難所に届ける。

エ 広報班は、地震発生後の初期の段階では、通常の広報ルートが機能しない場合が想定されるため、自主防災組織に対して、広報紙の配布の協力を依頼する。

オ 福祉班は、自主防災組織と協力して、広報紙の避難所等への配布、掲示板への掲示を実施する。

カ 各部は、被災者に広報された内容について、職員に十分徹底を図る。

(7) インターネット等を利用した広報

広報班は、インターネットの市のWebサイトを用いて、広報紙に掲載する内容について情報提供を行う。

4 一時市外避難者への広報

広報班は、必要に応じて、市の施策等の広報を、一時市外に避難した市民に伝達する。

5 要配慮者への広報

(1) 高齢者、障がい者等への広報

広報班は、福祉班及び福祉ボランティア等の協力を得て、在宅の高齢者、障がい者等に対して広報紙を各戸配布するよう努める。

(2) 外国人に対する広報

広報班は、通訳ボランティアの協力を得て、広報紙等の通訳を行い、主要な外国語による広報に努める。

第7 市民等からの問い合わせに対する対応計画

1 緊急問い合わせへの対応

(1) 広報班は、地震発生直後に多発すると想定される市民からの電話による問い合わせ、相談に対応する。問い合わせ内容は、応対記録票に記入し、必要があれば関係部署に伝達する。

(2) 広報班は、市民からの問い合わせについては、直ちにその内容を精査し、関係部長又は班長に連絡するとともに、必要に応じ、災害対策本部に報告する。

また、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

(3) 広報班は、必要に応じ、広報紙及び市のWebサイト等による情報提供を行う。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供に当たっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

2 相談所の開設・運営

(1) 広報班は、必要に応じて被災地の公共施設や避難所に、相談所を設置する。

(2) 各部は、法律相談や住宅相談、外国人向けの相談等、必要に応じて専門相談所を設置する。

(3) 広報班は、市が開設する各種の相談所及び他の機関が設置する相談所の設置状況を調査する。

(4) 広報班は、相談窓口に関する総合的な情報を、広報紙及び市のWebサイト等によって広報する。

3 相談所における要望等の処理の方法

(1) 広報班は、相談内容、苦情等を聴取し、速やかに災害対策本部、関係部署及び各関係機関へ連絡し、早期解決に努力する。

(2) 相談所においては、処理方法の正確性と統一を図るために、あらかじめ定められた応対記録票等を用いて内容を記入する。

第8 被災者台帳の整備

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

第4章 応援協力・派遣要請

第1節 防災関係機関の連携

災害発生時には、各防災関係機関間において連携し、迅速かつ円滑な防災体制を確立させる必要がある。このため、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

市は、必要に応じて、県、近隣市町へ応援要請を求めるとともに、協定を締結している関係機関と連携し、円滑な応急対策活動を実施する。

実施担当部署	市長、総務部、各部
防災関係機関	県、近隣市町、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、日本放送協会、民放各社、防災関係団体、社会福祉団体、医療関係団体、産業経済団体、復旧工事関係団体、保安関係団体、情報関係団体・地域関係団体、N G O（非政府組織）、その他防災関係機関

第1 役割分担

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	1 広域応援要請の指示に関すること。 2 自衛隊の派遣要請及び自衛隊への報告に関すること。 3 災害救助法適用要請の指示に関すること。 4 海外支援受入れの判断に関すること。
危 機 管 理 班	1 応援要請に関すること。 2 他機関との連絡調整に関すること。 3 災害救助法適用要請に関すること。
各 班	応援協定を締結している場合の応援要請に関すること。
自 主 防 災 組 織 等	災害対策本部の実施する応急対策活動への協力に関すること。
防 災 関 係 機 関	災害対策本部との緊密な連携と協力に関すること。

第2 連絡先

連絡は、各部・班において事前に定めた機関に対して行う。

第3 市内各機関との連携

1 防災会議委員の招集

地震災害が発生した場合は、必要に応じて防災会議委員を招集し、情報の収集、連絡及び活動に関する調整を行い、災害応急対策の推進を図る。

2 連絡調整の体制

本市が災害対策本部を設置した場合、防災会議委員は、災害対策本部との緊密な連携を図るため、連絡員を派遣する。

また、防災会議委員の要請があり、本部長が必要と認めるときは、連絡員を防災関係機関に派遣する。

3 連携する機関、連絡先及び協力を要請する事項

市内の防災機関として応急対策への協力を要請する組織・団体は、次のとおりである。

組織・団体名	協力を要請する事項
(1) 防災関係団体 知多市消防団（知多市水防団）	(ア) 被害状況等の通報 (イ) 消火活動、水防活動等災害対策活動 (ウ) 市民に対する応急活動の指導
(2) 社会福祉団体 ア 知多市社会福祉協議会 イ 知多市赤十字奉仕団	(ア) 災害ボランティアセンターの開設 (イ) 炊き出し、給水その他救援物資等の配布
(3) 医療関係団体 ア 知多郡医師会知多市医師団 イ 知多市歯科医師会 ウ 知多市薬剤師会	(ア) 医療救護及び助産救護活動 (イ) 歯科医療救護活動 (ウ) 医薬品の確保
(4) 産業経済団体 ア あいち知多農業協同組合 イ 知多市商工会	(ア) 生活必需品の調達、配分 (イ) 産業に関する被害調査
(5) 復旧工事関係団体 ア 知多市建設業協力会 イ 指定給水装置工事事業者 ウ 知多市排水設備指定工事人	(ア) 浸水対策活動 (イ) 公共土木施設、都市施設、農地及び農業用施設、水道施設の応急措置 (ウ) その他の施設の応急措置
(6) 保安関係団体 ア 知多市交通安全協力団体 イ 知多市防犯協力団体 ウ 知多市危険物安全協会 エ 知多市石油コンビナート等 特別防災区域保安連絡協議会 オ 愛知県LPガス協会中央支部	(ア) 車両及び避難住民の事故防止 (イ) 被災地域の防犯活動 (ウ) 災害の予防と拡大防止
(7) 情報関係団体・地域関係団体等 ア ボランティア団体 イ コミュニティ ウ 自主防災組織 エ 駐在員 オ アマチュア無線クラブ	(ア) 異常現象及び災害危険箇所を発見した場合の災害対策本部への通報 (イ) 予警報、その他災害情報の収集、伝達 (ウ) 避難住民の誘導等、住民の避難活動 (エ) 炊き出し、給水、その他救援物資の配布活動 (オ) 被害調査

組織・団体名	協力を要請する事項
カ 応急危険度判定士	(カ) 応急復旧活動 (キ) その他災害応急対策活動

第4 広域的な応援体制

防災関係機関は、平素から法令又は自らの定める計画にしたがって、協力体制を確立し、他の機関から応援を求められたときは、自機関の応急措置の実施に支障のない限り協力する。

また、各機関は災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換し、応援協力の事態に備えておく。

市長は、「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

1 応援の系統

法、協定等に基づく応援協力の要請系統は、次のとおりである。

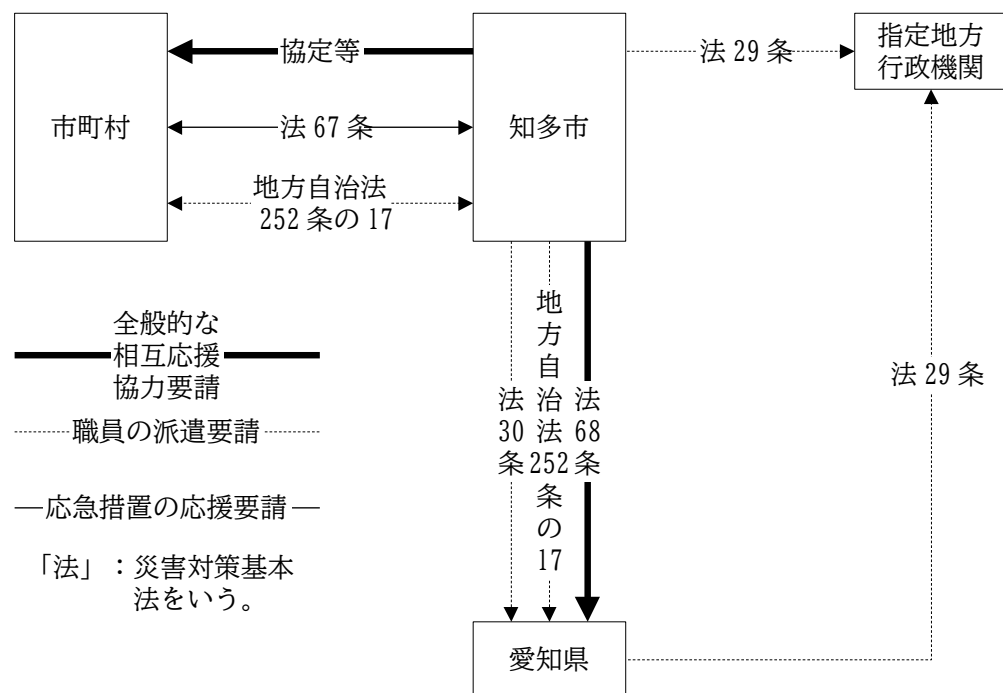


図11 応援協力の要請系統

2 県への応援要請

災害発生時に、県に応援若しくは応急措置の実施を要請するときは、関係法令に基づいて行う。

(1) 応援の要請	ア 本部長は、概括的被害状況等により応援の要請の必要性を判断し、県災害対策本部知多方面本部を通じて県知事に応援の要請又は他の市町村への応援を要請する。 イ 要請については、とりあえず口頭（電話）で要請し、後日文書を提出する。 ウ 連絡担当は、危機管理班とする。 エ 緊急を要する場合は、各部において県の担当部署に直接要請することができる。その場合は、事後に本部長に報告する。
(2) 要請時に明らかにすべき事項	ア 災害救助法の適用の有無 イ 災害の原因及び被害の状況 ウ 必要とする応援活動及び応急措置の内容、理由 エ 必要とする応援の人員、期間、場所 オ 必要とする応援の物資、資機材の品名及び数量 カ その他必要な事項

3 他の市町村への応援要請

災害発生時に他の市町村に応援を要請するときは、関係法令及び相互応援協定等に基づいて行う。相互応援協定を締結している近隣市町が被災している場合は、県に^{あてせん}幹旋を要請するほか、他の市町村に応援を要請する。

(1) 応援の要請	ア 本部長又は各部長は、概括的被害状況等により応援要請の必要性を判断する。 イ 相互応援協定等により応援を要請する場合は、各協定等に定められた所管の各部長が本部長に申入れ、各協定等に定められた者が要請する。 ウ 相互応援協定等によらない場合は、本部長が要請する。
(2) 相互応援協定等	ア 本市が災害対策に関連して締結している他の市町村との相互応援協定等は、附属資料「5 協定等」に示す。 イ 協定における応援の範囲、応援の方法、費用の負担その他必要な取り決め事項の詳細は、それぞれの応援協定等において定める。 ウ 協定市町村は、その隣接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要するときは、応援の要請の有無に関わ

	らず、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、必要な応急措置について相互に応援を行う。
--	---

4 職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請方法	ア 前記の応援協力要請系統図に基づいて行う。 イ 職員の派遣を希望する部長は、派遣希望職員等を職員班に申し出る。 ウ 職員の派遣又は派遣の^{あつせん}斡旋を要請する場合は、県知事に対し次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず口頭（電話）で要請し、後日文書を提出する。
(2) 職員の派遣を要請する際に明らかにすべき事項	ア 派遣（^{あつせん}斡旋）を要請する理由 イ 必要となる作業の場所 ウ 派遣（^{あつせん}斡旋）を求める職員の職種別人員数 エ 派遣を必要とする期間 オ 必要となる作業の内容 カ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 キ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣（^{あつせん}斡旋）について必要な事項

5 指定公共機関、防災関係民間団体等への応援要請

指定公共機関、指定地方公共機関、防災関係民間団体等の協力を得て、適切な応急対策活動を実施する。また、災害発生時に積極的に協力が得られるよう、体制を整えておくものとする。

6 応援の受入れ

(1) 受入れの担当

受入対象	受入担当
1 食糧及び生活必需品	企画情報班
2 人的応援	応援を要請した各部

(2) 宿泊場所

宿泊場所は、勤労文化会館とするが、被災した場合には、他の公共施設を使用する。なお、消防応援は消防本部も利用する。

ただし、宿泊者が多数のときは、市内又は近隣市町の宿泊施設の借上げを危機管理班が検討する。

第5 自衛隊の派遣要求

1 災害派遣要求基準

- (1) 各部長は災害に際し、各部において実施すべき応急対策の実施が困難な場合に、自衛隊派遣要求を本部長に上申する。
- (2) 本部長は災害に際し、市の能力を超える場合に、自衛隊派遣要求を県に上申する。
- (3) 特に大規模の災害が発生した場合は、概括的情報に基づき判断する。

2 災害派遣の内容

県からの要請内容や災害状況を総合的に判断し派遣内容を決定する。

主な災害派遣の活動内容（略）「附属資料」参照

3 災害派遣要求要領

(1) 派遣の要求

本部長は、自衛隊の派遣要請の要求を行うことを決定したときは、次の事項を明らかにして県災害対策本部知多方面本部を経由して県知事に依頼するとともに自衛隊に通報する。

なお、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接県知事に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、知多方面本部へも連絡すること。

また、災害派遣要請依頼は原則として文書での依頼文が必要であるが、とりあえず口頭（電話）で依頼し、速やかに文書を提出する。

ア 災害の情况及び派遣要請を依頼する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請の要求が行えない場合

本部長は、通信等の途絶により、県知事に対して災害派遣の要求を行うことができない場合は、その旨及び災害の状況を直接自衛隊に通知することができる。

この場合は、その旨を速やかに所定の手続により県知事に通知しなければならない。

機関名・調整窓口	連絡先
陸上自衛隊（守山駐屯地） 第10師団司令部 第3部	052-791-2191 課業時間内 防衛班（内4236、4237） 課業時間外 師団当直長（内4301）
第35普通科連隊 第3科	052-791-2191 課業時間内 第3科（内4832） 課業時間外 部隊当直司令（内4509）
航空自衛隊小牧基地 第1輸送航空隊防衛部	0568-76-2191～5
海上自衛隊横須賀地方総監部 作戦要務室	課業時間内 046-822-3500 課業時間外 046-822-3508

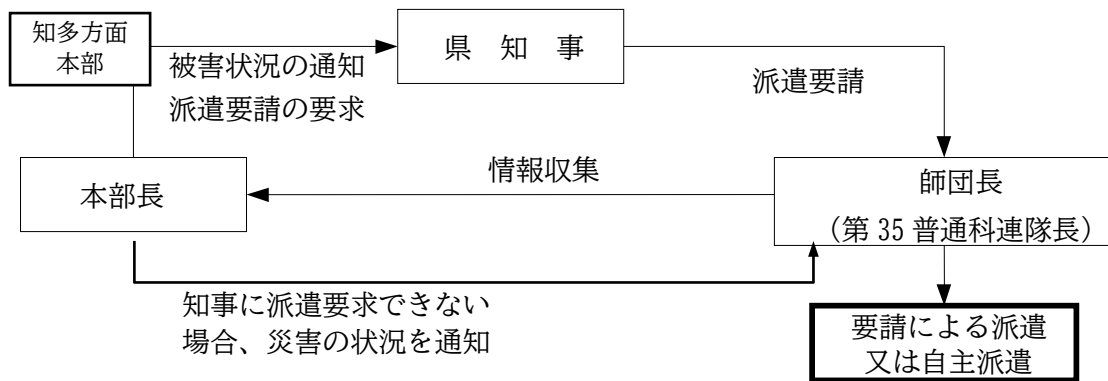


図12 災害派遣の要請手順

(3) 自衛隊の取組

自衛隊は、災害が発生し、緊急を要する場合には、「自衛隊法」（昭和29年法律第165号）第83条に基づいて、派遣要請を待たないで部隊を派遣することができる。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。

4 自衛隊の受入れ

自衛隊派遣が決定した場合は、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

(1) 自衛隊の受入れ及び調整

自衛隊の受入れ及び災害対策本部と自衛隊との間における総合調整は、危機管理班が行う。

(2) 災害対策本部への自衛隊連絡員の参加

本部長は、災害対策本部に自衛隊の連絡員が参加するよう要請する。

(3) ヘリポートの確保

附属資料「3-14 臨時ヘリポート可能箇所」に基づいて、ヘリポートを確保する。

(4) 作業実施期間中の現場責任者の設定

作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者をおき、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。

(5) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材については、できる限り市で準備し、速やかに活動が開始できるよう留意する。

(6) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

自衛隊の野営適地として、知多運動公園野球場を当てる。

5 経費の負担区分

市は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担するものとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊の装備にかかるものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備にかかるものを除く。）
- (5) 派遣部隊の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市が協議する。

6 撤収要請

本部長は、災害救援活動が終了し、自衛隊の災害派遣の目的を達成した場合は、速やかに県知事あてに自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

第6 海上保安庁の応援要請の依頼

- 1 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。
- 2 依頼は、所定の手続きにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。
また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

第7 ヘリコプター応援要請計画

災害に際し必要な応急対策を実施するため、県防災ヘリコプター（委託先：名古屋市消防航空隊）による応援を要請するほか、必要であれば、第四管区海上保安本部若しくは自衛隊にヘリコプターの出動を要請する。

自衛隊への出動要請は、「本節 第5 自衛隊の派遣要求」による。

1 県の防災ヘリコプター応援の原則

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、次のいずれかに該当し、必要があると認める場合は、本部長が要請する。

- (1) 災害が近隣市町に拡大し、又はその影響を与えるおそれがある場合
- (2) 要請市町の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- (3) その他救助・救急活動等において防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 応援要請手続

- (1) 要請方法

ア 各部長は、名古屋市消防航空隊に防災ヘリコプターの応援要請をする必要がある場合は、危機管理班に要請に際し連絡すべき事項を明らかにして本部長に上申する。

イ 名古屋市消防航空隊に対する応援要請は、危機管理班が名古屋市消防担当部局に電話により速報を行ってから緊急出動要請書をFAXを用いて運航責任者に提出する。

(2) 連絡先

	名古屋市		海上保安庁
連絡先	(8:45-17:30) 消防航空隊	(17:30-8:45) 防災指令センター	第四管区海上保安本部 警備救難部救難課
電話	0568-54-1190	052-961-0119	052-661-1611
FAX	0568-28-0721	052-953-0119	052-661-1611

3 要請に際し連絡すべき事項

応援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数
- (7) その他必要な事項

4 措置する事項

本部長は、企画情報班及び消防部に次の措置をとるよう指示する。

- (1) 着陸すべき場所には適当な人員を配置し、危険防止のための措置を行う。
- (2) 着陸場に至る交通機関等を確保する。
- (3) 現地責任者は離着陸場に待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たる。
- (4) その他必要な事項

第8 災害放送の要請

1 放送要請方法

- (1) 本部長は、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条に基づき、災害に関する通知、要請、連絡又は警告等を市民に対し周知する必要がある場合で、放送を利用することが適切と考えられるときは、県知事を通じて災害放送を要請する。
- (2) 県知事に対する要請及び連絡は、危機管理班が行う。
- (3) 県が取り決めている協定には、次の2つがある。

ア 災害発生時における放送要請に関する協定（県対日本放送協会）

イ 災害発生時の放送に関する協定（県対民放各社）

2 要請時に明らかにすべき事項

要請は、原則として文書によるが、とりあえず口頭（電話）で要請し、速やかに文書を提出する。また、次の事項を明確にする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

第9 海外支援の受入れ

大規模な地震発生時には、海外からの支援申入れが想定される。

海外からの支援申入れは、外交ルートを通じて外務省から申入れが行われる場合と、NGO（非政府組織）等から直接市に申入れが行われる場合とがあり、それぞれについて、次のように対応するものとする。

1 外務省経由の海外支援

(1) 支援活動の打診

外交ルートで外務省へ海外から支援の申入れがあった場合は、外務省から県に、支援国、支援の種類、規模、到着日時、到着場所等が通報され、県から市に対して受け入れるかどうかの打診が行われる。

(2) 支援受入れの判断

災害対策本部は、外務省経由の海外支援の申入れがあった場合は、災害の状況や応急活動の状況、国、県の支援体制等を総合的に判断し、関係部と受入れの必要性及び受入体制を検討のうえ、受け入れるかどうかを決定するものとする。

(3) 支援の回答

危機管理班は、災害対策本部における協議の結果を踏まえて、速やかに県に海外支援の受入れに関する回答を行う。

(4) 受入れ

海外支援部隊の受入れに当たり、支援を希望する部は活動内容の調整や必要な情報提供を行う。

(5) 支援部隊の撤収要請

海外支援部隊の活動期間が終了した場合、又は支援部隊の活動場所や機会がなくなった等の場合は、支援部隊の責任者と協議のうえ、県知事に撤収を要請する。

(6) 海外支援活動の記録

支援を受けた関係部は、支援組織に対して、海外支援部隊の団体名、国籍、到着日時、種類、部隊人員、活動場所、活動内容、責任者氏名、連絡先等についての報告書の提出を求めることができる。

2 市に直接申入れのある海外支援

(1) 支援活動の打診

NGO（非政府組織）団体等から直接、市の災害対策本部や関係部へ支援の打診が行われることがある。

(2) 支援受入れの判断

災害対策本部は、災害の状況、応急活動の状況等を総合的に判断し、関係部と受入れの必要性及び受入体制を検討のうえ、支援の申入れを受け入れるかどうかを決定するものとする。

(3) 支援の回答

危機管理班は、災害対策本部における協議の結果を踏まえて、海外支援の受入れに関する回答を速やかに申入れ先に回答する。

(4) 受入れ

海外支援部隊の受入れに当たり、支援を希望する部は、活動内容の調整や必要な情報提供を行う。

(5) 支援部隊の撤収要請

海外支援部隊の活動期間が終了した場合、又は支援部隊の活動場所や機会がなくなった等の場合は、支援部隊の責任者と協議のうえ、撤収を要請する。

(6) 海外支援活動の記録

支援を受けた関係部は、支援組織に対して海外支援部隊の団体名、国籍、到着日時、種類、部隊人員、活動場所、活動内容、責任者氏名、連絡先等についての報告書の提出を求めることができる。

第10 災害救助法及び激甚災害法の適用

市域において一定規模以上の災害が発生した場合に、県は、災害救助法を適用し、市その他関係機関及び市民と一体となって被災者の救助を実施するものとする。

市長は、当該市域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

また、災害が特に激甚である場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害法」という。）の適用により、援助を受けることができる。

1 災害救助実施責任機関

(1) 県知事の行う救助

災害救助法が適用された場合は、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事が当たるものとされている。したがって、災害救助法に基づく救助の部分については、市長が県知事の権限の一部を委任され又は県知事を補助して行うものである。

ただし、災害の事態が切迫して、災害救助法に基づく県知事による救助の実施を待つことができないときは、市長において自ら救助に着手する。

(2) 市長の行う救助

災害救助法が適用された場合でも、その範囲外となるもの及び災害救助法が適用されない場合については、市（市長）の責任において実施する。

(3) 費用の負担区分

災害救助法に基づく救助の費用：県負担

その他の費用：市負担

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 市町村の全壊、半壊、全焼、流出等により住家が滅失した世帯数（以下「被害世帯」という。）がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき。

市町村の区域の人口				被害世帯数
5,000 人未満		30世帯		
5,000 人以上	15,000 人未満	40世帯		
15,000 人以上	30,000 人未満	50世帯		
30,000 人以上	50,000 人未満	60世帯		
50,000 人以上	100,000 人未満	80世帯		
100,000 人以上	300,000 人未満	100世帯		
300,000 人以上			150世帯	

- (2) 被害世帯が(1)の基準に達しないが、県の被害世帯数が、2,500世帯以上で、市町村の被害世帯数が次に示す世帯以上に達したとき。

市町村の区域の人口				被害世帯数
5,000 人未満				15世帯
5,000 人以上	15,000 人未満			20世帯
15,000 人以上	30,000 人未満			25世帯
30,000 人以上	50,000 人未満			30世帯
50,000 人以上	100,000 人未満			40世帯
100,000 人以上	300,000 人未満			50世帯
300,000 人以上				75世帯

- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で被害世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって市町村の被害状況が、特に救助を必要とする状況にあるとき

- (4) 市町村の被害が(1)、(2)又は(3)に該当しないが、災害に遭った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合又は多数の者が生命、身体の危害を受け、あるいは受けるおそれが生じたとき（厚生労働大臣に事前協議を要する。）

3 被害世帯の算定

適用基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、即ち、全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住不能にあつては、滅失世帯の3分の1世帯とみなして適用基準上換算し取り扱うことになっている。

4 救助の種類及び期間

災害救助法に基づく救助の種類及び期間は、次のとおりである。

救 助 の 種 類	期 間
収容施設の供与 避難所の設置 応急仮設住宅の供与	災害発生の日から 7日以内 工事完了の日から 2年以内
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から 7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から 7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から 10日以内
医療及び助産 医療 助産	災害発生の日から 14日以内 分べんした日から 7日以内
被害者の救出	災害発生の日から 3日以内
被災住宅の応急修理	災害発生の日から 1か月以内
学用品の給与 教科書 文房具及び通学用品	災害発生の日から 1か月以内 災害発生の日から 15日以内
火葬	災害発生の日から 10日以内
死体の搜索	災害発生の日から 10日以内
死体の処理	災害発生の日から 10日以内
土石・竹木等障害物の除去	災害発生の日から 10日以内

5 激甚災害法による援助

次の基準を満たす場合、激甚災害法の適用を受けることができ、同法に基づいて、公共土木施設の復旧への助成、農林水産業に関する助成、中小企業に関する助成及びその他の助成が国により行われる。

なお、「激甚災害指定基準」（昭和37年中央防災会議決定）で定められている適用基準を以下に示す（主要な基準のみ掲載している。）。

(1) 激甚災害法第2条（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害

当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が、全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の4%を超える災害

(2) 激甚災害法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置）の措置を適用すべき激甚災害

当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、全国農業所得推定額の概ね0.5%を超える災害

- (3) 激甚災害法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害

激甚災害法第5条の措置が適用される激甚災害又は農業被害見込額が全国農業所得推定額の概ね1.5%を超える災害により激甚災害法第8条の措置が適用される激甚災害

- (4) 激甚災害法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害

当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額の概ね0.5%をこえる災害

- (5) 激甚災害法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害

当該災害に係る林業被害見込額が、当該年度の全国生産林業所得推定額の概ね5%を超える災害

- (6) 激甚災害法第12条、第13条及び第15条（中小企業信用保険法による災害保障の特例等）の措置を適用すべき激甚災害

当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額の概ね0.2%を超える災害

- (7) 激甚災害法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置

激甚災害法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

- (8) 激甚災害法第22条関係（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害

当該災害による住宅の滅失戸数が、被災地全域で概ね4,000戸以上である災害

- (9) 激甚災害法第24条関係（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置

法第2条の措置が適用される災害及び法第5条が適用される災害

6 局地激甚災害指定基準

「局地激甚災害指定基準」（昭和43年中央防災会議決定）では、次の基準が追加されている（主要な基準のみ掲載している。）。

- (1) 当該市町村が、その費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額が、当該市町村の当該年度の標準税収入を超える市町村が、一以上ある災害

- (2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業に要する経費の額が、当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村が、一以上ある災害
- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が、当該市町村に係る当該年度の生産林業所得推定額の1.5倍を超える市町村が、一以上ある災害
- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村が、一以上ある災害

第11 他の市町村への職員派遣

本市域以外の地域で災害が発生し、他の市町村へ本市の職員を派遣する場合は、次の計画による。なお、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

1 派遣体制

(1) 派遣体制の時期

本市の第3非常配備体制に相当する災害が発生したときとする。

(2) 派遣人員

1班6人程度の体制とし、課長補佐級又は統括主任級の者を1人含めるものとする。

(3) 派遣期間

原則として3～4日のローテーション方式による。

(4) 派遣決定の調整

派遣決定に関する事務は、防災危機管理課が、職員課及び消防本部庶務課と協議して行う。

2 派遣方法

(1) 先遣隊の派遣

職員の派遣を決定した場合は、原則として直ちに先遣隊として消防職員を現地に派遣する。消防職員は、現地情報を収集分析し、直ちに消防無線又は携帯電話等で消防部に報告する。

ただし、災害の状況等により消防職員以外の職員を先遣隊として派遣した場合は、当該職員が現地情報を収集分析し、総務部防災危機管理課に報告する。

報告内容は、概ね次のとおりとする。

- ア 災害の程度と現地の状況（死傷者、家屋の倒壊率等）
- イ 災害対策に必要な職種・物資・費用（具体的に）
- ウ 今後の連絡通信体制（派遣隊到着までの通信等）
- エ 現地に至る交通機関（何を利用するのか）

オ 拠点の設置場所

(2) 派遣職員の人選

職員の派遣は、先遣隊の報告を待って次に派遣する職員の人選を決定する。

(3) 輸送手段

ア 防災危機管理課は、派遣職員及び救援物資の輸送手段としてトラック、乗用車を確保しておく。輸送手段が確保されない場合は、公共交通機関を利用し、現地でレンタカーを調達する。

イ 陸上交通が困難な場合は、海上交通等も考慮する。

(4) 派遣に伴う携行品

基本的には、現地自治体に負担をかけないことを前提とし、現地での生活に必要な物資は携行する。

派遣に伴う携行品は、次のとおりとし、防災危機管理課及び消防部が準備する。

ア 防災服（ヘルメット、防災服、雨具、防災靴等）

イ 関連物資（懐中電灯、携帯ラジオ、消防無線又は携帯電話、工具等）

ウ 生活用品（応急医薬品、テント、寝袋、食糧、自炊用具一式等）

エ 救援物資等（現地情報により選択）

(5) 救援物資の調達

派遣職員の報告を待って、現地への救援物資を必要に応じて調達する。調達は、商工振興課が行う。

3 その他留意事項

派遣先では、被災市町村の意向に沿った活動を行う。そのためには、被災市町村の災害対策本部と連絡を密にし、独断専行は控える。

第2節 義援金・救援物資等の募集配分計画

市は、地震災害発生時には、必要に応じて、義援金募集委員会及び義援金配分委員会を設置し、適切に物資及び義援金を募集、配分する。

実施担当部署	市長、総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、環境経済部
防災関係機関	県、被災市町村、報道機関、市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）、その他防災関係機関

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
本部長	義援金・救援物資受入れの判断、指示に関すること。
危機管理班	関係機関に対する義援金、救援物資の募集の要請に関すること。
広報班	1 義援金、救援物資募集の広報に関すること。 2 義援金、救援物資の配分についての広報に関すること。
財政班	義援金の受入れ及び配分に関すること。
企画情報班	救援物資の受入れ及び配分に関すること。
福祉班	義援金、救援物資の被災者への配分に関すること。
環境経済部	1 不足物資の調査に関すること。 2 救援物資の受入れ及び配分に関すること。
ボランティア	救援物資の受入れ・配分への協力に関すること。

第2 義援金の募集及び配分

1 義援金募集委員会の設置

災害発生後、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、本市、県、被災市町村、関係機関、放送局等が共同し、あるいは協力して義援金募集委員会を設置することが望ましい。

なお、市単独で行う場合でも、災害対策本部に義援金募集委員会を設置する。

2 義援金募集委員会における決定事項

義援金募集委員会においては、次の事項について協議、決定するものとする。

- (1) 募集方法及び配分方法
- (2) 被災者等に対する伝達方法
- (3) 義援金の収納額及びその用途についての寄託者及び報道機関等への周知方法

3 義援金募集委員会の運営に関する留意事項

義援金募集委員会の運営に関しては、次の事項に留意する。

- (1) 義援金募集委員会に県が参加した場合には、県に義援金の募集、配分に関する庶務を行うよう要請する。

- (2) 義援金関係機関は、義援金の募集、配分に要する事務経費の負担について、その都度協議するものとする。
- (3) 義援金寄託者が配分先や用途を限定した義援金を受け付けた機関は、当該機関の責任において処理するものとする。

4 受入れ

- (1) 財政班は、義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。
- (2) 財政班は、義援金の寄託者に受領書を発行し、当該現金を受け入れる。

5 配分

配分に当たっては、義援金募集委員会同様、義援金配分委員会を設置して行う。

なお、市単独で行う場合でも、災害対策本部に義援金配分委員会を設置する。

- (1) 義援金の配分は、義援金配分委員会及び災害対策本部の指示に基づいて財政班が行う。
- (2) 福祉班は、庁内に臨時窓口を設け、定められた方針、所定の手続きを経て被災者に配分する。
- (3) 広報班は、被災者に対する配分に関しての広報を行う。

第3 救援物資の募集及び配分

1 募集

- (1) 災害対策本部は、救援物資の受入れについて決定し、総務部に募集の呼び掛けを指示する。
- (2) 福祉班は、避難所等において不足している物資のリストを作成し、災害対策本部に提出する。
- (3) 広報班は、報道機関等に対し救援物資募集の報道を依頼する。
- (4) 広報班は、県等の関係機関に電話、FAX等を利用して、救援物資の要請を行う。

2 受入れ

- (1) 企画情報班は、市内に救援物資の受付場所を開設し、運営を行う。
- (2) 企画情報班は、災害ボランティアセンターに救援物資の受け付け、仕分け作業のための協力を要請する。
- (3) 企画情報班は、仕分け作業をし、物資の内容、数量等を整理する。
- (4) 危機管理班は、電話等により事前に救援物資の申し出があった場合は、次の要請を行う。

ア 救援物資には、物資名、数量を表示すること。

イ 複数の品目を混載しないこと。

ウ 近隣で協力者がある場合は、できるだけ連携し、小口の救援物資を避けること。

3 配分

- (1) 避難所の管理責任者は、被災者の要望を把握し、危機管理班に報告するとともに、避難生活者、高齢者等の要配慮者、在宅の生活困難者に優先して配分できるようにする。
- (2) 広報班は、被災者に対して配分に関する広報を行う。

第3節 ボランティアの受入計画

地震災害発生時には、ボランティアによる支援が期待される一方で、ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整などの体制を整備することが必要となる。

県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害時の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

実施担当部署	市長、総務部、企画部、福祉子ども部、各部
防災関係機関	県、国、市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）、報道機関

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
本部長	ボランティア受入れの指示に関すること。
危機管理班	1 県災害ボランティアの派遣要請に関すること。 2 海外からのボランティア受入れの調整に関すること。
ボランティア班	1 災害ボランティアセンターの開設要請に関すること。 2 ボランティアの受入れに関すること。 3 災害ボランティアセンターとの連絡・調整に関すること。 4 災害ボランティアセンターの運営の協力に関すること。 5 ボランティア需要・活動状況の報告に関すること。
広報班	ボランティア募集の広報に関すること。
福祉班	福祉ボランティアの災害発生時の活動に関すること。
各部	1 各部におけるボランティアの受入れに関すること。 2 専門ボランティア需要・活動状況の報告に関すること。

第2 ボランティア班及び災害ボランティアセンター

1 災害ボランティアセンターの開設	(1) 地震発生後、ボランティア班は、必要な資機材を確保する。 (2) ボランティア班は、災害対策本部の決定に基づき、市社会福祉協議会等に対し、ボランティア活動調整機関として福祉活動センター又は市民活動センターに災害ボランティアセンターの開設を要請する。
-------------------	--

	(3) ボランティア班は、災害ボランティアセンター内において、災害対策本部との連絡・調整に当たる。 (4) ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については、ボランティアコーディネーターを軸とした、災害ボランティアセンターの決定に委ねる。
2 災害ボランティアセンターの業務	(1) ボランティアの登録及び管理を行う。なお、ボランティアの受付については、原則として電話では行わず、災害ボランティアセンター内に窓口を設ける。 (2) 被災者ニーズに基づき、ボランティアの調整及び派遣を行う。 (3) ボランティア団体の情報収集及び各ボランティア団体間の調整を行う。 (4) ボランティアの募集は、ボランティア班を通じて災害対策本部に依頼し、市のWebサイト、報道機関等により行う。

第3 ボランティアの受入れ

医師、建築士、通訳等専門的な技能を有するボランティアについては、災害ボランティアセンターが、必要に応じて各部に派遣する。

災害ボランティアについては、各部からの要請に基づき、危機管理班が県に要請する。

海外からのボランティアについては、県、国と協議のうえ、災害対策本部でその対応を協議する。

その他のボランティアについては、主として次の活動について協力を得るものとする。

- 1 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- 2 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- 3 救援物資、資機材の仕分け、輸送
- 4 軽易な応急復旧作業
- 5 災害ボランティアの受入事務

第4 ボランティア活動への支援

ボランティア班は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

- 1 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図る。
- 2 ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な機器・資材及び活動の拠点を提供する。

- 3 ボランティア活動に従事する者に対して、市の負担により、ボランティア保険の加入手続きを行う。

第4節 受援体制の整備に関する計画

実施担当部署	市長、各部長、総務部
防災関係機関	県、近隣市町、協定市町村

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

なお、南海トラフ地震発生時の応急対策活動に係る拠点については、表7のとおり。

物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

表6 地区防災活動拠点の要件

要件等	災害想定 の規模	応援の 規模	役 割	拠点数	要 件	
					面 積	施設設備
地区 防 災 活 動 拠 点	市町村区域内 1 林野火災 2 局地的な 土砂災害等	隣接市町 村等	被災市町 村内の活 動拠点	市町村で 1か所程 度	1ha程度 以上 できれば 中型ヘリコ プターの離 着陸が可能	できれ ば倉庫等

表7 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点

分 類	機 能	主な設置主体
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、県及び市があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	県・市

広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点	県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において県が受け入れた国による調達物資を、市に配分する際の受け入れの拠点	市
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

第1 受援体制の整備

県及び市は、国や他の公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための応援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第2 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国及び県が、緊急輸送ルートや 応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」を定めているところである。市は、「知多市災害時受援計画」に基づき、国や県等から円滑な支援を受けられる体制を整えるものとする。なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

第3 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4 受援活動の実施

県、市及び防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

1 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

2 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

3 災害医療活動

全国から派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

4 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

5 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

県及び市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等との物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

2 訓練・検証等

県及び市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第5章 救助・救急活動

地震発生時には、広域的あるいは局地的に救助・救急を必要とする多くの傷病者が出ると予想される。市は、地震災害発生時における初動体制を確立し、関係医療機関及び防災関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。

実施担当部署	健康文化部、都市整備部、消防部
防災関係機関	知多警察署、自衛隊、第四管区海上保安本部 知多郡医師会知多市医師団、知多市建設業協力会、消防団

第1 役割分担

役職・組織等	活 動 の 内 容
消 防 部	救助・救急活動の実施及び応援要請に関すること。
救 護 班 知多郡医師会知多市医師団 知 多 警 察 署 等	救助・救急活動への協力に関すること。
土 木 班	救助用資機材・重機の調達に関すること。
知多市建設業協力会等	資機材・重機等の調達協力に関すること。
市 民 事 業 所 自 主 防 災 組 織 (コ ミ ュ ニ テ ィ)	自発的な被災者の救助・救急活動及び各機関への協力に関すること。

第2 救助・救急活動の実施

1 部隊運用

地震に伴う最大の二次災害である火災から人命を守ることを最優先とした活動を実施しなければならないため、救助・救急活動に対する部隊の投入については、火災の防御活動を考慮しつつ実施する。

(1) 救助隊・救急隊の編成

「本編 第6章 第1節 第2 初期消火活動体制の確立」による。

(2) 救助・救助体制の基本方針

救命、身体救出、精神的・肉体的苦痛の軽減を図る。

人命救助とは、自然災害、人的災害を問わず、広く一般の災害事象により要救助者の生命又は身体に現実の危険が及んでいる場合で、要救助者の生存が確認又は予想される状況下において人力、機械力等を用いてその危険を排除し安全な場所に救出し、その後救急隊により医療機関、その他の場所（救護所等）へ緊急に搬送する一連の活動をいう。

(3) 救助・救急活動の原則

救助・救急事案の内容から判断して市民の生命を守るための効果が大きいものを優先して実施する必要がある。

ア 火災現場における人命救助活動は最優先する。

イ 救命処置を必要とする負傷者及び要配慮者を優先し、他の関係機関及び知多郡医師会知多市医師団との連携のうえ、救助・救急活動を実施する。

ウ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する。

エ 延焼火災が少なく、救助・救急事案が多発している場合の活動は、多数の要救助者が発生している火災現場を優先する。

オ 救助・救急活動は救命効率の高い事案を優先する。

(4) 救助・救急活動要領

ア 救助活動要領	(ア) 情報収集の実施と分析を行い、救命が高いと判断したところから救助活動に当たる。 (イ) 救助活動では、二次災害の予防措置を実施する。 (ウ) 救助活動にあつては、活動が長期にわたるため必要に応じて交替要員を配置する。 (エ) 消防隊、救急隊、消防団、自主防災組織等の協力のうえで救助活動を実施する。
イ 救急活動要領	(ア) 重傷者から順次搬送を実施する。 (イ) 救護所等の設置に伴い、負傷者の選別（トリアージ）及び負傷者の応急救護及び処置を行った後、搬送を実施する。 (ウ) 傷病者を搬送する救急隊は、負傷者の氏名、発生場所等の必要な事項を記録する。 (エ) 救護所等に職員を派遣し、医療機関との連携に努め負傷者の把握を行う。 (オ) 救護所の連絡体制を密にし、収容人員の確認、診療科目の確認等を実施するとともに、転院の要請に対し対応する。

(5) 他機関との合同救助体制

知多警察署、自衛隊との連携をとり、重複をなくす方法で実施する。

(6) 消火、救助・救急用資機材

消火、救助・救急用の資機材は、附属資料「3-15 消火、救助・救急及び水防用備蓄資機材」に示す。

(7) 重機等の調達

救助活動に必要な重機等については、土木班が知多市建設業協力会等に要請し、調達する。

(8) ヘリコプターによる搬送体制

救急搬送に当たって、ヘリコプターの利用が必要であると判断される場合は、「本編 第4章 第1節 第7 ヘリコプター応援要請計画」により県、自衛隊及び第四管区海上保安本部に要請する。

2 県に対する要請

消防長は、救出活動が困難な場合は、県に可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請することができる。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他必要な事項

3 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第6章 消防活動

第1節 消火活動

地震発生に伴う火災が発生した場合においては、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、消防団等と連携を図りながら、消火活動を実施する。

実施担当部署	市長、総務部、消防部
防災関係機関	知多警察署、自衛隊、半田市、常滑市、東海市、大府市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合、消防団、防災関係協力機関、その他愛知県内広域消防相互応援協定締結市町村、緊急消防援助隊編成市町村

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
本 部 長	1 知多警察署への消防活動協力要請に関する事。 2 自衛隊への応援派遣要請に関する事。
危機管理班	1 災害対策本部と消防部との連絡調整に関する事。 2 消防部応援についての調整に関する事。
消 防 部	1 消防職員の迅速な参集状況の把握と初期体制の確立に関する事。 2 速やかな被害状況の把握と情報の収集伝達に関する事。 3 消防部における指揮・命令系統の確立と災害対策本部との連絡調整に関する事。 4 消防活動に関する事（活動対策及び現場活動）。 5 被害の軽減措置に関する事。 6 避難の勧告及び避難者の誘導等に関する事。 7 消火応援部隊の受入体制の確立と消火部隊の再編成に関する事。 8 自主防災組織の消火活動状況等に関する事。 9 消火用資機材の確保、調達に関する事。 10 消防団との現場活動方針等の調整に関する事。 11 消防団への出動指令に関する事。
消 防 団	1 災害危険箇所の早期発見と情報収集に関する事。 2 消防活動に関する事。 3 災害警戒、巡視に関する事。 4 災害出動に関する事。
市 民 事 業 所 コ ミ ュ ニ テ ィ 自 主 防 災 組 織	1 出火防止措置等の実施確認に関する事。 2 自発的な初期消火活動の実施と消防機関の消火活動等への協力に関する事。

第2 初期消火活動体制の確立

1 配備体制

(1) 非常配備

消防長は、次の基準により非常配備を発令し、非番職員等は非常参集する。その後、事前計画に基づいて直ちに出勤体制の確立に当たる。

ア 東海地震注意情報が発表された旨を受けたとき。

イ 警戒宣言発令の報を受けたとき。

ウ 市域において震度5弱以上の地震が発生したとき。

エ 大津波警報又は津波警報が発表されたとき。

オ その他消防長が必要と認めたとき。

(2) 非常参集

第3非常配備（非常配備が発令される事態が発生した場合）の発令により、勤務時間外及び勤務のため出張中の職員は、別命を待たずに直ちに所定の場所へ参集する。

(3) 部隊の編成

非常配備体制に入った場合は、勤務中の職員及び参集した職員によって部隊を編成する。

2 指揮本部の設置

非常配備が発令されたとき、消防部内に指揮本部を設置する。

(1) 指揮本部の役割

ア 災害対策本部との連絡調整に関すること。

イ 災害情報の収集活動及び応援体制並びに避難指示に関すること。

ウ 現場活動方針及び部隊運用に関すること。

エ 消防団、自主防災組織、防災関係協力機関との連絡調整に関すること。

(2) 指揮本部の構成

指揮本部については、消防長が消防計画において定める。

第3 消防活動の基本方針

1 消防活動の原則

消防部は、人命の安全確保を図るため、消火、救助・救急等の活動を行うが、これらの活動を同時に実施する必要があるときは、救助活動を優先させることを原則として、次の活動を総合的に展開する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

(1) 人命の救助、救急活動

(2) 火災の早期発見、早期鎮圧活動

- (3) 火災の延焼動態の把握、延焼防止活動
- (4) 出火防止活動
- (5) 安全避難を確保するための活動

2 消火活動の方針決定

消防署長は、管内の火災発生状況を把握し、次により活動方針の決定を行う。

- (1) 延焼火災が多発した場合は、全力をあげて火災防御活動を実施するが、非番職員等の参集等による消防隊の増員等消防力の余力が生じた時点で、消火活動と並行して火災現場及び周辺における救助、救急活動を行うものとし、それまでの間は、現場の警察官との連携を密にし、付近住民等に協力を依頼し、自主救護体制の確保に努める。
- (2) 延焼火災は発生しているが、当該火災現場周辺の状況等から全消防隊を投入しなくても延焼阻止が十分可能であると判断できる場合は、余力消防隊を救助・救急活動に転用する。
- (3) 火災は発生しているが延焼のおそれはなく、主力を救助・救急活動に従事させることができる場合は、消火活動に移行できる体制で、救助・救急活動に当たらせる。

3 参集途上において他の災害に直面した場合の対応

参集途上において人命に危険が及ぶと判断される災害現場に遭遇した場合は、次の原則に基づいて活動を行う。

- (1) 生存者優先
- (2) 火災優先
- (3) 応援隊要請活動の優先

第4 初動活動

1 消防部の初動措置

地震発生直後に、消防部は、次の措置をとる。

- (1) 出火防止措置
- (2) 庁舎の安全及び機能確保
- (3) 通信施設の確保・無線局の開設
- (4) 車両の安全確保
- (5) 情報の収集及び報告
- (6) 消防部隊運用の検討
- (7) 消防隊等の出動準備

2 消防団の初動措置

地震発生時に消防団の全機能を発揮できる体制を確立し、地震火災の様相に応じた有効な活動を実施すると同時に、地域住民の中核的な存在となって出火防止あるいは

初期消火についての指導を行い、地域住民の生命、身体の安全を確保する。消防団及び消防部との連携を図るため、消防団長は、消防部に参集する。

3 情報の収集伝達

(1) 地震発生直後の情報収集・伝達

地震発生直後における、地震情報、大津波警報・津波警報・注意報等、非常招集連絡、火災の発生状況、人的被害の状況、周辺道路の通行障害等の状況、参集途上の被害情報に関する情報は、関係機関へ報告する。

(2) 被害情報の収集・伝達

消防部における高所からの監視や、参集職員など末端において収集された情報の確実性を生かして、消防活動に必要な情報を迅速、的確に収集・伝達することが重要である。

そのため、震災初期と震災中期に区分して情報収集・伝達活動を行う。

ア 初期における情報収集体制

情報収集項目	報告要領
火災発生場所	火災発見順に、その町名番地又は目標と目標からの方向及び距離
火災の程度	延焼火災は、延焼方向・棟数・消防隊の着手の有無等
その他の災害	火災以外の災害は、目撃した範囲

イ 中期における情報収集体制

情報収集項目	報告要領
人的被害	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
倒壊危険家屋	倒壊家屋による住民の動向及び被害者の状況
二次災害危険	「地震活動」等に伴う傾斜危険家屋、地盤の緩み、道路、宅地等における災害発生状況
避難指示	避難対策の必要の有無及び避難の状況

4 通信の運用

「本編 第2章 第1節 通信手段の確保」によるが、消防部は通信運用の基本として次の点に特に留意する。

- (1) 災害対策本部と消防部間の通信は、無線による。
- (2) 消防部と出動隊との通信は、無線による。
- (3) 119番通報が受信不能になった場合は、高所からの監視、参集職員及び駆け込み通報等あらゆる手段を活用する。

第5 火災防御活動の基本方針

地震災害は、人命に対するあらゆる危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増大させるものは、二次的に発生する火災である。したがって、地震発生時における活動は、人命の安全確保を優先とするため、消防の全機能をあげて出火防止、火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。また、同時多発火災が発生したときは、あらかじめ指定する防御地区を優先し、集中的に消防隊を投入する。

1 火災防御活動の原則

- (1) 火災の発生が少ないと判断したときは、積極的な防御活動をし、一挙に鎮圧を図る。
- (2) 火災の件数が消防力を上回るようなときは、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- (3) 火災が随所に発生して消防隊個々の力では効果が上がらないときは、部隊を集中して防御に当たり、人命の確保と重要地域の安全確保に努める。
- (4) 火災が著しく多発して早期に全住民の生命に危険を及ぼすことが予想されるときは、全力を尽くして避難者の安全確保に当たる。
- (5) 大量の人命救助事態が発生したときは、火災状況により優先的にこれを実施する。
- (6) 中高層建物その他大量の消防力を必要とする火災で、それが他への延焼の危険が少ないときは、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
- (7) 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火したとき、あるいは既に延焼してしまったときは、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、その後に(6)の要領で防御する。
- (8) 消防水利の選定は、火点直近の防火水槽等その他の自然水利によるものとする。

2 部隊運用計画

部隊の運用については、被害の大きさ（火災発生件数）によって初動から異なったものとなる。したがって、次の4種に区分して被害の大きさにあった活動をする。

(1) 攻勢防御計画

消防力に比べて火災件数が少ないと判断したときは、一挙に鎮圧を図る。

(2) 重点防御計画

火災発生件数が多く、消防力が明らかに不足すると判断されるときは、防御形態であり、消防効果の大きい火災から優先的に消火に当たる。

(3) 集中防御計画

発生火災件数が消防力をはるかに上回り、消防隊個々の火災防御では効果がないと判断されるときは、防御形態であり、部隊を集中して重要地域の確保に当たる。

(4) 避難場所、避難路等確保のための防御計画

火災が多く発生し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、被災者の避難、救出に全力をあげて安全確保に当たる。

第6 避難誘導要領

消防部は、市民の安全避難を確保するため、火災により人命の危険が切迫したときは、直ちに近隣住民に避難の必要を伝達する。

また、災害対策本部に火災の延焼予測、避難を必要とする地域及び安全な方向等について報告する。総務部は、各班の協力を要請しつつ、市民の避難誘導を行う。

第7 応援協力

1 広域消防応援要請

消防活動に関する他機関への応援要請は、本部長が行うが、急を要すると判断される場合は、消防長が要請することができる。

消防に関する協定等の状況は、次のとおりである。

種 類	締 結 先	締結年
知多地域消防相互応援協定	半田市 常滑市 東海市 大府市 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 知多中部広域事務組合 知多南部消防組合	昭和54年3月20日
愛知県内広域消防相互応援協定	県内の市町及び消防事務に関する 一部事務組合	平成15年4月1日

2 消防応援部隊の受入体制

消防本部グラウンドを開放し、応援隊の拠点とする。不足する場合は、消防部において調整する。

3 緊急消防援助隊応援要請

市長は、被災状況等から消防本部の消防力及び県内応援部隊だけでは、十分な対応が取れないと判断したときは、速やかに愛知県知事に緊急消防援助隊の応援要請を行う。

なお、愛知県知事と連絡が取れないときは、直接、消防庁長官に対して要請することができる。

この場合は、その旨を速やかに所定の手続により県知事に通知しなければならない。

第8 消防用資機材

消防用の資機材は、附属資料「3-1 消防本部・消防署保有の消防力」、「3-2 消防団保有の消防力」及び「3-15 消火、救助・救急及び水防用備蓄資機材」に示す。

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

第1節 医療活動

地震発生時には、広域的あるいは局地的に救助・医療救護を必要とする多くの傷病者が出ると予想され、また、医療機関自体も被害を受けるなど混乱が予想される。

市は、被災者の救護に万全を期するために、医療情報の情報伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立する。また、複数市町村からなる二次医療圏等の区域ごとに県が設置している「保健医療調整会議」に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積等から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。

実施担当部署	市長、総務部、企画部、健康文化部、消防部
防災関係機関	県、西知多医療厚生組合（公立西知多総合病院）、知多郡医師会知多市医師団、知多市歯科医師会、消防団、医療ボランティア団体

第1 役割分担

役 職 ・ 組 織 等	活 動 の 内 容
本 部 長	県、知多郡医師会知多市医師団、及び知多市歯科医師会に対する医療救護班等の派遣要請に関すること。
総 務 部	1 医療活動に関わるライフライン関係機関との調整に関すること。 2 応急活動従事者及び患者の搬送のための交通手段の確保及び要請に関すること。
企 画 情 報 班	医薬品等の搬送に関すること。
救 護 班	1 医薬品及び資機材の調達に関すること。 2 医療救護班用医薬品及び資機材の備蓄に関すること。 3 医薬品等の要請及び医療ボランティアの受入れに関すること。
消 防 部	負傷者等の搬送に関すること。
西知多医療厚生組合 （公立西知多総合病院）	救護所等からの傷病者の受入れ・臨機応急な医療救護活動に関すること。
知 多 郡 医 師 会 知 多 市 医 師 団	地震発生直後からの救護所等における医療救護活動に関すること。

知多市歯科医師会	救護所等における歯科医療救護活動に関すること。
市民事業所	傷病者の搬送への協力に関すること。
医療ボランティア等	医療活動への協力に関すること。

第2 災害発生時救急医療の全体システム

1 災害拠点病院

災害拠点病院である下記病院は、臨機応急な医療救護活動に努める。

病 院 名	所 在 地	連 絡 先
公立西知多総合病院	東海市中ノ池三丁目1-1	0562-33-5500

2 医療全体システム

救急医療の全体のシステム図を、次に示す。

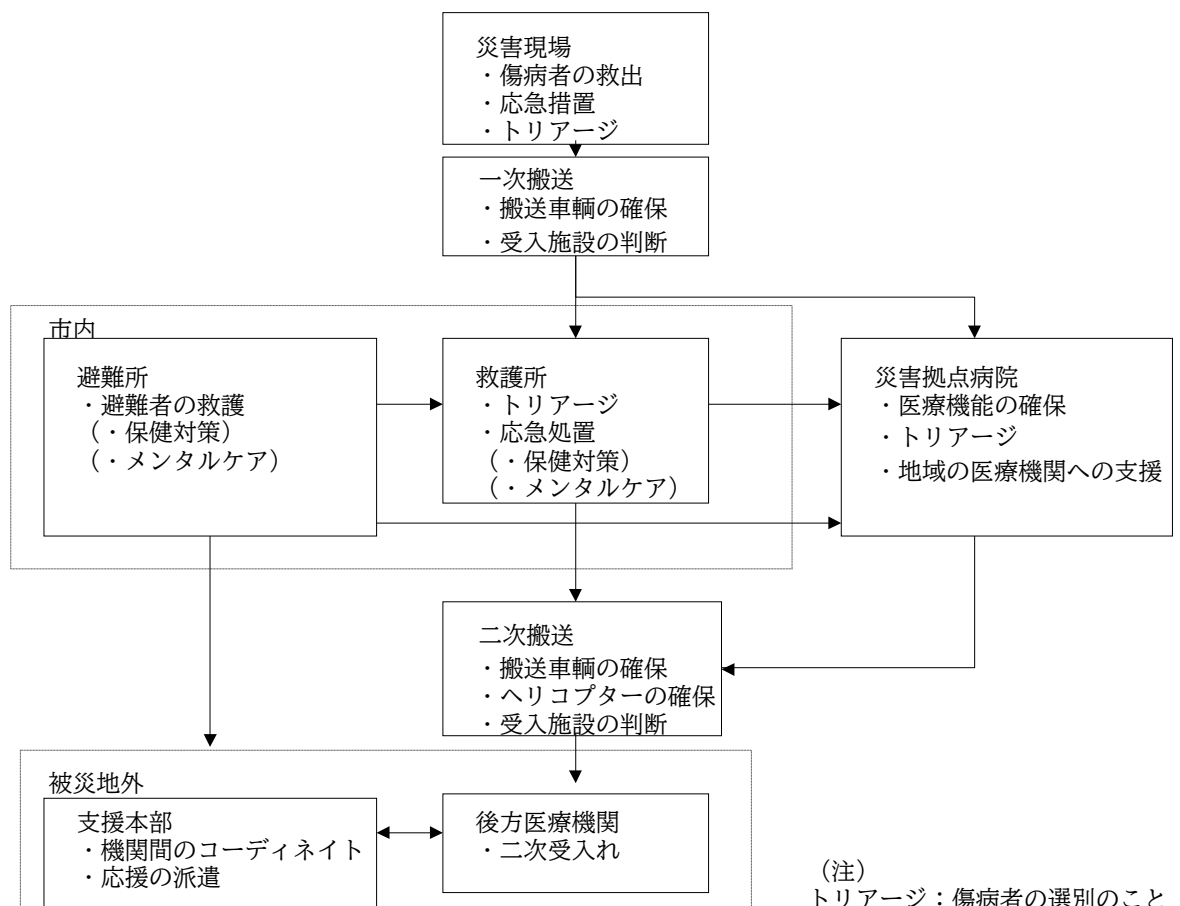


図13 救急医療の全体システム

第3 初期救急医療体制

1 医療救護班の派遣要請

本部長は、医療救護班を出動させる必要があると認めるときは、知多郡医師会知多市医師団の代表に派遣を要請する。

ただし、派遣要請が困難な場合は、要請を待たずに知多郡医師会知多市医師団に所属する各医師は、自らの判断で医療救護活動を開始することができる。

2 知多郡医師会知多市医師団による医療救護班の編成

初期医療活動は原則として医療救護班によって行い、1班当たりの構成は、医師2人から3人、看護師2人から3人、事務員1人から2人とする。

3 救護所の設置計画

救護所の開設は、必要に応じて次の施設に設置するが、特に負傷者が多く発生した場所についても別に開設するよう考慮する。

また、災害によっては、被災地を巡回したり、あるいは現場へ出動することができないときは、医院等において実施する。

- (1) 八幡中学校
- (2) 東部中学校
- (3) 中部中学校
- (4) 知多中学校
- (5) 旭南中学校

4 救護所の設置方針

本部長は、次の場合に救護所を設置する。

- (1) 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- (2) 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
- (3) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

5 医療救護班の携行資機材

- (1) 医療救護班が、携行する救護資機材は外科用とする。
- (2) 救護班は、調達が必要な資機材等の品目、数量等を判断し、県に要請する。

6 歯科医療救護班の派遣要請

本部長は、必要があると認めるときは、知多市歯科医師会に対して歯科医師等で構成する歯科医療救護班の派遣を要請する。

ただし、市と連絡が不能の場合やその他緊急かつやむを得ない場合、知多市歯科医師会の判断により、歯科医療救護班を派遣することができる。

7 医薬品その他の衛生材料の確保

医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市等は二次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。

8 県の設置する医療救護班の応援要請

本部長は、市が設置する救護所では対応しきれないと判断した場合は、県に対して県の設置する医療救護班の派遣及び救護所の設置を要請する。また、本市の救護班は、市外から応援に訪れた医療救護班を、適切に受け入れるとともに総括的に活動調整する。

第4 救急搬送システム

地震の発生により、救急搬送を要する多数の傷病者が発生した場合は、関係者と緊密な連絡のもと、迅速かつ適切な救急搬送活動を実施する。

1 事故等の現場からの傷病者の搬送

消防部は、事故等の発生機関及び発見者からの通報を受信したときは、直ちに救急隊を出動させ、傷病者の救急救護を行うとともに、迅速かつ的確に医療機関又は救護所に搬送するための情報の収集と搬送に当たるものとする。

なお、救急車が不足するときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 救急指定病院の救急車、患者搬送車の活用を図る。
- (2) 事故等が発生した機関及び市の車両を応急に活用する。
- (3) 近隣消防機関へ応援を要請する。傷病者が多発している場合の救護所への搬送に当たっては、消防団、付近住民及び自主防災組織等への協力を求めて実施するものとする。

2 救護所からの傷病者の搬送

救護所からの救急搬送要請については、災害拠点病院への搬送を原則とするが、救護所医療救護班の医師の指示により、受入可能な医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師等の同乗により搬送するものとする。

この場合は、当該医療機関に対して、診療、受入れの可否の確認と、傷病者情報の提供を行うものとする。

3 二次搬送及び被災地外医療機関への搬送

救護所及び災害拠点病院での傷病者の受入れと処置対応が困難となり、被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ドクターヘリ等を活用して搬送するものとする。

ドクターヘリの利用に当たっては、臨時ヘリポートまでの搬送計画を事前に検討するとともに、ヘリコプターの応援要請については、「本編 第4章 第1節 第6ヘリコプター応援要請計画」により行うものとする。

4 地域医療搬送

地域医療搬送（被災地内外を問わず、県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。）の実施のため必要と認めるときは、県、他市町、関係機関と協力して、航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する。

第5 医療ボランティアの受入れ

1 医療ボランティアの要請

危機管理班は、災害拠点病院、救護所等において医師、看護師、薬剤師等の医療関係者が不足すると判断される場合は、「本編 第4章 第3節 ボランティアの受入計画」に基づき医療ボランティアを要請する。

2 医療ボランティアの活動調整

救護班は、西知多医療厚生組合（公立西知多総合病院）及び医療救護班と調整しながら、医療ボランティアを適切に受け入れるとともに、活動調整を行う。

第2節 防疫活動計画

地震災害発生時においては、感染症の発生、流行の防止、食中毒の防止等の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康維持を図る。

また、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。

実施担当部署	企画部、福祉子ども部、環境経済部
防災関係機関	県、近隣市町、知多郡医師会知多市医師団、知多保健所

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
広報班	防疫、食品衛生上の注意事項についての広報に関すること。
福祉班	避難所の環境改善の協力に関すること。
衛生班	1 防疫対策の実施に関すること。 2 防疫用資機材の調達に関すること。 3 救護所、避難所等の防疫に関すること。
農業班	衛生班の業務の協力に関すること。
知多保健所	1 一類感染症患者等発生時の措置に関すること。 2 防疫活動の指導に関すること。 3 食品衛生監視、指導に関すること。

第2 防疫活動

1 消毒

衛生班は、被害の状況により、次の事項について消毒を実施するものとし、必要な防疫用薬剤等の備蓄、調達を行う。

- (1) 家屋及び避難所の消毒
- (2) トイレの消毒
- (3) ごみ収集場所の消毒
- (4) 側溝の消毒
- (5) 患者輸送車両の消毒等

2 ねずみ、昆虫等の駆除

衛生班は、県の指示に基づき、速やかにねずみ、昆虫等の駆除を実施する。

3 患者等に対する措置

知多保健所は被災地において、一類感染患者等が発生し、まん延を防止するための必要があると認めるときは、患者に対し感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

なお、感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

4 避難所の生活環境の整備

避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

5 報告

衛生班は、知多保健所を通じて、被害状況及び防疫活動状況を県に報告する。

第3 食品衛生監視

1 食中毒の防止

衛生班は、知多保健所に対して、食品衛生監視員を物資集積拠点及び避難所に派遣するよう要請し、衛生状態の監視及び指導を受け、改善を図る。また、避難所においては、食品の取扱状況や容器の消毒等について調査・指導を受け、改善を図る。

2 食中毒発生時の対応方法

知多保健所は、食中毒患者が発生した場合は、食品衛生監視員による所要の検査を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

第3節 保健衛生計画

地震災害発生時には、被災者の健康相談及び災害がメンタルヘルスに与える長期的な影響を考慮して、これに対応できる体制を確保する。

実施担当部署	企画部、健康文化部、環境経済部
防災関係機関	知多郡医師会知多市医師団、知多保健所

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
広報班	保健衛生対策の実施状況等についての広報に関すること。
救護班	1 被災者の健康状態の把握に関すること。 2 健康相談、訪問指導の実施に関すること。
衛生班	1 保健衛生対策の方針決定に関すること。 2 避難所の衛生対策の実施に関すること。
農業班	衛生班の業務の協力に関すること。
医療救護班 歯科医療救護班	1 被災者の救護活動の実施に関すること。 2 被災者の健康状態の把握に関すること。
知多保健所	保健・医療・福祉サービスの提供について、関係機関との連携調整を図る。

第2 健康相談等

災害発生時における健康相談や訪問指導等の健康対策は、救護班が医療救護班、知多保健所等に連絡をとりながら実施する。

また、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合には、県に対してDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

1 健康相談及び口腔ケアの実施	(1) 避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、歯科衛生士による相談及び家庭訪問を行う。 (2) 応急仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。 (3) 巡回健康相談の実施に当たり、要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努める。
-----------------	---

2 栄養相談の実施	(1) 知多保健所及び救護班は、相互に協力して、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。 (2) 知多保健所は、避難所生活が長期化する場合には、食事等について市に助言を行う。 (3) 知多保健所及び救護班は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位で栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を図る。
3 精神保健福祉相談等の実施	(1) 知多保健所及び救護班は、相互に協力して、巡回精神保健福祉相談を実施する。 (2) 災害発生直後における精神科医療を確保すると同時に、災害がメンタルヘルスに与える長期的な影響を考慮して、これに対応できる体制を確保する。

第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策

第1節 社会秩序維持のための対策

地震災害発生時には、地域における防犯対策の実施や流言飛語の防止など、市民生活の秩序を維持するための対策を実施する。

実施担当部署	総務部、企画部、消防部
防災関係機関	知多警察署、報道機関

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
広報班	市民への災害に関する正確な情報の広報に関すること。
消防部	防火パトロールの実施に関すること。
知多警察署 危機管理班 安全班	1 流言飛語の取締り及び防犯パトロールに関すること。 2 防犯パトロールへの協力に関すること。
市民 事業所 自主防災組織	1 災害に関する正確な情報の入手に関すること。 2 地域における防犯パトロールの実施に関すること。

第2 正確な情報の入手

市民及び事業所は、災害対策本部等公的機関又は報道機関の情報を入手し、流言飛語に惑わされることがないように留意する。

第2節 物価の安定・物資の安定供給計画

地震災害発生時には、食糧や生活必需物資の不足から、買占めや物価の高騰等が予想されるため、販売業者等の被災状況を調査し営業再開を支援するとともに、物価及び物資の安定的な供給を図る。

実施担当部署	企画部、環境経済部
防災関係機関	県、市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）、 産業経済団体

第1 役割分担

役職・組織等	活 動 の 内 容
広 報 班	物資供給に関わる正確な情報の広報にすること。
商 工 振 興 班	1 物価等に関する情報の収集にすること。 2 物価等に関する苦情等への対応にすること。 3 商業施設等の被害状況、営業状況の調査の実施にすること。 4 市内の販売業者に対する営業再開の要請等にすること。 5 市内の販売業者の営業再開を支援するため、災害対策本部内での連絡調整をすること。 6 市内の販売業者に対する物価安定に関する要請等にすること。
市内の販売業者	1 早期の営業再開努力にすること。 2 物価安定のための営業努力にすること。
市 民	物資供給に関する正確な情報の入手にすること。

第2 市内の販売業者等の営業状況調査等の実施

商工振興班は、県、産業経済団体、ボランティア等の協力を受けて、市内の販売業者等の被害状況及び営業状況を調査し、営業状況等の広報、営業再開支援のため、災害対策本部内での連絡調整等の対策を講ずる。

第3 営業努力の要請

商工振興班は、市内の販売業者等に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給を要請する。

第4 物価の監視

1 物価情報の収集

商工振興班は、物価の実態等に関する苦情等を収集する。

2 県への要請

商工振興班は、県に対して、関係業者に対する適正な物資等の供給、流通や便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

第3節 緊急輸送のための交通の確保

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

なお、以下「道路管理者」という場合は、農道の管理を行う部署を含めるものとする。

実施担当部署	総務部、企画部、環境経済部、都市整備部、消防部
防災関係機関	県、道路管理者、知多警察署、県公安委員会 第四管区海上保安本部、鉄道事業所（名古屋鉄道株式会社） 知多市建設業協力会

第1 役割分担

役 職 ・ 組 織 等	活 動 の 内 容
企 画 情 報 班	1 緊急輸送の総合調整に関すること。 2 鉄道事業所との情報交換に関すること。
広 報 班	市内緊急輸送路の指定、交通規制等についての広報に関すること。
土 木 班	1 道路管理者としての活動に関すること。 2 道路、橋りょうの被災調査及び応急復旧に関すること。
消 防 部	1 通行禁止区域内における必要な措置等に関すること。 2 第四管区海上保安本部との連絡調整に関すること。
道 路 管 理 者	1 道路、橋りょうの被災調査及び応急復旧に関すること。 2 緊急輸送路、交通規制対象路線等についての情報収集及び情報提供に関すること。 3 道路交通規制の実施に関すること。
知 多 警 察 署 安 全 班	1 地震発生直後の交通規制及び情報収集に関すること。 2 知多警察署への協力及び情報収集に関すること。
県 公 安 委 員 会	緊急輸送のための路線指定、道路交通規制の方針及び決定に関すること。
鉄 道 事 業 所	1 鉄道施設の被害状況の把握及び災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 鉄道施設の応急復旧措置に関すること。
知多市建設業協力会等	道路障害物除去作業及び応急復旧作業への協力に関すること。
市 民 事 業 所	自動車利用の自粛及び緊急輸送への協力に関すること。
第四管区海上保安本部	海上交通規制及び海上交通の確保対策に関すること。

第2 被災地情報及び交通手段に関する情報の収集

- 1 地震発生後、道路管理者及び知多警察署は、緊密に連携して、それぞれ所管する道路あるいは地域についての道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
- 2 道路管理者及び知多警察署は、県、市の通信施設の利用、電力・ガス・通信企業等の協力を得て、幅広い情報収集に努める。
- 3 企画情報班及び消防部は、道路以外の交通手段確保のため、名古屋鉄道株式会社に鉄道の被災状況についての確認を行うとともに、県及び第四管区海上保安本部にヘリコプターの利用ができるかどうかについて、確認を行う。

第3 交通規制等の実施

道路管理者及び知多警察署は、相互に緊密な連絡をとり、把握した被災状況等に基づき通行禁止等の措置をとるとともに、状況を災害対策本部に通報する。

1 緊急交通路の確保

(1) 第一次

ア 道路法第46条に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊・決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うものとする。

イ 被災区域への流入抑制

知多警察署は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急輸送路について優先的にその機能の確保を図るものとする。

(ア) 広域的に協力して、混乱を防止し、緊急輸送路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、規制等を実施する。

(イ) 自動車専用道路について規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

(ウ) 災害対策基本法に基づく交通規制が実施されていない場合において、必要により、「道路交通法」(昭和35年法律第105号)による迅速な交通規制を実施するものとする。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制

地震災害後数日間は、交通混雑及びこれによる被害の拡大や二次災害が予想される。

県公安委員会は、市民の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策の実施のため、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施するものとする。

エ 道路交通法に基づく交通規制

防疫、医療活動及び被災者への生活必需品の供給と、電気・ガス・上下水道・電話等のライフラインの復旧を目的とした輸送活動が本格化する段階においては、道路の補修等も進んでいるものと予想される。

県公安委員会は、復興物資等の輸送の活発化に備え、道路交通法に基づく交通規制に切り替えるものとする。

(2) 第二次

ア 道路交通法に基づく交通規制

知多警察署は、県公安委員会の方針に基づいて、地域の現状や必要性に配慮しながら適正な交通規制の見直しを行う。

また、安全班は、知多警察署の要請により交通規制等の実施に関する協力を行う。

2 エリア交通規制

県公安委員会は、県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアの境界及び県境において一般車両を対象とした交通の抑制・制限及び広報活動等を交通の状況に応じ次の場所において行う。

名古屋・尾張エリアで発生した場合

	路線名	検問場所	抑制・制限方向
エリア境界	国道1号	刈谷市今川町 今川町東交差点	西進
	国道23号	刈谷市泉田町 富士松IC	西進
	国道153号	みよし市 三好前田交差点	西進
	国道155号	刈谷市中手町 中手町交差点	西進
	国道155号	豊田市八草町 八草IC南交差点	北進・西進
	国道247号	高浜市青木町 衣浦大橋東交差点	西進
県境	国道1号	弥富市五明町 尾張大橋交差点	東進
	国道19号	春日井市西尾町 西尾交差点	西進
	国道22号	一宮市北方町 北方町交差点	南進
	国道23号	弥富市富島町 富島交差点	東進
	国道41号	犬山市橋瓜東5丁目 五郎丸交番前交差点	西進
	国道248号	瀬戸市品野町 品野交番前交差点	南進・西進
	県道佐屋多度線	愛西市立田町 立田大橋交差点	東進
	県道給父清洲線	愛西市藤ヶ瀬 藤ヶ瀬交差点	東進・南進
	県道大垣一宮線	一宮市起 濃尾大橋東交差点	東進
	県道名古屋一宮線	一宮市北方町 宝江新田交差点	南進
	県道江南関線	江南市草井町 愛岐大橋南交差点	南進

三河エリアで発生した場合

	路線名	検問場所	抑制・制限方向
エリア境界	国道1号	豊明市阿野町 池下交差点	東進
	国道23号	大府市北崎町 北崎IC	東進
	国道153号	愛知郡東郷町 北山台5交差点	東進
	国道155号	大府市横根町 惣作交差点	東進
	国道155号	瀬戸市大坪町 大坪町交差点	南進
	国道247号	半田市州の崎町 衣浦大橋西交差点	東進
県境	国道1号	豊橋市東細谷町 一里山交差点	西進
	国道42号	豊橋市東細谷町 東細谷交差点	西進
	国道153号	豊田市稲武町 稲橋交差点	南進・西進
	国道362号	豊橋市嵩山町 嵩山交差点	西進
	県道豊橋湖西線	豊橋市中原町 谷川交差点	西進
	県道豊橋大知波線	豊橋市多米東町 多米東町二丁目交差点	西進

3 交通情報の提供

道路管理者は、交通規制を実施した場合は、交通管制システムを有効に活用した広域交通管制及び交通情報の提供を行う。

第4 災害対策本部による調整

1 緊急輸送に利用する路線確保のための調整

(1) 県の指定する緊急輸送道路

県により指定されている緊急輸送道路は、各道路管理者により第一次緊急輸送道路から順次、交通規制及び復旧のための措置が実施される。

災害対策本部は、市内の緊急輸送道路の損壊状況等を把握し、早期復旧を県に要請する。

(2) 市内緊急輸送路の指定

災害対策本部は、市内における緊急輸送を実施するための路線として、緊急輸送道路、事前に市で定めた緊急輸送路（附属資料「3-13 緊急輸送路図」）等の路線から、災害の状況、道路の状況、応急対策活動の状況等を考慮して、災害時の輸送のために使用する緊急輸送路を指定する。

指定に当たっては、関係機関と十分な協議を行う。

第5 道路の応急復旧等

1 緊急輸送道路等の機能確保

(1) 県と協議のうえ、優先順位を定めて実施するとともに、市管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。なお、津波被害発生時には、くしの齒ルートの道路啓開を他の道路に優先する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

(2) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 応急工事の実施が困難な場合、県への要員の確保について応援を要求する。

(4) 重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

2 道路障害物除去作業等の実施手順

(1) 道路、橋りょう等の被災調査及び応急復旧の検討

(2) 応急復旧工事の指示

- (3) 道路障害物除去作業の指示
- (4) 緊急輸送路・交通規制対象路線の情報収集と広報
- (5) 道路障害物除去作業用資機材の調達

第6 鉄道施設

1 担当機関

名古屋鉄道株式会社

2 地震発生時の応急対策

災害が発生した場合は、その被害の規模に応じて事務所内に災害対策本部を設けるとともに、関係機関への通報連絡を行い、速やかに応急対策を実施する。

(1) 乗務員関係	ア 地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切土区間、橋りょうの上など危険と思われる箇所を避けて速やかに列車を停止させる。 イ 異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。 ウ 乗客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。 エ 沈着かつ適切な判断に基づいて乗客の救護・誘導を行う。
(2) 駅関係	ア 地震等による異状を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。 イ 運転指令と連絡のうえ、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示及び伝達をする。 ウ 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、乗客等に周知させる。 エ 乗客等に対して駅員の指示誘導に従うよう案内する。 オ 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に努める。
(3) 通信連絡体制	鉄道電話を第一優先とし、ほかに、西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。
(4) 応急復旧活動の実施	ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。 イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

第4節 緊急輸送活動

地震災害発生時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を円滑かつ確実に行うことが必要である。

市は、迅速に輸送経路や輸送手段を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じる。

実施担当部署	総務部、企画部、消防部、教育部
防災関係機関	県、県公安委員会、県警察本部、知多警察署、自衛隊 第四管区海上保安本部、他市町村

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
危機管理班	緊急輸送の要請に関すること。
財政班	庁用車の緊急車両認定手続及び配車に関すること。
企画情報班	1 運輸業者への応援要請に関すること。 2 不足車両等の調達に関すること。 3 救援物資の整理・保管に関すること。 4 ヘリコプターの臨時離発着場所の設置に関すること。
消防部	ヘリコプターの臨時離発着場所の設置に関すること。
生涯学習スポーツ班	救援物資の整理・保管における企画情報班への協力に関すること。
知多警察署	緊急輸送車両の認定に関すること。
自衛隊	緊急輸送の支援に関すること。
市事業民所	緊急輸送への協力に関すること。

第2 緊急輸送システム

緊急輸送を実施する際の全体の流れを次に示す。

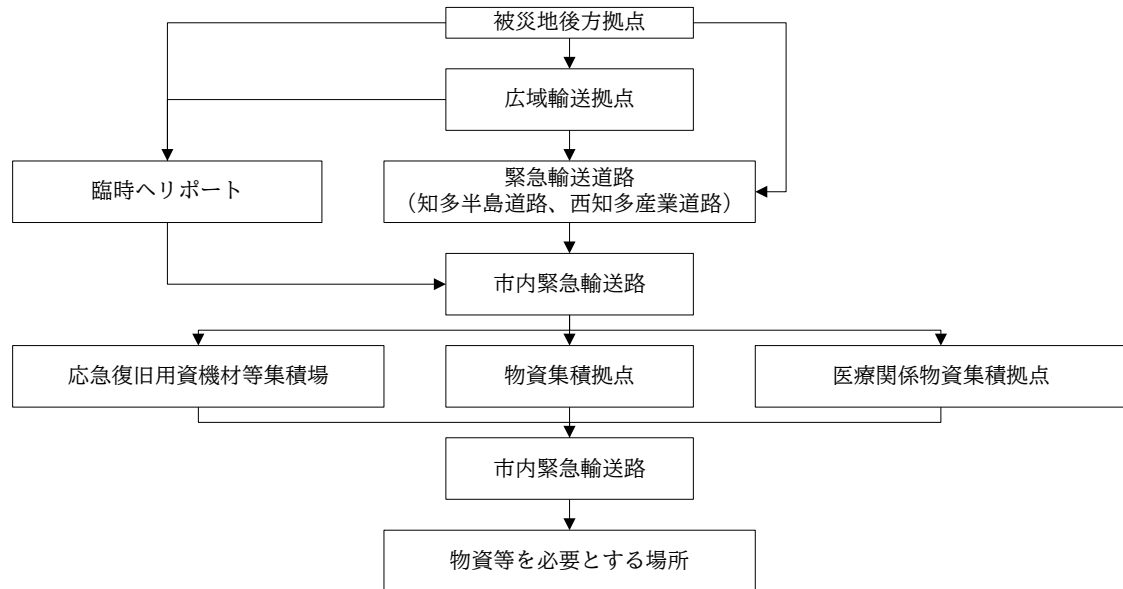


図14 緊急輸送システムの流れ

第3 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

段	階	輸送対象
(第一段階)		
地震発生直後～24時間		(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(第 二 段 階) 24時間～72時間	(1) 第一段階の続行 (2) 食糧、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
(第 三 段 階) 72時間～	(1) 第一段階及び第二段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第 4 緊急輸送の実施

1 市保有車両等

市保有車両の現況を附属資料「3-10 市の保有車両」に示す。

2 不足車両の調達等

(1) 車両の借上げ等

市保有車両等で必要な車両等を確保することが困難な場合は、企画情報班が必要な車両等を借り上げる。また、必要に応じて運転手も雇い入れる。

運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達^{あつせん}斡旋を要請する。

ア 輸送区間及び借上げ区間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

(2) 燃料の調達

災害発生時においても安定した燃料の調達を行うため、財政班は、市内給油業者から、必要な燃料を調達する。

市内の給油所を、附属資料「4-2 給油所一覧」に示す。

3 緊急車両の認定

緊急輸送を行うための車両は、附属資料「6-6 緊急通行車両確認申出書」により緊急通行車両の確認を行い、附属資料「6-8 緊急通行車両確認証明書」に示す標章及び証明書の交付を受ける。

届出先は、次のとおりである。

ア 県

総 務 局	知多県民事務所
-------	---------

イ 県公安委員会

県 警 察 本 部	交通規制課
知 多 警 察 署	交通課（係）、交通検問所

第5 緊急輸送の要請

- 1 輸送関係機関等への緊急輸送の要請手続
企画情報班は、輸送業者等に対して緊急輸送を要請する。
また、車両及び運転手のボランティアを募集する。
- 2 県及び他市町村への緊急輸送の要請手続き
財政班は、市保有の車両等及び市が調達した車両等だけでは輸送力が不足する場合は、県及び他市町村に対して緊急輸送の実施を要請する。
- 3 救援物資等の受入れ
企画情報班は、物資集積拠点において物資等の受入れを行うとともに、仕分け、管理等の作業を行う。
これらの作業に必要となるベルトコンベア、フォークリフト等は、民間事業所等に要請して調達する。
また、救援物資を搬入・搬出するために必要な人員についても確保する。確保できない場合は、輸送を要請した機関等にその人員も併せて要請する。
なお、物資集積拠点として、市民体育館、旭公園体育館を当てる。
- 4 傷病者等の市外への緊急搬送
傷病者等を市外へ緊急搬送する場合は、搬送車両等のほか、添乗する医師・看護師等についても要請する。

第6 ヘリコプターの利用

- 1 ヘリコプター利用の基本方針
ヘリコプターは、時期に応じて県、自衛隊、第四管区海上保安本部に要請し、次の用途に利用する。
 - (1) 地震発生直後の利用
被害情報の収集、傷病者の搬送
 - (2) 応急活動時の利用
 - ア 傷病者の搬送
 - イ 遺体の搬送
 - ウ 救援物資の搬送
 - エ 防災対策要員の搬送
- 2 ヘリポート
市内には、常設のヘリポートがないため、臨時ヘリポート候補地を定める（附属資料「3-14 臨時ヘリポート可能箇所」）。
- 3 臨時ヘリポートの設置
危機管理班は、ヘリコプターを利用する必要がある場合は、臨時ヘリポートを指定し、企画情報班、消防部に設置を要請する。

消防長は、臨時ヘリポートに無線通信員を派遣する。

4 ヘリコプターの応援要請

ヘリコプターの応援要請は、「本編 第4章 第1節 第7 ヘリコプター応援要請計画」による。

第9章 津波対策

第1節 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第3章第1節のとおりとするほか、市は次の事項にも配慮する。

- 1 居住者及び観光客等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- 2 船舶に対する伝達
- 3 船舶の固定など必要な措置
- 4 市域内の被害状況の迅速かつ確実な把握

第2節 消防機関等の活動

実施担当部署	総務部、都市整備部、消防部
防災関係機関	水防団（消防団）

消防機関等は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 土のう等による応急浸水対策
- 4 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- 5 救助・救急等

第3節 施設、設備及びライフラインの応急復旧計画

実施担当部署	総務部、都市整備部
防災関係機関	西日本電信電話株式会社東海支店、東邦ガスネットワーク株式会社東海事業所、中部電力パワーグリッド株式会社常滑営業所、日本放送協会名古屋放送局、知多メディアスネットワーク株式会社

第1 上水道

津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置に努める。

「第一部 第三編 第14章 施設、設備及びライフラインの応急復旧計画」を参照。

第2 その他のライフライン

「第一部 第三編 第14章 施設、設備及びライフラインの応急復旧計画」を参照。

第4節 交通対策

実施担当部署	総務部、企画部、都市整備部
防災関係機関	県公安委員会、知多建設事務所、知多警察署、第四管区海上保安本部、名古屋港管理組合、名古屋鉄道株式会社

第1 道路

「第一部 第三編 第8章 第3節 緊急輸送のための交通の確保」を参照。

第2 海上

第四管区海上保安本部及び名古屋港管理組合は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の必要な措置を講ずるものとする。

第3 鉄道

「第一部 第三編 第8章 第3節 緊急輸送のための交通の確保」を参照。

第5節 市が管理又は運営する施設に関する対策

市が管理又は運営する施設に関する対策は、迅速な情報伝達により速やかに実施するものとする。

実施担当部署	総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、環境経済部、都市整備部、消防部、教育部
--------	--

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設等

市が管理する庁舎、施設等、不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 受水槽等への緊急貯水
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピュータ等情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

- (1) 学校等が本市の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- (2) 社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (3) 施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに定めるものとする。

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に関する措置

- 1 災害対策本部がおかれる庁舎の管理者は、第1の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- 2 本計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校、図書館、社会教育施設等の管理者は、第1の1又は第1の2に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事の中断等の措置を講ずるものとする。

第4 河川

河川の管理者は、津波警報の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知した場合は、水門及びこう門の閉鎖（工事中の場合は中断等）措置を講じる。

なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わなければならない。

第10章 避難者・帰宅困難者対策

第1節 避難誘導計画

避難情報の伝達や避難誘導は、迅速かつ的確に行わなければならない。市、防災関係機関及び自主防災組織等の住民組織を通じて系統立った情報の伝達を行う。

また、従来の避難所等への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも避難行動の一つであり、適切な避難誘導とともに、住民への避難行動に関する知識の普及啓発を図る。

なお、避難情報については「空振り」をおそれず、市民が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令するとともに、市民に対して理解や適切な対応を求めていく。その際、国の「避難情報に関するガイドライン」を始めとする最新の指針等を活用するものとする。

実施担当部署	市長、総務部、企画部、福祉子ども部、環境経済部、消防部、教育部、各部
防災関係機関	国、県、第四管区海上保安本部、自衛隊、知多警察署、消防団、大規模施設の管理者、文化財の所有者・管理者、西日本電信電話株式会社

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
本部長	1 避難指示の発令に関すること。 2 警戒区域の設定に関すること。
危機管理班	1 避難指示を市民及び要配慮者へ伝達すること。 2 警戒区域設定後の立入禁止及び制限等の伝達に関すること。 3 避難指示、警戒区域設定等実施後、県、警察及び関係機関へ報告すること。
総務班	避難の誘導に関すること。
広報班	市民及び要配慮者への広報に関すること。
教育部	文化財の保全に関すること。
消防部	1 避難指示を自主防災組織へ伝達すること。 2 火災現場等からの避難誘導に関すること。
各部	所管施設における避難・誘導に関すること。
知多警察署 安全班	1 避難の指示に関すること。 2 避難の誘導に関すること。
大規模施設の 管理者	不特定多数の市民が出入りする施設における市民の避難・誘導に関すること。

文化財の管理者 文化財の所有者	文化財の被害状況の報告及び保全に関すること。
市民 自主防災組織	1 避難指示等の市民相互の伝達に関すること。 2 避難時における要配慮者の安全確保に関すること。

第2 避難のための立退きの指示

1 避難の指示

(1) 津波災害

津波警報等を覚知した場合、市長は速やかに的確な避難指示を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示（緊急）の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。

(2) 地震に伴うその他の災害

地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

2 避難指示が発令される状況

地震発生時には、避難の指示以前に市民が自主的に判断し、避難することが多いと考えられ、避難の指示が必要な事態は、津波及び二次災害の発生・拡大が予想されるときであり、次のような場合が想定される。

- (1) 火災による危険が迫ったとき。
- (2) 危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき。
- (3) がけ崩れ等の発生の可能性があるとき。
- (4) 地震で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。
- (5) 大津波警報又は津波警報が発表されたとき。
- (6) 不特定多数の市民が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。
- (7) その他災害の状況により市長が認めるとき。

3 避難指示の実施

(1) 実施責任者

避難の指示は、災害対策基本法第60条に基づいて市長が行う。

ただし、市長が実施できないときには、同法第60条に基づいて県知事が実施することがあるほか、同法第61条に基づいて警察官及び海上保安官が実施する場合、地すべり等防止法第25条に基づいて「県知事又はその命を受けた吏員」が実施する場合

合、「警察官職務執行法」（昭和23年法律第136号）第4条により警察官が実施する場合等がある。

なお、警察官及び海上保安官が不在の場合に限り、自衛隊法第94条に基づいて自衛官が同様の措置をとることがある。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、若しくは「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求める。

(3) 避難の指示権の委任を受けた者

次の者は、避難指示を行うことができる。

ア 市長の命を受け災害現場に派遣された職員等

イ 消防長の命を受け災害現場に派遣された職員等

(4) 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示については、市長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。

この場合は、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受ける。

(5) 避難指示の方法

ア 避難指示を実施する場合には、要避難地域の住民に対して、避難の周知を徹底する。伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

イ 市民は、近隣に居住する一人暮らしの高齢者や日本語を十分に理解できない外国人等の要配慮者に対しても避難情報が確実に伝達されるよう協力する。

ウ 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(6) 避難指示の伝達事項

ア 発令者

イ 対象地域

ウ 避難先とその場所

- エ 避難経路（危険な経路がある場合等）
- オ 避難指示の理由
- カ 注意事項（火の元確認、避難後の戸締り、携行品及び服装等への注意、門扉等への避難先明記）
- キ 震災の実態と拡大の予想

4 避難指示の連絡

(1) 市長が避難指示を行った場合

市長は、避難指示を行った場合は、県知事へ報告するとともに、警察等の関係機関へ連絡する。解除する場合も、同様とする。報告等は、「第一部 第三編 第3章 第1節 第2 3 庁外への伝達活動」による。

(2) 市長以外が避難指示等を行った場合

直ちに市長に通知し、市長は(1)に準じて県知事へ報告する。

5 広域一時滞在に係る協議

市は、災害が発生し、被災した住民の市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、県内の他の市町村への受入れについて、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域設定の実施

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合に、生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設ける。設定した区域内へは、応急対策従事者以外の立入りを制限、禁止又はその区域からの退去を命ずることができる。

ただし、市長が実施できない場合には、同法第63条に基づいて県知事、警察官又は海上保安官が実施することがあるほか、警察官及び海上保安官が不在の場合に限り、自衛隊法第94条に基づいて自衛官が同様の措置をとることがある。

また、火災の現場においては、「消防吏員又は消防団員」が、消防法第28条に基づいて同様の措置をとることができる。

2 警戒区域設定の連絡

警戒区域設定後の連絡は、「本編 第10章 第1節 第2 避難のための立退きの指示」に準ずる。

第4 避難システム

1 避難の流れ

(1) 避難場所等

避難場所・避難所及び広域避難場所の指定状況等を附属資料「3-16 指定避難所・指定緊急避難場所」に示す。

(2) 避難場所等への避難

災害発生時には、地区防災生活圈単位等の集団又は個人で、安全が確保できるまで、近くにある公園、広場若しくは市の指定した避難場所・避難所及び広域避難場所等に避難する。

市街地に大火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、火災の輻射熱から生命を守るため、十分な広さのある空地若しくは市の定めた広域避難場所に改めて避難する。

この際、自主防災組織は、避難経路の確認を行い、市民を誘導するとともに、地域の要配慮者の安全確保に留意する。

また、大火災の危険が過ぎ去った後、災害により住居を失った者は、市の定めた避難所に避難する。

なお、津波や洪水等により河川が氾濫している場合など、指定された避難場所等へ移動することでかえって危険が増す場合は、近くの高台や屋内上階など一定の安全が確保された場所に留まる。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導員

ア 総務部が避難誘導に当たる。

イ 避難誘導を行う際は、福祉班、消防団員及び自主防災組織役員らも協力する。

ウ 必要があるときは、警察官等の応援を求めて行う。

(2) 避難誘導時の留意事項

避難誘導員は、次の事項に留意して避難誘導する。

ア 最も安全な避難経路を指示する。

イ 避難経路中に危険箇所があるときは明確に標示しておく。特に重要な箇所には誘導員を配置し、避難中の事故の防止に努める。

ウ 夜間にあっては、照明具携行の誘導員を要所に配置する。

エ 必要に応じ誘導ロープにより安全を確保する。

オ 誘導員は出発、到着の際人員点検を行う。

カ 避難開始とともに、警察官、消防団員等による現場警戒区域を設け危害防止、その他警戒連絡を行う。

キ 原則として車両は使用しない。

(3) 避難誘導後の措置

避難場所・避難所においては、市から派遣した担当職員が待機しているが、少人数であるため、居合わせた警察官、消防吏員、自主防災組織役員あるいは避難者自身の協力を得て次の措置をとる。

ア 負傷者の実態を把握し、適切な応急措置をとる。

イ 避難場所・避難所が混乱しないよう、避難者の秩序を保つ。

なお、避難場所・避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

3 避難の準備

避難の準備については、次の点を周知させる。

- (1) 車両による避難は原則として禁止する。
- (2) 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行う。
- (3) 会社、工場にあっては、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずる。
- (4) 市民は、日ごろから次に掲げる非常用持ち出し品を、男性は15kg、女性は10kgまでを目安に用意しておき、避難時は両手がふさがらないようリュックサックに入れ、避難時に探さなくてもよいようにしておく。

ア 貴重品（通帳、印鑑、証書等）

イ 食糧等（水、乾パン、缶詰、即席めん、高齢者や乳幼児のための食品等）

ウ 応急医薬品

エ 衣類（肌着、防寒着等）

オ その他（ラジオ、懐中電灯等）

4 避難順位

緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は次の順位による。

- (1) 老幼者、病人、障がい者、妊産婦及び介護者
- (2) 一般市民

5 要配慮者の避難

高齢者、障がい者、乳幼児及び日本語が理解できない外国人等の要配慮者が確実に避難できるよう次の対策を講ずる。

- (1) 独力で避難できる要配慮者

福祉班は、対象者を事前に把握する。また、自主防災組織の役員等は、安否の確認を行う。

- (2) 独力で避難できない要配慮者等

福祉班は、対象者を事前に把握する。また、自主防災組織が協力して避難を応援する。必要に応じて、病院若しくは社会福祉施設等への搬送を行う。

- (3) 日本語が理解できない外国人

広報班は、様々な媒体により避難指示等を伝達するほか、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。

(4) 市民相互の助け合い

市民は、地域の要配慮者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力するものとする。

第5 帰宅困難者に対する対策

1 県、市の措置

(1) 県、市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(2) 県、市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。

(3) 市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

(4) 県、市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。

2 事業所等の措置

事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

3 安否確認手段の確保

個人の安否確認手段として、西日本電信電話株式会社が提供する災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る。

また、ラジオやテレビによる安否確認など放送メディアの活用促進を検討する。

第6 津波警報等発表時の対応

市は、地震発生後、大津波警報又は津波警報が発表された場合は、原則として避難指示を発令する。

また、停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、あるいは揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合においても、避難指示（緊急）を発令する。

津波注意報の発表の場合は、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象として避難指示を発令する。

なお、遠地地震の場合、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」により、到達予想時刻等の情報を参考に高齢者等避難又は避難指示の発令を検討することとし、避難指示等を発令する場合には、安全かつ効率的な避難誘導を行うこととする。

数十年に一度程度の重大な災害の起こるおそれがある場合に発表される特別警報は、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合の緊急地震速報（警報）、あるいは大津波警報が該当する。

特別警報が発表された時、県は市に通知するとともに、市は住民へ直ちに周知する。周知の手段としては、防災行政無線の活用や広報車の巡回、コミュニティFMによる放送、携帯電話のメールサービス、消防団や自主防災組織を通じた伝達、自治会等への協力依頼（電話連絡網による連絡等）など、できるだけ多くの手段を用いて行うものとする。

津波警報等の種類、発表基準等

<種類>

種 類	内 容
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合に発表する。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合に発表する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に発表する。
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

なお、予想される津波の到達時刻や高さなどの補足事項他を津波情報として発表する。

<発表基準等>

種 類	発表基準	解 説
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合 (特別警報に相当)	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下である場合	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配はありません。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要はありません。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分留意してください。

- 注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

<津波情報>

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要事項を発表 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表

津 波 警 報 等 標 識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点の斑打) 	 約10秒 約2秒
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点の斑打) 	 約10秒 約3秒 約1分
津波警報標識	(2点) 	 約5秒 約6秒
大津波警報標識	(連点) 	 約3秒 約2秒(短声連点)

注 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

避難広報の地区区分は、次図によるものとするが、地震の規模が大きく、広報活動が困難な場合は、海岸地域等の、最も危険性の高い地区を優先して実施する。

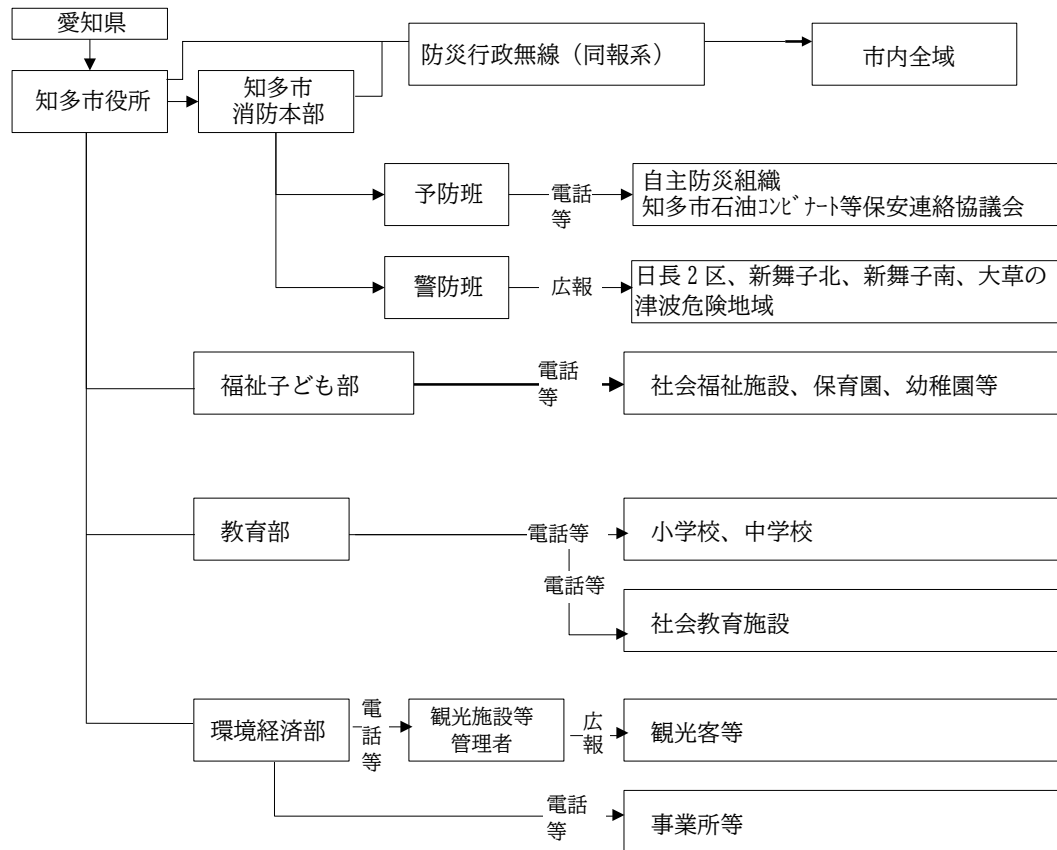


図15 避難広報の地区区分

第7 不特定多数の市民が出入りする施設等における避難誘導及び安全確保

地震が発生した場合、学校、幼稚園、社会福祉施設、その他の不特定多数の市民が出入りする市有施設及びこれに準ずる公共的施設の管理者は、事前計画に基づいて施設内の市民の避難・誘導活動を行う。

更に、次の措置を併せて行うものとする。

- 1 地震情報等の来訪者への伝達
- 2 来訪者の避難等の安全確保のための措置
- 3 施設の防災点検、応急修理
- 4 出火防止措置
- 5 消防用設備等の点検
- 6 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確認
- 7 無線電信機等通信手段の確認

第8 文化財の退避

災害発生時には、文化財等の被害状況について、所有者又は管理者は、生涯学習スポーツ課に報告するものとし、国、県の協力を得つつ、災害の程度に応じて臨機に文化財等の保全に関する対策を実施する。

また、必要であれば、文化財等の退避活動を行う。

第2節 避難所計画

市は、地震災害が発生した場合において、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に受け入れ、保護するための避難所を開設する。

また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、市は、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国と共有するよう努めるものとする。

実施担当部署	市長、総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、環境経済部、都市整備部、教育部、各部
防災関係機関	県、知多県民事務所、知多警察署、知多保健所、動物愛護センター知多支所、自衛隊、避難所の施設管理者、市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
本部長	避難所の開設の決定に関すること。
広報班	市民への避難所等の広報に関すること。
福祉班	避難所の開設、管理運営及び総括に関すること。
安全班 長寿班 保険医療班 子ども若者支援班 幼児保育班 学校教育班 生涯学習スポーツ班	避難所活動における福祉班への協力に関すること。
各部	1 各部所管の避難者援助対策の実施に関すること。 2 各部所管施設の避難所としての運営に関すること。
市民自主防災組織	避難所運営への参加に関すること。
ボランティア	避難所の運営補助に関すること。

第2 避難所の開設

1 避難所の開設基準

本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、附属資料「3-16 指定避難所・指定緊急避難場所」に示す避難所のすべて又は一部を開設するものとし、福祉子ども部に避難所の開設を指示する。

津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、市防災行政無線、コミュニティFM、広報車等により避難指示等を発令するとともに、避難所の開設を行う。避難所の開設に当たっては、応急危険度判定を行い安全性の確認をするものとする。

また、避難所を開設したときは、県災害対策本部（知多県民事務所経由）及び知多警察署等関係機関に連絡をする。

2 避難対象者

- (1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- (2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者
- (3) 避難指示等が発せられ、緊急避難の必要がある者

3 避難所の開設方法

本部長の命を受けて、福祉子ども部等は、開設が必要な避難所に市職員を派遣し、各避難所を開設する。ただし、開設に急を要する場合は、次の方法をとる。

- (1) 避難所となる施設管理者に対して避難者の受入れを要請する。
- (2) 避難者が避難所の開設を求めた場合は、本部からの要請がなくとも施設管理者が避難者を受け入れ、福祉子ども部等に市職員の派遣を要請する。

4 臨時の避難所

(1) 認定

福祉子ども部等は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。

ただし、指定された避難所に受入れるスペースがなく、他の施設を利用しなければならない場合には、施設管理者の同意を得た上で、災害対策本部に連絡し、避難所としての認定を行うよう要請する。

この時、防災中枢拠点である市役所本庁舎及び消防庁舎は極力避ける。

(2) 臨時の避難所の開設

臨時の避難所を開設するときは、福祉子ども部等の要員が不足するため、他部からの応援、派遣職員又は施設管理者の協力による人員で避難所管理を行う。開設後は、指定避難所と同等に扱う。

(3) 多様な避難所の確保

要配慮者等に配慮して、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

5 応援協力関係

自ら避難所の開設が困難な場合は、他の市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。

第3 避難所の運営管理

避難所の管理責任者は、各避難所において適切な運営管理を行うため、情報の伝達、飲料水及び食糧等の配布、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。

また、避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

さらに、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

1 避難所の運営における役割

(1) 避難所の管理責任者

避難所の管理責任者には、災害対策本部が派遣する職員が当たる。

(2) 施設管理者

施設管理者（学校長等）は、施設の避難所としての利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営について協力する。

(3) 運営主体

避難所の運営は、当初は管理責任者が中心となっていくが、避難所の開設が長期にわたると予想される場合などは、自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的に運営できるように配慮する。

(4) ボランティア

ボランティアは、管理責任者、自主防災組織役員、コミュニティ役員等と協議しながら避難所運営を補助する。

2 避難所の機能

避難所は、避難者を受け入れるのはもちろんのこと、地震により都市機能が麻痺した地区の市民生活を支援するため、地域防災拠点又は地区防災拠点として次の機能を持たせる。

(1) 飲料水、食糧及び生活必需品等の配給・要請の拠点

(2) 医療・救護の拠点（必要により救護所、巡回診療）

(3) 情報伝達の拠点（掲示板の設置、広報紙の配布窓口）

3 避難所における管理責任者の基本的な活動

避難所における管理責任者の主な活動は、次のとおりである。

- (1) 避難所利用者登録票（附属資料「6-9 避難者の受入れ」）を作成して、避難所に受け入れた避難者の住所、氏名、家族構成等を把握する。必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求める。なお、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に把握するものとする。
- (2) 物資ごとの受入・配布等管理簿（附属資料「6-10 物資の受払簿の書式」）を作成して、災害対策本部等から配分された物資の受払いを記録する。
- (3) 避難所受入記録を作成し、避難所において発生した事項を記録する。
- (4) 災害対策本部等関係者からの情報を収集し、これを避難者に伝達する。
- (5) 避難者に配付すべき物資等が届いたら、これを分配する。
- (6) 担当避難所を対象に、給水、炊き出し、医療、防疫等の活動が行われるときは、これを応援する。
- (7) 避難者からの希望、苦情、相談等が出されたときは、速やかに災害対策本部の指示を仰ぐ。災害対策本部への連絡が不可能なとき又は要望等が軽易なときは、自ら判断して適切な措置をとる。
- (8) (1)～(5)までの実施を容易にするため、避難所内の避難者の位置を、自主防災組織単位にまとめるよう自主防災組織の役員に依頼する。

第4 避難所の環境保護の方針

1 避難者情報の管理

- (1) 福祉子ども部は、各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を統括的に管理する。
- (2) 避難者情報は、災害応急対策活動及び避難者の自立を支援する施策実施のための基礎資料として本部員会議に報告する。
- (3) 各部長は、各部における対策実施に当たって避難者情報を収集する必要がある場合は、福祉子ども部等に調査の実施協力を要請する。

2 要配慮者への対応

- (1) 寝たきり等施設での生活が必要な者
福祉子ども部等は、重度の障がいや寝たきり等により施設での生活が必要な者について、福祉施設への入所等、適切な支援を実施する。
- (2) 介護付き避難所の設定
介護が必要で、避難所での集団生活を行うことが困難な高齢者、障がい者等に対して、各避難所で介護者を確保して対応する。
介護者には、看護師、ヘルパー等を当てる。

(3) 要配慮者の把握

避難所の管理責任者は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞取調査を行う。

この結果に基づいてこれらの者が必要とする食糧、生活必需品等の調達を環境経済部に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供する等の配慮を行う。

また、必要に応じて、老人福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう、福祉子ども部等と協議する。

3 医療・保健体制

(1) 救護班は、避難所に滞在している避難者に対する救護活動を実施する。

(2) 救護班は、避難所生活が長期になる場合は、医療救護班に避難所内の巡回を要請し、避難者の健康管理に当たる。

(3) 知多保健所に、メンタルケアを行うための県の医療救護班の派遣を要請する。

4 避難生活長期化への対応

(1) 生活機器等の確保

福祉子ども部等は、避難所生活が長期となる場合には、応急的な物資以外に、次のような生活機器等を調達し、避難者の生活を援護する。

ア 衣類（冬期の防寒着を含む。）

イ 洗濯機、乾燥機

ウ テレビ

エ 掃除機

オ 冷暖房設備

カ 冷蔵庫、炊事設備

(2) 入浴対策等

福祉子ども部等は、避難生活の長期化に対応して、市有施設に設置されている入浴施設を利用できるよう検討する。また、避難所又は避難所近くの公園等に仮設のシャワールーム・浴場等の施設を設置する。施設の設置に当たっては、都市整備部、県及び自衛隊に応援を要請する。被災者に対する理容及び美容の提供にも努めるものとする。

(3) 洗濯対策

福祉子ども部等は、避難生活の長期化に対応して、井戸水等の生活用水を活用した仮設洗濯場を設置する。また、必要に応じて、各避難所に洗濯機及び乾燥機を設置する。設置に当たっては、都市整備部及び県に応援を要請する。

なお、自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を

通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(4) 宿泊施設等の活用

福祉子ども部等は、避難生活が長期化する場合は、必要に応じて、希望者に公的宿泊施設、ホームステイ等の紹介、^{あつせん}斡旋を行い、実施について県に協力を要請する。

(5) 生活環境の整備

大規模地震時などでは避難生活が長期化し、避難者の心身の健康を損なうことも想定されるため、避難所における生活環境の整備に努める。

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じるよう努める。

5 プライバシー保護

(1) 間仕切りの導入

福祉子ども部等は、避難生活の長期化に対応して、避難者の世帯間を仕切る間仕切りを導入する等、避難者のプライバシー確保を図る。

(2) 避難者の情報収集

避難した市民の生活再建に向けた施策を展開するためにも個人情報収集する必要があり、避難所に避難した市民は、これに協力するものとする。

6 避難者への情報提供

正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めるとともに、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を提供するように努める。

また、視聴覚障がい者や外国人等に配慮した適切な情報提供を行うものとする。

7 ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

8 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第5 愛がん動物収容対策

衛生班は、知多保健所及び動物保護管理センター知多支所と連携し、次の事項について獣医師及び動物愛護団体に協力を要請する。

- 1 飼養されている動物に対するえさの配布
- 2 負傷した動物の収容・治療
- 3 放浪動物の収容
- 4 飼養困難な動物の収容
- 5 動物に関する相談の実施等

また、市は愛がん動物の情報交換の場として避難所の掲示板の一面を提供する。

第3節 要配慮者への配慮計画

地震災害発生時においては、高齢者や障がい者等の要配慮者は行動等に制約があり、迅速かつ的確な行動をとりにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。

市は、要配慮者に対し、安全確保や個人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携を取りながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

実施担当部署	総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、都市整備部
防災関係機関	市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
福祉子ども部 健康文化部	1 地震直後の要配慮者の安否確認、避難、誘導及び避難所への受入れに関すること。 2 要配慮者への情報提供に関すること。 3 要配慮者に配慮した避難所の運営に関すること。 4 在宅の要配慮者への配慮に関すること。
広報班	要配慮者に配慮した情報提供（外国語等）に関すること。
都市計画班	高齢者、障がい者等に配慮した住宅対策に関すること。
市民自主防災組織	要配慮者の安否確認、避難誘導、避難所における配慮に関すること。
ボランティア	災害対策本部及び市民等の活動への協力に関すること。

第2 要配慮者への配慮の基本方針

1 近隣住民の助け合い

地震発生直後は、公的な救援活動には制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障がい者等の要配慮者の安否を確認し合う。

2 地域組織との連携

市とコミュニティ、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア組織等が連携し、要配慮者への配慮に努める。

3 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

第3 地震直後の要配慮者への配慮

地震発生直後は、次の点に留意した取組を進める。

- 1 在宅要配慮者の安否確認
- 2 在宅要配慮者の避難所等への搬送
- 3 視聴覚障がい者に対する情報提供
- 4 外国人への情報提供

第4 避難行動要支援者の避難支援

1 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

2 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

3 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐものとする。また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努め、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行う。

県は、市からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DCAT）を編成し、派遣する。

第5 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

第6 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所（既存の施設でバリアフリー化などが図られ、要配慮者の避難生活に対応した避難所）への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

第7 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

第8 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

第9 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

- 1 市民活動団体や各種ボランティア団体との連携
- 2 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用
- 3 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
- 4 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

第 1 1 章 水・食品・生活必需品等の供給

第 1 節 飲料水の供給計画

地震災害発生時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水などの確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

市は、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

実施担当部署	企画部、都市整備部、消防部
防災関係機関	県、他市町村、自衛隊、報道機関、市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）

第 1 役割分担

役 職 ・ 組 織 等	活 動 の 内 容
広 報 班	断水状況及び応急給水の実施状況等の広報に関すること。
水 道 班	1 水道施設の被害状況の把握に関すること。 2 応急給水の実施に関すること。 3 応急給水に係る人員、資機材等の応援要請に関すること。 4 断水状況及び応急給水の実施状況等の広報に関すること。
下 水 道 班	水道班の活動の協力に関すること。
消 防 部	応急給水への協力に関すること。
市 事 業 所	1 地震発生後 1 週間分以上の飲料水及び容器の備蓄に関すること。 2 風呂の残り水、井戸水等による生活用水の確保に関すること。
ボ ラ ン テ ィ ア	応急給水への協力に関すること。

第 2 地震発生直後の応急給水の実施

1 地震発生直後の情報の収集

地震発生直後、丸根配水池における貯水量を確認する。

また、水道施設の破損状況及び断水状況の把握を行う。

2 広報

(1) 応急給水を実施するに当たり、断水の状況、給水車による給水場所、給水時間及び飲料水兼用耐震性貯水槽の配置場所等に関する広報を、広報車及び報道機関を利用して行う。

(2) 災害規模が大きい場合には、給水車を巡回させる。

3 応援要請

応急給水に必要な資機材が不足する場合には、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づいて、県水道南部ブロック協議会の長及び水道震災復旧支援センターへ応援要請を行う。

更に、業者への応援要請により調達するほか、自衛隊の応援要請が必要な場合は、災害対策本部を通じて県知事に要請する。

給水活動に関しては、ボランティアにも協力を要請する。

なお、東海地震の地震災害に関する警戒宣言が発令された場合の広域応援については、この覚書に基づく「愛知県水道震災広域応援実施要綱」によるものとする。

第3 応急給水のシステム

1 応急給水の目標

応急給水は、施設の復旧に合わせ、段階的に増加させ、市民がより近い場所からより多くの水を得られるようにする。また、給水の方法は、知多市水道事業地震防災応急対策要綱にて定める。

地震発生からの日数	目標水量	市民の運搬距離
地震発生 ～3日間	3 リットル/人・日	概ね1 km以内
～10日間	20 リットル/人・日	概ね250m以内
～21日間	100 リットル/人・日	概ね100m以内
22日以降	被災前給水量 (250 リットル/人・日)	仮配管からの各戸給水 概ね10m以内

2 応急給水実施の優先順位

医療施設、避難所等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保するものとし、更に、高齢者、障がい者等の要配慮者の施設には、優先的に給水する。

3 給水拠点の確保

給水拠点は、水道施設の被災状況に応じて、できる限り市民にとって便利な地区で行い、その後の施設の復旧に伴い、給水拠点を増やしていく。

第4 市民への広報

知多市防災行政無線、コミュニティFM、広報車、携帯電話メール（緊急速報メール機能を含む。）、SNS、市のWebサイト、広報紙、報道機関（テレビ、ラジオ、新聞、ケーブルテレビ）、コミュニティ、自主防災組織等を通じて給水時間や場所、断水の解消見込み等の広報活動を行う。

なお、報道機関に対しては、全面的な協力を求め、定期的に情報を提供する。

更に、外国人向けの情報伝達手段として、外国語での通訳やボランティアによる災害情報の伝達を実施する。

給水拠点では、水の使用上の注意点等についても広報する。

第2節 食糧の供給計画

地震災害発生時には、建物の倒壊や焼失、ライフラインの途絶及び食糧の販売機構等の一時的な麻痺、混乱等により、食生活の確保が困難な状況となる。

市は、市民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食糧の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施するものとする。

実施担当部署	総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、環境経済部、教育部
防災関係機関	県、知多保健所、他市町村、市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）、産業経済団体

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
危機管理班	1 食糧の備蓄及び管理に関する事。 2 食糧の供給要請に関する事。 3 要員、車両の要請に関する事。
福祉班	1 避難所における食糧の配布に関する事。 2 避難所における食糧の充足状況の確認及び災害対策本部への報告に関する事。
企画情報班	1 食糧の搬送に関する事。 2 物資集積拠点における食糧の管理に関する事。
生涯学習スポーツ班	物資集積拠点における食糧の管理の企画情報班への協力に関する事。
環境経済部	食糧の調達及び庶務に関する事。
市民事業所	地震発生後3日分程度の非常持ち出し食糧の備蓄に関する事。
市内の販売業者	1 営業の早期再開に関する事。 2 在庫食糧の提供及び食糧調達への協力に関する事。
ボランティア	1 福祉班への協力に関する事。 2 物資集積拠点における食糧の仕分けの協力に関する事。

第2 備蓄食糧の供給

発災当日は、食糧の調達が困難なため、2食分程度の食糧を配給する。

食糧の備蓄場所及び内容は、附属資料「4-1 災害備蓄用品の状況」に示すとおりである。

企画情報班は、防災生活圏ごとに各備蓄場所から各避難所に搬送する。

第3 食糧供給の方針

1 食糧供給の対象者

(1) 避難所に避難した者

- (2) 地震により被害を受け、自宅で炊事ができない者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 応急対策活動に従事する者で、食糧供給の必要のあるもの

2 調達の方針

災害発生時における食糧は、次のように調達する。

- (1) 食糧は、弁当又はパンを基本とし、地震発生直後はおにぎり又は乾パンを供給する。
- (2) 弁当業者に依頼して、可能な限り早い段階で衛生的に安定した食事を供給する。
- (3) 地震発生後、地元弁当業者の体制が整うまでの間は、他の市町村に対して計画的に安定した食糧供給の支援を要請する。
- (4) 市内の一部に被害が発生した場合又は大災害であっても避難所内の組織体制が整ってきた段階において炊き出しの実施を検討する。
- (5) 食中毒の防止等の衛生面に十分に配慮する。
- (6) 地震発生直後に当面の食糧を確保するために、市内の販売業者から在庫食糧を調達する。

第4 食糧の調達及び搬送

1 食糧調達の業務

環境経済部は、食糧の調達等に関して、次の業務を行う。

- (1) 地震発生直後の食糧調達
- (2) 市内の販売業者との連絡調整
- (3) 弁当の発注調整
- (4) 災害対策本部との連絡調整
- (5) 福祉子ども部との連絡調整
- (6) 保健センターとの連絡調整
- (7) 知多保健所との連絡調整
- (8) 食糧供給に関する県との連絡調整

2 地震発生直後の市内調達

地震発生直後に必要な食糧を調達する場合は、市内の販売業者等に協力を要請する。

3 食糧の広域調達

市内で十分な調達ができない場合には、県又は他の市町村に対して救援食糧の応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

他の市町村に要請する場合には、次の点に留意する。

- (1) 需要量を事前に把握し、計画的に毎日安定した量を確保する。

(2) 衛生面に配慮し、必要であれば保冷車を用いる。

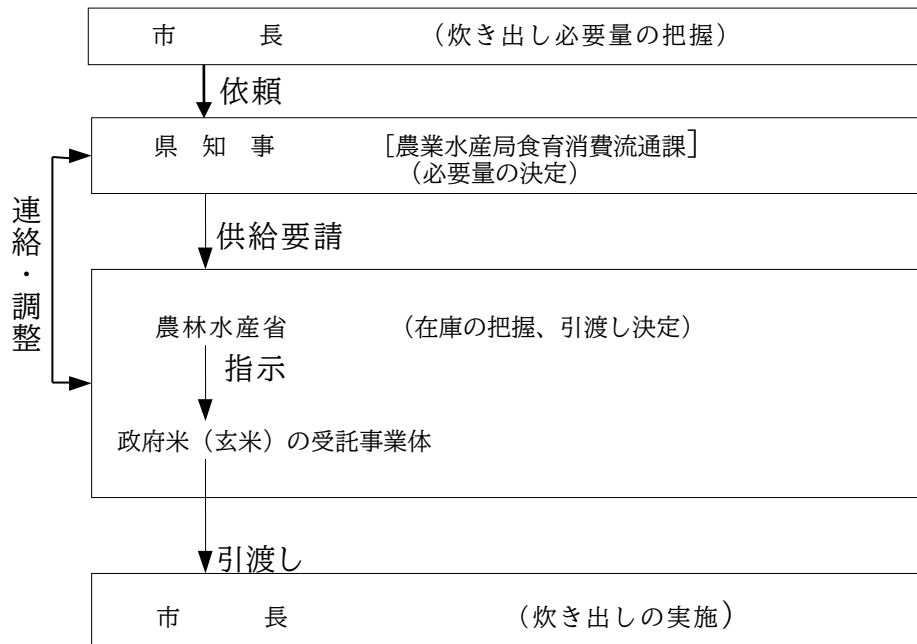


図16 炊き出し用として米穀（玄米）を確保する手順（県へ要請する場合）

炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達に当たっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章Ⅰ第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

市長は、緊急に米穀を必要とする場合、知事に電話等により依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

4 弁当の調達

弁当業者の選定に当たっては、衛生的に安定した食事を提供でき、配送体制の整った市内業者を優先する。

5 食糧の搬送

食糧の搬送は、企画情報班が行う。

なお、企画情報班は、物資集積拠点において調達した食糧の集約及び管理を行う。

また、この業務に必要なベルトコンベア、フォークリフト等についても調達するものとする。

第5 食糧の配給

1 避難所での配給

各避難所に届けられた食糧は、各避難所の管理責任者が避難者に配給する。

避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を要請する。

2 自宅で炊事のできない者への配給

自宅で炊事のできない者は、必要な食糧の数を最寄りの避難所の管理責任者に連絡し、当該避難所で配給を受ける。

3 必要数量及び内容の把握

各避難所の管理責任者は、避難者及び自宅で炊事のできない者の必要な食糧の数量及び内容を把握し、災害対策本部に連絡する。

第6 炊き出し

1 実施の時期

市内全域に及ぶ大災害の場合は、対象人員が多く、必要な設備や器具の準備だけでも時間を要するため、早期の炊き出しの実施は不可能である。

ただし、市内の一部において被害が発生した場合は、他地区の市民の協力を得て、早期から炊き出しによる支援を行うこともある。

また、災害が少し落ち着いた段階で副食として炊き出しを実施することもある。

2 炊き出しの実施

炊き出しは、避難所ごとに行い、災害対策本部から避難所に派遣された市職員が自主防災組織等の協力を得て実施する。

熱源の使用不可能時には、市は調理が不要な食品（乾パン、ビスケット、パン、おにぎり、弁当など）及び飲料水（ペットボトル等）を供給し、熱源の使用可能時には簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者にも配慮し、食品を供給する。

在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第3節 生活必需品の供給計画

地震災害発生時には、住家に被害を受け、家財を喪失あるいはき損し、かつ、販売機構の混乱等により、燃料、被服、寝具、その他生活必需品の入手が困難で日常生活に支障をきたす者に対し、これらの物資の供与又は貸与を実施するものとする。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとし、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるものとする。

実施担当部署	総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、環境経済部、教育部
防災関係機関	他市町村、市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）、産業経済団体

第1 役割分担

役職・組織等	活 動 の 内 容
危機管理班	1 生活必需品の備蓄及び管理に関すること。 2 生活必需品の供給要請に関すること。 3 要員、車両の要請に関すること。
福祉班	1 避難所における生活必需品の配布に関すること。 2 避難所における生活必需品の充足状況の確認及び災害対策本部への報告に関すること。
企画情報班	1 生活必需品の搬送に関すること。 2 物資集積拠点における生活必需品の管理に関すること。
生涯学習スポーツ班	物資集積拠点における生活必需品の管理の企画情報班への協力に関すること。
環境経済部	生活必需品の調達及び庶務に関すること。
市民事業所	1 地震発生後3日分程度の非常持ち出し品の備蓄に関すること。 2 生活必需品の配布への協力に関すること。
市内の販売業者	1 営業の早期再開に関すること。 2 在庫物資の提供及び生活必需品調達への協力に関すること。
ボランティア	物資集積拠点における生活必需品の管理及び生活必需品の配布への協力に関すること。

第2 備蓄されている生活必需品の供給

生活必需品の備蓄場所及び内容は、附属資料「4-1 災害備蓄用品の状況」に示すとおりである。

企画情報班は、防災生活圏ごとに各備蓄場所から各避難所に搬送する。

第3 生活必需品供給の方針

1 生活必需品供給の対象者

- (1) 避難所の避難者
- (2) 自宅にいたが、地震により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者（在宅の生活困難者）

2 生活必需品の内容

最低限確保すべき生活必需品等は、次に示すものとするが、季節等の状況を考慮し、臨機に必要な調達物資を定めて対応する。

なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

確保の方法	応 急 物 資 の 内 容
備 蓄	毛布、防水シート、カセットコンロ、コンロ用ガスボンベ
調 達	敷物、下着、衣類、タオル、せっけん、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ほ乳瓶、乾電池、テント、紙おむつ（大人用、幼児用）、生理用品 冬季には、灯油、カイロ

第 4 生活必需品の調達・搬送

1 生活必需品調達の業務

環境経済部が行う生活必需品の調達等に関する業務は、「本編 第11章 第2節 第4 食糧の調達及び搬送」に準ずる。

2 地震発生直後の生活必需品の調達

地震発生後に必要な生活必需品を調達する場合は、市内の販売業者等に協力を要請する。

3 生活必需品の広域調達

市内で十分な調達ができない場合には、他の市町村に対して生活必需品の調達に関する協力を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

4 生活必需品の搬送

生活必需品の搬送は、企画情報班が行う。

なお、企画情報班は、物資集積拠点において調達した生活必需品の集約及び管理を行う。また、この業務に必要なベルトコンベア、フォークリフト等についても調達するものとする。

第 5 生活必需品の配給

各避難所に届けられた生活必需品は、各避難所の管理責任者が避難者に配給する。

自宅にいて生活を営むことが困難な者は、必要な物資の数量及び内容を最寄りの避難所の管理責任者に連絡し、避難所で配給を受ける。

第 1 2 章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策

第 1 節 環境汚染防止計画

工場・事業場の損壊等に伴い、有害物質が大気中に漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生することが予想される。

実施担当部署	環境経済部
防災関係機関	県

第 1 役割分担

役職・組織等	活 動 の 内 容
環 境 経 済 部	1 被災状況の把握に関すること。 2 環境調査・モニタリング等の実施に関すること。

第 2 大規模災害が発生した場合の対策

- 市は、被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査・モニタリング等を迅速に実施する。
- 県は、災害対策本部、市町村等関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 県は、環境汚染事故発生時には、県が保有する各事業所の有害物質等の情報について市町村等関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項、県民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項等の規定に基づき事業者、事故時の措置を命ずるなど、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。
- 県は、被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。
- 県は、必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼するとともに、事業者に対し応急対策の実施を指導する。

第2節 廃棄物処理計画

地震災害発生時には、建物の倒壊等により、瓦礫^{がれき}や家財等の大量のごみが発生することが予想される。

市は、排出されたごみ、し尿等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

実施担当部署	総務部、企画部、環境経済部、都市整備部
防災関係機関	協定市町村、近隣市町、西知多医療厚生組合（衛生センター）、 知多警察署、第四管区海上保安本部、自衛隊

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
広報班	ごみ、し尿の収集についての広報に関すること。
危機管理班	1 清掃に関する広域応援要請に関すること。 2 必要人員の臨時雇用の調整に関すること。
清掃班	1 清掃センター等の被災状況調査及びごみ処理計画の作成に関すること。 2 ごみ発生状況の調査に関すること。 3 ごみ収集及び処理に関すること。
衛生班	1 仮設トイレの確保及び設置に関すること。 2 応急くみ取り等し尿処理活動の実施に関すること。 3 バキュームカー、くみ取り要員の確保に関すること。
農業振興班	死亡獣畜処理の指導に関すること。
農業班	衛生班の業務の協力に関すること。
都市計画班	家屋の解体撤去に関すること（仮置場への搬入まで）。
市民事業所 自主防災組織	1 ごみの排出抑制に関すること。 2 地域の清掃に関すること。

第2 災害発生時のごみ処理計画

1 ごみの分類

災害発生時に発生するごみは、次のとおり分類することができる。

通常の一般ごみ	通常は、収集ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ）及び持ち込みごみ（粗大ごみ、事業系ごみ等）に分別される。
災害により発生するごみ（災害廃棄物）	(1) 屋内で破損した陶磁器などの不燃物 (2) 屋内で破損した家具類、電化製品などの粗大ごみ (3) 避難所、応急仮設住宅から発生する生活ごみ (4) 全部又は一部が倒壊・破損した建築物等から発生したり、解体時に発生する内外壁、屋根がわら、柱、木片、鉄類、瓦礫などの木くず、建設廃材

	(5) 倒壊した建築物等に残り、解体時に排出されるごみ（畳、カーテン、カーペット、大型家具、家電製品等の廃家財道具）
--	--

2 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、知多市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

原則として、通常の自己処理体制に沿った処理となるよう努めるものとするが、自己処理が困難又は協力要請が必要と判断した場合には、災害時の応援協定に基づいて、速やかに協定市町村等への要請を行う。また、廃棄物処理業者などに協力を求め、ごみの適正処理に努めるが、状況判断により例外措置を考慮したり、仮置場の確保・活用を考慮する。

第3 一般ごみの処理

1 収集運搬

- (1) 人員及び機材の確保に努め、可能な限り早急に収集を開始する。
- (2) 被災状況により、交通の支障箇所などを早期に確認し、臨時収集計画により収集することも検討する。
- (3) 収集体制が不十分な場合は、周辺自治体、廃棄物処理業者への協力要請を行う。
- (4) 市民に対する広報として、収集計画、ごみを出す際の注意事項等について、広報車両やごみ集積所へのビラ掲示、あるいは地区のコミュニティ、自主防災組織の協力を得て行う。広報する項目は、概ね次の事項とする。

ア 収集の曜日

イ 収集する品目（区分）

ウ 収集場所

エ 注意事項（分別の徹底など）

2 処分

自己処分を原則として、清掃センターの稼働を確保する。

収集量に処分量が追いつかないとき及び十分な処理が行えないときは、可燃物は、早期に周辺自治体や可燃物処理業者に協力を求め、不燃物は、廃棄物処理業者による域外処理を考慮する。

第4 災害廃棄物の処理

大規模災害の場合には、多くの建築物等が被害を受け、市では処理が困難な大量の^{がれき}瓦礫等の災害廃棄物が発生することが想定される。

そのため、速やかに^{がれき}瓦礫等災害廃棄物の発生状況を調査し、例外的な公費による被災家屋の解体運搬等の検討を含め、周辺自治体、産業廃棄物処理業者等幅広く協力を求めて災害廃棄物の処理に努める。

1 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

(1) 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

(2) 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(3) 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

(4) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

3 し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

4 周辺市町村及び県への応援要請

県及び市は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

第5 仮設トイレ

1 仮設トイレの設置

上下水道の被災状況により可能な限り早急に仮設トイレの必要箇所及び必要台数を把握する。

(1) トイレの設置基準

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等における基準を踏まえ、設置する。

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレ賃貸業者等と早急に連絡をとり、仮設トイレの必要数を確保する。この時、同時に次の手配も行う。

ア トイレトーパー

イ 清掃用品

ウ 屋外設置時の照明施設（資機材及び工事）

(3) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレの設置とくみ取り等管理を的確に連動させるため、仮設トイレを設置した者は、直ちに衛生班に報告する。

イ 仮設トイレは、避難所等に優先的に設置する。続いて、住宅が被害を受けた住民のために公園等に設置する。

ウ 公園等屋外で照明施設が必要である場合は、照明施設を設置する。

2 仮設トイレの処理及び管理

業者に委託し、くみ取り及び消毒を行う。収集したし尿は、西知多医療厚生組合（衛生センター）において処理するが、それができないときは、近隣市町への応援要請を行う。

設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

第6 死亡獣畜の処理

災害によって死亡した牛、馬、豚等（以下「死亡獣畜」という。）は、占有者が埋却する場合は、知多保健所に申請後に処理することを原則とする。

死亡獣畜の処理に当たっては、農業振興班が、適正な処理が行われるよう、指導する。

第 13 章 遺体の取扱い

第 1 節 遺体対応計画

大規模な地震災害が発生した場合においては、多数の行方不明者及び死者等の被害が発生する可能性がある。

市は、知多警察署、自衛隊、第四管区海上保安本部等と協力し、行方不明者の捜索、遺体の捜索、安置場所の設置、検視・検案、火葬等を実施する。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

実施担当部署	総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、環境経済部、消防部
防災関係機関	県、他市町、自衛隊、第四管区海上保安本部、知多警察署、知多郡医師会知多市医師団

第 1 役割分担

役職・組織等	活 動 の 内 容
危機管理班	1 遺体の搬送のための車両の調達（要請）に関する事。 2 身元不明者の相談に関する事。
衛生班	1 関係機関（消防部、知多警察署、病院等）との調整に関する事。 2 遺体安置所の開設、管理に関する事。 3 遺体の搬送、身元確認、納棺、安置及び遺族への引渡しに関する事。 4 火葬のための応援要請に関する事。
窓口班	1 死亡届に基づく火葬許可証の発行に関する事。 2 遺体名簿に関する事。
農業班	衛生班の業務の協力に関する事。
消防部	行方不明者の捜索に関する事。
福祉班	引取り手のない遺体の行旅死亡人としての処理に関する事。
医療救護班	1 遺体の検案に関する事。 2 遺体の洗浄、縫合、消毒等に関する事。
知多警察署	1 行方不明者の捜索に関する事。 2 遺体の検視に関する事。 3 行方不明者相談、身元確認への協力に関する事。 4 身元引受人への遺体の引渡しに関する事。
葬儀業者	1 納棺用品等必要器材の提供に関する事。 2 納棺用品等必要器材の広域調達の協力に関する事。 3 遺体安置所から火葬場への搬送の協力に関する事。
自衛隊	1 行方不明者の捜索への協力に関する事。 2 遺体の搬送への協力に関する事。
第四管区	遺体の捜索、処理及び引渡し等の協力に関する事。

海上保安本部	
自主防災組織	行方不明者の捜索への協力に関すること。

第2 遺体を発見した場合の措置

- 1 遺体を発見した者は、速やかに知多警察署に連絡する。
なお、海上における遺体の捜索、処理、引渡し等については、第四管区海上保安本部と密接な連絡をとって実施する。
- 2 遺体発見の連絡により、衛生班は、知多警察署及び自衛隊と協力して、遺体を遺体安置所に搬送する。
この時、遺体には、発見現場、身元、遺族の有無等に関する情報を添付する。
- 3 知多警察署又は第四管区海上保安本部は、遺体安置所において検視（調査※）を実施するとともに、医師による遺体の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を要請する。
※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）
- 4 窓口班は、検視及び検案を終えた遺体については、遺体調書（附属資料「6-13 遺体調書」）及び遺留品処理票（附属資料「6-14 遺留品処理票」）を作成するとともに、遺体処理台帳（附属資料「6-15 遺体処理台帳」）を作成する。

第3 遺体の取扱い

1 遺体安置所	(1) 遺体安置所は、公共施設の中から避難所等に使用されていないものを当てる。なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。 (2) 環境経済部は、遺体安置所に相談所を設け、相談に応じる。
2 資機材等の調達	(1) 地震発生後、遺体の処理に必要なドライアイス、棺等の資機材を葬儀業者等から速やかに調達し、遺族へ支給する。 (2) 資機材等の調達が困難な場合は、県に ^{あつせん} 斡旋を要請する。
3 遺体の洗浄等	検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等を行う。
4 遺族への引渡し	(1) 身元が確定した遺体については、遺体調書及び遺体処理台帳にその旨を記載して、必要な手続きのうえ、遺族等の身元引受人に引渡す。

	(2) 身元が明らかでない遺体については、知多警察署から検視調書を受け、行旅死亡人として福祉班が処理する。
5 火葬（埋葬）	(1) 対象者は、災害によって死亡した者とする。 (2) 窓口班は、遺族から提出された死亡届に基づいて火葬（埋葬）許可証を発行する。 (3) 知多斎場で火葬を行うが、火葬場自体が損壊して機能を果たせない場合、遺体が多数である場合、その他やむを得ない場合は、ブロック幹事火葬場（半田斎場）に要請して行う。

第14章 施設、設備及びライフラインの応急復旧計画

第1節 施設、設備の応急復旧活動

地震災害発生時には、建物の倒壊、土砂崩れ等の二次災害が発生するおそれがある。
市は、被害の状況に応じて、迅速に応急復旧に取り組む体制を確保する。

実施担当部署	総務部、都市整備部、各部
防災関係機関	知多市建設業協会のほか、その他防災関係機関

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
総務部	市及び他の関係機関が所管する市内の施設、設備の被害状況の把握に関する事。
都市整備部	施設、設備の応急復旧に関する事。
各部	各部所管施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧措置に関する事。
知多市建設業協会等	施設、設備の応急復旧への協力に関する事。
防災関係機関	各機関所管施設、設備の応急復旧に関する事。

第2 対策

- 1 地震発生後、建物の倒壊、土砂崩れ等二次災害の防止対策を実施する。
- 2 被害の状況に応じて応急復旧に取り組む体制を確保する。
- 3 災害対策本部、避難所、病院等の業務・生活が早期に可能となるように、ライフラインの応急復旧を実施する。
- 4 鉄道、道路、橋りょう等、市内の交通関係施設の被害状況の調査と、都市機能の回復に向けての早期復旧を実施する。

第2節 ライフライン応急復旧活動

地震災害発生時には、電気、ガス、水道施設、通信施設などライフライン関係施設が一部機能停止することにより、各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

市は、ライフライン施設の応急復旧のための対策を迅速に実施する。

実施担当部署	総務部、企画部、都市整備部
防災関係機関	県、近隣市町、知多市建設業協力会、東邦ガス株式会社等ガス会社、中部電力株式会社、西日本電信電話株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、その他防災関係機関

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
総務部	1 ライフラインの被害状況の把握と復旧情報の収集に関すること。 2 ライフライン関係機関との復旧方針の調整に関すること。 3 ライフライン復旧拠点の選定に関すること。 4 各ライフライン関係機関との連絡調整に関すること。
企画部	ライフラインの被害状況の把握と復旧情報の収集・広報に関すること。
水道班	上水道施設の応急復旧に関すること。
下水道班	下水道施設の応急復旧に関すること。
ガス会社	ガス施設の応急復旧に関すること。
電力会社	電力施設の応急復旧に関すること。
電気通信会社	公衆電話通信の応急復旧に関すること。

第2 ライフライン応急復旧の調整

土木班は、ライフライン復旧のため、次の事項に関して各ライフライン管理者と調整を行う。

- 1 被害状況等の報告
- 2 工事のスケジュール調整
- 3 資機材置場及び駐車場等のライフライン復旧拠点の確保に関する調整
- 4 その他必要な事項

なお、大規模災害時には、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地調整会議を開催する。

また、合同会議、調整会議等における対応方針に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第3 水道施設の復旧計画

1 情報収集

地震発生直後は、次の情報を把握して、応急復旧対策を立てる。

- (1) 配水池等の被害状況を確認し、配水量の把握を行う。
- (2) 配水管の破損状況の把握を行う。

2 応援要請

本市の体制だけでは万全な応急対策が不可能と判断したときは、災害対策本部を通じて、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づいて県水道南部ブロック協議会の長及び水道震災復旧支援センターへ応援の要請を行う。また、関連機関、知多市建設業協力会及び指定給水装置工事事業者等への応援要請を行い、復旧に際しての機材・人員の協力を得る。

なお、南海トラフ地震等の大規模な地震が発生した場合の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」によるものとする。

3 応急対策

- (1) 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、配水池・ポンプ場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。
- (2) 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管等により、路上配管等の仮復旧を実施する。
- (3) 復旧に当たっては、医療施設、避難所、災害対策本部等人命に関わる箇所及び救助・救急活動の拠点となる場所を優先して行うが、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易度を勘案して、復旧効果の高いものから行う。
- (4) 復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するよう努めるものとする。

4 災害復旧資機材の整備・調達

災害発生時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材は分散して管理し、速やかに応急復旧ができるようにする。

第4 下水道施設の復旧計画

1 情報収集

災害発生後、迅速かつ効果的な被害状況の情報を収集するためには、下水道施設資料の確保が重要な役割を果たす。

- (1) 終末処理場、ポンプ場施設の被害状況
- (2) 管渠^{かんきょ}施設の被害状況
- (3) 排水設備の被害状況

2 応援要請

本市の体制だけでは万全な応急対策が不可能と判断したときは、災害対策本部を通じて、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づいて下水道事業災害時中部ブロック連絡会へ支援の要請を行う。また、関連機関、知多市建設業協力会及び排水設備指定工事人等への応援要請を行い、復旧に際しての機材・人員の協力を得る。

3 応急対策

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

- (1) 処理場・ポンプ場については、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。
- (2) 管渠^{かんきょ}については、流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水等、二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価を行い、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。
- (3) 排水設備については、市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。
- (4) 復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するよう努めるものとする。

4 災害復旧資機材の整備・調達

災害発生時必要とされるすべての資機材を整備するのは、経済的にもスペース的にも非効率である。したがって、現在下水道課で保有している資機材等で不足する場合は、近隣市町、業者等から調達する。

第5 ガス施設の復旧計画

1 役割分担

ガス施設の災害防止、復旧活動等については、東邦ガス株式会社及びプロパンガス販売業者が担当する。

2 応急対策

各ガス会社において事前に定められた計画に基づき、応急対策活動を実施する。

3 復旧対策

復旧に当たっては、医療施設、避難所、災害対策本部等人命に関わる箇所及び救助・救急活動の拠点となる場所を優先して行うが、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易度を勘案して、復旧効果の高いものから行う。

第6 電力施設の復旧計画

1 役割分担

電力施設の災害防止、復旧活動等については、中部電力株式会社が担当する。

2 応急対策

中部電力株式会社において事前に定められた計画に基づき、応急対策活動を実施する。

3 復旧対策

復旧に当たっては、医療施設、避難所、災害対策本部等人命に関わる箇所及び救助・救急活動の拠点となる場所を優先して行うが、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易度を勘案して、復旧効果の高いものから行う。

同時に、復旧の見通し、感電や火災等の二次災害を防止するための注意等について、一般市民に対する広報活動を行う。

第7 電気通信の復旧計画

1 役割分担

電気通信の復旧活動については、西日本電信電話株式会社等電気通信事業者が担当する。

2 応急対策

西日本電信電話株式会社等電気通信事業者において事前に定められた計画に基づき、応急対策活動を実施する。

3 電気通信（西日本電信電話株式会社）

西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

激甚な大規模災害が発生した場合については、従来どおり、本社を中心にグループ会社を含め、全社体制で復旧体制をとり、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 大規模な災害が発生した場合の対策

ア 伝送路が被災した場合

可搬型無線機、応急光ケーブル等を使用し回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し総合的な判断により設置する。

イ 交換機が被災した場合

非常用可搬デジタル交換機を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備が被災した場合

移動電源車又は可搬型電源装置を使用し、応急復旧を図る。

エ 特設公衆電話（避難所等への特設臨時電話の設置）提供の通信設備が被災した場合

小容量可搬型無線車、衛星無線車、ポータブル衛星通信地球局装置を使用し、回線の応急復旧を図る。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

おおむね大規模な災害が発生した場合の対策に準ずるが、被災地域、被災規模、内容等による復旧体制で応急復旧を図る。

ア 復旧体制等の抜本的な見直しの実施

西日本電信電話株式会社からの応援要員（レスキュー隊）の受入れ体制等を整備し、円滑な応急復旧を図る。

第15章 住宅対策

第1節 応急住宅対策計画

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置するとともに、被災住宅の応急修理を行う。応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

市は、県から委任を受け、地震災害により住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供を行い、入居させる。

実施担当部署	市長、総務部、企画部、都市整備部
防災関係機関	県、県内各市町村、都道府、地方住宅供給公社、都市再生機構、雇用・能力開発機構、建設業者等

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
広報班	応急住宅対策についての広報に関する事。
危機管理班	応急仮設住宅建設用の市有財産の資料提供に関する事。
都市計画班	1 応急仮設住宅入所対象者の判定のための資料作成に関する事。 2 応急住宅対策の実施に関する事。
建設業者等	応急仮設住宅の建設協力に関する事。

第2 住宅対策の種類と順序

1 地震発生後直ちに 行うもの	(1) 避難所の設置による被災者の受入れ (2) 空き家の ^{あっせん} 斡旋 (3) 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去 (4) 建築基準法による被災市街地の建築制限又は禁止区域の指定 (5) 住宅復旧資材の値上がり防止及び資材の供給、 ^{あっせん} 斡旋
2 できるだけ早く検討 し実施すべきもの	(1) 「公営住宅法」(昭和26年法律第193号)による災害公営住宅等の建設 (2) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧

	(3) 「罹災都市借地借家臨時処理法」(昭和21年法律第13号)に基づく地区指定 (4) 市街地再開発事業の計画及び実施
--	---

第3 応急仮設住宅の供与

1 入居基準

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者が、入居の対象となる。

ただし、阪神・淡路大震災においては、住家の被害が全市街地にわたって甚大であったため、経済的理由は適用しにくく、全・半壊と判定された住家の居住者は全て対象とされた。

そのため、応急仮設住宅への入居者の選考に当たっては、県等との協議を行い、災害の状況を考慮して決定していく。

なお、入居者の選考に当たっては、県が行う救助の補助として県から受託して行い、高齢者や障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

2 応急仮設住宅建設予定地

応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、応急仮設住宅建設用地は、当面利用目的が決まっていない公共用地、都市公園、民間の遊休地等を利用する。

また、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

3 供与期間

災害救助法及び建築基準法では、応急仮設住宅の供与期間は2年以内とされている。

ただし、特定非常災害の場合は、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号)による存続期間の特例が定められている。

なお、供与期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

4 応急仮設住宅の建設上の留意点

設置戸数の決定に当たっては、災害救助法の設置基準によるほか、避難所等の存続状況などを考慮に入れて最終の戸数を決める。

住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。また、集会施設等を整備するとともに、入居者の自主的な組織づくりを促進する。

5 ケア付き仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置検討

日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある高齢者や障がい者等に対し、必要があれば、介護サービス等を提供できるケア付き仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置を検討する。

6 応急仮設住宅の管理運営

応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託して、市がこれを行う。

また、応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

7 設置戸数引き上げ等の要請

災害の状況等やむを得ない事情により設置戸数の引き上げ、供与期間の延長、着工時期の延長等が必要となる場合は、県知事に要請する。

8 大規模災害発生時の県への供給^{あつせん}斡旋の要請

大規模な災害により市で対応することが困難な場合は、次の事項を明らかにして県に要請する。

- (1) 被害戸数（全壊、全焼）
- (2) 設置を必要とする戸数
- (3) 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- (4) 調達を必要とする建設業者数
- (5) 連絡責任者
- (6) その他参考となる事項

9 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

第4 空き家住宅の確保

都市計画班は、市営住宅のほか、県、県内各市町村、全国の都道府県、住宅供給公社、都市再生機構、雇用・能力開発機構等の所有する空き家を対象として、入居の募集を行う。

第5 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

1 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

市域で判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

2 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。なお、判定活動の実施に当たっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第6 住宅の応急修理

1 応急修理の実施方法

都市計画班は、住宅の応急修理を希望する市民の受付及び調査を実施したうえで、災害救助法による実施基準等を満たす者に対して、建築業者等を派遣し、応急修理を実施する。

2 県に対する要請

建築業者が不足したり、建築資機材等を調達することが困難な場合は、次の事項を明らかにして県に要請する。

- (1) 被害戸数（半壊、半焼）
- (2) 修理を必要とする戸数
- (3) 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- (4) 派遣を必要とする建築業者数
- (5) 連絡責任者
- (6) その他参考となる事項

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第7 障害物の除去

1 障害物の除去の実施方法

都市計画班は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 県に対する要請

都市計画班は、障害物の除去の実施が困難な場合は、次の事項を明らかにして県に要請する。

- (1) 除去を必要とする戸数
- (2) 除去に必要な期間、人員
- (3) 除去に必要な資機材の品目及び数量
- (4) 除去をした障害物の集積場所の有無
- (5) 連絡責任者
- (6) その他参考となる事項

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第16章 学校等における対策

第1節 応急教育対策計画

地震災害発生時には、学校、幼稚園、保育園等において、園児、児童・生徒の安全を確保するとともに、継続して教育活動の場を確保できるよう、応急教育対策を実施する。

実施担当部署	福祉子ども部、教育部
防災関係機関	保育園、幼稚園、学校、県、他の市町村

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
教 育 部	1 施設及び児童・生徒の被害状況の調査に関する事。 2 児童・生徒の安全確保に関する事。 3 施設の応急復旧対策に関する事。 4 応急教育の実施に関する事。 5 教材、学用品等の調達及び供与に関する事。 6 就学援助費の給付等、児童・生徒の教育援護に関する事。 7 給食等の措置に関する事。 8 県教育委員会等関係機関との連絡調整に関する事。 9 その他応急教育対策に関する事。
福 祉 子 ども 部	1 施設及び園児の被害状況の調査に関する事。 2 園児の安全確保に関する事。 3 その他教育部の活動に準ずること。

第2 応急教育計画

1 施設及び園児、児童・生徒等の被害状況の調査

応急復旧計画の策定のため、教育部、福祉子ども部は、次の項目について被害状況を速やかに調査し、災害対策本部に報告する。

- (1) 園児、児童・生徒の被災状況
- (2) 教育関係職員の被災状況
- (3) 学校、幼稚園等の施設の被害状況

2 施設の応急復旧計画

- (1) 校舎・園舎の軽易な被害については、速やかに応急修理を行い、教室に不足が生じたときは、特別教室を転用する等の措置をとり、通学・通園の危険のなくなったときは、直ちに授業を開始できる体制をつくる。
- (2) 被害が著しく、応急修理では教室等の使用ができないときは、一時、学校、幼稚園等を閉鎖し、立入りの制限及び禁止等の措置をとる。

- (3) 運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急修理し、校舎・園舎の復旧完了を待って復旧する。
- (4) 破損、冠水等によって使用不能となった園児、児童・生徒用の机、椅子は、早急に補充する。
- (5) 避難所としては、体育館を中心として使用するものとするが、災害対策本部とよく協議のうえ、授業の再開に努める。

3 応急教育の実施場所及び方法

園長・学校長は、応急教育の実施に当たっては、園児、児童・生徒の状況、学校の教育機能の回復状況、交通機関の復旧状況等に併せて登校・下校時刻、授業時間、休憩時間等を決定する。また、その後の状況変化に応じ、適切な処置をとる。

校舎の著しい被害、避難者の受入れ、通学路の遮断等により、通常の授業ができないときは、近隣の学校、幼稚園等を使用して授業を実施する。

4 就学援助費の給付、その他必要な補助

被災により、就園学することが著しく困難になった園児、児童・生徒が相当数に達し、就学援助費（通学用品費、給食費等）の給付、保育料等の免除及びその他の補助に関する申請が行われた場合には、関係機関と協議のうえ措置をする。

この場合には、幼稚園長、学校長等の申請に基づき措置する。

また、市は、自ら教科書・学用品等の供与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の供与の実施調達につき、応援を求める。

5 給食の措置

次の場合には、園児、児童・生徒に対する給食を一時中止する。

- (1) 給食施設が被災し、給食が不可能の場合
- (2) 感染症、その他の危険の発生が予想される場合
- (3) 給食用物資の入手が困難な場合
- (4) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

その他災害発生時においては、特に衛生に留意し、施設、設備の消毒、調理関係者の健康管理等を十分に行う。

6 教職員等の確保

教職員の被災等により通常の授業が行えない場合は、県に要請し、教職員を確保する。

第3 学校関係防災計画

1 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

(1) 津波警報等の把握・伝達

学校、幼稚園等に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、教育部、福祉子ども部が各学校等に対して伝達する。また、学校、幼稚園等にあっては、家庭

（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。また、津波警報等は第3章「情報の収集・伝達・広報」に基づき市に伝達されるので、教育部、福祉子ども部は、各学校等に対して伝達する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、園児、児童・生徒の安全の確保が困難であると思われる場合には、あらかじめ定めた基準により臨時休業等の措置をとるものとする。

(3) 避難等

学校、幼稚園等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

2 園児、児童・生徒の避難誘導に関する指示

(1) 園児、児童・生徒が在校中の場合

ア 揺れがおさまるまで机の下等で安全を確保し、揺れがおさまり次第校庭に園児、児童・生徒を誘導し、人数を確認する。

イ 校区内の被害状況を把握し、地域の被害が少ない場合には、教職員の誘導により、集団下校をする。

ウ 被害が大きい場合は、安全確保ができるまで下校せずに留まらせるものとする。

(2) 園児、児童・生徒が登校中又は下校中の場合

状況に応じて、園児、児童・生徒の安全確認に地域に出向く。

3 緊急時に地域住民に対応できる体制づくり

学校等の施設を避難所として利用する場合は、「本編 第10章 避難者・帰宅困難者対策」による。

4 避難所の開設と運営に関わる事項

(1) 避難者が発生した場合は、避難者の受入れを第一として学校の施設状況に応じて対応する。

(2) 各避難所の責任者は、福祉子ども部長によって派遣される、避難所を管理する職員が務め、災害対策本部との連絡調整に当たる。

第17章 二次災害の防止活動

第1節 水害・土砂災害対策計画

地震災害発生時においては、地震により被害を受けた浸水の危険性のある海岸、河川、ため池や、土砂災害の危険性のある箇所等の点検を実施し、二次災害の発生の防止対策を実施する。

実施担当部署	市長、総務部、環境経済部、都市整備部、消防部
防災関係機関	県知多建設事務所、消防団、知多市建設業協力会

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
本部長	避難指示の発令に関すること。
総務部	避難指示の市民及び関係機関への伝達に関すること。
都市整備部	水害・土砂災害等危険箇所の巡視・調査及び応急復旧に関すること。
消防部	避難指示の市民への伝達に関すること。
農業振興班	ため池等危険箇所の巡視・調査及び応急復旧に関すること。
県知多建設事務所	水害・土砂災害等危険箇所の調査及び応急復旧に関すること。
消防団 自主防災組織	避難指示の市民への伝達に関すること。
知多市建設業協力会	水害・土砂災害等危険箇所の調査及び応急復旧への協力に関すること。

第2 対策

- 地震により被害を受け浸水の危険性のある海岸、河川、ため池等の点検は、都市整備部、消防部及び農業振興班が、事前に定められた点検箇所の分担に基づいて実施する。
- 危険箇所点検担当職員は、市及び各機関の職員を確保するとともに、県知多建設事務所等と連絡をとりながら、専門技術者等への委託により、要員を確保して実施する。
- 二次災害を防止するため、知多市建設業協力会等に協力を要請し、次の応急復旧工事等を検討し、実施する。
 - 仮排水路の設置
 - 不安定土砂の除去
 - 防水シート貼り
 - 土のう積み

(5) 仮設防護柵の設置

- 4 二次災害のおそれがある場合は、二次災害の発生が予想される箇所、避難場所・避難所、避難時の注意事項、携行品等を市民に広報し、適切な避難対策を実施する。

第2節 建築物の倒壊対策計画

地震災害発生時には、必要に応じて建築物の応急危険度判定調査を実施し、倒壊等の二次災害を防止するための対策を講じる。

実施担当部署	市長、企画部、都市整備部
防災関係機関	県、ボランティア団体（建築士会等）

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
都市計画班	1 被災建築物応急危険度判定調査の実施に関すること。 2 二次災害防止のための取組に関すること。
広報班	建築物の応急危険度判定調査の広報に関すること。
ボランティア（建築士会等）	建築物の応急危険度判定調査への協力に関すること。

第2 被災建築物応急危険度判定調査の実施

1 応急危険度判定士の派遣の要請

災害対策本部が建築物の応急危険度判定調査を実施する必要があると判断したときは、災害対策本部の中に応急危険度判定実施本部を設置し、本部長は、県に対し応急危険度判定士（応急危険度判定が可能な建築技術者）の派遣の要請を行う。

2 応急危険度判定作業の準備

都市計画班は、応急危険度判定作業に必要な次の準備を行う。

- (1) 住宅地図等の準備、割当区域の設定
- (2) 応急危険度判定士受入れ及び判定チームの編成
- (3) 応急危険度判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付
- (4) 応急危険度判定士の宿泊場所、食事、車両の手配

3 応急危険度判定作業の広報

都市計画班は、応急危険度判定の趣旨及び内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報を広報班に依頼する。

4 立入禁止等の措置

応急危険度判定結果に基づいて、判定標識を設置し、建築物への立入り制限及び禁止等の措置をとる。

また、倒壊等の二次災害を防止するために必要な措置をとる。

第3節 高潮、波浪等の対策計画

市は、地震災害発生時において高潮、波浪等による被害が予想され、又は発生した場合には、浸水危険箇所の巡視及び応急復旧活動を実施する。

実施担当部署	都市整備部、消防部
防災関係機関	県、近隣市町、知多警察署

第1 役割分担

役職・組織等	活動の内容
土木班	浸水危険箇所等の巡視に関する事。
消防部	避難指示の市民への伝達に関する事。
知多警察署	浸水危険箇所からの避難誘導の実施に関する事。

第2 対策

1 監視、警戒活動

土木班は、高潮、波浪による被害が予想される場合には、直ちに浸水危険箇所の巡視を行う。

また、必要に応じて、避難指示等の発令及び避難誘導を行う。

2 浸水対策用資機材の確保と応急復旧活動の実施

土木班は、高潮及び波浪等による被害が発生した場合には、直ちに被害状況を確認し、必要に応じて応急復旧活動を実施する。

なお、浸水対策用資機材が不足する場合には、県及び近隣市町に応援を要請する。

第4節 危険物による二次災害対策計画

「愛知県石油コンビナート等防災計画 地域編―知多市域」による。

なお、沿岸部の石油コンビナート周辺は地震による液状化の危険性が高いことから、長周期地震動による危険物の流出や二次災害、複合災害等を想定した対策の整備に努める。

特に、発災直後、コンビナート関係者による一時的な避難や救護が必要になる状況や、幹線道路の封鎖により物資の供給等に支障が出る事態も考えられ、こうした状況による住民への影響を考慮して予備的な避難場所・避難所、救護所、代替路線等について検討するものとする。

第5節 複合災害の対策

各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。

また、要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

概要

災害復旧・復興計画は、災害後の復旧方法やそのための各種の取組に関する計画である。

第四編 災害復旧・復興計画

第1章 復旧・復興への取組

災害発生後の復旧活動は、被災者の生活再建、災害に強い公共施設等の復旧、より安全な地域づくり及び地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

ただし、災害により地域の社会経済活動が低下している場合には、可能な限り迅速で円滑な復旧・復興が求められる。

第1節 復旧・復興の基本方向

市は、被害の状況、地域の特性、公共施設管理者の方針等を踏まえて、迅速な現状復旧をめざすか、あるいは、より災害に強いまちへの復興をめざすかについての検討を行い、復旧・復興の基本方向を定める。

より災害に強いまちへの復興をめざす場合、中長期的な課題の解決をも図ることが求められるため、災害復興計画を作成し、計画的な取組を進める。

第2節 迅速な現状復旧

市は、迅速な現状復旧をめざすため、被災施設の復旧事業に取り組む。また、国、県に復旧事業への支援、作業許可手続きの簡略化を求めるとともに、ライフライン管理者に復旧の促進と復旧時期の明示を求めていく。

第3節 災害に強いまちへの復興

第1 復興計画の作成

特定大規模災害（「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）第2条第1号に規定）によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域を市が有する場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2 防災まちづくりの推進

災害の防止とより快適なまちづくりに取り組むための防災まちづくりは、長い期間を要する計画となるため、市民の理解が必要となる。また、市民の生活再建への取組を同時に進めていく必要がある。

防災まちづくりにおいては、「被災市街地復興特別措置法」（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、合理的で健全なまちづくりを進めるものとする。

第3 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣の斡旋要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

第2章 被災者等の生活再建等に関する支援

第1節 被災者の生活再建

地震災害発生時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、一日でも早く震災前の状況に戻れるよう、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

市は、防災関係機関と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

実施担当部署	総務部、福祉子ども部、環境経済部
防災関係機関	県社会福祉協議会

第1 罹災台帳の作成

市長は、被災状況を調査のうえ、世帯別被害調査票（附属資料「6-1-1 世帯別被害調査票」）を整理し、必要資料を作成する。

総務部は、固定資産税課税台帳及び住民基本台帳から、罹災世帯の世帯別被害調査票を作成する。

第2 罹災証明書・被災届出証明書の交付

市長は、被災者から申請があった場合は、罹災証明書（附属資料「6-11-1 罹災証明書」）又は被災届出証明書（附属資料6-11-2 被災届出証明書）を交付するとともに、罹災証明書・被災届出証明書交付簿（附属資料「6-11-3 罹災証明書・被災届出証明書交付簿」）を作成する。

1 被害認定基準に基づく調査の実施

2 交付における留意事項

(1) 遅滞のない交付

市長は、災害による被害の程度に応じた適切な支援を実施するため、被災者から申請があった場合、遅滞なく罹災証明書等を交付する。

また、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(2) 申請の受付会場等の確保

会場には、電話、ファックス、コピー機など必要な設備を用意する。会場は、原則として市役所庁舎の会議室を活用し、被災状況に応じて被災者に便利な場所の確保に努める。

第3 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

2 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組に当たっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第4 災害弔慰金の支給等

1 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金

福祉子ども部は、災害により被害を受けた市民に対して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）及び「知多市災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年知多市条例第3号）に基づいて災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金は、災害により死亡した遺族に対し、弔慰のため、死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内で支給されるもので、費用負担については、国2/4、県1/4、市1/4である。

(2) 災害障害見舞金の支給

災害障害見舞金は、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者が、生計維持者の場合は250万円以内、その他は125万円以内で支給されるもので、費用負担については、国2/4、県1/4、市1/4である。

(3) 災害援護資金の貸付

災害援護資金は、災害により被害を受け、所得が政令により定められた額に満たない世帯に対して、生活の立て直しのために一世帯当たり350万円以内で被害の程

度、種類に応じて貸し付けられるもので、費用負担については、国 2/3、県 1/3 である。

第 5 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき災害援護資金の貸付け、民生委員による必要な援助・指導を行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律による支給若しくは貸付けの対象者を除く。

実施主体は、県社会福祉協議会であり、費用負担は、国 2/3、県 1/3 となっている。

第 6 被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委任された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の 1/2 は国の補助となっている。

市は被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

第 7 災害見舞金

市は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、落雷、地滑りその他異常な自然現象又は火災若しくは爆発による被害を受けた市民を救慰するため、被害程度に応じて災害見舞金を贈る。

県は、災害により家屋が全半壊し、床上浸水した世帯の世帯主に対し、その辛苦と心情を慰めるため、被害程度に応じて災害見舞金を贈る。

第 8 労働者対策

国、県においては、被災労働者に対する保護、職業斡旋^{あつせん}等を行っており、災害発生時には、被災労働者に対してこれらの制度を活用した対策を行うものとする。

第2節 被災中小企業等の復旧・復興支援

市は、県と協議し、地震により被災した中小企業等の再建を促進するため、必要な資金の融資等を円滑に実施する。

実施担当部署	環境経済部
防災関係機関	県

第1 農林水産業の再建支援

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

また、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

第2 商工業の再建支援

市は、被災中小企業に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第3節 住宅確保の支援

地震災害発生時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失等が生じることを踏まえ、一日でも早く震災前の状況に戻れるよう迅速で円滑な災害復旧を図ることが必要である。

市は、国、県と連携し、罹災者への住宅の確保を推進する。

被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

実施担当部署	都市整備部
防災関係機関	県

第1 応急仮設住宅の建設

「第一部 第三編 第15章 第1節 第3 応急仮設住宅の供与」を参照。

第2 公営住宅法による公営住宅の建設

1 適用基準

災害により滅失した住居に居住していた低額所得者に賃貸するため、公営住宅法第8条に基づいて「災害の場合の公営住宅」を建設することができ、国が2/3を補助することとなっている。

なお、補助の基準は、次による。

(1) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合	ア 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき イ 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき ウ 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき
(2) 火災による場合	ア 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき イ 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

2 建設及び管理者

災害公営住宅は、市が建設し、管理する。

ただし、災害が広域的かつ甚大で、市において建設が困難な場合は、県が補完的に建設、管理することができる。

第3 公営住宅法による既設公営住宅の復旧

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。国庫による補助は、2/3である。

1 国庫補助適用の基準

国庫補助の対象となる建設費、補修費、宅地復旧費は、それぞれ国土交通大臣の定める標準工事費、標準補修費、標準宅地復旧費を限度とする。

第4 災害復興住宅に対する融資

罹災者が災害の発生後2年以内に行う住宅の建設、購入、補修等に対しては、「独立行政法人住宅金融支援機構法」（平成17年法律第82号）に基づく融資制度を活用することができる。

第5 住宅相談窓口の設置

都市整備部は、県と連携して、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等に関する相談に応ずる。

第4節 税の減免その他の支援

市は、被災した市民や事業者の自立復興を支援するため、税の減免等の対策を実施し、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く広報する。

実施担当部署	総務部、健康文化部
--------	-----------

第1 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険税の減免等を行う。

第2 自立支援

広報班は危機管理班と協力し、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、一時市外に避難している市民に対しても、十分な情報を提供するように配慮する。

第5節 暴力団等への対策

第1 県、市の措置

1 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

2 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第2 知多警察署の措置

1 暴力団等の動向把握の徹底

(1) 暴力団等の動向把握

被災地の復旧・復興事業に係る利権をめぐり、暴力団等犯罪組織の間で縄張り争いが生じ、対立抗争事件に発展することが懸念されるため、暴力団等の動向把握に努める。

(2) 国際犯罪組織の動向把握

被災地の混乱に乗じた不良来日外国人による組織的な窃盗や外国人被災者の生活苦に乗じたヤミ金融事犯等の発生が懸念されるため、国際犯罪組織の動向把握に努める。

2 暴力団関係企業等の復旧・復興事業参入・介入実態の把握

暴力団は、関係企業や共生者を利用して復旧・復興事業に参入・介入することが予測されることから、実態解明を徹底するとともに、参入・介入に関する動向を把握した場合は、関係行政機関、被災地方公共団体、各種団体等に対して注意喚起を行う。

3 暴力団排除活動の徹底

(1) 暴排条項の導入

暴力団等による被災地の復旧・復興事業への参入・介入を防止するため、復旧・復興事業に係る契約書類等に暴力団排除の条項を盛り込むよう官民に働きかけ、暴力団、暴力団関係企業及び共生者の排除を徹底する。

(2) 各種法令の活用

復旧・復興事業への参入・介入の他に、被災地の混乱に乗じた暴力団による資金獲得活動に対しては、刑法、暴力団対策法、愛知県暴力団排除条例等を効果的に活用、運用して、検挙の徹底を図るとともに、官民が連携して暴力団排除活動の徹底に努める。

(3) 積極的な広報活動

被災地において復旧・復興事業等に関わる暴力団等が敢行した犯罪については積極的に広報するとともに、事件検挙等の機会を捉えて、震災に便乗する暴力団や暴力団関係企業等の悪質性及び実態を知らしめる効果的な広報を実施する。

(4) 相談活動

知多警察署は、暴力団等の復旧・復興事業への参入・介入の情報受理や不当要求に関する相談等の受理と的確な対応を行う。

4 外国人被災者への広報活動

外国人被災者の不安を解消し、情報不足による混乱を防止するとともに、暴力団等からの不当な要求を防止するために、それぞれの使用言語で必要な情報を得られるよう、関係機関と連携し積極的な広報を行う。

第3章 災害復旧事業に伴う財政援助

災害復旧事業費の決定は、県知事への報告その他、市が提出する資料及び調査に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害法に基づいて援助される災害復旧事業がある。

これらの内容は、次のとおりである。

第1節 法律により一部負担又は補助されるもの

- 1 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)
- 2 「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」(昭和28年法律第247号)
- 3 「公営住宅法」(昭和26年法律第193号)
- 4 「土地区画整理法」(昭和29年法律第119号)
- 5 「海岸法」(昭和31年法律第101号)
- 6 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)
- 7 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)
- 8 「予防接種法」(昭和23年法律第68号)
- 9 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の3分の2又は2分の1が国庫から補助される。
- 10 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)
- 11 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(昭和30年法律第136号)
- 12 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で災害復旧事業費の2分の1が国庫から補助される。
- 13 「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」(昭和47年法律第132号)

第2節 激甚災害の指定

「激甚災害指定基準」（昭和37年中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和40年中央防災会議決定）等に基づいて激甚災害の指定を受けることのできる場合には、県知事に指定手続きを要請する。

第1 激甚災害に関する調査

各部は、大規模な災害が発生した場合は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2 特別財政援助の交付手続

市長（本部長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に係る調書を作成し、県に提出する。

第3節 激甚災害法による援助の内容等

激甚災害に係る財政援助措置の対象は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外） (14) 湛水^{たんすい}排除事業
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水^{たんすい}排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	(1) 「中小企業信用保険法」（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例 (2) 「小規模企業者等設備導入資金助成法」（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間等の特例 (3) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 中小企業に対する資金の融資に関する特例

4 その他の財政援助及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例 (4) 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)による国の貸付けの特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例 (8) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (9) 「雇用保険法」(昭和49年法律第116号)による求職者給付に関する特例
----------------	--

概要

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき事項を定めている。

第五編 南海トラフ地震 臨時情報発表時 に対する防災対応

第1章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の体制

南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を活用する。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応をとれる体制を確保する。

第1 非常配備

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次のような非常配備体制により防災対応をとるものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表された後、本市において震度4以上の地震が発生した場合は、「第三編 第1章 第2節 第2 非常配備」に定める非常配備体制により災害応急対策に取り組むものとする。

また、職員は、南海トラフ地震臨時情報の発表を知り得たときは、「第三編 第1章 第2節 第2 非常配備」に沿って参集するものとする。

第2 参集基準

南海トラフ地震臨時 情報発表の時点	参集のあり方	連絡体制
勤務時間内	通常の勤務場所において勤務している場合は、上司の指示に従う。	庁内放送又は上司の指示による。
	上司の指示を受けることができない場合は、非常配備基準に照らして相当の参集行動を行う。	上司への連絡活動を行う。
勤務時間外	非常配備基準に照らして相当の参集行動を行う。	各部にて電話等により非常連絡を行う。

第2節 南海トラフ地震臨時情報の内容等

第1 南海トラフ地震臨時情報の内容と発表フロー

南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。

「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

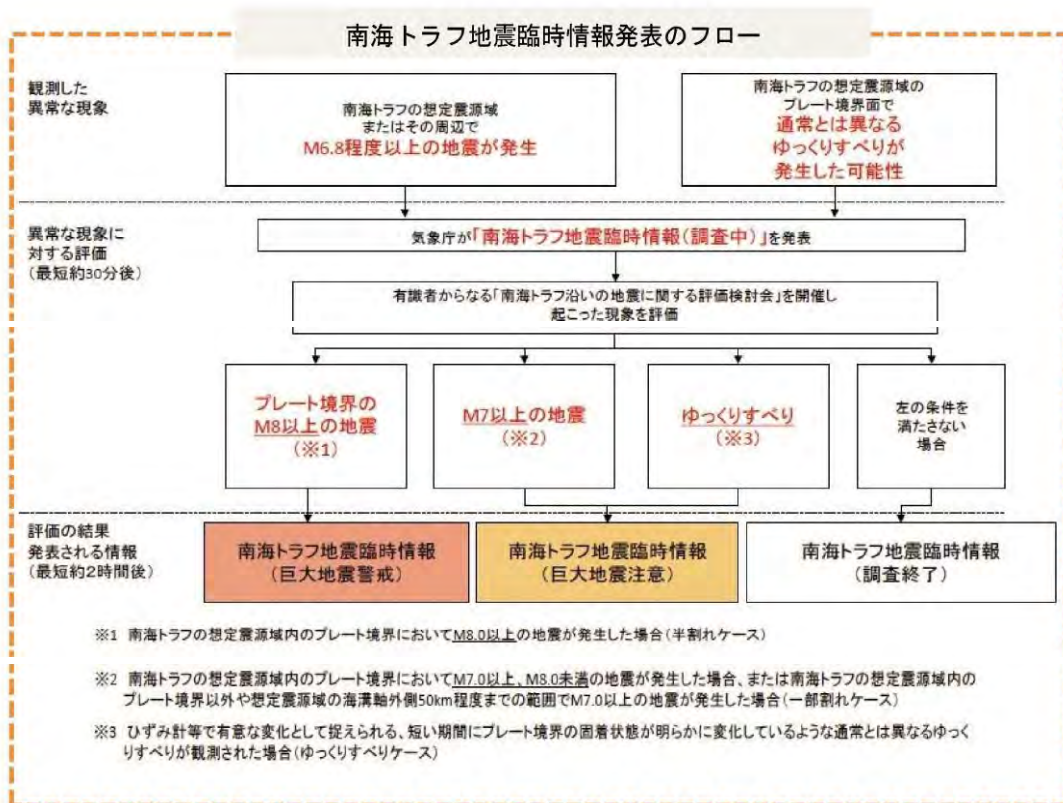
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている場合は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測

		○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※48.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震にもれなく把握するために、マグニチュードの設定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている



第3節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、警戒配備（準備体制）により対応する。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、警戒配備により対応する。また、県及び関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒配備により対応する。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 市民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報などの地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

4 避難対策等

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府）や、「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（愛知県）を参考に検討し、本市においては、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の事前避難対象地域は設定しない。そのため、市民が事前避難をする際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい市民に対しては市が避難所の確保を検討する。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、市民に理解を得られるよう啓発に努める。

5 消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は、市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア 市内の危険箇所の巡視及び警戒

イ ため池・水門・こう門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備及び配備等

6 警備対策

知多警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次に事項を重点として、措置をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備事業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

それぞれの事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

8 交通

(1) 道路

ア 知多警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、市民に周知するものとする。

イ 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

(2) 海上

ア 第四管区海上保安本部（事務所を含む。）及び港湾管理者は、船舶の避難対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。

(3) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

9 県又は市が管理等を行う道路、河川、その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県又は市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食糧等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

上記の（ア）～（ク）における実施体制（（ク）においては実施必要箇所を含む）

は、施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

(ア) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性、耐浪性を十分に考慮した措置を定めることとする。

(イ) 県立学校又は市立学校にあっては、次に掲げる事項を定めることとする。

- a 児童・生徒等に対する保護の方法
- b 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(ウ) 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

- a 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- b 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 公共土木施設等

- ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等を定めることとする。
- イ 河川、海岸、港湾施設について、水門及びこう門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を定めることとする。

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

- ア 災害対策本部又は方面本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - また、災害対策本部等を県又は市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- イ 県は、市推進計画に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(4) 工事中の建築物等

施工管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

10 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場

合、警戒配備（準備体制）により対応する。また、県及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

県及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 市民への周知・呼びかけ

県及び市は、放送事業者と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民に密接に関係する事項について周知するものとする。また、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震の備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

第1章 総則

第1節 地震防災強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第2項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、警戒宣言が発せられた場合にとるべき発災に備えた直前対策、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2節 東海地震注意情報に基づく対応方針

警戒宣言発令前において、東海地震注意情報が発表された場合、必要な行動を実施する。

第3節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上必要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市	- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関する情報（以下「地震予知情報等」という。）、警戒宣言の収集伝達を行う。 - 地震予知情報等、警戒宣言の広報を行う。 - 避難の指示等を行う。 - 地震災害から居住者等の危険を防止するため特に必要があると認める地域について、警戒区域の設定を行う。 - 避難状況の報告を行う。 - 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置
---	---

	について指示、要請又は勧告を行う。 7 地震災害の発生に備え、地震防災応急対策の実施の責任を有する者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることの要請等を行う。 8 応急の救護を要すると認められた者の救護その他保護のための措置を行う。 9 避難場所等、避難路及び緊急輸送を確保するための必要な道路その他地震防災緊急整備事業を行う。 10 通信施設の整備事業を行う。 11 地震災害が発生した場合における食料、医療品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他必要な応急措置の実施の準備を行う。 12 地震防災応急対策について、必要に応じ知事に応援を求め、又は応急措置の実施の要請を行う。また、他の市町村長等に対し応急措置を実施するため必要があるときには、応援を求める。
県	1 地震予知情報等、警戒宣言の収集伝達を行う。 2 地震予知情報等、警戒宣言の広報を行う。 3 避難状況の報告を行う。 4 地震防災応急対策等について、知多市長の要請により応援等を行う。 5 地震防災応急対策等について、知多市長に指示し、又は他の市町村長に応援の指示を行う。 6 通信施設の整備事業を行う。 7 緊急通行車両の確認を行う。
知多警察署	1 避難の指示及び誘導を行う。 2 交通規制等交通秩序の保持を行う。 3 各種犯罪、危険物の取締りを行う。 4 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 5 気象予警報等の伝達に対する協力を行う。 6 警察広報を行う。
知多県民事務所	1 緊急輸送車両等の確認を行う。 2 環境汚染対策の総括的指導を行う。

知多建設事務所	1 管轄区域内における諸施設の点検を行う。 2 災害予防措置等の防災応急対策を行う。 3 緊急輸送車両等の確認を行う。 4 避難場所等、避難路、救急輸送を確保するための必要な道路その他地震防災緊急整備事業を行う。
知多保健所	1 避難場所等の衛生管理の指導を行う。 2 防疫活動の指導、援助を行う。 3 飲料水の検査の指導を行う。
指定公共機関	1 西日本電信電話株式会社東海支店 (1) 地震予知情報等、警戒宣言の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 地震予知情報等、警戒宣言が発せられた場合に通信設備を優先的に利用させる。 (3) 気象予警報等を市へ連絡する。 2 東邦ガスネットワーク株式会社東海事業所 (1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。 (2) 東海地震注意情報が発表された場合には、直ちに警戒体制に入る。 3 中部電力株式会社、株式会社 J E R A (1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずる。 (2) 東海地震注意情報が発表された場合には本店等に地震災害警戒本部等を設置し、電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。

第2章 地震災害警戒本部の設置等

第1節 地震災害警戒本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに知多市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2節 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大震法、大規模地震対策特別措置法施行令、知多市地震災害警戒本部条例及び知多市地震災害警戒本部要綱に定めるところによる。

警戒本部には、次に掲げる部及び班を置き、それぞれ同表に掲げる事務を分掌させる。

部名	部長	班名	班長	班員	分掌事務
総務部	総務部長	危機管理班	防災危機管理課長	防災危機管理課に属する職員	1 警戒本部の設置、運営に関すること。 2 災害警戒活動の総合調整に関すること。 3 県に対する地震防災応急対策及び避難状況の報告に関すること。 4 防災関係機関への伝達に関すること。 5 地震防災応急対策の記録整理に関すること。 6 職員の非常招集及び解除に関すること。 7 交通情報の把握及び警察署との連絡調整に関すること。 8 各部との連絡調整に関すること。 9 部内の連絡調整に関すること。
		総務班	総務課長	総務課に属する職員	1 庁舎の地震防災応急対策等の実施に関すること。 2 生活必需品の確認に関すること。 3 防災資機材の点検、配備に関すること。 4 危機管理班の業務の協力に関すること。
		財政班	財政課長	財政課に属する職員	1 市有車両の配車及び車両燃料の確保に関すること。 2 危機管理班の業務の協力に関すること。
		災害調査班	税務課長 (収納課長)	税務課及び 収納課に属する職員	1 被害状況調査の準備に関すること。 2 危機管理班の業務の協力に関すること。

部名	部長	班名	班長	班員	分掌事務
		窓 口 班	市民窓口課長	市民窓口課に属する職員	安全班の業務に関すること
		会 計 班	出納室長	出納室に属する職員	1 災害警戒活動に伴う現金、有価証券等の出納及び保管に関すること。 2 金融機関との連絡調整に関すること。
企画部	企画部長	企画情報班	企画情報課長	企画情報課に属する職員	1 物資輸送体制の確認に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。
		広 報 班	秘書広報課長	秘書広報課に属する職員	1 緊急広報の実施に関すること。 2 関係機関への広報活動の協力要請に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 避難場所・避難所の位置等の広報に関すること。
		職 員 班	職員課長	職員課に属する職員	企画情報班の業務の協力に関すること。
		安 全 班	市民協働課長	市民協働課に属する職員	1 駐在員への伝達に関すること。 2 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。
福祉子ども部	福祉子ども部長	福 祉 班	福祉課長	福祉課に属する職員	1 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 2 関係機関への伝達に関すること。 3 要配慮者の救護に関すること。 4 地震防災応急物資の配給及び炊出しの準備に関すること。 5 避難所の受入等の準備に関すること。 6 備蓄食糧の確認に関すること。 7 部内の連絡調整に関すること。
		長 寿 班	長寿課長	長寿課に属する職員	福祉班の業務の協力に関すること。
		子ども若者支援班	子ども若者支援課長	子ども若者支援課に属する職員	1 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 2 避難所の受入等(福祉班への協力)の準備に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。

部名	部長	班名	班長	班員	分掌事務
		幼児保育班	幼児保育課長	幼児保育課に属する職員	1 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 2 園児の安全対策に関すること。 3 関係機関への伝達に関すること。 4 避難所の受入等(福祉班への協力)の準備に関すること。
		ボランティア班	監査委員事務局	監査委員事務局に属する職員	ボランティア等の受入準備に関すること。
健康文化部	健康文化部長	保険医療班	保険医療課長	保険医療課に属する職員	1 避難所の受入等(福祉班への協力)の準備に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。
		救護班	健康推進課長	健康推進課に属する職員	1 医師会に対する緊急医療体制の維持及び医療救護班の準備に関すること。 2 関係機関への伝達に関すること。 3 救護所の開設準備に関すること。
		生涯学習スポーツ班	生涯学習スポーツ課長	生涯学習スポーツ課に属する職員	1 文化財の保護に関すること。 2 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 3 避難所の受入等(福祉班への協力)の準備に関すること。
環境経済部	環境経済部長	衛生班	環境政策課長	環境政策課に属する職員	1 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 2 防疫活動の準備に関すること。 3 し尿処理及び仮設トイレの設置の準備に関すること。 4 遺体に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。
		清掃班	ごみ対策課長	ごみ対策課に属する職員	1 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 2 廃棄物処理の準備に関すること。
		商工振興班	商工振興課長	商工振興課に属する職員	1 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 2 応急食糧の調達、斡旋の準備又は実施に関すること。 3 県に対する緊急物資確保の要請に関すること。 4 関係機関への伝達に関すること。
		農業振興班	農業振興課長	農業振興課に属する職員	1 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 2 ため池の巡視に関すること。 3 関係機関への伝達に関すること。

部名	部長	班名	班長	班員	分掌事務
		農 業 班	農業委員会 事務局長	農業委員会 事務局に属 する職員	衛生班の業務の協力に関すること。
都市整備部	参与 都市整備 部長	都市計画班	都市計画 課長	都市計画課に 属する職員	1 所管施設の地震防災応急対策等の実施に 関すること。 2 屋外広告物の落下等防止対策に関すること。 3 応急危険度判定の準備に関すること。 4 応急仮設住宅等の設置準備に関すること。
		土 木 班	土木課長	土木課に属 する職員	1 道路、橋りょう及び河川の被災調査体制 の準備に関すること。 2 応急復旧工事、道路障害物除去作業の準 備に関すること。 3 建設業者に対する協力要請に関すること。 4 水害・土砂災害等危険箇所の巡視に関す ること。 5 部内の連絡調整に関すること。 6 道路交通規制の準備に関すること。 7 水門の点検及び操作体制の確認に関す ること。 8 水害・土砂災害等危険箇所の巡視に関 すること。
		緑化公園班	緑と花の 推進課長	緑と花の推進課 に属する職員	所管施設の地震防災応急対策等の実施に関 すること。
		下水道班	下水道課長	下水道課に 属する職員	1 所管施設の地震防災応急対策等の実施に 関すること。 2 排水設備指定工事人に対する協力要請に 関すること。 3 水道班の業務の協力に関すること。
		水 道 班	水道課長	水道課に属 する職員	1 所管施設の地震防災応急対策等の実施に 関すること。 2 指定給水装置工事事業者に対する協力 要請に関すること。 3 給水用資材の点検確認と運搬給水の準備 体制に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。

部名	部長	班名	班長	班員	分掌事務
消防部	消防長	指揮班	庶務課長	庶務課に属する職員	1 指揮本部の設置に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 消防活動用資機材の確保、調達に関すること。 4 消防職員の招集及び解除に関すること。 5 消防団への出動指令と現場活動に関すること。
		予防班	予防課長	予防課に属する職員	1 石油コンビナート等防災本部に関すること。 2 自主防災組織への伝達に関すること。
		警防班	消防署長	消防署に属する職員	1 火災、救急及び救助に係る緊急出動体制の確保に関すること。 2 緊急広報の実施に関すること。 3 水害・土砂災害等危険箇所の巡視に関すること。 4 水利の確保に関すること。 5 消防活動に関すること。
教育部	教育部長	学校教育班	学校教育課長	学校教育課に属する職員	1 児童及び生徒の安全対策に関すること。 2 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 3 関係機関への伝達に関すること。 4 避難所の受入等(福祉班への協力)の準備に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。
議会部	議会事務局長	議会班	議事課長	議事課に属する職員	議員との連絡調整に関すること。

知多市地震災害警戒本部員

区分	根拠条文	職	選出方法
本部員	知多市地震災害警戒 本部条例 第2条第5項第1号	愛知県知多警察署員	市長委嘱
	第2号	中部電力パワーグリッド株式 会社常滑営業所	市長委嘱
		東邦ガスネットワーク株式会 社東海事業所	市長委嘱
	第3号	副市長	市長指名
		教育長	市長指名
	第4号	参与	市長指名
		総務部長	市長指名
		企画部長	市長指名
		福祉子ども部長	市長指名
		健康文化部長	市長指名
		環境経済部長	市長指名
		都市整備部長	市長指名
		消防長	市長指名
		教育部長	市長指名
		議会事務局長	市長指名

第3章 地震防災応急対策要員の参集

- 1 市長は、次の場合、職員の参集を命ずるものとする。

なお、東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられたとき、各々の場合における職員参集体制を定めるものとする。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）を知り得た場合

東海地震に関連する調査情報（臨時）を知り得た場合には、第1非常配備により対応する。

- (2) 東海地震注意情報を知り得た場合

東海地震注意情報を知り得た場合には、第2非常配備体制により対応する。

ただし、各職員は、勤務時間外においても警戒宣言の発令に対処できるよう、体制を整えておく。

- (3) 警戒宣言発令を知り得た場合

市長は、警戒宣言が発令された場合に、これに伴う混乱を防止し、地震発生に伴う災害防止と軽減を図るため、警戒本部を設置し、第3非常配備を発令する。

また、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づく災害対策本部が設置された場合、及び大震法第9条第3項に基づく警戒宣言解除があったときは、警戒本部を廃止するものとする。

2 非常配備基準及び参集場所は、次のとおりとする。

非常配備基準

種 別	配 備 基 準	配 備 内 容	備 考
第 1 非 常 配 備	東海地震に関連する調査情報（臨時）を受けたとき。	情報連絡等を実施するための必要最小限の人員により当たるものとし、更に高度の配備体制に移行できる体制とする。	警戒本部を設置せずに、本部員会議を必要に応じて開催する。
第 2 非 常 配 備	東海地震注意情報を受けたとき。	各部からの所要の人員により当たるものとし、直ちに応急対策活動が実施できる体制とする。	
第 3 非 常 配 備	警戒宣言発令の報を受けたとき。	全職員により当たるものとし、応急対策活動が実施できる完全な体制とする。	警戒本部を設置するものとする。

なお、小中学校職員の非常配備体制については、別に定める。

参集場所

地震発生の時点	参集のあり方	連絡体制
勤 務 時 間 内	通常の勤務場所において勤務している場合は、上司の指示に従う。	庁内放送又は上司の指示による。
	上司の指示を受けることができない場合は、非常配備基準に照らして相当の参集行動を行う。	上司への連絡活動を行う。
勤 務 時 間 外	非常配備基準に照らして相当の参集行動を行う。	各部にて電話等により非常連絡を行う。

3 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容、その他これらに関連する情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報及び警戒宣言発令を知り得たときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

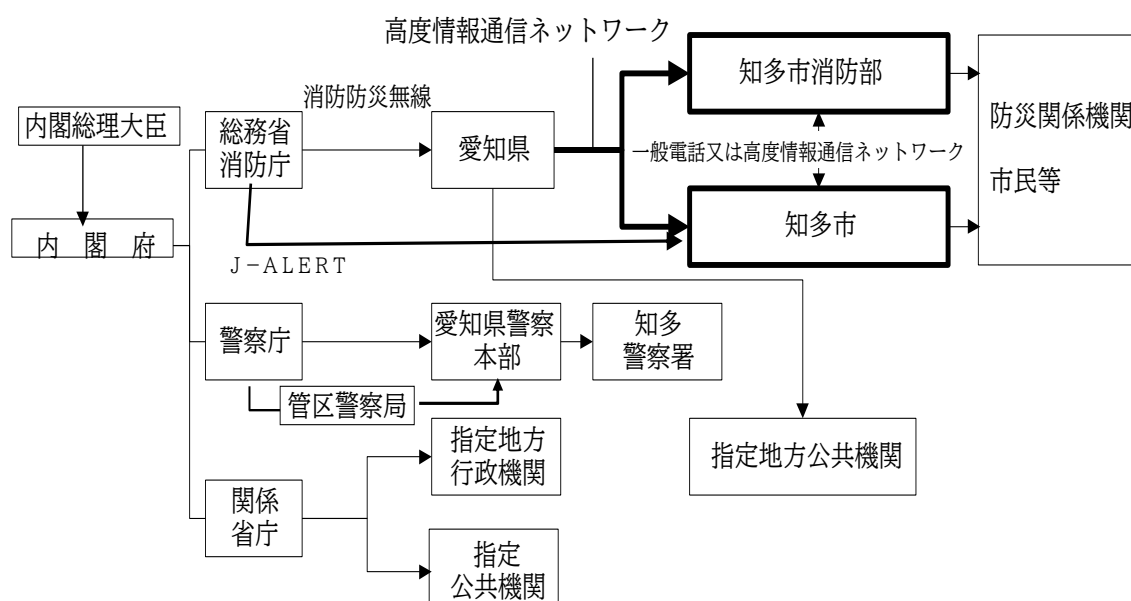
第4章 発災に備えた直前対策

第1節 東海地震に関連する情報等の内容等

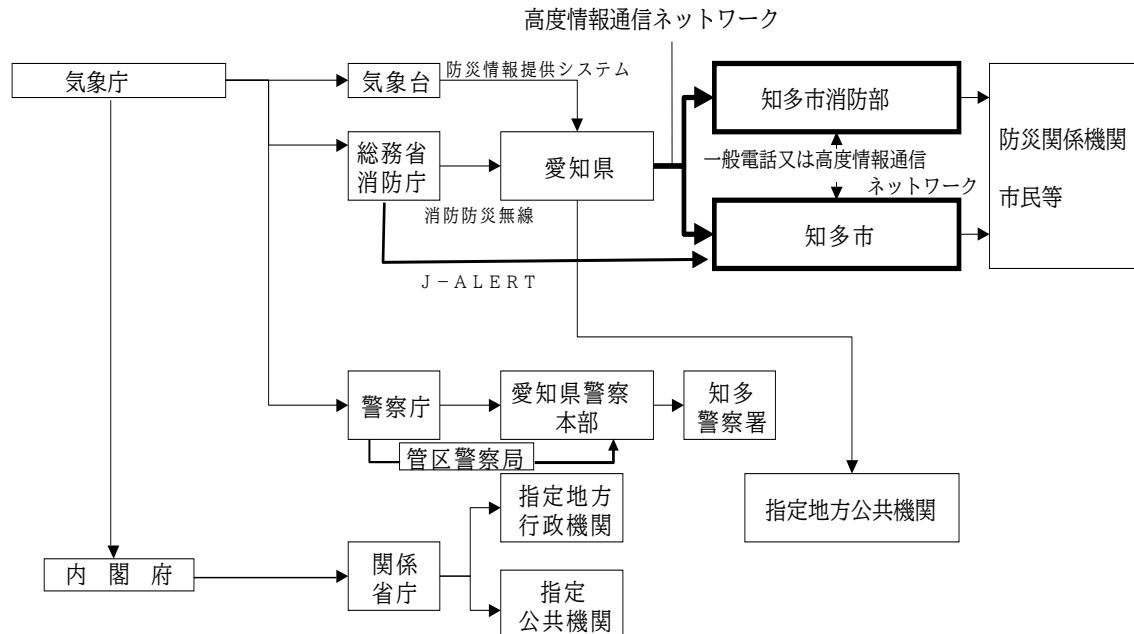
地震予知情報等の伝達等は、次の系統図により行う。

実施担当部署	総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、環境経済部、都市整備部、消防部、教育部、議会部
防災関係機関	知多警察署、指定地方行政機関、指定地方公共機関

第1 警戒宣言の伝達系統



第2 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））の伝達系統と内容

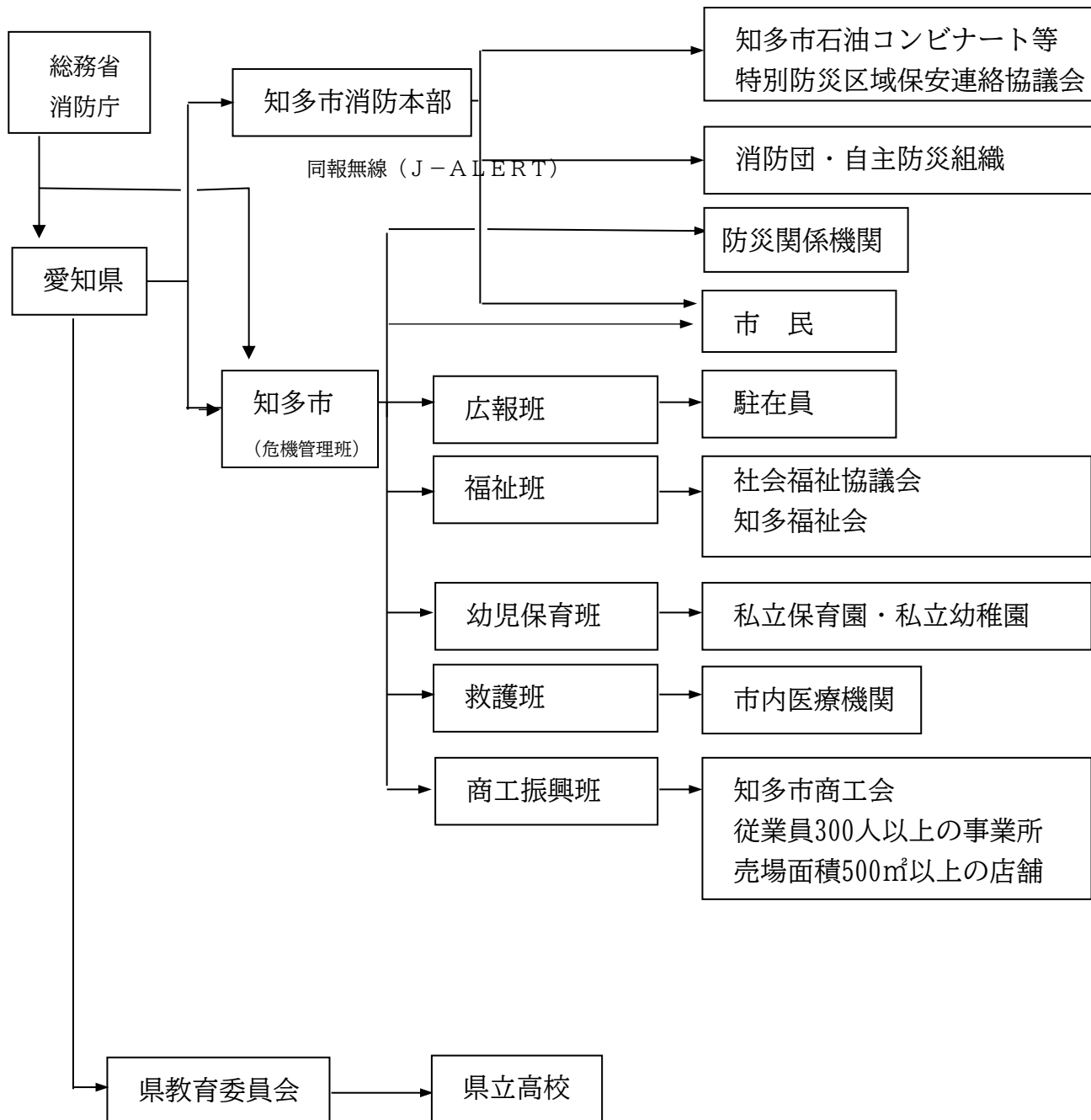


東海地震に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種 類	内 容 等	
東海地震 予知情報 (カラーレベル赤)	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。	
東海地震 注意情報 (カラーレベル黄)	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。	
東海地震に関連する 調査情報（臨時） (カラーレベル青)	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。

市を中心とした東海地震予知情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



第3 居住者等に対する伝達手段

居住者等に対する伝達手段は、次のとおりとする。なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

(1) 防災行政無線（同報系）

知多市防災行政無線（略）「附属資料」参照

(2) コミュニティFM

(3) 広報車

防災行政無線（同報系）を補完する。

(4) 携帯電話メール（緊急速報メール機能を含む。）

(5) ケーブルテレビ

(6) 市のWebサイト（インターネット）

(7) 地震防災信号（サイレン、警鐘）

警戒宣言が発せられた場合は、サイレン又は警鐘を使用する。

サイレン	サイレンの吹鳴箇所は、防災行政無線（同報系）拡声子局、消防署、同八幡出張所、同旭出張所及び岡田公民館とし、必要に応じ各消防団詰所においても吹鳴する。						
警鐘	警鐘は、停電時等サイレンが使用できない場合等に使用する。						
地震防災信号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警鐘</th><th>サイレン</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(5点) ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●</td><td>(約45秒) ● ————— ● (約15秒)</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること。</td></tr> </tbody> </table>	警鐘	サイレン	(5点) ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	(約45秒) ● ————— ● (約15秒)	備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること。	
警鐘	サイレン						
(5点) ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	(約45秒) ● ————— ● (約15秒)						
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること。							

第2節 警戒宣言前の情報に基づく防災対応

1 準備行動

東海地震注意情報が発表された場合、市長は部隊の派遣・受入れの準備や物資の点検、必要に応じ、園児・児童・生徒の引き渡し等の安全確保対策等の措置を講じるものとする。

2 情報内容の周知

市長は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）時は、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡職員の確保等必要な対策をとるものとする。

第3節 警戒宣言時等の広報

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

実施担当部署	総務部、企画部、消防部
防災関係機関	報道機関

第1 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- 1 東海地震予知情報の内容、特に県内の地震及び津波の予想並びに本市における災害危険箇所及び避難対象地区への周知
- 2 ライフラインに関する情報
- 3 生活関連情報
- 4 応急計画を作成した事業所に対する計画実施の呼びかけ
- 5 応急計画を作成しない事業所及び地域住民がとるべき措置
- 6 交通規制の状況等地震防災応急対策の内容及び実施状況
- 7 金融機関が講じた措置に関する情報
- 8 その他状況に応じた事業所又は住民に周知すべき事項
 - (1) 火気の使用、自動車の運行及び危険な作業等の自主的制限
 - (2) 消火の準備
 - (3) 飲料水等の緊急貯水
 - (4) 非常持ち出し品の点検

第2 広報文例

警戒宣言が発せられた場合に、防災行政無線（同報系）、コミュニティFM、広報車及びケーブルテレビにより広報する場合の文例は、次のとおりとする。

- 1 ○時○分に内閣総理大臣から東海地震に関する警戒宣言が発せられました。
- 2 本市での揺れは、震度6弱と予想されます。
- 3 避難する場合は、いつでも避難できるよう用意してください。（避難を必要とする区域は、避難の必要がある旨、避難場所・避難所、避難に当たっての注意）
- 4 断水するおそれがありますので、ふろやバケツに水を蓄えてください。
- 5 タンスなど倒れやすいものは、柱や壁に固定してください。
- 6 非常持出袋を点検してください。
- 7 火の使用は、できるだけ控えてください。火を使う場合は、いつでもすぐに消せるよう、そばを離れないでください。
- 8 自動車の運転は、できるだけ控えるようにしてください。
- 9 テレビやラジオで詳しい情報を得てください。
- 10 デマに惑わされないようにしてください。
- 11 高齢者、子供は、柱や壁の多い壊れにくい部屋に移ってください。
- 12 みなさん、落ち着いて行動してください。
- 13 急ぎでない電話をかけることは、控えてください。

東海地震注意情報が発せられた場合に、防災行政無線（同報系）、コミュニティFM、広報車及びケーブルテレビにより広報する場合の文例は、次のとおりとする。

- 時○分に気象庁から東海地震注意情報が発表されました。
- これは、東海地域で観測している地殻データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっています。
- 1 市民の皆さまにあっては、今後の情報に十分注意しつつ、県や本市からの呼びかけに基づいて、落ち着いて行動してください。
 - 2 当面、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。
 - 3 金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、あわせて対応していただきますようお願いいたします。
 - 4 不要不急の旅行を控えていただきますようご協力をお願いいたします。
 - 5 今後の地殻変動の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。

- 6 警戒宣言が発せられた場合には、市内の鉄道・バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、注意情報の間に、お早めに帰宅に心がけていただきます。
- 7 警戒宣言が発せられると、本市では、津波、がけ崩れなどのおそれのある危険地域からの避難や、耐震性を有するもの以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いします。

第3 広報手段等

広報は、防災行政無線（同報系）、コミュニティFM、広報車、ケーブルテレビ、市のWebサイト、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、サイレン、警鐘、ラジオ・テレビなど報道機関、又は自主防災組織の協力を得て行うものとする。

なお、特に配慮を要する者への対応については、様々な広報手段を活用して行うものとする。

第4 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

実施担当部署	総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、環境経済部、都市整備部、消防部、教育部、議会部
防災関係機関	知多警察署、西知多医療厚生組合（公立西知多総合病院）、知多郡医師会知多市医師団、西日本電信電話株式会社東海支店、東邦ガスネットワーク株式会社東海事業所、中部電力パワーグリッド株式会社

- 1 市における警戒宣言発令後の避難状況・地震防災応急対策に関する情報の収集又は伝達及び警戒本部からの指示事項等の伝達は、次の系統により行う。

情報収集項目	内 容	所管部署
総括的情報	市内各地区の状況	各 部
	土砂災害等の危険箇所の状況	
	人命危険の有無及び人的被害の発生状況	
	市民の動向	
	道路交通の状況（通行可否等） 公共交通機関の状況（名鉄、知多乗合）	
ライフライン情報	上水道施設の状況	都市整備部
	下水道施設の状況	
	電気通信施設の状況	西日本電信電話株式会社東海支店
	都市ガス施設の状況	東邦ガスネットワーク株式会社東海事業所
	電力施設の状況	中部電力パワーグリッド株式会社常滑営業所
医療機関情報	市内医療機関の状況	知多郡医師会 知多市医師団
	公立西知多総合病院の状況	西知多医療厚生組合 （公立西知多総合病院）
119番、110番通報の状況	119番通報の状況	消防部
	110番通報の状況	知多警察署
	市への市民通報の状況	総務部・消防部
その他の状況	各避難所への避難者の状況	福祉子ども部
	所管施設、設備の状況	各 部
	開始した応急対策の内容	
	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	

2 警戒宣言発令後の避難状況・地震防災応急対策の報告事項・時期

(1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式1）」により県に報告する。

(2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式2）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項は「様式2」に記載の事項とする。

イ 報告時期

「①避難の経過」は、危険な事態、その他の異常な事態発生した後直ちに。

「②避難の完了」は、避難に係る措置が完了した後速やかに。

「③から⑩」は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次

避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式1）（略）「附属資料」参照

避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式2）（略）「附属資料」参照

第5節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

警戒宣言が発せられた場合には、市は地震災害が発生した事態に備えて、食料品・生活必需品・医薬品等を確保するために関係機関へ応援を求めて物資の供給確保に努めるとともに、県等の備蓄品の供与又は貸与を要請するものとする。また、災害応急対策を実施するために必要な資機材の整備及び防疫、医療等の措置に必要な人員を配置するものとする。なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

実施担当部署	総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、環境経済部、都市整備部、消防部、教育部
防災関係機関	指定公共機関、医療関係団体等

第1 食料品、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保

- 1 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保を行う。
物資一覧 災害備蓄用品の状況（略）「附属資料」参照
- 2 市は、県等に対して居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資の供給の要請をすることができるものとする。
 - (1) 食料品（米穀・乾パン・米飯缶詰・パン・副食品・調味料）
 - (2) 生活必需品
 - (3) 医薬品
 - (4) 応急復旧用資機材
 - (5) 給水確保用資機材
 - (6) 浸水対策用資機材

第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

- 1 防災関係機関は、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合は、知多市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施できるように、必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行うものとする。
- 2 防災機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。
 - (1) 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備
市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、次の車両及び人員の確保の措置を講ずるものとする。
市の保有車両（略）「附属資料」参照
 - (2) 給水確保用資機材及び人員の配備

市は、震災に備え居住者等の飲料水等を貯水し、応急給水、応急復旧等に必要な資機材の整備点検及び人員の配備を確保するものとする。

応急給水用資機材（略）「附属資料」参照

地震災害時における復旧資機材の供給に関する協定（略）「附属資料」参照

(3) 通信確保用資機材及び人員の配備

西日本電信電話株式会社東海支店は、東海地震注意報を受けた場合、災害復旧に係る復旧資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。

ア 移動無線車、移動電源車、ポータブル衛星通信支援車

イ 災害対策用機器及び応急復旧用復旧資機材運搬用車両

ウ 工事用車両及び特殊車両

エ 広報車その他災害応急復旧対策上必要な車両

(4) ガス供給確保用資機材及び人員の配備

東邦ガスネットワーク株式会社東海事業所は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、次の措置を講ずる。

ア 車両等を整備及び確保して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確認及び緊急確保に努める。また、発災後、復旧資機材が不足する場合、取引先、メーカー、他ガス事業者等へ融通を依頼する。

イ あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し、確保に努める。また、発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じて関連工事会社、他のガス事業者等への応援を要請する。

(5) 電気供給確保用資機材及び人員の配備

中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、次の措置を講ずる。

ア 車両等を整備、確保して応急出動に備えるとともに手持ち資機材の数量確認及び緊急確保に努める。また、発災後、復旧用資機材が不足する場合、他事業場へ融通を依頼する。

イ あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し、確保に努める。また、発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負工事会社及び他事業場へ応援を依頼する。

(6) 浸水対策用資機材及び人員の配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体になって迅速かつ協力を推進できるよう非常配備の体制を整える。このため、浸水対策用資機材を備蓄する。

なお、浸水対策用資機材に不足を生じる緊急事態に際しては、県へ応援を要請するものとする。

(7) 廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材及び人員の配備

市は、廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材について、発災後に備え、速やかに点検を行い、稼働できるよう体制を確保するものとする。

清掃用車両（略）「附属資料」参照

市は、倒壊家屋、家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、便所が使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設便所を設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(8) 防疫活動確保用資機材及び人員の配備

市は、防疫対策活動確保用資機材について、発災後に備え、速やかに点検を行い、稼働できるよう体制を確保するものとする。

防疫用資機材（略）「附属資料」参照

(9) 医療救護用資機材及び人員の配備

市は、医療救護活動のために必要な資機材及び人員の配備を確保するとともに、医療関係団体との連携を密にする。

救急病院（略）「附属資料」参照

(10) 消火、救助・救急用資機材及び人員の配備

市は、消火、救助・救急のために必要な資機材及び人員の配備を確保するものとする。

消防本部・消防署保有の消防力（略）「附属資料」参照

消防団保有の消防力（略）「附属資料」参照

林野火災対策用資機材（略）「附属資料」参照

救出用資機材（略）「附属資料」参照

救急自動車（略）「附属資料」参照

消火器設置状況（略）「附属資料」参照

消火、救助・救急及び水防用備蓄資機材（略）「附属資料」参照

第6節 避難対策

東海地震注意情報が発表された場合は、原則として耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所に滞在するものとするが、警戒宣言発令後の避難を容易にするため、避難所を開設する。

警戒宣言が発令された場合は、建物の倒壊等により避難が必要となる住民等に対し、迅速かつ的確な避難活動を行うため、市内全域（避難指示発令地区を除く。）の住民等に対して高齢者等避難を発令するとともに、可能な限りの措置をとり、生命、身体の安全確保に努める。

住民等は、居住する建物の耐震性、地盤等の状況に応じて、必要がある場合は、避難場所等へ避難する。

実施担当部署	総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、環境経済部、都市整備部、消防部、教育部
防災関係機関	報道機関、知多警察署

第1 警戒宣言時に避難の指示の対象となる地区

警戒宣言時において避難の指示の対象となる地区は、次のとおりである。

山崩れ、がけ崩れ注意箇所（略）「附属資料」参照

急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域（略）「附属資料」参照

なお、市は原則として老人、子供、病人等要配慮者を保護するため、必要に応じて耐震化した建物を明示するものとする。

第2 事前周知及び警戒宣言発令時の対応に関する事項

1 市は、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- (1) 地区の範囲
- (2) 想定される危険の種類
- (3) 避難場所・避難所（屋外、屋内の種別）
- (4) 避難場所・避難所に至る避難路
- (5) 独力で避難できない要配慮者及び手法等
- (6) 避難指示の伝達方法
- (7) 避難場所・避難所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- (8) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

- 2 大震法第7条第1項各号に掲げる施設又は事業のうち、第1に掲げる地区内にあるものを管理し、又は運営する者は、施設又は事業の従事者、入所者、入場者等に対し、1に掲げる事項についてあらかじめ十分な周知を図るものとする。この場合において、保育園等については、1に掲げる事項に加えて、園児の引渡し方法及び登下校時の措置について、保護者に対して周知を図るものとする。
- 3 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、避難の指示を行い、警戒区域の指定を行うとともに次の措置をとるものとする。
 - (1) 防災行政無線、広報車等による避難の指示等の周知
 - (2) 県警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関に対する放送依頼
 - (3) 避難対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への集団避難の指示
 - (4) 知多警察署長への避難の指示等を行った旨の通知
 - (5) 知多警察署への避難誘導、交通規制等の依頼
 - (6) 避難所の開設及び応急対策用資機材の点検整備
 - (7) 市警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設
 - (8) 避難終了後の地区についての防火防犯パトロールの実施
- 4 市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- 5 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画又は、市警戒本部の指示に従い、住民、入場者、従業員等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 6 避難救護等の対策
 - (1) 市は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、障がい者等の避難に当たり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
 - (2) 警戒宣言に基づき、市長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は、自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- 7 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について次のように定める。
 - (1) 広報班は、様々な媒体による避難指示等の伝達や、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。
 - (2) 市民は、地域の要配慮者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。
- 8 避難場所における措置
 - (1) 市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。
 - ア 避難所での受入れ

イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給（原則として飲料水、主要食糧、生活必需品等の物資は警戒宣言時には支給しないので各自家庭内備蓄を持出しする。）

ウ その他必要な措置

(2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資及び資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の放出等の要請

イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の要請

ウ その他必要な措置

第7節 消防、水防対策

市は、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合は、地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

実施担当部署	総務部、都市整備部、消防部
防災関係機関	消防団

- 1 火災発生の防止、初期消火についての居住者等への広報
- 2 あらかじめ予想される火災危険地域への、資機材の準備及び事前配備
- 3 地震予知情報等の収集、伝達及び周知体制の確立
- 4 避難対象地区における避難の指示、避難誘導及び避難路の確保
- 5 施設、事業所等に対する応急計画実施の指示
- 6 警戒巡視の実施
- 7 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- 8 その他必要な措置

上記に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。

市消防計画：地震に伴う出火及び混乱等の防止のために必要な動員、配備及び活動計画

担 当	活 動 内 容
消防部	(1) 消防職員の迅速な参集と初期体制の確立 (2) 指揮・命令系統の確立と連絡調整 (3) 広報班と一体となつての広報 (4) 出火及び延焼危険が高いと予想される地域あるいは大規模火災の危険のある地域への、資機材の準備及び事前配備 (5) 急傾斜地崩壊危険区域等、避難対象地区住民に対しての避難指示 (6) 学校、大型店舗、大規模事業所等に対しての応急措置指示 (7) 自主防災組織に対しての必要な活動の指導 (8) 消火用資機材の確保、調達 (9) 消防団への出動指令と現場活動
消防団	警戒及び巡視
市民 事業所 自主防災組織	(1) 出火防止措置等の実施確認 (2) 警戒本部の活動に協力 (3) 広報活動、情報収集及び伝達活動に協力

第8節 避難・社会秩序維持対策

知多警察署は、東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発令された場合には、住民の避難対策、社会秩序の維持対策等警察活動を推進する。

実施担当部署	総務部、都市整備部、消防部
防災関係機関	知多警察署

第1 警戒警備本部の設置

知多警察署は、東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発令され警察本部に愛知県警察東海地震警戒警備本部が設置された場合は、知多警察署東海地震警戒警備本部を設置する。

第2 警察活動の重点

1 住民の避難対策

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内外で避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合において、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のため立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

2 社会秩序の維持対策

知多警察署は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

(1) 混乱防止の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合、鉄道の駅、銀行、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行う。

イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図る。

(2) 不法事案に対する措置

ア 悪質商法等の生活経済事犯の予防及び取締りを行う。

イ 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行う。

ウ その他混乱に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行う。

(3) 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行う。

(4) 自主防災活動に対する支援

自治会、町内会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行う。

第9節 交通対策

実施担当部署	総務部、企画部、都市整備部
防災関係機関	県公安委員会、知多建設事務所、知多警察署、第四管区海上保安本部、名古屋港管理組合、名古屋鉄道株式会社、知多乗合株式会社

第1 道路

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想される。このため、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と緊密に連携し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察及び消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

1 運転者のとるべき措置の周知

市、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規則等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、次の事項について車両運転者等に対して周知徹底を図る。

(1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知った場合

- ア 直ちに低速走行に移行し、カーラジオ等により地震情報等を聞き、その情報に応じて行動する。
- イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動し、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、左側に寄せ、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックせず、避難や地震応急対策の妨げになる場所には駐車しないこととする。
- ウ 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこととする。

(2) 不要不急の旅行等を控えること。

2 警戒宣言発令時の交通規制

(1) 基本方針

- ア 車両の走行を極力抑制する。
- イ 強化地域内への車両の流入は極力制限する。
- ウ 強化地域外への車両の流出は、混雑が生じない限り制限しない。

(2) 内容

ア 第1次交通規制

石油コンビナート等特別防災地域の周辺道路及び交通の混乱状況等により、必要な交通規制を実施する。

イ 第2次交通規制

第1次交通規制実施後、さらに避難及び地震応急対策に支障が生じる事態が発生した場合は、必要な交通規制の見直しを行う。

(3) 方法

大震法第24条及び道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合、同法施行令に基づく表示板等の設置等を行うこととする。

(4) 緊急輸送車両の確認等

ア 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止等を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第12条に基づく緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

「緊急通行車両確認申出書」の提出を受け、緊急輸送車両であることを確認したとき、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を申出者に交付する。

第2 海上

警戒宣言が発せられた場合、第四管区海上保安本部及び港湾管理者は、東海地震予知情報において津波による危険が予想される地域に係る港湾及び海上において、海上交通の規制を実施するものとする。

第3 鉄道

- 1 警戒宣言前の段階からの、警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨の情報提供等に係る措置
- 2 警戒宣言前までは、需要に応えるため極力運行を継続する。
- 3 警戒宣言が発せられた場合の運行に関する措置（強化地域内への進入禁止、震度6弱未満の地域においては、安全に運行可能かを判断した上でその対応を明示等）
- 4 規制の結果生ずる滞留旅客等の保護
- 5 市は、関係事業者と連携した滞留旅客の対策を行うものとする。

(1) 名古屋鉄道株式会社の対応

ア 東海地震注意情報発表時

- ・東海地震注意報を受領した時点では、平常通り運行する。
- ・情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。
- ・旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。

- ・地震が発生した場合には、橋上駅は危険である旨を知らせる。
- ・東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。

イ 警戒宣言発令時

- ・強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない場合は、予め定められた最寄の駅に停車し、旅客を安全な場所に誘導する。
- ・強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、予め定めた駅での折り返し運転を行う。
- ・東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の提出等により、旅客に案内する。
- ・強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

第4 バス

東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発令された場合、知多乗合株式会社は、バス、乗客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 発災に備え、初期体制を確立し、速やかに効果的諸活動の運営を期するため、直ちに対策本部を設置する。
- (2) 知多乗合株式会社対策本部長は、直ちに定められた連絡所において乗務員に対して連絡をとり、次の措置を講ずる。

ア 本市内へ進入するバスの乗務員に対して必要な指示を与え、進入を規制する。

イ 本市内を運行中のバスの乗務員に対して乗客に所要の措置をとらせ、直ちに運行を停止する。

第10節 飲料水、通信、ガス、電気、放送関係

実施担当部署	総務部、企画部、都市整備部、消防部
防災関係機関	西日本電信電話株式会社東海支店、東邦ガスネットワーク株式会社 東海事業所、中部電力パワーグリッド株式会社常滑営業所、日本放送協会名古屋放送局、知多メディアネットワーク株式会社

第1 飲料水

水道事業の管理者は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処して十分な飲料水の供給を確保継続するものとする。

実施措置については、次に定めるもののほか、知多市水道事業地震防災応急対策要綱に定める。

1 家庭での確保

- (1) 警戒宣言が発せられたときは、各家庭において飲料水を確保するよう広報する。
- (2) 確保の方法は、ふろおけ、大型バケツ等を利用する。
- (3) 広報の方法は、企画部及び消防部が行う警戒宣言発令の広報に併せて行う。

2 水量の確保

- (1) 配水池等において水量不足にならないよう、愛知県愛知用水水道事務所に対し、給水量の増加を要請する。
- (2) 消防本部は、耐震性貯水槽を点検しておく。

第2 通信

警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、西日本電信電話株式会社東海支店では、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

1 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な伝達

警戒宣言等に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。また、地震防災に関する情報の収集を円滑に行うため、各防災関係機関との連絡担当を明確に定めるものとする。

2 警戒本部等の設置

東海地震注意情報が発表された場合、直ちに準備警戒の措置をとるとともに、警戒本部を設置する。

3 情報等の収集と伝達

警戒本部は、国や地方公共団体から出される指示及び各種情報を受け、また、報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の伝達経路により相互伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震応急対策に反映させる。

4 地震防災応急対策等に関する広報

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、ラジオ・テレビ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

- (1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- (2) 電報の受付け、配達状況
- (3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況
- (4) 西日本電信電話株式会社東海支店における業務実施状況
- (5) 災害用伝言ダイヤルの利用状況
- (6) 利用者に対し協力を要請する事項
- (7) その他必要とする事項

5 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

6 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前から実施する。

7 復旧資機材、車両等の確認と広域応援計画に基づく手配

警戒宣言が発せられた場合、災害復旧に係る組織（対策要員）においては、速やかに地震災害警戒本部に参集する。復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。また、発災後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な次の車両については、あらかじめ緊急輸送用として活用できるよう、事前申請しておくものとする。

- (1) 移動無線車、移動電源車、ポータブル衛星通信支援車
- (2) 災害対策用機器及び応急復旧用復旧資機材運搬用車両
- (3) 工事用車両及び特殊車両
- (4) 広報車その他災害応急復旧対策上必要な車両

8 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設について巡視し、必要な点検を実施するものとする。

9 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。

中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転落防止等の安全措置を講ずるものとする。なお、この場合付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

第3 ガス

東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、東邦ガスネットワーク株式会社東海事業所は次の措置を行う。

1 対策要員の確保

東海地震注意情報が発表された場合には、あらかじめ定める防災要員は自動出社とする。

2 避難等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対しては注意情報が発表された旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

3 製造・供給の調整

警戒宣言が発せられた場合、各工場、供給指令センターにおいて製造・供給の調整を行う。

4 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

5 ガス工作物の巡視、点検及び検査、工事の中断

(1) ガス製造設備

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視、点検を行う。また、緊急でない工事・作業その他の一般業務は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

(2) ガス供給設備

警戒宣言発令があった場合、工事中又は作業中の箇所は、速やかに応急的保安措置を実施して、工事又は作業を中断する。また、防災設備の特別巡視、特別点検を行う。

6 災害対策用資機材等の確保及び整備

本部室長及び各支部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

(1) 取引先、メーカー等からの調達

(2) 本部室及び各支部相互の流用

(3) 他ガス事業者等からの融通

7 安全広報

需要家に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生した時における使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して別に定める広報内容を報道するよう要請する。さらに、地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

第4 電気

中部電力パワーグリッド株式会社は、地震災害予防及び災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

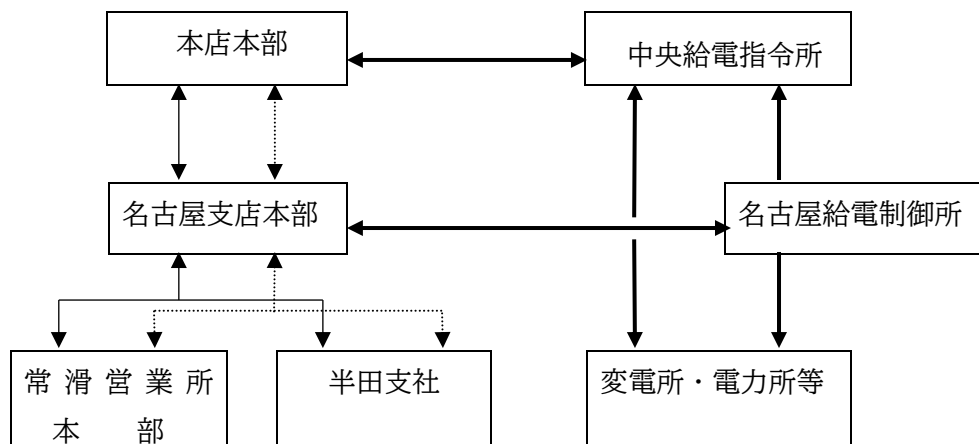
1 地震警戒体制

直ちに「地震警戒体制」を発令し、本店、名古屋支店、常滑営業所及び半田支社に地震災害警戒本部を設置する。

2 情報伝達

警戒宣言及び警戒宣言解除宣言に関する情報伝達経路は、あらかじめ定められた伝達経路及び方法により行う。

(1) 伝達経路



(注) 情報の伝達は、図に示すルートによって行うものとする。

ただし、重要緊急事項については、特に図に示すルートにかかわらず迅速・的確なルートを選んで行うことができる。

ア 「**————→**」は、給電指令ルートを通じて行う気象情報、発送変電設備の停止（被害）及び復旧状況等の臨時的伝達・報告ルートを示す。

イ 「**————▶**」は、対内情報班を通じて行う本部指令、気象情報、動員状況、停止（被害）及び復旧状況等の伝達・報告ルートを示す。

ウ 「**……………▶**」は、各班の組織を通じて行う復旧状況の具体的対策指示及び実施状況等の伝達・報告ルートを示す。

(2) 伝達方法

社内電話、社外電話、移動電話、ファックス等により伝達を行う。

3 電力施設の予防措置

東海地震予知情報に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において地震発生危険に鑑み、作業員の安全に十分配慮する。

(1) 臨時巡視点検

	実施事項
変電所	1 構内臨時巡視（落下物、二次災害発生可能物の排除など） 2 消火設備の点検

(2) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力は、状況に応じて設備保全及び人身安全上の応急措置を次のとおり実施する。

仕掛け工事及び作業中の電力設備における応急安全措施

電力設備		応 急 安 全 措 置
変 電 所		1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強 (2) クレーン、チェンブロック等の解荷、フック固定、安全区域への移動 (3) 転倒又は転がりやすい物品のロープ等による固定、転がり防止のセット、補強柱の固定 (4) 仮設パイプ等の固定 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
送電線路	架 空	1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 状況により、組立中铁塔ボルトの本締、各種支線の補強又は取付 (2) 鉄塔上の資材、工具の撤去又は緊結 (3) 重機類のブーム格納 (4) 工事敷地の立入禁止柵の点検・補強 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
	地 中	1 工事を中止し、バリケード、セイフティコーン、表示テープ等交通安全標識の点検、補強の実施 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
配電線路	架空	1 工事を中止し、建込中の支持物の固定、緊縛等の実施 2 作業電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
	地 中	1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) ケーブルドラム、柱上端末部など移動落下が懸念されるものの固定、緊縛等の実施 (2) バリケード、セイフティコーン、表示テープ等交通安全標識の点検、補強 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止

4 電力の緊急融通

各電力会社と締結した、全国融通電力受給契約及び中部電力株式会社と隣接する各電力会社間で締結された二社融通電力受給契約に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

5 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関及び市のWebサイトを通じて、地震時の具体的な電気的安全措置に関する広報を行う。

第5 放送

日本放送協会名古屋放送局・知多メディアネットワーク株式会社が行う措置
警戒宣言が発せられた場合、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

第11節 生活必需品の確保等

実施担当部署	総務部、環境経済部
防災関係機関	産業経済団体

- 1 警戒宣言が発令された場合、避難対象地区以外の住民は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとし、各自で食糧等生活必需品を確保するよう平常時からこれについて周知徹底に努める。
- 2 警戒宣言が発せられた場合、食糧等生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うものとする。
- 3 生活必需品の高騰、売り惜しみ又は買い占めが起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。
- 4 各家庭においては、警戒宣言発令時には市は食糧を始めとする物資を原則として供給しないこと、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、一週間分以上の飲料水、食糧を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

なお、平常時からこれらの対応についての周知徹底に努める。

第 1 2 節 病院、診療所

防災関係機関	西知多医療厚生組合（公立西知多総合病院）、医療関係団体
--------	-----------------------------

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害者の発生防止、医療機能の維持に努める。

なお、強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

第 1 3 節 小売店舗等

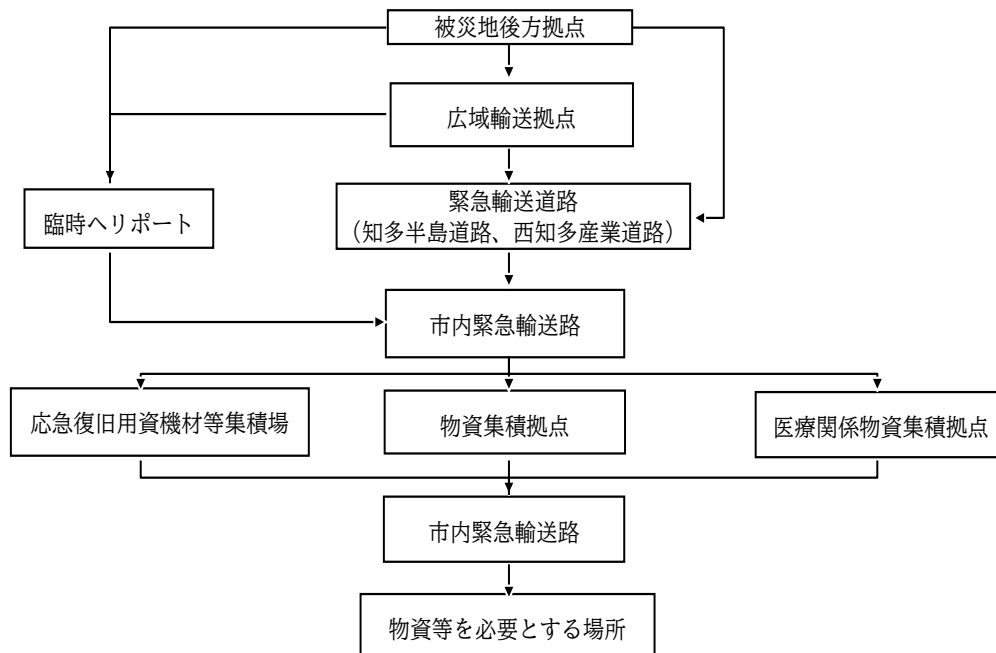
警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の小売店舗等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第 1 4 節 緊急輸送

実施担当部署	総務部、企画部、環境経済部、消防部
防災関係機関	県警戒本部、緊急輸送関係機関

- 1 警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。
 - (1) 地震防災応急対策実施要員
 - (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食糧、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
 - (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材
- 2 緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たっては、輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係機関及び実施機関相互の連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言後の緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、県及び市の警戒本部において調整を行うものとする。

3 本市における緊急輸送ルートは、次のとおりである。



本市における緊急輸送を実施する際の全体の流れ

市内緊急輸送道路（略）「附属資料」参照

4 緊急輸送車両等の確保等

(1) 市及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

緊急輸送に備えて確保すべき車両の数量（略）「附属資料」参照

(2) 市は、輸送手段の確保について、県に対して要請することができる。

5 警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、国の地震災害警戒本部、県の地震災害警戒本部及び市の地震災害警戒本部が行うものとし、現地対策本部が設置された場合は、現地対策本部において行うものとする。

第15節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難場所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者及び滞留旅客に対する具体的な避難誘導及び保護、食糧等の斡旋、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- 1 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- 2 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第 16 節 市が管理又は運営する施設に関する対策

実施担当部署	総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、環境経済部、都市整備部、消防部、教育部
防災関係機関	県公安委員会、知多警察署、知多市建設業協力会等

第 1 道路

- 警戒宣言が発せられた場合に実施する道路管理上の措置は次のとおりである。

警戒宣言が発せられた場合は、交通混雑が予想される。このため、安全班は、これらの事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県公安委員会等が行う交通規制等に対し、混雑緩和のための協力を行うものとする。

また、大震法第 24 条による交通規制が行われた際に、緊急輸送を実施する車両は、緊急輸送車両の確認を受ける。

- 道路管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通の制限、工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの措置の準備的な対応を実施する。緊急点検、巡視の具体的な実施方法及び実施体制については別に定める。

担 当	活 動 内 容
安全班	(1) 知多警察署への交通整理等に対する協力 (2) 自動車利用者への広報
広報班	自動車利用者への広報
土木班	(1) 道路、橋りょうの被災調査体制の確立 (2) 応急復旧工事、道路障害物除去作業の準備 (3) 道路交通規制の準備
知多警察署 安全班	道路交通規制の方針決定及び実施の準備
知多市建設業協力会等	道路障害物除去作業及び応急復旧作業の準備

第 2 河川

- 東海地震予知情報により、津波の発生が予想される場合の河川の管理上の措置は次のとおりである。

河川については、状況に応じ、あらかじめ定められた注意・危険箇所の点検パトロールを実施し、警戒体制をとる。

河川注意箇所（略）「附属資料」参照

- 河川の管理者は、警戒宣言が発せられた場合は直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門及びこう門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。この場合において、内水排除施設等は施設の管理上必要な操

作を行うための非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。

緊急点検、巡視の実施方法及び実施体制については別に定める。

消防部は、河川管理者と協力し危険箇所の巡視を行うものとする。

第3 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

1 一般的事項

(1) 警戒宣言時等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

（庁舎等）

庁舎等への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡素に伝達するとともに、原則として、庁舎等からの退避を促す。

（市民が利用する施設）

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡素に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む）

（庁舎等）

庁舎等への来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎等からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

（市民が利用する施設）

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

(2) その他の措置

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行ない、必要な体制を整えるものとする。

ア 施設の防災点検及び応急補修、設備、備品等の転倒及び落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検、整備と事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピュータシステムなど重要資機材の点検等の体制

各施設の措置状況（略）「附属資料」参照

2 個別事項

- (1) 学校等にあつては、保護を必要とする生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置
- (2) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (3) 施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに定めるものとし、施設の状況に応じて東海地震注意情報が発表された時から具体的な対応方法を定めておく。

第4 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

- 1 警戒本部がおかれる庁舎の管理者は、第3の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (2) 無線通信機等通信手段の確保
 - (3) 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- 2 本計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校、図書館、社会教育施設等の管理者は第3に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事の中断等の措置を構ずるものとする。

第 17 節 他機関に対する応援要請

実施担当部署	総務部、企画部、福祉子ども部、健康文化部、環境経済部、都市整備部、消防部
防災関係機関	知多市消防団（知多市水防団）、 知多市社会福祉協議会、知多市赤十字奉仕団、 知多郡医師会知多市医師団、知多市歯科医師会、知多市薬剤師会、 あいち知多農業協同組合、知多市商工会、知多市建設業協力会、 知多市水道組合、知多市指定給水装置工事業業者、 知多市排水設備工事指定店、知多市交通安全協力団体、 知多市防犯協力団体、知多市危険物安全協会、 知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会、 愛知県LPガス協会知多支部、ボランティア団体、アマチュア無線クラブ、コミュニティ、自主防災組織、駐在員、応急危険度判定士

- 1 市内の防災関係機関として応急対策への協力を要請する組織・団体は、次のとおりである。

組織・団体名	協力を要請する事項
(1) 防災関係団体 知多市消防団（知多市水防団）	(ア) 被害状況等の通報 (イ) 消火活動、水防活動等災害対策活動 (ウ) 市民に対する応急活動の指導
(2) 社会福祉団体 ア 知多市社会福祉協議会 イ 知多市赤十字奉仕団	(ア) 災害ボランティアセンターの開設 (イ) 炊き出し、給水その他救援物資等の配布
(3) 医療関係団体 ア 知多郡医師会知多市医師団 イ 知多市歯科医師会 ウ 知多市薬剤師会	(ア) 医療救護及び助産救護活動 (イ) 歯科医療救護活動 (ウ) 医薬品の確保
(4) 産業経済団体 ア あいち知多農業協同組合 イ 知多市商工会	(ア) 生活必需品の調達、配分 (イ) 産業に関する被害調査
(5) 復旧工事関係団体 ア 知多市建設業協力会 イ 知多市水道組合 ウ 知多市指定給水装置工事業業者 エ 知多市排水設備工事指定店	(ア) 浸水対策活動 (イ) 公共土木施設、都市施設及び農業用施設、水道施設の応急措置 (ウ) その他の施設の応急措置

組織・団体名	協力を要請する事項
(6) 保安関係団体 ア 知多市交通安全協力団体 イ 知多市防犯協力団体 ウ 知多市危険物安全協会 エ 知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会 オ 愛知県LPガス協会中部支部	(ア) 車両及び避難住民の事故防止 (イ) 被災地域の防犯活動 (ウ) 災害の予防と拡大防止
(7) 地域関係団体・情報関係団体等 ア ボランティア団体 イ コミュニティ ウ 自主防災組織 エ 駐在員 オ アマチュア無線クラブ カ 応急危険度判定士	(ア) 異常現象及び災害危険箇所を発見した場合の災害対策本部への通報 (イ) 予警報、その他災害情報の収集、伝達 (ウ) 避難住民の誘導等、住民の避難活動 (エ) 炊き出し、給水、その他救援物資の配布活動 (オ) 被害調査 (カ) 応急復旧活動 (キ) 建築物の危険度判定 (ク) その他災害応急対策業務

2 市が地震防災応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は次のとおりとし、必要がある時は、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

応援協定等（略）「附属資料」参照

3 必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請することができる。

(1) 派遣を要請する事由

(2) 派遣を要請する期間

(3) 派遣を希望する区域

(4) その他参考になるべき事項

ア 派遣を希望する機関の名称

イ 応援を希望する物資、資機材の品名及び数量

ウ 応援を希望する活動及び応急措置の内容

エ 要請責任者の職氏名

オ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類

カ 派遣地への最適経路

キ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその表示など

第18節 市民のとりべき措置

警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

市民は、家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、次に掲げるような措置をとるものとする。

1 家庭においてとりべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、市の指示に従い、指定された避難場所へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行うものとし、その耐震性を十分把握しておくものとする。

なお、各家庭で食糧、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。

- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取り掛かること。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (5) 火の使用は自粛すること（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。
- (6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくこと。
- (8) 身軽で安全な服装（長袖長ズボン）に着替えること（底の厚い靴も用意すること）。
- (9) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- (10) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておくこと。
- (11) 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保するものとする。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛すること。

2 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとること。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (3) 火の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達すること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) 自動車による出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。